

三木町地域防災計画

令和2年7月

目 次

一般対策編.....	1
第1章 総 則.....	1
第1節 目 的	1
第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱.....	3
第2章 災害予防計画.....	12
第1節 治山対策計画	12
第2節 砂防対策計画	14
第3節 河川防災対策計画	18
第4節 ため池等農地防災対策計画	21
第5節 都市防災対策計画	23
第6節 建築物等災害予防計画.....	24
第7節 航空災害予防計画.....	26
第8節 鉄道災害予防計画	27
第9節 道路災害予防計画	28
第10節 原子力災害予防計画.....	30
第11節 危険物等災害予防計画	32
第12節 大規模火災予防計画.....	33
第13節 林野火災予防計画	35
第14節 農林関係災害予防計画	36
第15節 ライフライン等災害予防計画	37
第16節 防災拠点施設等利用計画	38
第17節 防災業務体制整備計画	42
第18節 保健医療救護体制整備計画	45
第19節 緊急輸送体制整備計画	47
第20節 避難体制整備計画	49
第21節 食料、飲料水及び生活物資確保計画	54
第22節 文教災害予防計画	56
第23節 ボランティア活動環境整備計画	58
第24節 要配慮者対策計画	59
第25節 防災訓練実施計画	64
第26節 防災知識等普及計画	66
第27節 自主防災組織育成計画	70
第28節 被災動物の救護体制整備計画	72
第29節 帰宅困難者対策計画	73
第3章 災害応急対策計画.....	75
第1節 活動体制計画	75
第2節 広域的応援計画	83
第3節 自衛隊災害派遣要請計画	87
第4節 気象情報等伝達計画	90
第5節 災害情報収集伝達計画	104
第6節 通信運用計画	108
第7節 広報活動計画	111
第8節 災害救助法適用計画	113
第9節 救急救助計画	115
第10節 医療救護計画	117
第11節 緊急輸送計画	120
第12節 交通確保計画	122

第13節	避難計画	124
第14節	食料供給計画	134
第15節	給水計画	136
第16節	生活必需品等供給計画	137
第17節	防疫及び保健衛生計画	139
第18節	廃棄物処理計画	141
第19節	遺体の搜索、処置及び埋葬計画	143
第20節	住宅応急確保計画	145
第21節	社会秩序維持計画	147
第22節	文教対策計画	148
第23節	公共施設等応急復旧計画	151
第24節	ライフライン等応急復旧計画	153
第25節	農林産関係応急対策計画	156
第26節	ボランティア受入計画	157
第27節	要配慮者応急対策計画	159
第28節	被災動物の救護活動計画	161
第29節	水防等活動計画	162
第30節	航空災害対策計画	164
第31節	鉄道災害対策計画	165
第32節	道路災害対策計画	167
第33節	原子力災害対策計画	169
第34節	危険物等災害対策計画	172
第35節	大規模火災対策計画	175
第36節	林野火災対策計画	176
第4章 災害復旧計画		177
第1節	復旧復興基本計画	177
第2節	公共施設等災害復旧計画	179
第3節	被災者等生活再建支援計画	180
第4節	義援金等受入配分計画	184
地震対策編		185
第1章 総則		185
第1節	目的	185
第2節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	185
第3節	三木町の地勢等の概況	186
第4節	被害想定	189
第5節	地震防災対策の推進	213
第6節	南海トラフ地震の特徴及び対応方針	218
第7節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針	223
第2章 災害予防計画		225
第1節	都市防災対策計画	225
第2節	建築物等災害予防計画	226
第3節	地盤災害等予防計画	229
第4節	火災予防計画	230
第5節	危険物等災害予防計画	232
第6節	公共施設等災害予防計画	233
第7節	ライフライン等災害予防計画	235
第8節	防災拠点施設等利用計画	236
第9節	防災業務体制整備計画	239
第10節	保健医療救護体制整備計画	242

第11節	緊急輸送体制整備計画	244
第12節	避難体制整備計画	246
第13節	食料、飲料水及び生活物資確保計画	250
第14節	文教災害予防計画	252
第15節	ボランティア活動環境整備計画	254
第16節	要配慮者対策計画	255
第17節	防災訓練実施計画	260
第18節	防災知識等普及計画	262
第19節	自主防災組織育成計画	266
第20節	被災動物の救護体制整備計画	269
第21節	帰宅困難者対策計画	270
第22節	業務継続計画（B C P）策定計画	272
第3章 災害応急対策計画		273
第1節	活動体制計画	273
第2節	広域的応援計画	280
第3節	自衛隊災害派遣要請計画	284
第4節	地震情報等伝達計画	287
第5節	災害情報収集伝達計画	291
第6節	通信運用計画	295
第7節	広報活動計画	298
第8節	災害救助法適用計画	300
第9節	救急救助計画	302
第10節	医療救護計画	304
第11節	消防活動計画	307
第12節	緊急輸送計画	309
第13節	交通確保計画	311
第14節	避難計画	313
第15節	食料供給計画	318
第16節	給水計画	320
第17節	生活必需品等供給計画	321
第18節	防疫及び保健衛生計画	323
第19節	廃棄物処理計画	325
第20節	遺体の搜索、処置及び埋葬計画	328
第21節	住宅応急確保計画	330
第22節	社会秩序維持計画	332
第23節	文教対策計画	333
第24節	公共施設等応急復旧計画	336
第25節	ライフライン等応急復旧計画	338
第26節	農林産関係応急対策計画	341
第27節	二次災害防止対策計画	342
第28節	危険物等災害対策計画	344
第29節	ボランティア受入計画	347
第30節	要配慮者応急対策計画	349
第31節	被災動物の救護活動計画	352
第4章 災害復旧計画		353
第1節	復旧復興基本計画	353
第2節	公共施設等災害復旧計画	355
第3節	被災者等生活再建支援計画	356
第4節	義援金等受入配分計画	360

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画	361
第1節 総則	361
第2節 南海トラフ地震に関する情報の種類	362
第3節 南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動	363
第4節 南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ	364
第5節 地域防災力の向上に関する計画	365
第6節 関係者との連携協力の確保	367
第7節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	368
第8節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	371
第9節 防災訓練計画	372
第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	373
第11節 支援・受援体制の整備	376
第12節 広域避難対策	378

一般対策編

第1章 総 則

第1節 目 的

1 計画の目的

本計画は、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、町、県、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の構成

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、三木町防災会議が策定する三木町地域防災計画は、「一般対策編」、「地震対策編」及び「資料編」の3編で構成する。

3 香川県国土強靭化地域計画の目標を踏まえた計画の作成等

国土強靭化基本法（強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靭化基本法）第13条の規定により策定された香川県国土強靭化地域計画は国土強靭化の観点から県における様々な分野の計画等の指針となる、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有している。

このため、この計画の国土強靭化に関する部分は、香川県地域強靭化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえる。

- (1) 県民の命を守る
- (2) 県と地域社会の重要な機能を維持する
- (3) 県民の財産と公共施設の被害を最小化する
- (4) 迅速な復旧・復興を行う
- (5) 四国の防災拠点の機能を果たす

4 他の計画との関係

本計画は、町の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、国の防災基本計画、香川県地域防災計画、防災関係機関が作成する防災業務計画をはじめとして、町の水防計画等との整合を図る。このため、県、県警察、指定地方行政機関その他防災関係機関の活動内容は、香川県地域防災計画に基づくものである。

5 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。また、町は、地域防災計画を香川県防災対策基本条例に規定する施策に沿うものとするとともに、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取組むべき課題を明らかにし、地域防災計画の検討にあたっては、当該課題に配慮する。

6 計画の習熟等

本計画は、災害対策の基本的事項を定めるものであり、町、県及び防災関係機関は平素から

研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、職員行動マニュアル等より具体的な計画等を定め災害対策の推進体制を整える。

7 住民すべてによる防災対策の推進

被害の軽減には、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働により防災対策を実践することが重要である。特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する住民運動を開展しなければならない。

町は、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取組むべき課題を明らかにし、県に対して報告する。また、その内容については、適切な手法により公表する。住民及び防災関係機関等に対しては、香川県防災対策基本条例に規定される県民防災週間を中心として自らの防災対策を定期的に点検し、その対策の一層の充実を図るとともに、防災意識高揚のための活動を行うよう、働きかけるものとする。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び住民の責務

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

(2) 県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

(3) 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、町内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、住民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、関係市町、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるよう努める。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関（内閣府、各省庁などの中央行政機関）及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町、県及び防災関係機関の防災活動に協力する。

(7) 住民

住民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
三木町	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 9 特別警報の住民への周知措置 10 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）及び災害発生情報の発令並びに指定避難所の開設 11 避難行動要支援者の避難支援活動 12 消防、水防その他の応急措置 13 被災者の救助、医療救護その他保護措置 14 被災した児童生徒等の応急教育 15 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施 16 緊急輸送等の確保 17 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 18 災害復旧の実施 19 ボランティア活動の支援 20 その他災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(2) 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整 9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 10 特別警報の市町への周知 11 被災者の救助、救護その他保護措置 12 被災した児童生徒等の応急教育 13 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施 14 緊急輸送等の確保 15 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 16 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置 17 災害復旧の実施 18 ボランティア活動の支援

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	19 その他災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(3) 香川県広域水道企業団

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県広域水道企業団	1 災害時における水道の被害情報の収集及び県及び市町への報告連絡 2 災害時における水道水の供給確保 3 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施

(4) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中國四国管区警察局四国警察支局	1 支局内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整 2 警察庁及び他管区警察局との連携 3 支局内防災関係機関との連携 4 支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 5 警察通信の確保及び統制 6 警察災害派遣隊の運用 7 支局内各県警察への津波警報等の伝達
四国総合通信局	1 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監理 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに電波の監理 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 4 災害時における通信機器、移動電源車の貸出し 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
四国財務局	1 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付 4 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
四国厚生支局	1 (独) 国立病院機構等関係機関との連絡調整
香川労働局	1 産業労働災害防止についての監督指導 2 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速・適正な労災補償の実施 3 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導 4 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保 5 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導 6 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等
中国四国農政局 (香川県拠点)	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況のとりまとめ 5 被災地への営農資材の供給の指導 6 被災地における病害虫防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握 7 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導 8 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付 9 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導
四国森林管理局 (香川森林管理事務所)	1 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施 2 国有保安林の整備保全 3 災害応急対策用木材(国有林)の供給 4 民有林における災害時の応急対策等
四国経済産業局	1 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保 2 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 3 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
中国四国産業保安監督部 四国支部	1 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保 2 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
四国地方整備局 (香川河川国道事務所) (高松港湾空港整備事務所) (緊急災害対策派遣隊 〔T E C - F O R C E ・リエゾン〕)	1 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項 2 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理 3 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導 4 海上の流出油等に対する防除措置 5 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 6 空港の災害復旧 7 緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)等の被災地方公共団体への派遣
四国運輸局	1 輸送機関、その他関係機関との連絡調整 2 陸上及び海上における緊急輸送の確保 3 自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
大阪航空局 (高松空港事務所)	1 空港施設の整備及び点検(管制部門) 2 災害時の飛行規制等とその周知 3 緊急輸送の拠点としての機能確保(管制部門) 4 遭難航空機の捜索及び救助 ※1及び3の業務について管制部門以外は、高松空港(株)に運営委託している。
大阪管区気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(高松地方気象台)	<p>び発表</p> <p>2 気象業務に必要な観測体制の充実並びに、予報・通信等の施設及び設備の整備</p> <p>3 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達、並びに防災関係機関や報道機関を通じた住民への周知</p> <p>4 緊急地震速報に関する利用の心得などの周知・広報</p> <p>5 避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力</p> <p>6 災害の発生が予測されるときや、災害発生時において、気象状況の推移やその予想の解説等</p> <p>7 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>
第六管区海上保安本部 (高松海上保安部)	<p>1 特別警報・警報等の伝達、情報の収集、海難救助等</p> <p>2 災害時における人員及び物資の緊急輸送</p> <p>3 海上における流出油等の防除等、海上交通の安全確保、治安の維持</p> <p>4 航路標識等の整備</p>
中国四国地方環境事務所	<p>1 環境保全上緊急に対応する必要のある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達</p> <p>3 家庭動物の保護等に係る支援</p>
中國四国防衛局	<p>1 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整</p> <p>2 災害時における米軍部隊との連絡調整</p>

(5) 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊 (陸上自衛隊第14旅団)	<p>1 災害派遣の実施</p> <p>(被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支援、炊飯、給水及び入浴の支援、危険物の除去等)</p>

(6) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(独) 水資源機構吉野川本部	1 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施
(独) 国立病院機構 中四国ブロック事務所	<p>1 災害時における（独）国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援</p> <p>2 広域災害における（独）国立病院機構からの災害医療班の</p>

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	<p>派遣、輸送手段の確保の支援</p> <p>3 災害時における（独）国立病院機構の被災情報収集、通報</p> <p>4 （独）国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援</p>
日本郵便株式会社 (三木郵便局)	<p>1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持</p> <p>2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>3 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分</p>
日本赤十字社 香川県支部	<p>1 医療救護</p> <p>2 こころのケア</p> <p>3 救援物資の備蓄及び配分</p> <p>4 血液製剤の供給</p> <p>5 義援金の受付及び配分</p> <p>6 その他応急対応に必要な業務</p>
日本放送協会 高松放送局	<p>1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施</p> <p>2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道</p> <p>3 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力</p>
西日本高速道路(株) 四国支社	1 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
四国旅客鉄道(株)	<p>1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧</p> <p>2 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施</p> <p>3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力</p>
NTT西日本(株)香川支店 KDDI(株)四国支店 (株)NTTドコモ四国支社 NTTコミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株)	<p>1 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧</p> <p>2 災害時における非常緊急通話の確保</p>
日本通運(株)四国支店 四国福山通運(株)高松支店 佐川急便(株)四国支店 ヤマト運輸(株)香川主管支店 四国西濃運輸(株)高松支店	1 災害時における陸上輸送の確保
四国電力(株)	<p>1 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧</p> <p>2 災害時における電力の供給確保</p>
イオングループ (株)セブン・イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリーマート	1 災害時における物資の調達・供給確保

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
㈱セブン&アイ・ホールディングス	

(7) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
高松琴平電気鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 電車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
一般社団法人香川県バス協会	1 災害時における陸上輸送の確保
一般社団法人香川県トラック協会	
㈱四国新聞社 ㈱瀬戸内海放送 西日本放送 山陽放送 岡山放送 ㈱テレビせとうち ㈱エフエム香川	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
一般社団法人香川県医師会	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
公益社団法人香川県看護協会	1 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動 2 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動 3 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
一般社団法人香川県LPG協会	1 LPGガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるLPGガス供給の確保

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
高松市消防局	1 水・火災又は地震等の警戒及び防除 2 救急・救助業務等による人命救助 3 防災訓練等の指導 4 消防気象等の通報
農業協同組合 森林組合	1 関係機関が行う被害調査の協力 2 被災施設等の災害応急対策 3 被災組合員に対する融資等の斡旋
商工理会	1 関係機関が行う被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	2 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
歯科医師会 薬剤師会 医療機関	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
建設業協会	1 被災施設の復旧協力 2 災害復旧用資機材の供給
社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 2 ボランティア活動の体制整備及び支援
社会福祉施設 学校等の管理者	1 災害時における入所者、生徒等の安全の確保 2 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
LPGガス取扱機関	1 LPGガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるLPGガス供給の確保
危険物施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置

(9) 住民

処理すべき事務又は業務の大綱
<p>1 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。</p> <p>2 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時に取るべき行動に関する知識の習得に努める。</p> <p>3 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。</p> <p>4 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。</p> <p>5 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。</p> <p>6 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。</p> <p>7 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。</p> <p>8 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。</p> <p>9 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。</p> <p>10 高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。</p> <p>11 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。</p> <p>12 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また町が避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。</p>

処理すべき事務又は業務の大綱

13 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(10) 自主防災組織

処理すべき事務又は業務の大綱

- | |
|---|
| 1 あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。 |
| 2 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。 |
| 3 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。 |
| 4 避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。 |
| 5 災害時等に地域住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。 |
| 6 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。 |
| 7 地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。 |
| 8 町が行う避難情報等の発令基準や、町と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ町と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。 |
| 9 町、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。 |
| 10 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。 |

(11) 事業者及び災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパー・マーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）

処理すべき事務又は業務の大綱

- | |
|--|
| 1 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。 |
| 2 管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。 |
| 3 町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。 |
| 4 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。 |

第2章 災害予防計画

第1節 治山対策計画

山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全等を図るため、山地治山、防災林整備、水源地域等保安林整備等の県の実施する治山事業に協力し、治山対策を推進する。

主な実施機関	町（総務課、農林課）、県（みどり整備課）
--------	----------------------

1 現況

町内には、崩壊土砂流出危険地区 82箇所、山腹崩壊危険地区 28箇所などの山地災害危険箇所がある。

2 実施内容

（1）治山事業の実施

危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を実施する。

① 町が実施する治山事業

人家の裏山等小規模な山地災害については、補助治山事業として町が防災工事又は復旧工事を実施する。

② 県が実施する治山事業等

- ・ 山地治山総合対策事業
- ・ 予防治山事業
- ・ 水源地域等保安林整備事業
- ・ 森林荒廃地緊急整備事業
- ・ 要配慮者利用施設対策
- ・ 流木災害対策

（2）山地災害危険地区の周知等

町は、県からの山地災害危険地区に関する情報提供に基づき、地域防災計画に記載する。また、町は県と協力して、山地災害防止キャンペーン等の実施を通じ、現地への表示板の設置や広報活動、ハザードマップの作成及び地域住民等への周知を行い、山地災害の未然の防止を図る。

なお、山地災害危険地の周知にあたっては、施設では守り切れない山地災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、住民等と連携した定期点検等を実施することにより普及啓発を図る。

【資料2－1－1 山腹崩壊危険地区】

【資料2－1－2 崩壊土砂流出危険地区】

（3）要配慮者利用施設対策

県は、要配慮者利用施設に係る山地災害危険地区における治山事業を優先的に実施する。

町は県と協力して、山地災害危険地区に関する情報を施設管理者に提供、周知し、山地災害の未然の防止を図る。

第2節 砂防対策計画

集中豪雨等による土石流、がけ崩れ、地すべり等から人命・財産を守るため、県が実施する砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等に協力するとともに、土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の確立など総合的な土砂災害対策を推進する。

なお、本町の土砂災害警戒区域等の指定箇所は、令和元年時点で、258 箇所（うち土砂災害特別警戒区域は 230 箇所）となっている。

主な実施機関	町（総務課、土木建設課）、県（河川砂防課）
--------	-----------------------

1 現況

(1) 砂防事業

町内には、土石流危険渓流が 142 箇所あり、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、順次砂防工事を実施している。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

町内には、急傾斜地崩壊危険箇所（ランク I、II）が 47 箇所あり、その内訳は、自然がけ 40 箇所、人工がけ 7 箇所となっている。危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次崩壊防止工事を実施している。

(3) 地すべり対策事業

町内には、地すべり危険箇所が 1 箇所あり、地すべり発生の危険性が高いと判断された場合には、地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を実施することとしている。

2 実施内容

(1) 防災工事の実施

県は、土砂災害のおそれのある箇所における防災対策として、次の事業を積極的に推進する。

① 砂防事業

② 急傾斜地崩壊対策事業

③ 地すべり対策事業

(2) 砂防指定地等の管理等

県は、土砂災害を予防するため、危険箇所を順次、砂防指定地等に指定し、指定地内における開発等の行為に対し、適正な管理を行う。

(3) 総合的な土砂災害対策

① 土砂災害警戒区域等の周知

町は、県からの土砂災害警戒区域等に関する情報提供に基づき、地域防災計画に記載する。また、町は県と協力して、現地への表示板の設置や広報活動、地域住民等への周知に努める。

【資料2－2－1 急傾斜地崩壊危険箇所】

【資料2－2－2 土石流危険渓流】

【資料2－2－3 地すべり危険箇所】

② 警戒避難体制の確立

町は、次の内容を踏まえて、住民の避難体制の強化のため、県から必要な助言を受け、土砂災害に関する警戒避難体制の整備を図る。

- ・ 警戒又は避難を行うべき基準の運用（土砂災害警戒情報、雨量、前兆現象等）
- ・ 適切な避難方法の周知（避難勧告等の発令対象区域、情報の収集伝達体制）
- ・ ハザードマップ等の作成
- ・ 要配慮者への支援体制の整備
- ・ 適切な指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の選定、周知、運営
- ・ 土砂災害に関する自主的な防災組織の育成
- ・ 防災意識の普及（住民説明会、防災訓練、防災教育などの実施）

③ 情報の収集、伝達体制の確立

県は、雨量などの土砂災害関連情報を提供するための砂防情報システムを適切に運用するとともに、ホームページ等により町及び住民へ警戒情報等を配信する。

町及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象や前兆現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

④ 土砂災害警戒情報の提供

県は、高松地方気象台と共同して、大雨警報（土砂災害）発表中に大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、町が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、防災行政無線等を使用し、町へ情報の提供を行う。

⑤ 避難勧告等の発令基準の設定

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割したうえで、土砂災害に関する危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

⑥ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の適切な管理

県は、土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を図るために、土砂災害警戒区域等について適切に管理する。

町は、土砂災害警戒区域が指定された場合、町地域防災計画において、土砂災害防止法に基づく所定の事項を定めるとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経

路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

⑦ 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施等

県は、地すべりによって重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を町に通知し、あわせて一般住民に周知する。

⑧ 住民に対する普及啓発

町及び県は、土砂災害に関する情報等を住民等に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、施設では守り切れない大洪水、あるいは土砂災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、普及啓発を図るものとする。

(4) 要配慮者利用施設対策

県は、土砂災害警戒区域等に立地している要配慮者利用施設について、人命・財産を保全するため、土砂災害防止事業を積極的に推進する。町は県及び関係機関と協力して、土砂災害に関する情報を施設管理者等に提供、周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、警戒避難体制の確立に努める。

町は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合は、その施設名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報並びに予報及び警報の伝達方法を定める。

また、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。

(5) 土砂災害防止法への対応

① 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害のおそれがある区域について、土砂災害防止法による「土砂災害警戒区域等（以下、警戒区域という。）」に指定、公表するとともに、町に通知する。

【資料2-2-4 土砂災害警戒区域】

② 警戒避難体制の整備及び周知

町は、警戒区域の指定に基づき、当該警戒区域ごとに警戒避難体制の整備に関して必要な事項を定める。

【資料2-2-5 警戒避難体制の整備事項】

【資料2-2-6 土砂災害の避難に関する町と関係住民の段階別対応】

③ 地域住民への周知

町は、町内において警戒区域が指定された場合、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な次の事項を地域住民に周知する。警戒区域の住民は、これらの資料を基に、平時から安全な指定緊急避難場所、指定避難所と避難経路を検討し、緊急時に備えるものとする。

- ・ 土砂災害に関する情報の伝達方法
- ・ 急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地
- ・ 土砂災害ハザードマップ等の公表
- ・ その他必要な事項

④ 土砂災害に対する防災訓練

近年の土砂災害の実態を踏まえ、町、国、県、防災関係機関及び地域住民が一体となって、情報伝達訓練及び避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図る。

⑤ その他必要な事項

町は、県からの土砂災害に関する必要な資料の提供や技術的な支援を受け、警戒区域がある場合、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路、避難経路、その他の円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを配布し、住民への周知を図る。

第3節 河川防災対策計画

洪水等による災害を防止するため、各種河川工事を実施し、維持管理の強化と併せて、水系ごとに一貫した河川改修を推進するとともに、洪水ハザードマップの作成公表などの水防対策を推進する。

主な実施機関	町（総務課、土木建設課）、県（河川砂防課）
--------	-----------------------

1 現況

二級河川は県が管理し、準用河川及び法適用外の普通河川については、町が管理しており、これらの河川のうち、水防上危険度の高い箇所から順次改修事業を実施している。

本町を流れる河川は、南部の高仙山を源流とし町の南部から北部にかけて流れ、高松市を経由して瀬戸内海に注ぐ二級河川新川と、新川の支川として、吉田川、鍛治川、熊川、古川、平尾川、寒国川、氏の宮川、葛ノ尾川等がある。また、町の南部から高松市塩江町に流れこむ二級河川香東川と、香東川の支川として小蓑川、堂ヶ平川がある。

新川の河口から高松琴平電鉄長尾線鉄橋までは、おおむね整備が完了しているが、上流区間においては、平成16年の台風23号による洪水等で浸水被害が生じたことから、県により高松琴平電鉄長尾線鉄橋上流から約3.6kmの平松橋上流までの区間において、河川改修が実施されている。

災害復旧等による河川改修では、新川、吉田川、鍛治川等の上流域において実施されている。

2 実施内容

(1) 河川工事の実施

河川管理者は、河川維持修繕、河川改良等の改修事業の実施、治水施設の設置及び運営の適正化、水防活動拠点の整備を推進する。

① 河川維持修繕

河川管理者は、平常時から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限にとどめるよう堤防の維持、補修、堆積土砂の除去等を行う。

② 河川改修

河川管理者は、河積の拡大や河道の安定のため狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゃんせつ、護岸整備等を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。

③ 治水施設の設置及び運営

河川管理者は、水門等の治水施設等の設置及び運営について、水源より河口まで一貫した観点から適切に行うよう努める。また、運営にあたっては、長寿命化計画の作成・実施等による適切な維持管理に努める。

(2) 水害防止対策の実施

町は、浸水実績図等の資料に基づき、洪水ハザードマップ等を作成し、避難のための措置

を検討する。国土交通省、町及び県は、それぞれの役割分担に応じ、水防法の定めるところにより、水位周知河川の指定、水防警報河川の指定、浸水想定区域の指定があったときは、洪水ハザードマップ等の配布等の事前情報の提供や災害時の情報共有化を行うとともに、住民への分かりやすい水害リスクの提供を行うことにより、住民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動することで、被害を軽減する取組を行う契機となるよう努めるとともに、水防団の育成・強化により水害防止対策を推進する。

① 水位周知河川の指定

県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を「水位周知河川」に指定し、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、その旨を水位又は流量を示して、直ちに水防管理者等に周知するとともに、必要に応じ報道関係機関の協力を求めて、一般に周知する。

② 洪水浸水想定区域等の指定

県は、平成 27 年水防法改正に伴い、水位周知河川に指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、その指定区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、町に通知する。

町は、水位周知河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

なお、現在、本町における河川では、県により新川及び鴨部川が水位周知河川に指定され、当該河川の洪水防ぎよに関する計画の基本となる降雨により作成された浸水想定区域図が公表されている。特に、新川については、九州北部豪雨や平成 30 年 7 月豪雨等の過去に発生した甚大な洪水被害を受け、想定しうる最大の降雨量で見直された。(新川：平成 31 年 3 月 26 日指定、新川流域の 2 日間総雨量 1,006mm の雨量を想定。鴨部川：平成 22 年 5 月 14 日指定、鴨部川流域の 1 日総雨量 387mm の雨量を想定。)

③ 洪水浸水想定区域における避難確保のための措置

町は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所に関する事情、防災訓練として町が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民・滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

また、洪水浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して水位情報等の伝達方法を定め周知する。

浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保

を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。

また、浸水想定区域内の主として高齢者等が利用する施設への洪水予報等の伝達により、警戒避難体制を充実する。

④ 洪水ハザードマップ等の作成

町は、浸水想定区域の指定があったときは、洪水時の避難に必要な事項を住民に周知するため、浸水・氾濫等の情報や、避難場所などを具体的に表記した洪水ハザードマップ等を作成し、地域住民に配布・周知を図る。

⑤ 水防団の育成・強化

町は、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するなど、水防活動の担い手を確保し、その育成及び強化を図る。

(3) 情報の収集・伝達体制の確立

県は、多重無線やテレメータ雨量計、水位計等の観測機器の配備を中心とした水防情報システムの整備等を推進する。

(4) 災害協定等の締結

水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

【資料 2－3－1 河川重要水防区域】

【資料 2－3－2 高堰堤】

【資料 2－3－3 主要水門】

【資料 2－3－4 新川浸水想定区域内の要配慮者施設一覧】

※ 鴨部川浸水想定区域内の要配慮者施設一覧については、対象施設はなし。

【資料 2－3－5 三木町洪水ハザードマップ】

第4節 ため池等農地防災対策計画

農地及び農業用施設の災害発生を未然に防止するため、老朽ため池の整備等を実施し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

主な実施機関	町（農林課）、土地改良区、県（土地改良課）
--------	-----------------------

1 現況

町内には、多くのため池があり、老朽化して整備を要するものも多く、順次ため池整備工事及び維持補修工事を実施している。

町は、平成 26 年 6 月に、決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池 16 箇所（貯水量 10 万 m³以上）について、決壊した場合の浸水想定区域や避難場所、避難経路を示すため池ハザードマップを作成しており、普及啓発を図るものとする。

また、平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえ、新たな防災重点ため池選定基準が設けられ、本町においては令和元年度において 370 箇所の防災重点ため池が選定された。

2 実施内容

(1) ため池整備事業

町、土地改良区等は、老朽化によるため池の決壊等を未然に防止するため、ため池の整備を行う。

(2) 防災重点ため池の優先的実施対策

町は、再選定された防災重点ため池について、ため池マップの公表や緊急連絡体制の整備、浸水想定区域図の作成、ため池防災支援システムの活用等の対策を行い、災害時における被害の軽減に努めるものとする。

(3) 特定農業用ため池の指定

平成 30 年 7 月豪雨等の近年の大規模豪雨等により、多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生していることを踏まえ、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が令和元年 7 月 1 日に施行された。

農業用ため池の所有者や管理者による、ため池情報の県へ届出が必要になるほか、県は、決壊による水害その他の災害により、周辺の区域に被害を及ぼすおそれのある農業用ため池を上記法律による「特定農業用ため池」として指定し、町は特定農業用ため池ハザードマップの作成・周知等により、災害時の円滑な避難を図るものとする。

(4) ため池ハザードマップによる防災意識の向上

町は、県の支援を受けて、決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、決壊したときの浸水想定区域や指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路を示すハザードマップを作成し普及啓発を図ることによって防災意識を向上させ、災害発生時における避難誘導や、住民自らの適切な避難活動の指針として、被害の未然防止及び軽減に努める。

【資料2－4－1　ため池重要水防区域】

第5節 都市防災対策計画

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

主な実施機関	町（土木建設課）、県（都市計画課、建築指導課）
--------	-------------------------

1 町の施設の整備推進

（1）町の計画公園の整備

公園、緑地等は、災害時の重要な避難場所であり、応急救助活動、物資集積等の基地として活用することができる重要な防災施設であるので、その位置等については、地域の状況に応じ計画的に行う。

町は、公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての機能を確保する。

2 町の防災対策の推進

（1）都市計画における防災対策の位置付け

町及び県は、長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市防災に関する方針に基づき、都市計画を定める。

（2）防火用水の確保

災害時には、断水が予想されるので、防火水槽を適宜配置し、防火用水として活用できるように努める。

（3）宅地造成等の規制

県等は、宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域を宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

第6節 建築物等災害予防計画

災害による建築物等の被害を防止し、住民の生命、財産等を保護するため、公共建築物の耐震性を確保するとともに、一般建築物の防災指導等を行い、建築物等の安全確保を図る。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震改修促進計画の策定及び同計画による耐震改修等の推進に努める。

主な実施機関	町（総務課、土木建設課）、県（財産経営課、危機管理課、住宅課、建築指導課、教育委員会）
--------	---

1 公共建築物等の災害予防

町は、震災時において応急対策活動の拠点となる町有施設を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。なお、耐震性の確保にあたっては、数値目標の設定等により、計画的かつ効果的に実施する。

（1）防災上重要建築物の指定

- ・ 防災拠点施設：町役場、出張所、消防署、町防災センター
- ・ 医療救護施設：町防災センター
- ・ 避難収容施設：学校、公民館、その他主要施設

（2）耐震診断・耐震補強工事の実施

防災上重要建築物について、耐震性の確保を図る。また、耐震診断基準に基づく診断の結果、耐震性が不十分と判定された施設については、計画的に耐震補強工事を行う。また、耐震診断の結果等については、ホームページなどを通じ、情報提供を行うよう努める。

（3）建築設備の耐震性確保

防災上重要建築物について、地震発生後も継続してその機能が果たせるよう、重要度に応じて設備の整備に努める。

（4）緑化の推進

災害時の避難場所となる施設周辺の緑化を進めるとともに、外周部についても、耐震、防火効果の高い緑化樹木による生け垣への転換等を図ることにより、避難場所の安全性を確保する。

2 一般建築物等の災害予防

（1）防災知識の普及

町及び県は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。

不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するよう努める。

（2）特殊建築物の防災指導

県は、旅館、ホテル、物品販売店舗等不特定多数の利用者を収容する特殊建築物について、
査察等を通じて、構造、耐力、防火、避難等に関する防災指導を行う。

(3) がけ地近接等の危険住宅の移転の促進

町及び県は、がけ地近接で崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行ふとともに、がけ地近接等危険住宅の移転事業の促進を図る。

(4) 落下物等の防止対策

県は、建築物の窓ガラス、壁、屋根、つり天井等（以下「窓ガラス等」という。）の飛散・落下防止、給湯設備の転倒防止、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

建築物の所有者等は、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その結果に応じて改修等を行うよう努める。

住民は、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努める。

ブロック塀、広告板その他の工作物、給湯設備又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の安全性を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。

3 家具等の転倒防止対策

- (1) 町及び県は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報紙やパンフレットなどにより、住民に対して家具の転倒防止法等の普及啓発に努める。
- (2) 住民、事業所等は、家具を止め金具で固定する等、家具等の転倒防止及び落下防止対策を講ずる。

4 県の実施する災害予防対策

- (1) 県有施設の耐震化事業
- (2) 一般建築物等の耐震改修の促進
- (3) 違反建築物の指導
- (4) 落下物等の防止対策
- (5) 高耐久建築物の建設促進
- (6) 被災建築物の応急危険度及び被災宅地危険度に関する危険度判定士の育成

第7節 航空災害予防計画

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害を防止し、被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

主な実施機関	町（総務課）、高松市消防局、高松空港事務所、高松空港㈱
--------	-----------------------------

1 資機材の整備

町及び関係機関は、搜索、救助・救急、医療及び消火活動を実施するための次の資機材の整備、備蓄を図る。

- (1) 搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等
- (2) 救助工作車、照明車等の車両及び応急措置に必要な救助用資機材
- (3) 化学消防車、消防ポンプ車等消防用資機材
- (4) 応急救護用医薬品、医療資機材

2 高松空港事務所、高松空港㈱の実施する災害予防対策（管制部門）

- (1) 防災体制の整備
- (2) 資機材の整備等
- (3) 防災訓練の実施

【資料2－7－1 高松空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定】

第8節 鉄道災害予防計画

鉄道事故の発生による災害を防止するため、鉄道事業者は、安全施設の整備、防災体制の整備等の対策を実施する。

主な実施機関	四国運輸局、高松琴平電気鉄道(株)
--------	-------------------

1 概要

本町には、高松琴平電気鉄道株式会社の長尾線があり、四国運輸局の指導のもと防災対策を推進している。

2 安全運行の確保

鉄道事業者は、鉄道施設の安全性の確認、環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、定期点検、必要に応じて臨時検査を行う。

3 安全施設等の整備

鉄道事業者は、線路の盛土、法面の改良工事等の補強対策を推進するとともに、道路との立体交差化など安全施設の整備を図る。

4 防災体制の整備

鉄道事業者は、災害発生時における復旧要員等の動員及び防災関係機関との協力応援体制の確立を図るとともに、通信施設の整備充実、復旧用資機材の配置及び整備を行う。また、災害発生時において、迅速かつ的確な防災活動が行えるよう、避難誘導、消火、脱線復旧等の訓練を行うとともに、業務研修等により防災知識の周知徹底を図る。

5 防災訓練の実施

鉄道事業者は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第9節 道路災害予防計画

道路施設の被災等による道路災害の発生防止及び災害時における交通確保のために、道路管理者は、道路施設等の整備、災害時の協力体制の確立等を図る。

主な実施機関	町（土木建設課）、県（道路課）、四国地方整備局、西日本高速道路㈱
--------	----------------------------------

1 道路施設等の整備

道路管理者は、道路災害の予防対策として、次の措置を講じる。

(1) 防災工事・補強工事の実施

次の箇所の防災工事、補強工事を実施する。

- ① 道路の法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について、防災工事等を行う。
- ② 落橋、変形等の被害が予想される道路橋について、橋りょう補強工事等を行うとともに、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することにより、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。
- ③ 主要な道路については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備に努める。
- ④ 覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩壊等が予想されるトンネルについて、補強工事等を行う。
- ⑤ 防災センターの進入路である役場北側古川に架かる橋梁について、早期に点検を実施し、必要な場合は、耐震補強工事等を行う。

(2) 道路標識、道路情報提供施設等の道路施設の補強、整備

(3) 電線共同溝等の整備

(4) 危険物及び障害物の除去に必要な資機材の備蓄

(5) 除雪体制の整備

2 協力体制の確立

道路管理者は、道路施設の被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制の構築、防災関係機関との情報交換、相互応援体制の確立を図る。

3 危険防止のための事前規制

道路管理者は、気象・水象情報、道路情報等の分析により道路の通行が危険であると認められる場合は、通行規制を行う。

特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

【資料2－9－1 異常気象時における道路通行規制基準】

4 防災訓練の実施

道路管理者は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 除雪体制の整備

道路管理者は、集中的な大雪等に対し、道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努めるものとする。また、集中的な大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。

過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、予防的な通行規制区間について他の道路管理者をはじめその他関係機関と協議して設定する。立ち往生車両を速やかに排除するための措置について他の道路管理者をはじめその他関係機関と協議し、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努める。さらに、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努める。

道路管理者は、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。

第10節 原子力災害予防計画

原子力発電所の事故等によって大量に放出される放射性物質又は放射線による被害を防止するため、情報の収集及び連絡体制の整備、広報・相談体制の整備、環境放射線モニタリング体制の整備、農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備、緊急時の保健医療体制の整備等を図る。

主な実施機関	町（総務課）、県、警察、原子力事業者（四国電力㈱、中国電力㈱）、防災 関係機関、香川県広域水道企業団
--------	---

1 概要

本町及び香川県周辺の原子力発電所は、愛媛県にある伊方発電所、島根県にある島根原子力発電所である。それぞれの原子力発電所を運営している原子力事業者は、施設等の安全性の向上や防災訓練の実施を図るなど、原子力災害の発生防止及び拡大防止に努めている。

2 情報の収集及び連絡体制の整備

町は、原子力災害による被害の防止に万全を期すため、県との間において原子力発電所の事故等の正確な情報の収集及び連絡体制の整備を図る。

町、県、警察本部等は、原子力発電所の事故等の正確な情報を、住民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、町、県は、住民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、体制については、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者に十分配慮し、整備を図るものとする。

原子力事業者は、原子力発電所の事故等を把握した場合は、県に対し速やかな連絡を行い、相互に協力のうえ原子力災害に対応できるよう、県との間における情報の連絡体制の整備を図る。

3 環境放射線モニタリング体制の整備

町は、県、国等と平時から緊密な連携を図り、原子力発電所の事故等の発生時における緊急時の環境放射線モニタリングの実施体制の整備に努める。

4 農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備

町、県、水道事業者（香川県広域水道企業団をいう。以下同じ。）、農林水産業関係者等は、原子力発電所の事故等の発生時における農作物・飲食物・水道水等の出荷・摂取に関する注意喚起や出荷・摂取制限等の措置に関する情報提供等を迅速に行うため、連絡体制の整備に努める。

5 緊急時の保健医療体制の整備

町は、県、国、保健医療機関と連携し、住民等に対する健康相談や身体汚染検査及び除染の実施等が可能な緊急時の保健医療体制の整備に努める。

6 広域的な応援体制の整備

町及び県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退城時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。

7 知識の普及啓発

町、県、原子力事業者は、原子力災害の特殊性を考慮し、住民に対して、平常時から原子力災害に関する知識の普及啓発を図る。

第11節 危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の強化等を図る。

主な実施機関	町（総務課）、高松市消防局、県（危機管理課、薬務感染症対策課）、中国四国産業保安監督部四国支部
--------	---

1 施設の安全性の確保

町、高松市消防局、中国四国産業保安監督部四国支部及び県は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

（1）保安検査等

危険物関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。

（2）自主保安体制の整備促進のための指導

事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。

（3）講習会等の実施

事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図る。

2 資機材の整備等

町及び高松市消防局は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努める。また、事業所に対して、化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導する。

3 防災訓練の実施

町は、県、高松市消防局及び関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 防災知識の普及

町は県、高松市消防局及び関係機関と協力して、住民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所・指定避難所での行動等防災知識の普及啓発を図る。

【資料2-10-1 危険物施設】

【資料2-10-2 高圧ガス関係事業所】

【資料2-10-3 火薬類関係営業所】

【資料2-10-4 毒物劇物営業者】

第12節 大規模火災予防計画

火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害の発生を未然に防止し、また、発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

主な実施機関	町（総務課、土木建設課）、消防団、高松市消防局、県（危機管理課）
--------	----------------------------------

1 災害に強いまちの形成

町及び県は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、公園緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図る。また、高層建築物、医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

2 火災に対する建築物の安全化

町、県、高松市消防局、関係機関及び事業者は、火災に対する建築物の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 多数の人が出入りする事業所等について、法令に適合した消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。
- (2) 事業所等について、防火管理者及び防災管理者を適正に選任するとともに、消防計画の作成や消火、通報及び避難訓練を行うなど、防災管理体制の充実を図る。
- (3) 事業所等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底、不燃性材料等の使用、店舗等における火気の使用制限等により火災安全対策の充実を図る。

3 消火活動体制の整備

町は、大規模な火事に備え、消火栓だけでなく、耐震性防火水槽の整備、ため池、河川等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から高松市消防局、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努めるとともに、消防ポンプ車等消防用資機材の整備促進に努める。

4 防災訓練の実施

町は、県、関係機関、関係事業者等と連携して、大規模な火災の発生を想定し、より実践的な消火、救助等の訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災意識の啓発

町は、県と協力して、全国火災予防運動、防災週間、文化財防火デー等を通じ、住民に対し

て、大規模な火災の被害想定を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓発を図る。

第13節 林野火災予防計画

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

主な実施機関	町（総務課、農林課）、高松市消防局、県（危機管理課、みどり整備課）
--------	-----------------------------------

1 消防施設等の整備

町、県、高松市消防局及び関係機関は、消防施設等の整備を図るため、次の措置を講じる。

- (1) 防火線の役割をはたすとともに、消火活動に必要となる林道の整備を図る。
- (2) 林野火災の発生に備え、可搬式消防ポンプ等の消防用資機材の整備を図る。
- (3) 防火標識板等の火災予防施設や簡易防火用水等の初期消火用施設などの配備を促進する。

2 協力体制の整備

林野火災の予防、消火活動は、林業関係者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に消火活動には隣接する市町消防機関の相互協力によることが多いため、町は、これらの関係機関、団体等との協力体制の整備充実を図る。

3 森林所有（管理）者に対する指導

町は、森林所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の管理、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに対しては、森林法に基づいて実施し、消防機関等と十分に連絡をとり、安全を期するよう指導する。

4 防災訓練の実施

町は、県、関係機関と連携して、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ活動体制等の改善を行う。

5 防災意識の啓発

町は、県と協力して、林野火災の多発する時期に、山火事予防期間等を設定し、航空機、横断幕、立看板、広報紙、ポスター等有効な手段を通じ、住民の林野火災予防意識の啓発に努める。

第14節 農林関係災害予防計画

風水害等による農林関係の被害の防止及び軽減を図るため、災害予防に関する技術指導等必要な対策を推進する。

主な実施機関	町（農林課）、県（みどり整備課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課）
--------	------------------------------------

1 農作物対策

町及び県は、農作物が強風や豪雨などにより大きな被害を受けることが予測される場合には、防風や排水などの技術対策を事前に農家や農業団体に周知し、被害が軽減できるよう指導を行う。

また、災害後は、病害虫の異常発生などによる二次的な農作物被害の発生を防止するため、的確な防除指導や農薬の確保に努める。

2 園芸等施設対策

町及び県は、風害、雪害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら園芸等の施設の維持、補強に努める。

3 畜産業対策

町及び県は、災害に対する技術指導に努めるとともに、災害時の家畜伝染病の発生に備え防疫体制の確立に努める。

4 林業対策

町及び県は、風水害等の災害に強い森林整備を図るため、森林の状況に応じた適時適切な保育、間伐の実施等の指導を行う。

第15節 ライフライン等災害予防計画

災害による電気、電話、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、各施設毎に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に関する情報等を活用し、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

主な実施機関	町（環境下水道課）、県（下水道課）、香川県広域水道企業団、四国電力㈱、四国電力送配電㈱、NTT西日本㈱香川支店、㈱NTTドコモ四国支社
--------	---

1 電気施設

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、各設備毎に安全化対策を十分行うとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

2 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

3 水道施設

水道事業者は、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全強化、送水ルートのループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図る。

4 下水道施設

町は、下水道施設について、災害による施設の損傷を最小限にとどめ、住民の衛生的な生活環境を確保するため、施設の安全強化、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

また、業界団体等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。

第16節 防災拠点施設等利用計画

本町では、災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう防災緊急避難施設や気象等観測、水防、消防、通信などの防災拠点施設・設備等を整備している。

主な実施機関	町（総務課、環境下水道課、土木建設課）、高松市消防局、県（危機管理課、道路課、河川砂防課）、
--------	--

1 三木町防災センター

平成28年4月に、本町の防災拠点として「三木町防災センター」が供用開始した。

1階には環境下水道課、土木建設課、町社会福祉協議会、ボランティアセンター及び緊急時炊き出し用に厨房設備を整備した。

2階には、災害時に災害対策本部室、応急救護室、要配慮者避難所及び応援機関の待機所となる大小5つの研修室、医薬品備蓄倉庫等を整備した。

3階には約200人収容可能な大ホール、防災備蓄倉庫等があり、今後発生が予測される大規模災害等における災害応急活動の拠点として整備した。

平常時には自主防災組織等の住民の防災意識高揚のため、防災に関する研修・訓練の場とし、また、地域住民のボランティア・コミュニティ活動の拠点等にも活用し、災害時には「人」「もの」「情報」を一元化した防災活動の拠点として機能する施設となっている。

(1) 施設の概要

項目	内 容	
1 位置	木田郡三木町大字水上310番地	
2 構造・規模	鉄筋コンクリート造 3階建て 延床面積1,981.08 m ²	
3 機能	1階 環境下水道課、土木建設課、社会福祉協議会、ボランティアセンター、エントランスホール、食堂・厨房 2階 応急救護室、防災講習用視聴覚室、和室、医薬品備蓄倉庫、要配慮者台帳保管室 3階 多目的ホール、シャワールーム、食料等備蓄倉庫	
4 機械設備		
①電気設備 (発電機)	防災拠点として機能するために、電灯（主に照明・コンセント）負荷の37.5%程度と給水ポンプ等の動力負荷に必要な分の発電機を設置した。また、発電機の燃料を備蓄するために、3日分の燃料として、約2,850リットルの燃料タンク（油庫）を整備した。	
②電気設備（太陽光発電設備）	非常用発電機を補完する設備として太陽光発電設備を設置した。導入する太陽光発電設備は防災対応型とし、蓄電池を備え、停電時でも電力供給が可能なシステムを備えたものとした。	
③給水設備 (72時間分)	防災拠点・避難施設に利用することを考慮して、災害発生から72時間分の水を確保する。備蓄倉庫には想定人数×3.0L/日（1.5～	

項目	内 容
の水の確保)	2.0L/日が飲料水) の水を確保する必要があり、想定人数を超えた場合、あるいは炊き出しのための水を確保する必要があることを考慮し、給水方式を高架水槽方式とした。
④井水の利用	敷地内に手押しポンプ式の井戸を設置し、災害時の雑用水として使用することが可能である。
⑤防災便所の設置	敷地内に汲みとり型の防災トイレを設置した。敷地内に埋設し、地上面にはマンホールの蓋だけ出ている状態で、そこに簡易便器、テントを設置して使用する。
⑥空調設備	プロパンガスを動力源とした、ガスヒートポンプ方式の空調設備とした。災害時には、プロパンガスを他の燃料としても転用することができる。

2 気象観測施設等

町、県及び関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な観測施設・設備を整備している。

3 水防施設等

町は、重要水防区域、危険箇所等について、具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備している。

4 消防施設等

- (1) 町及び高松市消防局は、消防ポンプ車等の消防用車両、消火栓、耐震性防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。
- (2) 町及び高松市消防局は、救助・救急活動のため、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (3) 町は、デジタル化した消防救急無線を活用し、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の高度化を図る。

5 通信施設等

- (1) 町、県及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関する、次の措置を講じる。
 - ① 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、町・県防災行政無線や県防災情報システムなどを活用し、地域、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
 - ② 情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、令和2年度末を目指とした防災行政無線(同

報系・移動系) のデジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。

また、防災行政無線(同報系)においては、確実な電波伝搬のため、中継局を新設し、放送が聞こえにくい地域を解消するため、屋外拡声子局の新設、長距離伝導型スピーカーの採用、商用電源喪失時においても 72 時間の継続運用を確保するための内蔵蓄電池の整備等を図る。

防災行政無線(移動系)においても、消防団との良好な通信環境の確保のため中継局を新設するほか、防災専用電波を使用した災害対策本部への画像伝送可能なファイル伝送装置等を整備する。

- ③ 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。
 - ④ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信確保に関する対策の推進を図る。
 - ⑤ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、町、県、高松市消防局等を通じた一体的な整備を図る。
 - ⑥ 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。
 - ⑦ 災害時に有効な、携帯電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。
 - ⑧ 地域衛星通信ネットワークと町防災行政無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。
 - ⑨ 衛星携帯電話の整備の推進に努める。
- (2) 町は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても災害情報等を速やかに伝達するため、防災行政無線等の整備を推進する。特に、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備に努める。

6 その他施設等

- (1) 町及び県は、災害応急対策に必要な各種資機材について、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄する。
- (2) 道路管理者、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧を行うため、必要な資機材を備蓄する。

【資料 2－15－1 雨量観測所】

【資料 2－15－2 水位観測所】

【資料 2－15－3 水防倉庫等一覧】

【資料2－15－4 消防団現勢】

【資料2－15－5 消防水利の現況】

【資料2－15－6 香川県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）回線構成図】

【資料2－15－7 町防災無線通信施設】

第17節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者等との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

主な実施機関	町（総務課）、県（危機管理課、情報政策課）、防災関係機関
--------	------------------------------

1 職員の体制

町、県及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、迅速な安否確認等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。特に、初動期の体制強化を図るため、初動期の災害応急対策に必要不可欠な職員については、居住地の考慮など参集を容易にするための措置を検討する。また、必要に応じて、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。

町及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等の活用により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておくものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。
- (2) 町及び県は、町長と知事とのホットラインによる緊急連絡体制を構築する。また、町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- (3) 町及び県は、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる体制を整備する。
- (4) 町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、

応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

- (5) 警察本部は、災害警備部隊の実践的な訓練等を通じて、緊急かつ迅速な救助体制の整備を図る。
- (6) 町は、近隣市及び県内市町と消防の応援協定を締結し、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

3 民間事業者との連携

町及び県は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。

4 業務体制の構築

町は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

5 防災中枢機能等の確保、充実

町、県及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び浸水対策等の強化と、災害に対する安全性の確保に努める。また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないよう、電気事業者と災害時における電力の優先供給先の調整を行うほか、非常用電源の運転や公用車両等に必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保を図る。

6 基幹情報システムの安全対策

町は、自らが管理する情報システムの耐震化等の安全対策を実施する。

7 広域防災活動体制の整備

町及び県は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要となる活動拠点について、関係機関との調整のうえ、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。

8 複合災害への対応

- (1) 町、県及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それら

の影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象) の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

- (2) 町、県及び防災関係機関は複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応にあたる要員、資機材等の望ましい配分ができる可能性に留意したうえで、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (3) 町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて、発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。

【資料2－16－1 香川県消防相互応援協定】

【資料2－16－2 香川県防災ヘリコプター応援協定】

【資料2－16－3 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

【資料2－16－4 応援協定】

第18節 保健医療救護体制整備計画

災害時において迅速な保健医療活動を行い人命の安全を確保するため、救護所の設置、医療救護班の編成、医薬品等の確保など保健医療救護体制の整備を図る。

主な実施機関	町（住民健康課）、県（健康福祉総務課、医務国保課、薬務感染症対策課）、（独）国立病院機構、日本赤十字社香川県支部
--------	--

1 初期医療体制の整備

- (1) 町は、救護所の設置、救護班の編成、出動等に関する体制を整備するとともに、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などの自主救護体制の確立を図る。
- (2) 関係機関は、町の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム（D M A T）や広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに、災害医療コーディネーターも参加する実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。
- (3) 町は、町域において災害時に上記（1）、（2）が十分効力を発するよう町医療救護計画を別に定めるものとする。

【高松地区のD M A T指定病院】

番号	施設名	病床数	チーム数	所在地	電話番号
1	香川大学医学部附属病院	613	7	三木町池戸 1750-1	087-898-5111
2	県立中央病院	533	6	高松市朝日町1-2-1	087-811-3333
3	高松赤十字病院	576	6	高松市番町4-1-3	087-831-7101
4	高松市立みんなの病院	305	2	高松市仏生山町甲 847-1	087-813-7171

チームは、医師、看護師、業務調整員で構成

2 後方医療体制等の整備

- (1) 町及び県は、救護所における救護班で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。

【高松地区の広域救護病院】

番号	施設名	病床数	所在地	電話番号
1	高松医療センター	240	高松市新田町乙8	087-841-2146
2	国立療養所大島青松園	100	高松市庵治町6034-1	087-871-3131
3	香川大学医学部附属病院	613	三木町池戸 1750-1	087-898-5111
4	県立中央病院	533	高松市朝日町1-2-1	087-811-3333
5	かがわ総合リハビリテーション病院	184	高松市田村町1114	087-867-6008
6	高松市立みんなの病院	305	高松市仏生山町甲 847-1	087-813-7171
7	高松市民病院塩江分院	87	高松市塩江町安原上東 99-1	087-893-0031

番号	施設名	病床数	所在地	電話番号
8	高松赤十字病院	576	高松市番町4-1-3	087-831-7101
9	香川県済生会病院	198	高松市多肥上町1331-1	087-868-1551
10	屋島総合病院	279	高松市屋島西町2015-17	087-841-9141
11	りつりん病院	199	高松市栗林町3-5-9	087-862-3171
12	高松病院	179	高松市天神前4-18	087-861-3261

(2) 災害拠点病院に指定された医療機関は、県に協力して病院の施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。

【高松地区の災害拠点病院】

番号	施設名	病床数	所在地	電話番号
1	香川大学医学部附属病院	613	三木町池戸1750-1	087-898-5111
2	県立中央病院	533	高松市朝日町1-2-1	087-811-3333
3	高松赤十字病院	576	高松市番町4-1-3	087-831-7101
4	高松市立みんなの病院	305	高松市仏生山町甲847-1	087-813-7171

3 医薬品等の確保

- (1) 町は、県と協力して、救護班及び後方医療機関の行う医療活動のため必要な医薬品、医療資機材、血液等を確保するため、備蓄、調達、供給等の体制の整備を図る。
- (2) 被害の軽微な地区においては住民の献血が促進されるように、町は、広報紙、パンフレット等の配布、町のホームページの活用等により、住民に対して災害時の献血活動について普及啓発を行う。
- (3) 住民は、軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品等を準備する。

4 広域的医療体制の整備

町は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、他市町から医療協力を得るため、地域と連携した医療救護班等の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、医療救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について検討する。

5 ライフラインの確保

町及び県は、保健医療救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

【資料2－17－1 大災害時の医療救護体制】

【資料2－17－2 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図】

【資料2－17－3 香川県医療救護計画】

【資料2－17－4 災害時における医療救護活動に関する協定書】

第19節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

主な実施機関	町（総務課、土木建設課）、県（危機管理課、道路課、港湾課）、四国地方整備局、西日本高速道路株
--------	--

1 緊急輸送路の指定等

県は、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定し、町及び県は、その周知に努める。また、これらの施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理している。

（1）道路

- ① 第1次輸送確保路線：広域的な輸送に必要な主要幹線道路
- ② 第2次輸送確保路線：町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路
- ③ 第3次輸送確保路線：第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路

県が指定した緊急輸送路のうち町内を通る路線は、次のとおりである。

【町内の輸送確保路線】

区分	種別	路線名	区間
第1次	高速自動車国道	自動車専用道路（高松東道路）	三木町～さぬき市津田町鶴羽
	国道	国道11号	高松市上天神町～三木町
		国道193号	高松市上天神町～三木町
	県道	県道高松長尾大内線	高松市春日町～東かがわ市町田
第2次	県道	三木綾川線	三木町下高岡～綾川町陶（全線）
		三木牟礼線	三木町氷上～高松市牟礼町
		小蓑前田東線	三木町池戸
	町道	高松東ファクトリーパーク1号線	三木町井上
		中谷線	三木町井上
		北地中谷線	三木町井上
		池戸井戸線	三木町平木
第3次	国道	国道377号	東かがわ市西山～三木町奥山

2 物資輸送体制の整備

町は、二次（地域）物資拠点から各避難所までの物資の輸送体制を整備する。

3 道路交通管理体制の整備

- （1）道路管理者及び警察本部は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐震性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。

(2) 道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

4 民間事業者との連携

(1) 町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。

(2) 町は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

4 緊急通行車両の事前届出

町は、災害時における確認手続きの効率化を図り、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、町有車両については緊急通行車両の事前届出を行う。

5 臨時ヘリポート予定地

県防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場は、次のとおりである。

【県防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場】

名称	場所	所在地	管理者	連絡先	座標	備考
三木町総合運動公園	西グラウンド	三木町上高岡2544-3	三木町	087-891-3300	N34° 14' 08" E134° 08' 31"	1, 2
香川大学医学部附属病院	香川大学医学部附属病院ヘリポート	三木町池戸1750-1	国立大学法人 香川大学 (医学部)	087-898-5111	N34° 17' 29" E134° 07' 34"	2, 3

*1 高松空港特別管制区内

*2 全国航空消防防災協議会届出の多数機離着陸可能な場外

*3 臓器搬送等に係る場外

【資料 2－18－1 緊急輸送路図】

【資料 2－18－2 緊急通行車両の標章及び確認証明書】

第20節 避難体制整備計画

家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保並びに避難勧告基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

主な実施機関	町（総務課、政策課、福祉介護課）、県（危機管理課、河川砂防課、教育委員会）
--------	---------------------------------------

1 指定緊急避難場所の指定、整備

町は、公園、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性に配慮し、災害の危険が切迫した緊急時における住民等の安全な避難先を確保するため、洪水等の災害種別に応じて、災害の危険が及ばない場所又は施設を、管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておく。

町は、指定緊急避難場所を指定するにあたり、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所又は指定避難所を近隣市町に設ける。

町及び県は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自治会、町内会等の地域コミュニティで担う等、円滑な避難活動を促進する。

2 指定避難所の指定、整備

(1) 町は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、災害に対する安全性を考慮して、あらかじめ公民館、学校等公共的施設等について、その管理者の同意を得たうえで、被災者が避難生活を送るための指定避難所として指定するものとし、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

町は、指定避難所を選定するにあたり、被災者を滞在させるために、必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

町は、主として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。指定緊急避難場

所を兼ねる指定避難所については、特定の災害では当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知することに努める。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等と調整を行う。

町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(2) 避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。

- ・ 貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド
- ・ 非常用電源
- ・ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器
- ・ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備

また、避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

【資料 2－19－1 避難所一覧】

3 避難路の選定

町は、避難路については、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、複数ルートを選定する。

4 指定緊急避難場所等の明示

町は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であるかを明示するよう努める。

町は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努める。

5 避難勧告基準等の策定

災害時に適切な避難が行えるよう、土砂災害警戒情報やかがわ防災 Web ポータルの土砂災害警戒状況図、気象状況等を総合的に判断し、洪水や土砂災害に関する避難情報を発令する。町は、避難情報を発令した場合は、広報車、電話、緊急速報メール、防災行政無線、戸別受信機、三木町防災行政メール等により、住民に情報伝達する。

町は、避難勧告又は避難指示（緊急）の発令基準及び伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておく。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、河川洪水とため池氾濫の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。特に、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する基準や伝達内容・方法については、国により示されたガイドラインを参考に、必要に応じて見直し等を行う。

町は、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する際、国又は県に必要な助言を求めるができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

さらに、町は、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、特に高齢者等の避難行動に時間をする避難行動要支援者等に対して、その避難支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始を求める避難準備・高齢者等避難開始、また既に災害が発生している状況であり、命を守るために最善の行動を促す災害発生情報の発令基準の設定を図るものとする。

【資料 2－19－2 避難勧告等発令関係】

6 避難に関する広報

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、避難方法、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）及び災害発生情報の意味合い、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報紙や防災マップ等の配布、町のホームページの活用、防災訓練の実施等を通じて、住民に周知徹底を図る。

また、避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し、整備に努める。なお、避難勧告等については、県防災情報システム及び三木町防災行政メールによるメール配信並びに防災行政無線と連動した戸別受信機による放送を重要な伝達手段と位置づけ、住民に対しては事前にメール配信希望の登録及び戸別受信機の利用を積極的に呼びかける。

さらに、指定避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努める。

また、町外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努める。

7 避難計画の策定

町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成し、当該避難計画には、町が行う避難準備・高齢者等避難開始等の発令等の基準、指定緊急避難場所及び指定避難所その他避難のために必要な事項を定める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」等の安全確保措置を講ずべきことを促すことにも留意する。

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成する。

また、町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を住民に周

知する。

8 避難所運営マニュアルの作成

町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に避難所運営に関与する体制へ早期に移行することを基本とする、全体的な考え方としての避難所運営マニュアルの作成に努める。

また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、町、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努めるものとする。

なお、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。住民等への知識等の普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営することが望ましいことについて啓発に努める。

9 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期する。

10 要配慮者への対応

町は、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

11 帰宅困難者への対応

町は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

12 児童生徒等への対応

町及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

13 土砂災害対策

町は土砂災害警戒区域内等に高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上配慮を要する者

が利用する要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報として、土砂災害警戒情報、避難勧告、避難指示（緊急）等を防災行政無線、戸別受信機、FAX、電話等で伝達するものとする。

また、土砂災害に対する必要な事項を住民に周知させるため、土砂災害警戒区域、並びにこれら区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する情報を記載した印刷物の配布やその他の必要な措置を講じる。

また、土砂災害警戒区域内にあり、町地域防災計画に名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成し、この計画を町に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施する。

14 河川災害対策

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者等は避難確保計画を、大規模工場の所有者等は浸水防止計画を作成し、この計画を町に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

15 孤立地域への対応

町は、孤立のおそれがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

第21節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

主な実施機関	町（総務課）、県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課）、（公社）日本水道協会香川県支部、香川県広域水道企業団
--------	--

1 食料の確保

- (1) 町及び県は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮をする避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
県は、米穀について、農林水産省の災害救助用米穀の供給制度を活用し、確保する。
- (2) 町及び県は、その他の食料についても、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達体制の整備を図る。
- (3) 町及び県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。
- (4) 町は、「三木町緊急物資備蓄マニュアル」を作成し、乳児のミルクや幼児の離乳食の確保を含めた調達体制の整備を図る。

2 飲料水の確保

- (1) 水道事業者は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保等を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。
- (2) 町及び県は、災害時に提供可能な飲料水の在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- (3) 町及び県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

3 生活物資の確保

町は、被害を想定し、外部支援の時期等も踏まえて、生活物資の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。

なお、生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

4 住民による備蓄

(1) 食料等の備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、災害時に備え、食料や飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）等の家庭備蓄を最低でも3日分、できれば1週間分程度備蓄するように努める。また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

(2) 住民に対する普及啓発

町は、広報紙、パンフレット等の配布、町のホームページの活用等により、住民に対し、災害に備えた食料等の備蓄について、普及啓発を行う。

5 物資の集積拠点の指定

町は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等（医薬品等を含む。）の受入、一時保管、仕分け及び各避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次（地域）物資拠点としてあらかじめ指定しておく。

第22節 文教災害予防計画

学校等の児童生徒等、教職員等の生命、身体の安全を図り、文教施設及び設備を災害から守るために、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備等の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

主な実施機関	町（教育総務課、生涯学習課）、県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）、学校
--------	--

1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、町又は県の指導により、次の措置を講じる。

(1) 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、地震・津波に関する防災体制の整備状況を定期的に確認する。

さらに、指定避難所に指定されている学校については、町関係部局と連携し、指定避難所開設時の協力体制の確立に努める。

(2) 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力のもと、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など防災教育の充実に努める。

(3) 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

(4) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

(5) 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

2 文教施設・設備の点検、整備

町及び県は、文教施設、設備を災害から守るため、定期的に点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施

設、設備の補修、補強等に必要な資機材の整備に努める。

3 文化財の保護

町及び県は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、火災報知器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

【資料 2—2 1—1 町内の文化財】

第23節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

町は、災害時ボランティア活動の主体となる町社会福祉協議会及び日本赤十字社等が平常時に行う環境整備を支援する。

主な実施機関	町（福祉介護課）、社会福祉協議会、県（男女参画・県民活動課、危機管理課、健康福祉総務課）、日本赤十字社香川県支部
--------	--

1 協力体制の確立

町は、香川県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、県、日本赤十字社香川県支部、N P O・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の確立に努める。

2 ボランティア活動の啓発等

- (1) 町は、県及び関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。
- (2) 町は、香川県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、N P O・ボランティア等との連携により、災害時のボランティア活動の受入や調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やN P O・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

3 防災ボランティアの登録等

町は、日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協議する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

第24節 要配慮者対策計画

高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、外国人等の要配慮者に対して、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

主な実施機関	町（総務課、住民健康課、こども課、福祉介護課、地域包括支援センター、人権推進課）、県（知事公室国際課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課、観光振興課、東讃保健福祉事務所、精神保健福祉センター）、社会福祉施設等の管理者
--------	---

1 社会福祉施設等入所者の対策

町は、県と連携のもと、被災者の救出や受入の調整が迅速に行えるよう、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用した体制の整備に努める。

社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。また、次の措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
- (2) 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び指定緊急避難場所・指定避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。
- (3) 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
- (4) 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による利用者の他施設への移送、収容などについての施設相互間の応援協力体制や、県、町、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。
- (5) 要配慮者からの情報提供
高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となる者は、町、自主防災組織等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

2 在宅の避難行動要支援者の対策

- (1) 町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものを「避難行動要支援者」として把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、町は、

県の助言を受け、地域の実情に応じた要配慮者支援対策を推進するため、避難行動要支援者の避難支援プランを整備・活用する。また、避難行動要支援者の避難支援計画及び避難行動要支援者名簿を整備、更新するとともに、災害時に効果的に利用することで適切な援護を行う。特に、避難行動要支援者名簿については、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。具体的な手順については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ実施する。また、避難支援に係る細目的な事項については、全体計画に定める。さらに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

① 避難行動要支援者の範囲

- ア 65歳以上の世帯に属する者のうち、自力避難ができない者
- イ 65歳以上の一人暮らしの者で、自力避難ができない者
- ウ 身体障がい者手帳1・2級を所持する者
- エ 療育手帳○A、Aを所持する知的障がい者
- オ 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する者
- カ 要介護認定3以上の者
- キ 難病患者のうち自力避難ができない者
- ク その他、特に町長が避難行動に支援が必要と認めた者

② 避難支援等関係者

- ア 自治会
- イ 自主防災組織
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 消防団
- オ 社会福祉協議会などの関係機関団体
- カ 高松東警察署
- キ 高松市消防局

③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- ア 住民基本台帳
- イ 住民健康課より提供
- ウ 福祉介護課より提供
- エ 県福祉部局に提供依頼
- オ 社会福祉協議会に提供依頼
- カ 手上げ方式（要支援者の範囲外の者）

④ 名簿の更新に関する事項

- ア 住民基本台帳（必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないことに留意する。）
- イ 避難支援等関係者による名簿の確認（転居や入院により避難行動要支援者名簿から

- 削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する)
- ウ 関係機関からの情報提供（例としては、社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを探した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。）
- ※ なお、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。
- ⑤ 名簿の情報の提供に際し、情報の漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講じる措置
- ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ提供する。
- なお、発災時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うことに留意する。
- イ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- ウ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- エ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- キ 名簿情報の取扱状況を報告させる。
- ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。
- ⑥ 避難行動要支援者が、円滑に避難行動ができるための通知又は警告の配慮
- ア 町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を参考に、避難準備高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令等の判断基準に基づき、適時適切に発令する。
- イ 避難支援等関係者が、避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。
- ・ 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。

- ・ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なる。
 - ・ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。
- ウ 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

⑦ 避難支援等関係者の安全確保

町は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくものとする。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくものとする。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画をつくり、周知することが適切である。そのうえで、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうものとする。

(2) 町は、あらかじめ自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の活動を通じて、避難行動要支援者の状況を把握するとともに、避難行動要支援者台帳を作成し、地域住民と協力して、支援者の選定など支援計画の策定を進め、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。また、町は、地域と連携して、個々の避難行動要支援者毎に、支援主体や支援方法等について、個別計画の作成に努め、災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行う。県は、必要に応じて、町に対し助言、情報提供等を行う。なお、発災時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅な安否確認等を行うことに留意する。

(3) 町は、防災担当課と福祉担当課の連携のもと、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平常時から地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携を図る。

(4) 町は、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定及び福祉避難所の設置・運営マニュアルの作成に努める。

(5) 町は、平坦で幅員の広い道路、車いすも利用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識版等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

(6) 町は、難病患者への対応のため、東讃保健福祉事務所との連携を図る。

3 外国人の対策

- (1) 町は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、指定避難所等の標示板等に外国語を併記するよう努める。
- (2) 町は、県と協力して、外国語による防災に関するパンフレット等の作成・配布や防災訓練の実施等により、防災知識の普及啓発に努める。

(3) 町は、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションが図れるよう、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保に関する県、関係機関の連絡先を把握しておく。

4 旅行者等の対策

町は、旅行者等土地に不慣れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、宿泊施設や観光事業者等と連携し、体制の整備に努める。

5 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となるものは、町、自主防災組織等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

第25節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、住民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

主な実施機関	町（総務課）、消防団、自主防災組織、県（危機管理課、河川砂防課）、防災関係機関
--------	---

1 総合訓練

町は、大規模な災害を想定して、県、防災関係機関、ライフライン事業者、住民、自主防災組織その他関係団体等の協力を得てその緊密な連携のもとに、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- ・ 情報の収集・伝達、災害広報、偵察、警戒区域の設定
- ・ 水防、消防、救出・救助
- ・ 避難誘導、指定避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- ・ ライフライン応急復旧、道路啓開
- ・ 偵察、警戒区域の設定、交通規制
- ・ 救援物資及び緊急物資輸送

2 災害対策本部設置運営訓練

町は、災害時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。また、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることが想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

3 図上訓練

町及び県は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

4 水防訓練

町は、水防計画に基づく水防活動を円滑に実施するため、水防工法等の訓練を行う。

5 消防訓練

町は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消火、救助活動等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定し訓練を行う。

6 避難救助訓練

訓練実施にあたっては、要配慮者への支援体制を考慮するものとする。

- (1) 町は、災害時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、指定避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (2) 町は、土石流危険区域等土砂災害危険箇所において、自主防災組織や地域住民の協力を得ながら避難体制の確立を図るとともに避難訓練を行う。
- (3) 学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行う。

7 非常通信連絡訓練

町、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

8 非常招集訓練

町、県及び防災関係機関は、災害時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

9 事故災害訓練

突発的な航空機事故、鉄道事故、油流出事故等に対し迅速かつ的確な対策を実施するため、防災関係機関、関連企業、関係団体等が連携した防災訓練を行う。

10 土砂災害に対する防災訓練

町は、近年の土砂災害の実態を踏まえ、国、県、防災関係機関及び地域住民と一体となって、年に1回以上、情報伝達訓練及び避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図る。

11 自主防災組織等における訓練

住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、自主防災組織等は、町、消防団及び消防機関の指導のもとに、地域の事業所とも協調して、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導、指定避難所運営等の訓練を行う。

第26節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、職員に対して計画的かつ継続的な防災研修を行うとともに、住民に対しても防災知識等の普及に努める。また、住民に対する防災知識等の普及にあたっては、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

主な実施機関	町（総務課、政策課、教育総務課、地域活性課）、県（総務学事課、危機管理課、経営支援課、河川砂防課、教育委員会）、防災関係機関
--------	--

1 防災思想の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助けること、指定緊急避難場所・指定避難所で自ら活動すること、あるいは町、県等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、町は、住民に対して、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 職員に対する防災研修

町は、災害時における適正な判断力等を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、次に掲げる事項について防災研修を行う。

- ・ 災害に関する基礎知識、町域における災害発生状況
- ・ 地域防災計画等の概要
- ・ 災害が予想される、又は発生したときに、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- ・ その他災害対策上必要な事項

3 住民に対する普及啓発

- (1) 町及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。
- (2) 町及び県は、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報の整備を検討するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するとともに、防災週間や火災予防週間をはじめとした防災関連行事等を通じ、広報紙、パンフレット等の配布、町のホームページの活用、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等において住民が

的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、平常時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。なお、普及啓発にあたっては、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、火災予防週間、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行う。

- ・ 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- ・ 特別警報・警報・注意報発表時にとるべき行動
- ・ 浸水、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- ・ 土砂災害に係わる前兆現象に関する知識
- ・ 正確な情報入手の方法
- ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・ 避難勧告等の意味や内容、発令時にとるべき行動
- ・ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、指定避難所での行動など避難に関する知識
- ・ 最低でも3日分、できれば1週間分程度の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・ 火災の予防、台風や地震に対する家屋の保全対策
- ・ 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- ・ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼育についての準備
- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- ・ 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言サービス等）の活用
- ・ 被災体験の伝承
 - 被災体験を被災者だけにとどめず、住民の記憶として広く共有化することや、世代を超えて被災体験を伝えていく。
- ・ 緊急地震速報を受けた際の適切な対応行動

4 学校における防災教育

（1）児童生徒等に対する防災教育

各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組を推進する。

特に、避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

(2) 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引き等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

5 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

町は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

6 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

中小企業・小規模事業者は、上記の取組が困難な場合、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。

町及び県、各業界の民間団体は、広報紙、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全の確保、業務を継続するための取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

町及び商工会は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努めるものとする。

また、町及び県は、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討するものとする。

7 災害情報の提供等

町及び県は、災害状況を記録し、及び公表する。

町は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知する。

県は、町の上記施策の実施を支援する。

8 災害教訓の伝承

住民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

町及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第27節 自主防災組織育成計画

本町の自主防災組織は290組織、加入世帯は11,568世帯（平成31年4月1日現在）となっており、自主防災組織の活動カバー率は97.15%となっている。

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るために、住民の防災活動が極めて重要となるので、住民、事業所等による自主防災組織の育成、指導に努めるとともに、消防団の活性化を図る。事業所においては、自衛消防組織の充実強化等に取組む。また、一定の地区内の住民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成するなどにより、地区の防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。

主な実施機関	町（総務課）、消防団、自主防災組織、県（危機管理課）
--------	----------------------------

1 住民の自主防災組織

(1) 災害時においては行政や防災関係機関のみならず、住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

- ・ 住民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- ・ 町は、住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、県の協力により、自主防災組織のリーダーの研修に努める。
- ・ 町は、自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に必要な助成を行う。県は、町が行う助成について、支援する。

(2) 自主防災組織の編成は、次により行う。

- ・ 地理的状況、生活環境からみて、住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の町内会、自治会や小学校区などを活用して編成する。
- ・ 防災に関する多様な視点からの意見取り入れ等のため、女性の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。
- ・ 土砂災害警戒区域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

(3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。

自主防災組織は、防災対策に取組むにあたっては、町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努める。

1) 平常時の活動

- ・ 平常時の備え及び災害時の的確な行動に関する防災知識の普及
 - ①災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
 - ②災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所・指定避難所、避難の経路及び方法等の確認
 - ③避難勧告等の発令等の基準、災害対応における町との役割分担等についての町との協議
 - ④災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の住民への周知
 - ⑤地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備

⑥災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、指定緊急避難場所・指定避難所等における行動基準の作成及び周知

⑦地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施

- ・ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
- ・ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
- ・ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- ・ 地域における避難行動要支援者の把握

2) 災害時の活動

- ・ 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
- ・ 集団避難の実施、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
- ・ 救出・救護、炊き出し等の実施、救援物資の分配、指定避難所の運営に対する協力等

2 事業所等の自衛消防組織等

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

事業所等は、町及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所等として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。

災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとする。

3 消防団の活性化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、町は、装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図る。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

第28節 被災動物の救護体制整備計画

災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での適切な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。

主な実施機関	町（総務課、環境下水道課）、県（生活衛生課、東讃保健福祉事務所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体
--------	---

1 被災動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるようにワクチンの接種及び動物用避難用品（えさ・リード・ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要的繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。

また、災害時の逸走した動物を所有者のもとに返すことができるようにするため、飼養動物へ名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

町は、指定避難所での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受入れられる施設を選定し、住民への周知、避難所設置主体と選定した避難所での受入や飼養管理方法等の体制整備に努める。

また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。

4 被災動物救護活動対策

県は、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等が行う被災動物の保護、救援に協力する。

また、町は、県、香川県獣医師会、動物愛護団体等と協力して、飼い主の分からない負傷動物や逸走した動物等に対する保護実施体制を整備する。

第29節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模災害発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

主な実施機関	町（総務課）、県（危機管理課、観光振興課）
--------	-----------------------

1 住民への啓発

町及び県は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

2 事業所等への啓発

町及び県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るものとする。

3 避難所等の提供

町は、指定避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、指定避難所の運営体制の整備に努める。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。

なお、滞在できる施設の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮する。

4 情報提供体制の整備

町及び県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、指定避難所・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

5 安否確認の支援

町及び県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及啓発を図るものとする。

6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

町及び県は、コンビニエンスストア等を開設する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整

備する。

7 帰宅困難となる観光客等への対策

- (1) 町及び県は、現地の地理に不案内な観光客等（訪日外国人旅行者を含む。）に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、指定避難所等についての広報を行うよう努めるものとする。
- (2) 町は、県の支援のもと、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図る。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。
- (3) 町及び県は、宿泊施設等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取組を促進する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるよう、活動体制を整備する。なお、災害応急対策を実施するにあたり、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

主な実施機関	町（各班）、県（全部局）、防災関係機関、医療機関
--------	--------------------------

1 町の活動組織

(1) 防災会議

町の地域に係る防災に関し、町の業務を中心に、町内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき町の附属機関として設置されており、地域防災計画の作成及び推進、三木町水防計画に関する調査審議、防災に関する重要事項の審議等を行う。

(2) 災害対策本部

① 災害対策本部の設置

町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めた場合は、災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。

【設置基準】

- 1 香川県全域若しくは香川県の東讃に気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- 2 避難勧告及び避難指示（緊急）の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想されるとき。
- 3 町内で次の事故等が発生し、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - ・ 大規模な火災又は爆発
 - ・ 災害を誘発する物質の大量流出
 - ・ 大規模な列車、航空機等の事故
 - ・ その他重大な事故
- 4 通常の組織による対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき。

② 災害対策本部室の設置場所

災害対策本部室は、三木町防災センター1階第1研修室に設置する。

③ 災害対策本部の組織

ア 本部長

町長を本部長とし、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

なお、本部長に事故あるときの代行順位は、次のとおりとする。

- ・ 第1順位 副町長
- ・ 第2順位 総務課長

イ 副本部長

副町長、教育長及び消防団長を副本部長とし、本部長を補佐する。

※所管する課・局・室を持たない参事がいるときは、その者は副本部長の職務にあたるものとし、本部長に事故あるときの代行順位は第2順位とする。

ウ 本部員

- a 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
- b 本部員は、会計管理者、各課長及び議会事務局長をもって充てる。

エ 本部会議

- a 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。
- b 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- c 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。
- d 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。
 - ・ 本部の動員配備体制に関すること。
 - ・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
 - ・ 災害救助法の適用に関すること。
 - ・ 県、他市町及び防災関係機関への応援要請に関すること。
 - ・ その他重要な災害対策に関すること。

オ 本部事務局

- a 災害対策本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局は総務班とする。
- b 事務局長は総務課長とし、本部長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

カ 班

- a 災害応急対策の全序的な推進を図るため、災害対策本部に班（総務班、住民班、作業班、文教班、消防班）を置く。総務課長を除く各課・局・室長は自らの所管する課・局・室の属する班の班長となり、会計管理者は総務班の班長となる。また、消防班の班長は消防団副団長とする。
- b 各班の組織及び分掌事務は別表1のとおりとする。

キ 出張所

各出張所は、管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その状況及び災害応急対策に必要な事項を、速やかに、本部に報告するとともに、総務課長の指示に従い、災害応急対策に従事する。

ク 現地災害対策本部

本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図

るため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

④ 災害対策本部の設置及び解散の通知等

災害対策本部を設置あるいは解散したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、県、防災関係機関等にその旨を通知するものとする。

⑤ 県との連携

県の災害対策本部が設置された場合、災害対策を円滑かつ的確に推進するため、災害対策本部は、県の災害対策本部と緊密な連絡調整を図る。

⑥ 医療機関との連携

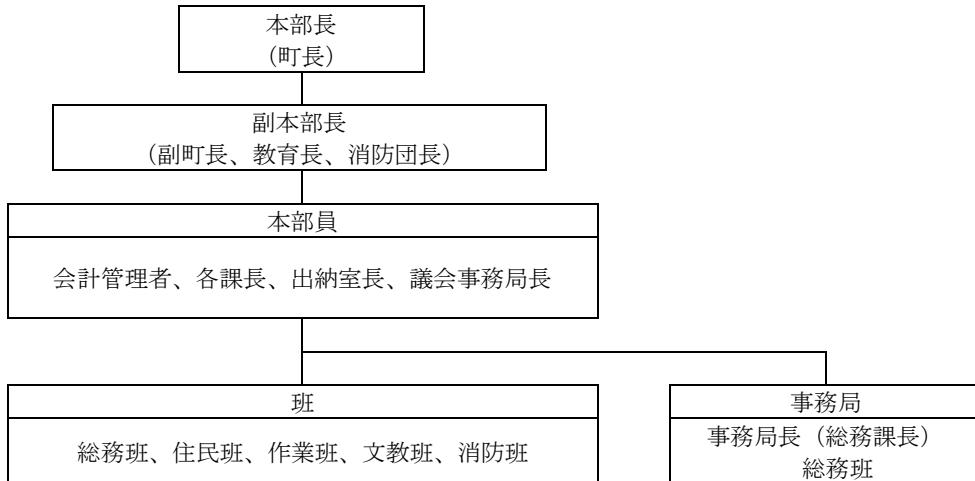
町は、大規模災害等が発生し、町単独で十分な医療救護体制の確立が困難である場合は、香川県医療救護計画に基づき、香川県災害対策本部に対し、医療救護についての応援要請を行う。

県は、町からの要請があった場合、又は、必要があると認める場合には、(一社)香川県医師会等に対し、応急救護所への医療救護班、災害支援班の派遣を要請するものとする。

⑦ 災害対策本部の解散

本部長は、町の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

【三木町災害対策本部組織図】



【別表1 三木町災害対策本部各部各班の分掌事務】

班	担当課	分掌事務
各班共通事項		<p>①所管する施設及び分野の災害対策に関すること。</p> <p>②所管する施設及び分野の応急対策に関すること。</p> <p>③所管する施設及び分野の被害情報の収集、とりまとめに 関すること。</p> <p>④被災情報一元化とりまとめへの協力に関すること。</p> <p>⑤指定避難所・指定緊急避難場所が開設された場合の運 営・管理への協力に関すること。</p> <p>⑥被害認定調査、り災証明書発行、被災者台帳作成への協 力に関すること。</p>

班	担当課	分掌事務
		<p>⑦物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること。</p> <p>⑧関係機関、団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>⑨本部長の指示による事務及び他班の応援に関すること。</p>
総務班 (事務局)	総務課 政策課 契約監理課 議会事務局 出納室	<p>①本部の庶務に関すること。</p> <p>②本部会議、その他関係機関との連絡に関すること。</p> <p>③気象警報、特別警報、土砂災害警戒情報、南海トラフ地震臨時情報等の伝達及び災害広報に関すること。</p> <p>④災害情報及び被害情報の収集、集計、報告に関すること。</p> <p>⑤避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の決定及び伝達に関すること。</p> <p>⑥防災情報システムの管理に関すること。</p> <p>⑦指定避難所、指定緊急避難場所の開設に関すること。</p> <p>⑧職員の動員に関すること。</p> <p>⑨関係機関及び自主防災組織に対する協力及び応援要請に関すること。</p> <p>⑩自衛隊の派遣要請に関すること。</p> <p>⑪受援体制の確保に関すること。</p> <p>⑫食料、物資、医薬品、燃料等の調達に関すること。</p> <p>⑬香川県広域水道企業団との連絡調整に関すること。</p> <p>⑭災害救助法の適用に関すること。</p> <p>⑮災害時における出納事務に関すること。</p> <p>⑯その他他班に属さない事項</p>
住民班	地域活性課 税務課 住民健康課 人権推進課 こども課 福祉介護課 地域包括支援センター	<p>①社会福祉施設・児童福祉施設の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。</p> <p>②商工に関する応急対策及び復旧対策等に関すること。</p> <p>③被害者の応援援助に関すること。</p> <p>④医療、助産に関すること。</p> <p>⑤指定避難所、指定緊急避難場所の管理運営及び連絡調整に関すること。【文教班と連携】</p> <p>⑥要配慮者、避難行動要支援者の支援に関すること。</p> <p>⑦福祉避難所に関すること。</p> <p>⑧医療機関との調整及び救護所の設置に関すること。</p> <p>⑨避難行動要支援者名簿の作成・運用に関すること。</p> <p>⑩防疫その他保健衛生に関すること。</p> <p>⑪被災納税者の調査、減免等に関すること。</p> <p>⑫り災証明に関すること。</p> <p>⑬被災者台帳の作成に関すること。</p> <p>⑭遺体の処理、火葬、埋葬に関すること。</p> <p>⑮災害ボランティアの受入における県・町社会福祉協議会との連絡調整に関すること。</p> <p>⑯義援金の受入に関すること。</p> <p>⑰その他民生、厚生に関すること。</p>
作業班	環境下水道課 土木建設課 農林課	<p>①公共土木施設、農業用施設の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。</p> <p>②建築物の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。</p>

班	担当課	分掌事務
	クリーンセンター 農業委員会 事務局	③被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ④農地、農作物、家畜等の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。 ⑤下水道施設の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。 ⑥指定避難所開設時の物資等の搬送に関すること。 ⑦清掃その他環境保全に関すること。 ⑧仮設トイレの確保及び設置に関すること。 ⑨災害廃棄物の処理に関すること。 ⑩迷ペットの対応及びペットの処理に関すること。 ⑪応急仮設住宅の建設等に関すること。
文教班	教育総務課 生涯学習課	①教育施設の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。 ②指定避難所、指定緊急避難場所の管理運営及び連絡調整に関すること。【住民班と連携】 ③物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関すること。 ④児童生徒等の避難に関すること。 ⑤災害時の応急教育及び給食に関すること。 ⑥社会教育施設の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。 ⑦災害活動に協力する団体等との連絡調整に関すること。 ⑧文化財の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。
消防班	消防団 (水防団)	①消防、水防その他の防災活動に関すること。 ②人命の保護及び救助に関すること。

※本表に記載のない事項については、その都度、本部長が定める。

(3) 迅速な活動体制の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立する。

2 動員配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、町長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1) 配備基準

職員の配備基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

【風水害の場合】

区分	配備基準	配備内容
第1次配備	1.町に次の注意報の1つ以上が発表され、災害の発生が予想されるとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 2.その他必要により町長が指示したとき。	情報連絡活動を主とし、状況により、第2次配備に円滑に移行し得る態勢で、人員は総務課の最小限度とする。

区分	配備基準	配備内容
第2次配備 水防本部設置	<p>1.町に次の警報等の1つ以上が発表され、災害の発生が予想されるとき。</p> <p>(1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 土砂災害警戒情報</p> <p>2.竜巻注意情報が発令され、災害が起こるおそれがあるとき。</p> <p>3.大雨警報（浸水害・土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「警戒」（警戒レベル3相当）が表示されたとき。</p> <p>4.避難準備・高齢者等避難開始の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想されるとき。</p> <p>5.その他必要により町長が指示したとき。</p>	事態の推移に伴い速やかに、第3次配備に切り替え得る態勢で、人員は総務班、作業班を中心に職員の5分の1程度とする。 第2次配備以外の職員は、自宅待機とする。
第3次配備 災害対策本部設置	<p>1.町に特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）が発表されたとき。</p> <p>2.大雨警報（浸水害・土砂災害）[気象庁]において、町域内に「非常に危険」（警戒レベル4相当）又は「極めて危険」（警戒レベル4相当）が表示されたとき。</p> <p>3.避難勧告及び避難指示（緊急）の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想されるとき。</p> <p>4.町全域にわたって風水害が発生すると予想されるとき。</p> <p>5.その他必要により町長（本部長）が指示したとき。</p>	全職員

【その他の災害の場合】

区分	配備基準	配備内容
第1次配備	<p>次の災害が発生し、対策が必要と判断されるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林野火災が発生したとき。 ・油等流出事故が発生したとき。 ・その他小規模な事故が発生し、町長が指示したとき。 	情報連絡活動を主とし、状況により第2次配備に移行可能な態勢 総務課長以下数名程度
第2次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な火災又は爆発が発生したとき。 ・災害を誘発する物質の大量流出等が発生したとき。 ・大規模な列車、航空機等の事故が発生したとき。 ・県周辺の原子力発電所において事故が発生したとき。 	事態の推移に伴い速やかに第3次配備に切り替え可能な態勢

区分	配備基準	配備内容
第3次配備 災害対策本部設置	<ul style="list-style-type: none"> 上記の事故等により、相当規模の被害が発生したとき。 通常の組織による対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき。 	全職員配備

(2) 動員体制の確立

- ① 各所属長は、各所属の動員計画を事前に作成し、職員に周知しておく。
- ② 各所属長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定する。
- ③ 各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

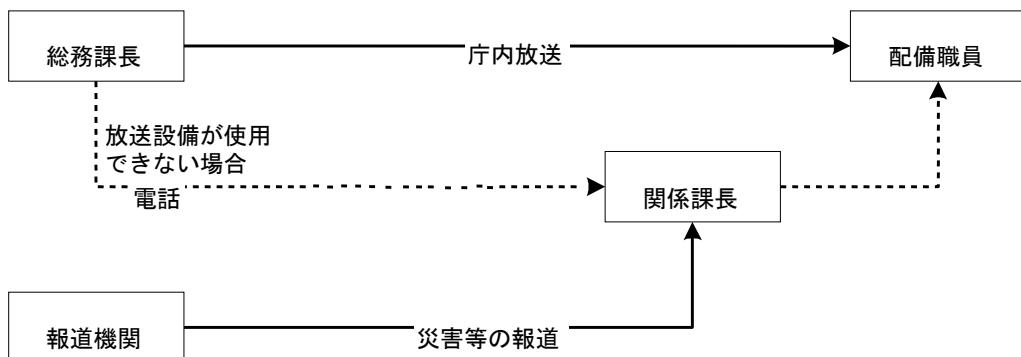
(3) 動員の方法

- ① 勤務時間内における動員

総務課長は、大雨、洪水の注意報若しくは大雨、洪水、暴風の警報が発表されたとき、又は災害が発生したとき、庁内放送等により、当該情報の内容を伝達する。放送設備が使用できない場合は、電話により関係所属長に伝達する。

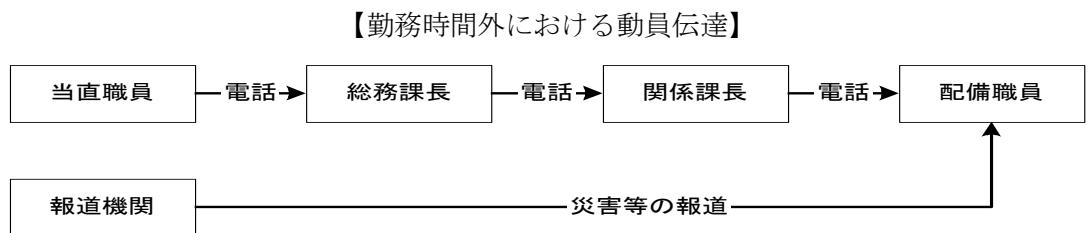
関係所属長は、総務課からの情報又は報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害応急対策に従事させる。

【勤務時間内における動員伝達】



- ② 勤務時間外における動員

- ア 大雨、洪水の注意報若しくは大雨、洪水、暴風の警報が発表された場合、又は災害に関する情報を覚知した場合は、当直職員から直ちに総務課長へ、総務課長から関係所属長へ電話等で伝達する。
- イ 関係所属長は、総務課長からの情報又は報道機関等からの情報に基づき、事前に指定した職員を配備する。
- ウ 事前に指定された職員は、所属長からの連絡に基づき配備につくほか、報道機関等からの情報により災害等の発生を知ったときは、自主的に参集する。
- エ 参集場所は、原則として各自の勤務場所とする。ただし、被害状況等により勤務場所に参集できない職員は、最寄りの出先機関に参集し、災害応急対策に従事するとともに、各自の所属に当該参集場所を連絡する。



③ 参集状況報告

動員を行った場合、各所属長は、毎日、職員の参集状況（所管の出先機関の参集状況を含む。）を速やかに把握し、事務局長（総務課長）に登庁人員及び動員可能人員を報告する。

④ 各班の動員要請

ア 災害の状況や応急対策の推移によって、各班の忙閑のアンバランスを生じることが多いため、必要に応じて各班に所属する職員を他班に応援させる。

イ 各所属長は、応援を要する場合には、事務局長（総務課長）を通じて、本部長（町長）に応援を要請する。

ウ 応援要請を受けた本部長（町長）は、動員可能人員の状況により動員数を調整し、応援側班及び受援側班に伝達する。

3 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を実施する。

【資料 3－1－1 三木町防災会議条例】

【資料 3－1－2 三木町災害対策本部条例】

第2節 広域的応援計画

災害時において、町だけでの災害応急活動の実施が困難な場合は、県外も含めた防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

主な実施機関	町（総務班）、県（危機管理課）、防災関係機関
--------	------------------------

1 町の応援要請等

本部長（町長）は、県その他市町等に応援を要請する必要があるときは、直ちに本部会議を招集、協議のうえ、本部長が要請の決定をする。ただし、会議を招集するいとまがない場合は、本部長が単独で決定することができる。

（1）他市町に対する応援要請

町は、町内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。

（2）県に対する応援要請等

① 町は、町内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県に対して応援（職員派遣を含む。）を要請、又は応急措置の実施を要請する。

② 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

（3）指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

（4）民間団体等に対する要請

町は、町内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

2 消防機関の応援要請

町は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請する。

3 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条に基づき行う。

（1）県に対する応援要請

町は、災害規模及び災害を考慮して、高松市消防局の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、県に対して応援要請を行う。

なお、県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請し、事後、速やかにその旨を県に対して報告する。

（2）被害状況等の報告

町は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、県に対して報告し、報告を受けた県は、速やかにその旨を消防庁に対して報告する。

ア 被害状況

イ 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域

ウ 緊急消防援助隊の任務

エ その他必要な情報

【消防庁連絡先】

広域応援室		宿直室（夜間休日）	
TEL03-5253-7527	FAX03-5253-7537	TEL03-5253-7777	FAX03-5253-7553

4 応援受入体制の確保

応援等を要請した場合は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備する。特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。

応援者、ボランティア等の受入施設としては、屋内宿泊施設を使用し、必要に応じ、屋外宿泊施設も設置する。

5 他市町、他都道府県等への応援

(1) 相互応援協定に基づく応援

町は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備する。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

(2) 「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく応援

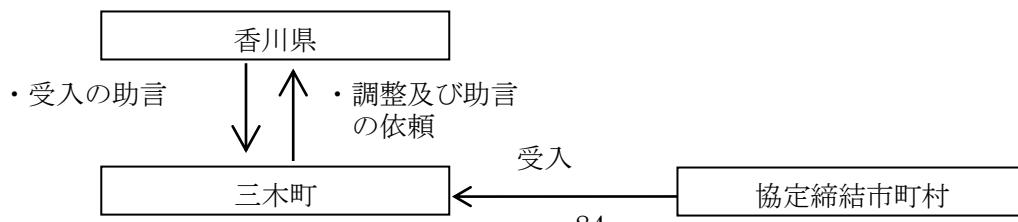
県は、被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱(平成30年3月23日総務省策定)に基づき、国(総務省)から要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。

(3) 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣

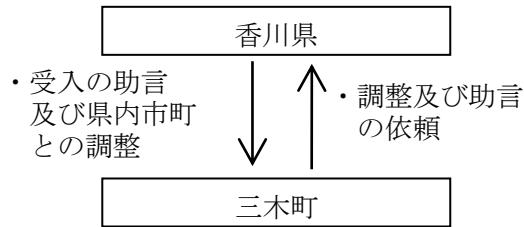
県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援派遣を行うものとする。

(4) 広域避難受入計画フロー

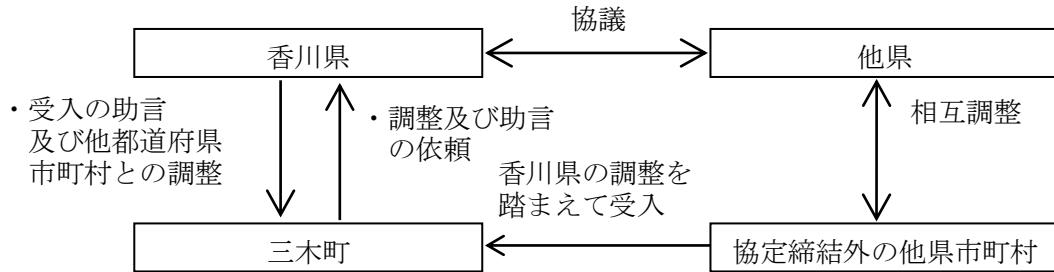
(協定締結市町村)



(県内)



(県外)



(5) 協定締結市町村の受入

町は、協定を締結している市町村が被災し、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、当該市町村と被災者の受入について直接協議する。

(6) 受入に係る協議

① 町は、被災市町村の災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、必要に応じて県の助言を受け、当該被災市町村と直接協議する。

また、香川県以外の都道府県の市町村の受入については、県に対しても当該他都道府県との協議を求める。

② 町は、必要に応じて、町における他市町村被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在についてその調整を県に求める。

(7) 町の備え

町は、他の市町村からの被災者を受入れることについて、あらかじめ民間アパートの借上げ等を想定しておく。

(8) 広域被災者への配慮

① 町は、県と協力して、町に避難する他市町村の被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元自治体（被災他市町村）と避難先（町・県）が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

② 町は、県及び防災関係機関と協力して、他市町村被災者のニーズを十分把握し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

(9) 受入に係る組織体制

他市町村被災者の受入のための組織体制については、県の助言を受けるとともに、以下の対応を行う。

- ① 避難者名簿の作成、管理
- ② 県及び避難元自治体との連携
- ③ 避難所、住宅の提供斡旋
- ④ 生活相談、健康相談、就労相談支援、被災者支援制度の周知
- ⑤ 情報（二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等）の伝達
- ⑥ その他避難者支援に必要な事項

6 緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等の要請

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町は四国地方整備局河川国道事務所等が派遣するリエゾンや各事務所長・首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 上記（1）～（3）に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務。

第3節　自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

主な実施機関	町（総務班）、県（危機管理課）、自衛隊
--------	---------------------

1 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」に基づき実施される。

- (1) 災害派遣要請の必要が生じる可能性があると判断される場合は、町は、県に対して、県は第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて、第14旅団に連絡員の派遣を求める。
- (2) 町は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。
 - ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第14旅団に通知する。この場合、町は速やかにその旨を県に通知する。

【陸上自衛隊第14旅団連絡先】

第3部	NTT	TEL0877-62-2311	FAX0877-62-2311(内線切替)
	防災行政無線	TEL466-502	FAX466-581

2 自衛隊の自主派遣

- (1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。
 - ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - ② 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、町、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ③ 海難事故、航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合
 - ④ その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待ついとまないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- (2) 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

3 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、町、県及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

【自衛隊の派遣部隊の業務】

業 務	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示（緊急）等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる（ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合）。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。
炊飯及び給水	被災者に対して、炊飯及び給水を行う。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

4 派遣部隊の受入

- (1) 町は、派遣部隊を受入れる場合、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努める。
- ① 派遣部隊との連絡員を指名する。
 - ② 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。
 - ③ 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがな

いよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

- ④ 集結地（宿泊施設、駐車場等を含む。）、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

5 撤収要請

町は、県、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、県に対して、派遣部隊の撤収を要請する。

6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担し、その内容はおおむね次のとおりである。なお、疑義が生じたとき又はその他必要経費が生じたときは、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- (5) 県等が管理する有料道路の通行料

第4節 気象情報等伝達計画

気象の予報、警報等の情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達の方法等について定める。

主な実施機関	町（総務班）、県（危機管理課、河川砂防課）、高松地方気象台
--------	-------------------------------

1 風水害関係

高松地方気象台は、気象現象等により災害の発生が予想される場合は、気象業務法に基づき、注意報、警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。これに加え、警報の発表基準をはるかに超える豪雨などが予想され重大な災害の危険性が著しく高まった場合は、特別警報を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所を「危険度分布」等で発表する。

（1）警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「住民等がとるべき行動」を5段階に分け、「住民等がとるべき行動」と「当該行動を住民等に促す情報」とを関連付けるものである。

「住民等が取るべき行動」、「行動を住民等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、住民等は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難行動をとることが重要である。

（2）特別警報・警報・注意報

高松地方気象台から県域に発表される特別警報・警報・注意報の種類及び基準は次のとおりである。

① 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える現象などが予想され重大な災害の危険性が著しく高まった場合、住民や関係機関に最大限の警戒を呼び掛けるために発表する。

【特別警報一覧表】

種類	発表基準等
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が既に発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

特別警報の発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

特別警報を発表するための客観的な指標は次のとおりである。

ア 雨を要因とする特別警報の指標

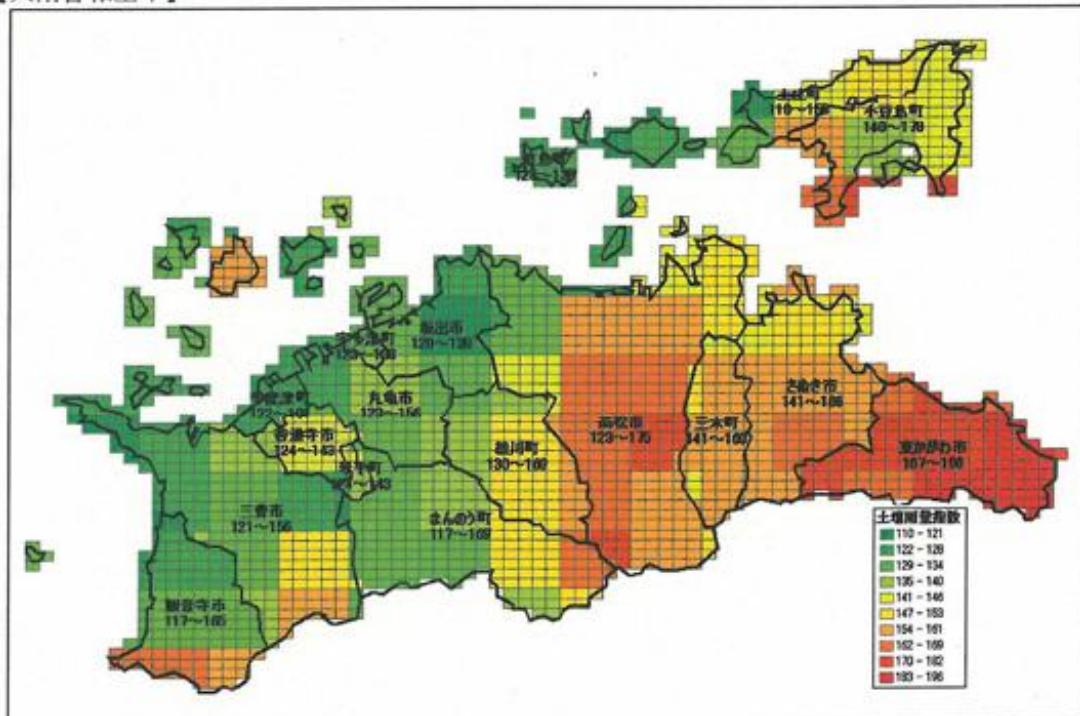
次のa又はbのいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

a 48時間降水量及び土壤雨量指数において、50年に一度の値となった5km格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で50格子以上出現したとき。

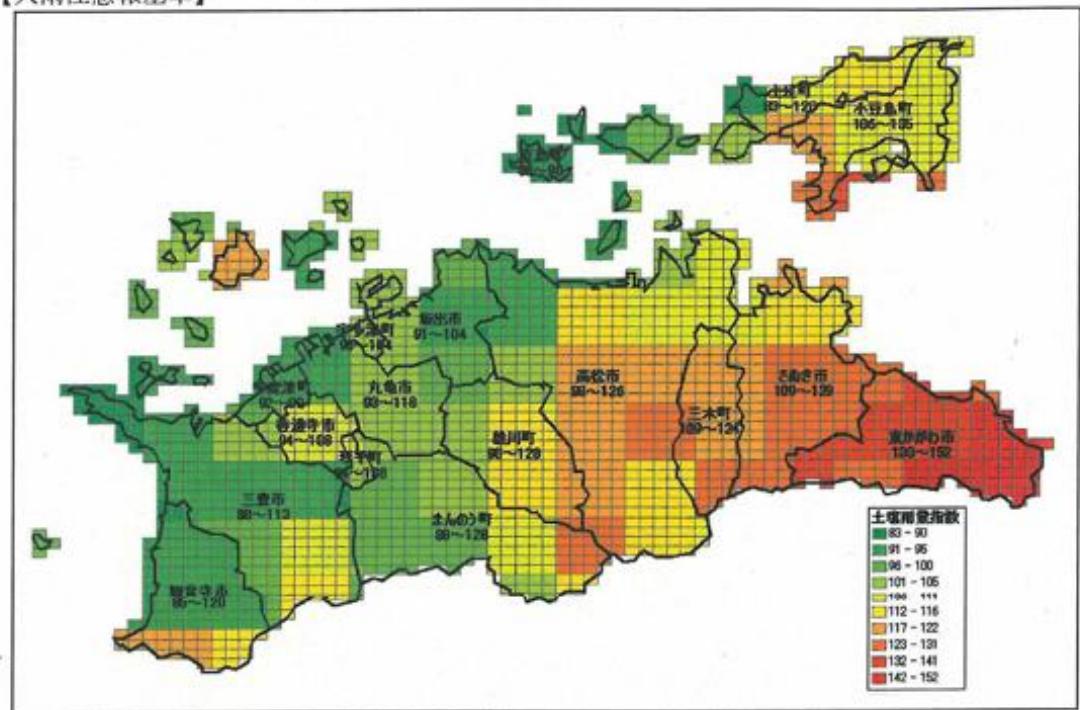
b 3時間降水量及び土壤雨量指数において、50年に一度の値となった5km格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で10格子以上出現したとき（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。

【土壤雨量指数基準 [1 km格子]】

【大雨警報基準】



【大雨注意報基準】



【雨に関する香川県の 50 年に一度の値一覧】

注1) 略語の意味は右のとおり。R48: 48時間降水量(mm)、R03: 3時間降水量(mm)、SWI: 土壤雨量指数(Soil Water Index)。

注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注3) SWI の警報基準の欄の値は、平成 25 年 7 月時点の値である。「-」となっているのは、基準が設定されていない。

注4) 降水量の警報基準については、市町村によって 1 時間降水量や 3 時間降水量を指標としているなど一概に比較できないことから、本表には掲載していない。

各市町の警報基準については、気象庁 HP に掲載されている。

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index.html>)

注5) R48、R03、SWI いずれについても、50 年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注6) 特別警報は、府県程度の広がりで 50 年に一度の値となる現象を対象。個々の市町で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

地域					50 年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI
香川県	香川県	香川県	東讃	三木町	457	148	252

イ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

なお、台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風の警報を特別警報として発表し、温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を特別警報として発表する。

ウ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に大雪特別警報を発表する。

② 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。

【警報一覧表】

種類	発表基準等
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 具体的には、「参考資料 注意報・警報の基準（別表 1）」のいずれかの条件に該当する場合である。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
洪水警報	河川の上流域での降雨などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれ

種類	発表基準等
	があると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 具体的には、「参考資料 注意報・警報の基準（別表3）」の条件に該当する場合である。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが15cm以上になると予想される場合
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合

③ 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

【注意報一覧表】

種類	発表基準等
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、「参考資料 注意報・警報の基準（別表2）」のいずれかの条件に該当する場合である。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を最確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、「参考資料 注意報・警報の基準（別表4）」の条件に該当する場合である。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間降雪の深さが5cm以上になると予想される場合
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」

種類	発表基準等
	のそれについても注意を呼びかける。具体的には次の条件に該当する場合である。雪を伴い、平均風速が陸上で 12m/s 以上になると予想される場合
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で 100m 以下になると予想される場合
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい次の条件に該当する場合である。 最小湿度が 35% 以下で、実効湿度が 60% 以下になると予想される場合
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが 20 cm 以上あり、降雪の深さが 30 cm 以上になると予想される場合 ②積雪の深さが 50 cm 以上あり、高松地方気象台における最高気温が 8 °C 以上又はかなりの降雨が予想される場合
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが 20 cm 以上あり、気温が -1 °C から 2 °C になると予想される場合
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのある次の条件に該当する場合である。 晩霜期で、最低気温が 3 °C 以下になると予想される場合
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがある次の条件に該当する場合である。 高松地方気象台において最低気温が -4 °C 以下になると予想される場合

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、香川県における過去の災害発生頻度と気象条件の関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施する。

3 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

参考資料 注意報・警報の基準

(別表1) 大雨警報基準

令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	(浸水害) 表面雨量指基準	(土砂災害) 土壤雨量指基準
東讃	三木町	18	141

(別表2) 大雨注意報基準

令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	(浸水害) 表面雨量指基準	(土砂災害) 土壤雨量指基準
東讃	三木町	13	108

【備考】1 土壤雨量指基準は1km格子毎に設定しており、町内における最低値を示す。

1km格子毎の基準は、別図を参照。

(別表3) 洪水警報基準

令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指基準	複合基準
東讃	三木町	鴨部川流域=9.1, 新川流域=13.5, 吉田川流域=6.9, 朝倉川流域=4.8	鴨部川流域= (5, 8.1), 新川流域= (5, 12.1), 吉田川流域= (5, 6.2), 朝倉川流域= (5, 4.3)

(別表4) 洪水注意報基準

令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指基準	複合基準
東讃	三木町	鴨部川流域=7.2, 新川流域=10.8, 吉田川流域=5.5, 朝倉川流域=3.8	鴨部川流域= (5, 7.2), 新川流域= (5, 8.6), 吉田川流域= (5, 5.5), 朝倉川流域= (5, 3.8)

土壤雨量指数：土壤雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

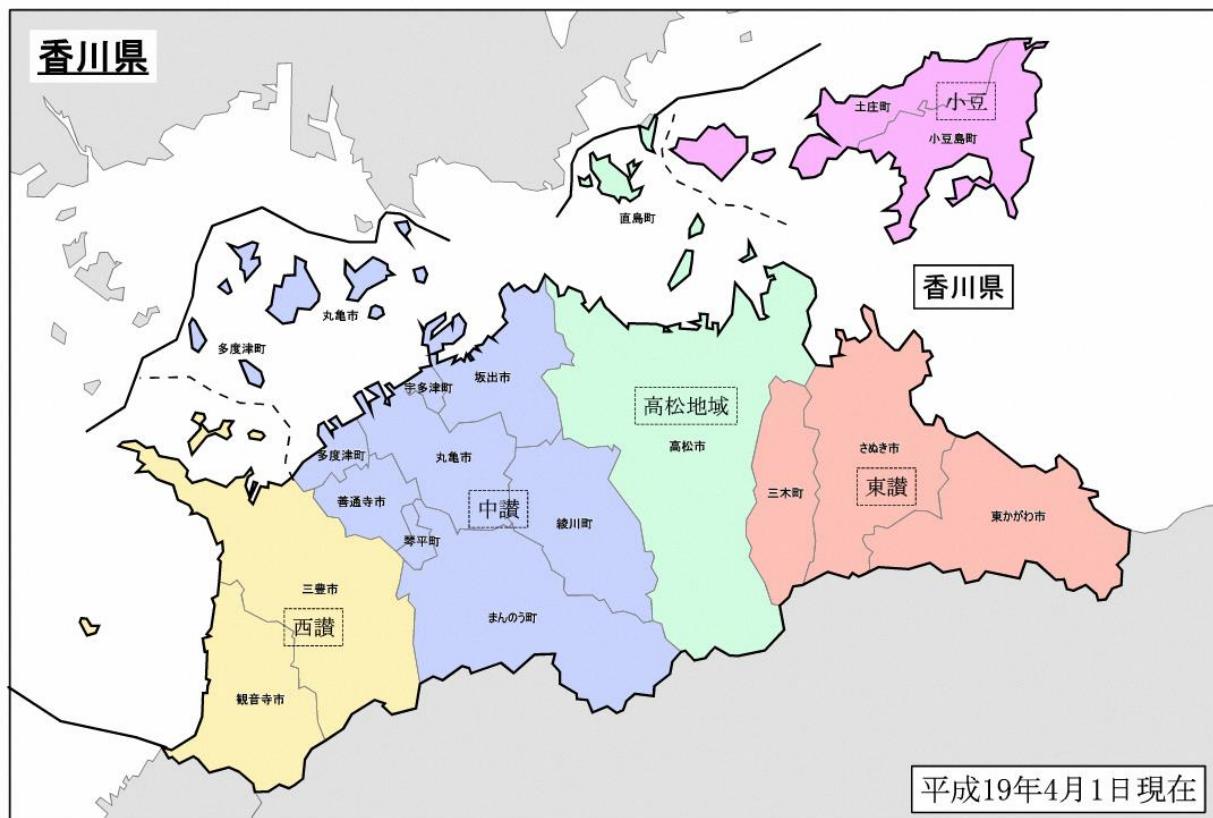
表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

④ 特別警報・警報・注意報の地域名称

特別警報・警報・注意報については、該当する市町を明示して発表されるが、報道等では以下のように市町をまとめた地域名称が使用される場合がある。

【市町をまとめた地域名称】

	地域名 称	よみ	市町
香川県	高松地域	たかまつちいき	高松市、直島町
	小豆	しょうず	小豆島町、土庄町
	東讃	とうさん	さぬき市、東かがわ市、三木町
	中讃	ちゅうさん	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾川町、宇多津町、まんのう町、琴平町、多度津町
	西讃	せいさん	観音寺市、三豊市



⑤ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされ

種類	概要
	<p>る警戒レベル4に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされるレベル2に相当
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされるレベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

⑥ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が【高】、【中】の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、2日先から5日先にかけては日単位で発表される。大雨に関して、翌日までの期間に【高】又は【中】が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1に相当する。

(2) 全般気象情報、四国地方気象情報、香川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表若しくは伝達する。

重大な災害が差し迫っている場合には、一層の警戒を呼びかけるため、見出しのみの短文で伝える香川県気象情報を発表する。

(3) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を対象として、大雨特別警報若しくは大雨警報発表中に記録的な1時間雨量(90mm以上)が観測された場合若しくは解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した場合に発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

【例】

香川県記録的短時間大雨情報第1号

令和××年△△月○○日09時17分気象庁発表

9時10分香川県で記録的短時間大雨

小豆島町内海で102ミリ

9時香川県で記録的短時間大雨

土庄町付近で120ミリ以上

東かがわ市付近で約90ミリ

(4) 龍巻注意情報

積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に對して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、香川県全域に對して発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

【例】

香川県竜巻注意情報第1号

令和××年4月20日10時27分気象庁発表

香川県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、20日11時30分まで有効です。

(5) 土砂災害警戒情報

① 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報(土砂災害)発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、5kmメッシュごとに設定された区域が監視基準(土砂災害発生危険基準線)に達し、大雨による土砂災害発生

の危険度がさらに高まったとき、町の避難勧告等の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、香川県と高松地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

② 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、気象情報の伝達系統図に準じて高松地方気象台と県は関係機関へ伝達する。

③ 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないこと、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないことに留意する必要がある。

また、町は、避難勧告等の発令にあたって、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難勧告等を発令するものとする。

(6) 水防警報等

- ① 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した県が管理する河川について、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。
- ② 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した県が管理する河川について、避難判断水位を定め、水位がこれに達したときはその旨、水位を示して関係水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民に周知する。

(7) 沈没危険水位（特別警戒水位）等到達情報の伝達

- ① 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川について、沈没危険水位（特別警戒水位）を定め、水位がこれに達したときは、その旨を、水位を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、住民に周知する。
- ② 町は、新川及び鴨部川において沈没危険水位（特別警戒水位）等に到達したときは、防災行政無線、戸別受信機、三木町防災行政メール、広報車、三木町、消防団、自主防災組織等の多様な手段を活用し、住民に周知する。

(8) 特別警報・警報・注意報等の伝達

高松地方気象台が特別警報・警報・注意報等を発表した場合は、気象情報の伝達系統図に従い、高松地方気象台は県及び関係機関に伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民等に周知させるように努める。

県は、高松地方気象台から送られてきた特別警報・警報・注意報等を香川県防災情報システムで登録者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、県防災行政無線により町及び高松市消防局へ一斉同報する。

特に、県は気象等に関する特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに町へ通知する。町は気象等に関する特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、防災行政無線、三木町防災行政メール、広報車、緊急速報メール、消防団、

自主防災組織等なるべく多くの手段を用いて、直ちに住民に周知する。住民は、特別警報の発表を受けた場合、直ちに命を守る行動をとるものとする。

町及び県は、特別警報・警報・注意報等の通知を受けたとき又は洪水等のおそれがあるときは、雨量や水位などの変動を監視するとともに、災害危険箇所等における情報を収集する。

【気象警報等発表時における町や住民の対応例】

町の対応	住民の行動	気象警報等の種類				
		大雨 (土砂災害)	(浸水害)	暴風 強風注意報	暴風雪 風雪注意報	大雪 大雪注意報
・担当職員の連絡体制確立 ・気象情報や雨量の状況を収集 ・注意呼びかけ ・警戒すべき区域の巡回	・気象情報に気をつける ・テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手 ・窓や雨戸など家の外の点検 ・避難場所の確認 ・非常持出品の点検					
・警報の住民への周知 ・避難場所の準備、開設 ・必要地域に避難準備・高齢者等避難開始 ・応急対応体制確立 ・必要地域に避難勧告、避難指示(緊急) ・避難の呼びかけ	・避難の準備をする ・危険な場所に近づかない ・日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報 ・暴風警報については、安全な場所に退避	大雨 警報 (土砂災害)	大雨 警報 (浸水害)	暴風警報	暴風雪警報	大雪警報
・特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知 ・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ	・直ちに命を守る行動を取る(避難場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる)	大雨 特別 警報 (土砂災害)	大雨 特別 警報 (浸水害)	暴風 特別 警報	暴風雪 特別 警報	大雪 特別 警報

2 火災気象通報等

(1) 火災気象通報

高松地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条の規定により、その状況を県に通報し、県は速やかに町に通報する。

火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当する場合に行う。

- ① 実効湿度 60%以下、最小湿度 35%以下及び最大風速 7m/s 以上の風が吹く見込みのとき。
- ② 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連續して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

(2) 火災警報

町は、県から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認

めるときは、火災に関する警報を発令する。

3 異常現象発見者の通報義務等

(1) 異常現象発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町又は警察等に通報しなければならない。通報を受けた警察等は、その旨を速やかに町に通報する。

この通報を受けた町は、その旨を速やかに県（危機管理課）、高松地方気象台及びその他 の関係機関に通報するとともに、住民、団体等に周知する。

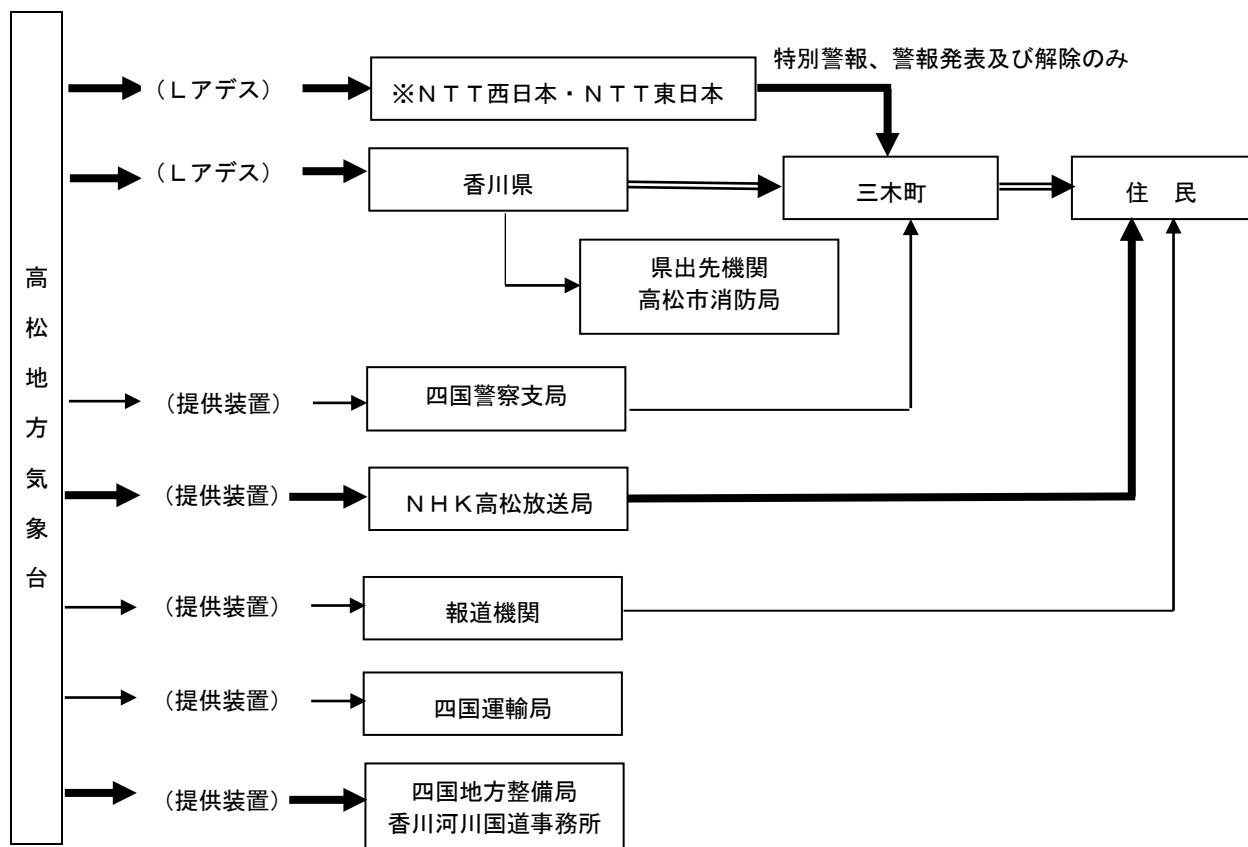
(2) 通報すべき異常現象

- ① 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊等で大きな災害となるおそれがあるとき。
- ② 龍巻、強いひょうがあったとき。
- ③ 河川の異常水位等があったとき。
- ④ 土砂災害に関する前兆現象を確認したとき。

4 住民等への伝達等

町及び県は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設や施設管理者等及び職員に対して 警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等 の多様な伝達手段を活用するものとする。

【気象情報の伝達系統図】



(注) 1 太線は、法令（気象業務法等）に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。
 2 NTT西日本・NTT東日本へは特別警報及び警報の発表及び解除だけを通知する。
 3 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

第5節 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施するうえで不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達する。

主な実施機関	町（各班）、県（危機管理課）、防災関係機関
--------	-----------------------

1 情報の収集伝達

（1）被害規模の早期把握のための活動

- ① 町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- ② 町は、消防団等の巡回活動を通じ被害状況を把握するとともに、高松市消防局から 119 番通報の殺到状況等の情報を収集する。
- ③ 町は、出張所等を通じて所管する施設、事項等に関して被害情報を把握する。

（2）災害発生直後の被害の第1次情報の収集伝達

- ① 町は、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況、ため池の被害状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。
 - ・ 県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録等の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
 - ・ 震度 4 以上を記録した場合は、被害の有無を問わず、県に報告する。
 - ・ 高松市消防局は、119 番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- ② 被害等の第一報は、原則として、災害等を覚知してから 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

（3）一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

町、県及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

- ① 町は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。また、県の実施する応急対策活動状況等の連絡を受ける。
- ② 町は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて県及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

（4）被害状況等情報収集の分担

町内の被害状況等の調査にあたっては、各班が実施すべき情報収集の担当表を定め、県、関係団体等の協力を得て、実施する。

【各班の情報収集担当表】

班	担当課	収集する情報	主な協力団体
総務班	総務課 政策課 契約監理課 議会事務局 出納室	①気象情報、地震情報等 ②消防・水防活動の状況 ③人員、資機材の状況 ④県等への応援要請 ⑤各種システムの被害状況 ⑥上水道施設の被害状況 ⑦被害状況調査のとりまとめ ⑧コールセンター ⑨他課の応援	高松市消防局 高松東警察署 四国電力 土木事務所 施設維持管理受託業者 香川県広域水道企業団 N T T 西日本 L P ガス取扱機関
住民班	地域活性課 住民健康課 人権推進課 こども課	①避難状況 ②災害救助法の適用 ③住民からの問合せ等の窓口対応 ④防疫・保健衛生の状況 ⑤医薬品・血液の需要状況 ⑥医療施設の被害状況 ⑦保育所の被害状況	民生委員・児童委員 医師会 医療機関 商工会 保育所
	税務課	①被災世帯の調査	
	福祉介護課 地域包括支援センター	①社会福祉施設等の被害状況 ②ボランティアの活動状況	社会福祉施設管理者 社会福祉協議会
作業班	環境下水道課 土木建設課 農林課	①廃棄物処理の状況 ②廃棄物処理施設の被害状況 ③下水道施設の被害状況 ①道路、河川等公共土木施設の被害状況 ②交通規制等の状況 ③町営住宅の被害状況 ④被災建築物・被災住宅の危険度判定、応急修理 ⑤応急仮設住宅の確保 ①農地・農業用施設の被害状況 ②農作物、家畜、山林関係の被害状況	施設維持管理受託業者 土木事務所 森林組合 農業協同組合 土地改良区 農業改良普及センター
文教班	教育委員会 教育総務課 生涯学習課	①児童生徒等の被災状況 ②学校施設等の被害状況 ③文化財の被害状況	教育施設等管理者
消防班	消防団	①一般の被害状況	

(5) 災害記録の作成

町は、被害状況が確定した段階で、各班が調査した被害情報や記録写真等を災害記録としてとりまとめておく。

2 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、町は県に行うことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定基準（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第一報を県だけでなく直接消防庁にも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(1) 火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ① 航空機火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災
 - ② 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - ③ 危険物等に係る事故
 - ④ 原子力災害 等
- (2) 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの
死者及び負傷者が 15 人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 等
- (3) 武力攻撃災害即報に該当するもの
- (4) 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの
 - ① 地震が発生し、町内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
 - ② 風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの 等

【消防庁連絡先】

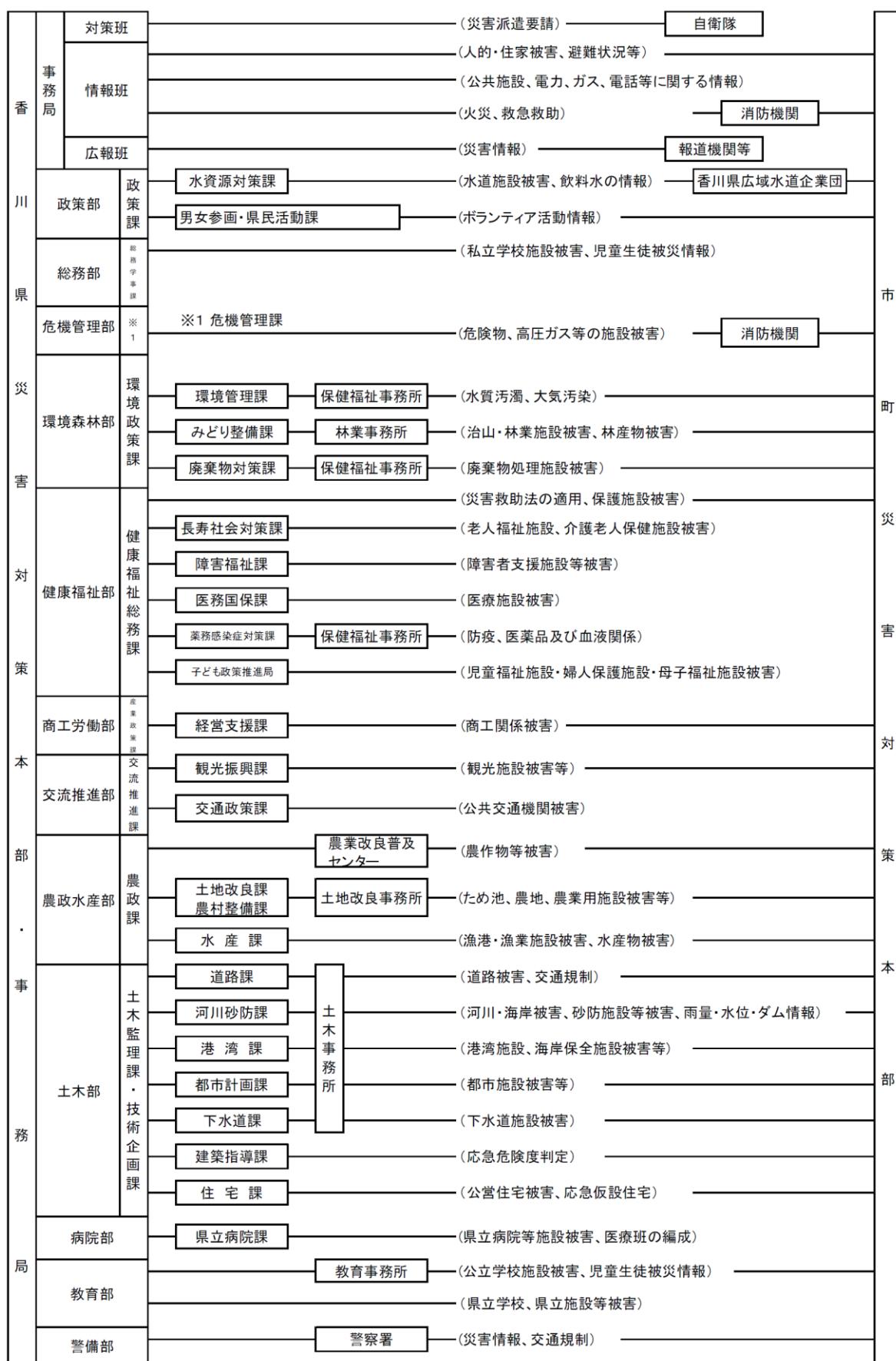
区分 回線別	応急対策室（平日 9:30～18:30）		宿直室（左記以外）	
	電話	FAX	電話	FAX
N T T 回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク ※	200-048-500 -90-49103	200-048-500 -90-49033	200-048-500 -90-49101	200-048-500 -90-49036

※：県防災行政無線電話よりかけられる。

3 被害の認定

町は、り災証明発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府通知）で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等に基づき、迅速かつ適切に実施するものとする。

【被害状況等情報収集伝達系統図】



* 小豆総合事務所については、それぞれの事務を主管する部局の課あて報告する。

第6節 通信運用計画

災害時における通信連絡は迅速かつ円滑に行う必要があるため、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

主な実施機関	町（総務班）、県（危機管理課）、防災関係機関
--------	------------------------

1 災害時の通信連絡

町、県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、町・県防災行政無線等を利用して行う。

(1) 町・県防災行政無線の運用

町は、町防災行政無線の運用により災害時の状況を的確に判断するとともに、県防災行政無線を用いて防災機関との情報交換にあたる場合、他の通信手段と比較して有意義となる交信を優先するよう努める。

(2) 県防災情報システムの運用

町は、このシステムを利用することにより、気象情報、水防情報、避難情報などの災害関連情報の共有化を図る。

(3) 電気通信事業者の設備の利用

① 災害時優先電話の利用

災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめNTT西日本(株)香川支店に申請を行い承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

② 孤立防止用衛星電話装置の利用

災害時において開設された指定避難所等の通信が孤立した場合、NTT西日本(株)香川支店に対し小型ポータブル衛星装置の出動を要請し、通信の確保を図る。

(4) 他の機関の専用電話の利用

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図る。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、鉄道電話、電気事業電話がある。

(5) 非常通信の利用

有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設の利用を要請し、通信の確保を図る。

なお、本町と県との通信が途絶したときは、「香川県地方通信ルート」により、通信手段を確保する。

(6) 災害対策用移動通信機器の利用

町、県及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省（四国総合通信局を含む。）の災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話、MCA、簡易無線）の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。

(7) 災害対策用移動電源車の利用

町、県及び復旧関係者は、災害時において、通信機器等に必要な電源が確保できないとき又は困難なときは、総務省の災害対策用移動電源車の無償貸与制度を活用し、通信機器等の電源の確保を図るものとする。

(8) アマチュア無線の活用

町は、被災地、指定避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

(9) 放送の要請

町は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、住民等へ必要な情報を提供する。

(10) 町防災行政無線

町は、戸別受信機を含む防災行政無線（同報系）等を活用した住民等への情報提供を行う。

また、必要に応じ、緊急点検・巡回等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

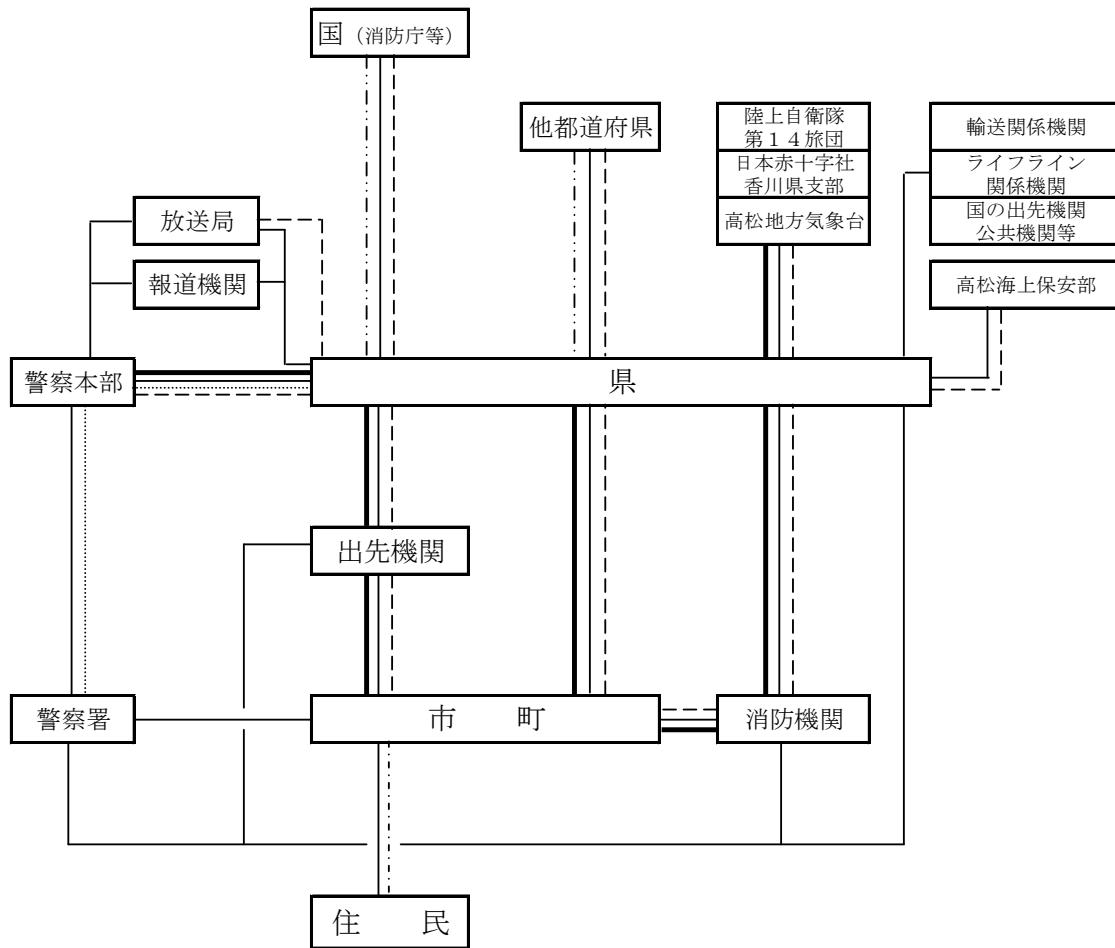
(11) その他の通信手段の確保

町は、被害状況を総合的に判断し、HPなどのインターネット回線や、臨時FM放送局の開設など有効な情報伝達手段を検討、利用するように努める。

2 最新の情報通信関連技術の導入

町及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

【災害時通信連絡系統図】



【凡 例】

- | | |
|-----------|---|
| — | 電話・FAX (一般的NTT回線) |
| - - - - - | 県防災行政無線 (NTT専用回線と衛星回線を使った県と関係機関との専用回線) |
| — | 防災情報システム (パソコンにより文字、映像、地図等の災害情報等を共有する) |
| - - - - - | 消防防災無線 (消防庁等と都道府県を結ぶ回線) |
| | 警察電話 (警察の専用回線・無線回線) |
| - - - - - | 市町防災行政無線 (住民に情報を伝達する同報無線で屋外方式と戸別方式がある。) |

【資料3－6－1 香川県地方通信ルート】

第7節 広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるために、町、県、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

住民及び自主防災組織、事業者は、県、町、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行う。

主な実施機関	町（総務班、住民班）、県（知事公室広聴広報課、危機管理課）、防災関係機関
--------	--------------------------------------

1 被災者等への広報活動

（1）町の広報活動

① 広報事項

災害の規模、態様に応じて、住民に關係のある次の事項について広報を行う。

- ・ 災害対策本部の設置状況
- ・ 応急対策の実施状況
- ・ 被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）
- ・ 避難勧告等、避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の指示、指定避難所開設状況等
- ・ 応急救護所開設状況
- ・ 給食、給水等実施状況
- ・ 二次災害の危険性に関する情報
- ・ 安否情報
- ・ 道路交通、交通機関に関する事項
- ・ 電気、ガス、水道等の供給状況
- ・ 被災者生活支援に関する情報
- ・ 一般的な住民生活に関する情報
- ・ 民心の安定に関する事項
- ・ 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- ・ その他必要な事項

② 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障がい者、在日外国人、訪日外国人等の要配慮者について十分配慮する。

- ・町防災行政無線（屋外子局、戸別受信機）
- ・ 報道機関による広報
 - ラジオ、テレビ、新聞等報道機関に情報及び資料を提供し、協力を要請する。
- ・ 広報車等による広報

- ・ 広報紙、ポスター等の配布及び掲示
- ・ 指定避難所への広報担当者の派遣
- ・ 自治会、自主防災組織等を通じての連絡
- ・ 繁急速報メール、三木町防災行政メール、香川県防災情報システムによるメール配信
- ・ レアラート（災害情報共有システム）による情報配信
- ・ その他

日本道路交通情報センター等に対して、住民等への情報提供を依頼する。

（2）防災関係機関の広報活動

① 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など住民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

② 広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

2 広聴活動

町、県及び防災関係機関は、災害発生後速やかに、被災地住民の要望事項を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため、災害の規模に応じて、町庁舎、出張所等のうち、被災地に近い施設に窓口を開設する。

なお、町及び県は、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

第8節 災害救助法適用計画

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

主な実施機関	町（住民班）、県（健康福祉総務課）
--------	-------------------

1 適用基準

三木町における災害救助法による救助の適用基準は、町の被害が次の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

なお、町の人口は27,695人（平成27年国勢調査）を基準に算定する。

(1) 住家の滅失した世帯が50世帯以上であること。

なお、全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあっては滅失世帯の1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあっては滅失世帯の1/3世帯とみなして換算する。以下同じ。

(2) 県下の滅失世帯が1,000世帯以上であって、住家の滅失した世帯の数が25世帯以上であること。

(3) 県下の滅失世帯数が5,000世帯以上であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けたおそれがある場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

2 適用手続

(1) 町は、町の被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに次の事項を県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因
- ③ 灾害発生時の被害状況
- ④ 既にとった措置及び今後の措置等

(2) 町の報告又は要請に基づき、災害救助法による救助を実施する必要があると認めたときは、県は直ちに救助を実施する。県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を町が行うこととができる。この場合、町が行うこととする事務の内容及び当該事務を行う期間を町に通知する。

(3) 町は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告）を県へ行う。

3 救助の種類等

(1) 救助の種類

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を町長に通知することにより、町長が救助を実施する。この場合において、町長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救助の程度、方法及び期間

① 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、県の『災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度』による。

② 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、町は、災害等の実情に即した救助の実施を、県に要請する。県は、町の要請に基づき、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定める。

【資料3－8－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間】

第9節 救急救助計画

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

主な実施機関	町（住民班、消防班）、県（危機管理課）、警察、自主防災組織、自衛隊、医療機関
--------	--

1 町の活動

- (1) 災害時の救出活動は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- (2) 町は、救急救助を必要とする状況を把握し、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施する。
- (3) 町は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他市町などに救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。

2 警察の活動

- (1) 災害現場を管轄する警察署は、救出救助を要する者を発見したとき、同様な通報等を受けたときは、救助関係機関等と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を行う。
- (2) 警察本部は、被害状況に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する警察署に出動させ、救出救助活動等にあたらせる。

3 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手段、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行う。

また、災害現場で急性期に活動する災害派遣医療チーム（D M A T）や、主に災害急性期以降に医療活動を行う日本医師会災害医療チーム（J M A T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

4 住民及び自主防災組織、事業者の活動

- (1) 被災地の地域住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動にあたるものとする。
- (2) 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

5 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動等を実施する各機関は、職員等の慘事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第10節 医療救護計画

災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、関係機関と連携して必要な医療救護活動を行う。

主な実施機関	町（住民班）、県（医務国保課、薬務感染症対策課、病院局県立病院課）、日本赤十字社香川県支部、（一社）木田地区医師会、医療機関、自衛隊
--------	--

1 現地医療体制

（1）医療救護班の派遣

- ① 町は、医療救護が必要と認めたときは、協定に基づき木田地区医師会に医療救護活動の協力を要請し、要請を受けた木田地区医師会は医療救護班を編成し派遣するものとする。
- ② 町は、単独では十分に医療救護活動ができない場合は、県、他市町などに災害派遣医療チーム（D.M.A.T）や広域医療救護班の派遣等について応援を要請する。
- ③ 応援等の要請を受けた各機関は、積極的に協力するものとする。

（2）応急救護所の設置

- ① 町は、医療救護を行うため、適当な場所に応急救護所を設置する。
- ② 医療救護班は、医師会の指揮のもと、応急救護所において次の活動を行う。
 - ア トリアージ（傷病者の重症度の判定）
 - イ 重症患者及び中等症患者に対する応急措置と軽症者の処置
 - ウ 救護病院等への患者搬送の支援
 - エ 助産活動
 - オ 死亡の確認及び死体の検案
 - カ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告

2 後方医療体制

（1）救護病院の医療救護

- ① 町は、あらかじめ定めた救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。
- ② 救護病院は、次の活動を行う。
 - ア トリアージ（傷病者の重症度の判定）
 - イ 重症患者の応急処置
 - ウ 中等症患者の受入及び処置、軽症者の措置
 - エ 広域救護病院等への患者搬送
 - オ 助産活動
 - カ 死体の検案
 - キ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告

（2）広域救護病院の医療救護

広域救護病院は、次の活動を行う。

- ア トリアージ（傷病者の重症度の判定）
- イ 重症患者の受入及び処置

- ウ 救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入及び処置
- エ 広域医療救護班の派遣
- オ 県内広域医療搬送の支援
- カ 死体の検査
- キ 医療救護活動の記録並びに市町災害対策本部及び県災害対策本部への措置状況等の報告

3 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

医療救護施設は、町長が指定する応急救護所及び救護病院、並びに知事が指定する広域救護病院（災害拠点病院を含む）の3種類とする。（香川県医療救護計画より参照。）

町長は、医療救護施設として指定しない医療機関についても状況に応じて、医師会の指揮のもと、医療救護活動に参加できるようあらかじめ病院、診療所の管理者等と十分に連携を図る。

4 傷病者の搬送

重症患者の後方医療機関（必要に応じ、県外の医療機関）への搬送は、原則として消防機関が救急車で行うものとするが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

- (1) 町又は医療救護班が確保した車両により搬送する。
- (2) 県に対して、防災ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (3) 自衛隊に対して、ヘリコプター等による搬送を県を通じて要請する。

5 医薬品及び救護資機材の確保

- (1) 町は、救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、災害時用備蓄医薬品等を活用するとともに、あらかじめ定めている計画に基づき調達する。
- (2) 医薬品等の不足が生じたときは、町は、県に調達又は斡旋を要請するものとする。

6 血液の確保

- (1) 香川県赤十字血液センターは、医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、備蓄血液等を供給する。また、災害時に必要な血液を確保するため、被害の軽微な地域等に採血車を出動させるとともに、それでも必要な血液が確保できない場合は、基幹血液センターに応援を要請するものとする。
- (2) 採血車が出動した場合には、住民の献血が促進されるように、町は、住民に対して献血活動の広報を行う。

7 非常用通信手段の確保

町及び医療救護本部機関は、非常用通信手段の確保に努めるものとする。具体的な連絡手段の優先順位については、協議のうえ定める。

8 その他

- (1) 町は、遺体の検案について、あらかじめ遺体安置所を定めておく等、応急救護所・救護病院における医療救護活動に支障がないようにする。
- (2) 町及び医療救護本部は、災害時に応急救護所・救護病院が必要とする特定かつ必要最小限の医薬品について、当該医療機関等の在庫量の中で少なくとも1日分の調節を図る等の方法により確保する。また、当該方法により難い場合には、地域の実情に応じて対応する。

【資料2－17－1 大災害時の医療救護体制】

【資料2－17－2 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図】

【資料2－17－3 香川県医療救護計画】

【資料2－17－4 災害時における医療救護活動に関する協定書】

【資料2－16－2 香川県防災ヘリコプター応援協定】

【資料2－16－3 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

第11節 緊急輸送計画

災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うために、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

なお、国又は県が町に対して行う飲料水、食料等の生活必需品に係る供給については、町からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、町の被災状況によっては、町からの要請を待たずに、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行うものとする。

主な実施機関	町（総務班、作業班）、県（危機管理課、道路課、港湾課）、警察、自衛隊、四国地方整備局、西日本高速道路株
--------	---

1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

(1) 第1段階

- ① 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ③ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- ④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(2) 第2段階

- ① 上記（1）の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

(3) 第3段階

- ① 上記（2）の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活必需品

2 輸送車両等の確保

- (1) 町は、自ら保有し、又は直接調達できる車両等を利用し緊急輸送を実施する。
- (2) 町は、自ら利用する車両等が不足する等で緊急輸送に支障が生じる場合は、県に応援を要請する。

3 緊急輸送路の確保

- (1) 町は、県及び防災関係機関と協力して、主要な道路等の被害状況、復旧見込みなど必要な情報を把握する。

- (2) 緊急輸送路は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線のうちから、県、警察及び道路管理者と協議して選定される。
- (3) 道路管理者は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、(一社)香川県建設業協会などの協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
- (4) 住民は、災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努める。

4 緊急輸送拠点等の確保

町は、緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、二次（地域）物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、臨時ヘリポートを確保する。

※第2章第19節 緊急輸送体制整備計画「県防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場」参照

【資料2-18-1 緊急輸送路図】

第12節 交通確保計画

災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、航空交通についても必要な措置を行う。

主な実施機関	町（総務班、作業班）、県（交通政策課、危機管理課、道路課）、警察、自衛隊、四国地方整備局、西日本高速道路㈱
--------	---

1 陸上交通の確保

（1）情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

（2）道路交通規制等

警察は、災害が発生した場合、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。（※風水害の発生の「おそれ」の場合も交通規制を行う場合はある。）

また、道路管理者は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

（3）道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、県、国土交通省又は農林水産省等に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努める。

- ① 路上の障害物の除去（雪害における除雪を含む。）について、道路管理者等、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。
- ② 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- ③ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努める。

（4）車両の運転者のとるべき措置

- ① 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。
- ② 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。
- ③ 通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

（5）緊急通行車両の確認

- ① 災害対策基本法第 76 条の規定に基づき、県公安委員会が一定の区域又は道路区間を緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、町は、災害応急対策用に使用する車両について、県又は県公安委員会に申し出、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。
- ② 緊急通行車両の事前届出制度により、事前届出済証の交付を受けた車両は、交通規制実施時に確認申請があった場合、他に優先し、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付される。このため、町は、町有車両等については、事前に緊急通行車両としての届出を行い、事前届出済証の交付を受けておく。
- ③ 町有車両等では不足するために、町が調達した車両についても、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。

2 航空輸送の確保

- ① 町は、ヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを確保する。臨時ヘリポートは、第 11 節による。
- ② 町は、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要とする場合に、「香川県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県に応援要請を行う。
 - ア 救急活動
 - イ 救助活動
 - ウ 災害応急対策活動
 - エ 火災防ぎよ活動

【資料 2-9-1 異常気象時における道路通行規制基準】

【資料 2-16-2 香川県防災ヘリコプター応援協定】

【資料 2-18-2 緊急通行車両の標章及び確認証明書】

第13節 避難計画

災害時において、住民等を速やかに避難させるため、適切に避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急）又は避難勧告を行うとともに、指定避難所を開設し管理運営を行う。

主な実施機関	町（総務班、住民班）、県（危機管理課）、高松市消防局、警察、自衛隊
--------	-----------------------------------

1 避難準備・高齢者等避難開始

- (1) 町は、災害が発生するおそれがある場合、避難勧告を発令する前段階において、一般住民に対して避難準備・高齢者等避難開始を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等の特に避難行動に時間を要する者に対しては、避難を開始しなければならない段階として、その避難行動支援対策と対応しつつ、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。
- (2) 住民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、町が避難準備・高齢者等避難開始を発したときには、必要に応じて速やかにこれに応じて行動する。

2 避難勧告又は避難指示（緊急）の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難勧告又は避難指示（緊急）を行う。

また、町は、必要な場合には、県に対して、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期等について、時期を失すことなく避難勧告等が発令できるよう、積極的に助言を求める。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
避難勧告	町長	災害対策基本法 第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護のため特に必要があると認めるとき。	避難のための立退きの勧告、必要があると認めたときは立退き先を指示（町は県に報告）
	知事			町長が上記の事務を行うことができないとき。	
避難指示（緊急）	町長	災害対策基本法 第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めたときは立退き先を指示（町は県に報告）
	知事			町長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警察官	災害対策基本法 第61条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認める場合で、町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めたときは立退き先を指示（町に通知）

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
避難指示(緊急)	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第29条	洪水、高潮について	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告)
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(当該地区を管轄する警察署に報告)
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(公安委員会に報告)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にいないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(防衛大臣の指定する者に報告)

3 災害発生情報

- (1) 町は、災害が発生したことを把握した場合、可能な限り、災害が発生している地域の住民に対して、命を守るための最善の行動を促す災害発生情報を配信するものとする。
- (2) 住民は、発生した災害に関する情報を収集し、命を守るため、当該災害の状況に応じた最善の行動を速やかにとる。

4 避難勧告等の内容及び周知

(1) 町は、避難勧告又は避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始を行う際は、広報車、香川県防災情報システム及び三木町防災行政メールのメール配信、緊急速報メール並びに防災行政無線と連動した戸別受信機による放送により、次の事項を明らかにして、住民等に避難勧告又は避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始の周知を行う。また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、周知徹底を図る。

- ① 避難を必要とする理由
- ② 避難の対象となる地域
- ③ 避難先(指定緊急避難場所、指定避難所)
- ④ 避難経路
- ⑤ 警戒レベル
- ⑥ その他必要な事項(避難に際しての注意事項、携行品など)

なお、避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことが危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示するものとする。

また、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- (2) 町が避難勧告又は避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始を発令する際は、防

災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、県防災情報システムを利用した防災情報メールや緊急速報メールの配信（エリアメール等）、Lアラート（災害情報共有システム）への配信等、あらゆる手段を活用し、また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、住民等に確実に伝わるよう周知徹底を図る。

なお、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行う。

- (3) 町は、避難勧告等を発令する際に、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うものとする。
- (4) 町は、必要に応じて避難に関するテレビ、ラジオによる放送を県に要請する。なお、事態が急迫している場合又は県への連絡が困難な場合においては、町は直接報道機関に放送要請を行う。
- (5) 災害発生により、町が事務を行うことができなくなった場合は、町に代わって県が、一斉同報機能を活用した緊急速報メール等を活用し、避難勧告等の情報を配信するものとする。
- (6) 町は、避難勧告等の発令中は、継続的な周知を図るものとする。
- (7) 住民は、町が避難勧告等を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努めるものとする。

(8) 防災気象情報と警戒レベル（1～5）相当情報の関係

平成31年3月避難勧告等に関するガイドラインの改定により、住民が主体的に避難行動をとれるよう、次表のように、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供について追記された。

警戒 レベル	住民が 取るべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）		
			洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒 レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる。	災害発生情報※ ¹ （※1 可能な範囲で発令）	氾濫発生情報	（大雨特別警報（浸水害））※ ³	（大雨特別警報（土砂災害））※ ³
警戒 レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示（緊急）※ ² （※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令）	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（非常に危険）	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）※ ⁴
警戒 レベル3	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）
警戒 レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意）	・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒 レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性			

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性

が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、町長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注1) 町が発令する避難勧告等は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

また、警戒レベルと避難情報等との関係等は以下のとおりとなっている。

<避難情報等>		<防災気象情報>	
警戒 レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報（例）】
警戒 レベル5 全員避難	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 ^{※2} ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 [町が発令]	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等 (国土交通省、気象庁、県が発表)
警戒 レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難にしましょう。	避難勧告 避難指示（緊急） ^{※3} ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令 [町が発令]	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等
警戒 レベル3 高齢者等は避難	避難に時間要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等 避難開始 [町が発令]	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒 レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 [気象庁が発表]	これらは、住民が自動的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒 レベル1	災害の心構えを高めましょう。	早期注意情報 [気象庁が発表]	

5 避難勧告等の判断基準

(1) 河川の氾濫等に係る避難勧告等の発令判断基準

河川の氾濫等については、新川及び鴨部川の水位等を参考情報として、町が避難勧告等を発令するものとし、具体的な発令にあたっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

区分	判断基準
避難準備・高齢者等避難開始	<p>次のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令することが考えられる。</p> <p>1：次の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合 • 新川の平木橋観測所：1.50m • 鴨部川の井戸川橋観測所：1.70m</p> <p>2：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル2水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 • 新川の平木橋観測所：1.50m • 鴨部川の井戸川橋観測所：1.55m</p> <p>①上記の上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②上記の河川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③上記の上流の水位観測所で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「警戒」が表示された場合</p> <p>4：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「警戒」が表示された場合</p> <p>5：軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>6：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択する。</p>
避難勧告	<p>次のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令することが考えられる。</p> <p>1：次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合 • 新川の平木橋観測所：1.85m • 鴨部川の井戸川橋観測所：1.85m</p> <p>2：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル2水位）又は避難判断水位（警戒レベル3水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 • 新川の平木橋観測所：氾濫注意水位 1.50m、避難判断水位 1.50m • 鴨部川の井戸川橋観測所：氾濫注意水位 1.55m、避難判断水位 1.70m</p> <p>①上記の上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②上記の河川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場</p>

区分	判断基準
	<p>合)</p> <p>③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「非常に危険」が表示された場合</p> <p>4：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「非常に危険」が表示された場合</p> <p>5：異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>6：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合※</p> <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択すること</p> <p>※6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p>
避難指示（緊急）	<p>次のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令することが考えられる。</p> <p>1：次の水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新川の平木橋観測所：計画高水位 3.20m ・鴨部川の井戸川橋観測所：計画高水位 3.02m <p>2：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「極めて危険」が表示された場合</p> <p>3：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「極めて危険」が表示された場合</p> <p>4：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれがあつた場合</p> <p>5：樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合（発令対象区域を限定する）</p> <p>6：決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）</p>
観測所	<p>【県防災情報システム（雨量観測所）】</p> <p>三木（三木町）、中山（三木町）、公渕（高松市）</p> <p>【県防災情報システム（水位観測所）】</p> <p>平木橋（三木町）、井戸川橋（三木町）</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●避難勧告等の発令にあたっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。

区分	判断基準
避難勧告等の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

(2) 土砂災害に係る避難勧告等の発令判断基準

土砂災害については、県が「県防災情報システム」で提供している土砂災害警戒情報等を参考情報として、町が避難勧告等を発令するものとし、具体的な発令にあたっては、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

ただし、土砂災害警戒情報が発表された際は、直ちに避難勧告を発令する。

区分	判断基準
避難準備・高齢者等避難開始	<p>次のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令することが考えられる。</p> <p>1：大雨警報（土砂災害）[気象庁]において、町域内に「警戒」（警戒レベル3相当）が表示された場合</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p> <p>注1 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、町内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合</p>
避難勧告	<p>次のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令することが考えられる。</p> <p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合</p> <p>2：大雨警報（土砂災害）[気象庁]において、町域内に「非常に危険」（警戒レベル4相当）が表示された場合</p> <p>3：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>注 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、町内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合</p>
避難指示（緊急）	<p>次のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令することが考えられる。</p> <p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）が発表され、かつ、大雨警報</p>

区分	判断基準
	<p>(土砂災害) [気象庁]において、町域内に「極めて危険」(警戒レベル4相当)が表示された場合</p> <p>2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>3：避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</p> <p>4：土砂災害が発生した場合</p>
雨量観測所	<p>【県防災情報システム（雨量観測所）】</p> <p>三木（三木町）、中山（三木町）、公渕（高松市）</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●避難勧告等の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測局の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難勧告等の解除	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。

6 避難誘導

町は、警察、消防機関、自衛隊等防災関係機関や自主防災組織等の協力を得て、次の事項に留意して住民の避難誘導を実施するものとする。

- (1) できるだけ自治会、職場、学校等を単位とした集団避難を行う。
- (2) 高齢者、障がい者、幼児など要配慮者を優先して避難させる。
- (3) 外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施する
- (4) 避難経路、避難路は、洪水・土砂災害など災害の種類ごとに、あらかじめ定めておき、関係者へ周知する。

7 避難方法

住民は、次の事項に留意して避難を行うものとする。

- (1) 二次災害等で火災が発生したときは、風向、風速、木造住宅の密集状況等から判断して、より安全な避難路、避難場所へ避難する。
- (2) 高齢者、障がい者、幼児など要配慮者の安否確認、移動補助等を行いながら、できるだけ自治会等を単位とした集団で避難するものとする。
- (3) 避難は、原則として徒步で行うものとする。自動車は、道路混雑の原因ともなるので利用しない。また、自転車等も道路の損壊等により危険があるので、できるだけ利用しない。

8 指定避難所の開設

- (1) 収容施設の供与は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。

(2) 町は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあるもので、避難しなければならない者を一時的に収容するため、安全かつ適切な指定避難所を選定し、指定避難所を開設する。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設する。なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努める。

(3) 指定避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。ただし、これら適當な施設が確保できない場合には、仮設物等を設置する。

なお、学校を避難所として使用する場合には、避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。

(4) さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。

(5) 町は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。指定避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。なお、指定避難所のライフラインの回復に時間が必要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を県に報告する。

9 指定避難所の運営

(1) 町は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障がい者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握に努める。

(2) 指定避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保する。

(3) 指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て実施する。

(4) 指定避難所の運営にあたっては、良好な生活環境を確保するため、照明、換気等の整備に努め、また、各種情報の伝達に留意するとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。

特に、高齢者、障がい者等の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図る。

また、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

- (5) 指定避難所には、必要に応じて、その運営を行うために町の職員を配置する。また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施する。さらに、町は、避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、高松東警察署に警察官の派遣を依頼する。
- (6) 町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア、住民及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所を運営する。その際には、あらかじめ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (7) 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

10 指定避難所外避難者等への配慮

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

11 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入については当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

【資料2－19－1 避難所一覧】

第14節 食料供給計画

災害時において、被災者等の食生活を確保するため、被災地のニーズに応じて、応急的に炊き出し等による食料の供給を行う。

主な実施機関	町（総務班、住民班）、県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課）、自衛隊
--------	---

1 食料の調達

- (1) 炊き出しその他による食品の供与は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- (2) 町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、県に対して調達又は斡旋を要請する。
- (3) 町は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保する。

2 炊き出しその他による食料の供給

- (1) 対象者
 - ① 災害救助法が適用された場合に、炊き出しその他による食品の給与を受ける者
 - ア 避難所に避難している者
 - イ 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできない者
 - ウ 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等
 - ② 災害救助法が適用されない場合の被災者
 - ③ 災害応急対策に従事する者
- (2) 供給する食品
 - ① 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。
 - ② 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。
 - ③ 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。
- (3) 炊き出しの実施
 - ① 町は、指定避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊き出し及び食料の配分を行う。
 - ② 町は、炊き出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請するものとする。
県は、町から要請があれば、次の措置を行う。
 - ア 日本赤十字社香川県支部に応援を要請する。
 - イ 集団給食施設、給食業者に炊飯委託の斡旋を行う。
 - ウ 調理不要な乾パン、乾燥米飯、生パン等を供給する。
 - エ プロパンガス等燃料の調達については、関係業界に対し協力を要請する。

才　自衛隊に対して派遣要請を行う。

- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、避難所外避難者、応急仮設住宅として供与された賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

第15節 給水計画

災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定を図るため、飲料水及び生活用水の供給を行う。

主な実施機関	町（総務班、作業班）、県（水資源対策課、環境管理課）、香川県広域水道企業団、（公社）日本水道協会香川県支部、自衛隊
--------	---

1 給水の確保等

- (1) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い配水池等から給水車又は容器により運搬して確保する。
- (2) 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、衛生の確保に努める。

2 給水量の基準

- (1) 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- (2) 生活用水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して給水量を定める。

3 給水の実施

- (1) 水道事業者は、次の給水活動を行う。
 - ① 水道施設に被害がない場合は、町の被害状況を調査して、水道水の供給を継続する。
 - ② 净水施設や送水施設が被災した場合は、浄水場内の浄水池や配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。
 - ③ 飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
 - ④ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。また、自ら飲料水を確保する住民に対して、衛生上の注意を広報する。
 - ⑤ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、県又は（公社）日本水道協会香川県支部に対して、応援等を要請する。
- (2) 県は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。
 - ① 町の被害状況、応急給水実施状況等を把握し、水道事業者に飲料水の確保に係る衛生面や安全給水に関する情報提供や指導を行う。
 - ② 水道事業者から給水活動の応援要請があったときは、必要に応じて、他の県や自衛隊に応援給水を要請する。
- (3) 町は、水道事業者の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

第16節 生活必需品等供給計画

災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被服、寝具、日用品等生活必需品の供給を行う。

主な実施機関	町（総務班、住民班）、県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課）
--------	-----------------------------------

1 生活必需品等の調達

町は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、県等に対して調達又は斡旋を要請する。また、町は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保する。

2 生活必需品等の配分

- (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- (2) 対象者は、次のとおりとする。
 - ① 災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
 - ② 災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない者
- (3) 供給する品目は、原則として、次の8種類とする。

【供給する生活必需品】

種類	品目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外衣	洋服、作業着、子ども服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、おむつ、生理用品等
光熱材料	マッチ、プロパンガス等

- (4) 町は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や防災ボランティア等の協力を得て、被災者等に対して生活必需品等の供給を行う。
- (5) 町は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。
- (6) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

【資料3－1 6－1 生活必需物資等の調達方法】

第17節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。また、家庭動物の保護及び収容対策については、災害で放置された犬、猫等の家庭動物を保護、収容することにより、感染症の予防、公衆衛生の保持に努める。

主な実施機関	町（住民班、作業班）、県（健康福祉総務課、障害福祉課、薬務感染症対策課、生活衛生課、東讃保健福祉事務所）、（一社）木田地区医師会、木田郡歯科医師会、（一社）高松市薬剤師会
--------	---

1 防疫対策

- (1) 町は、県が感染症予防上必要と認めたときは、県の指示に基づき、医師会等の協力のもと臨時の予防接種を実施する。
- (2) 町は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- (3) 町は、感染症予防のため、防疫活動を実施する。また、特に指定避難所は感染症発生のリスクが高いことから、十分な対策に努める。
- (4) 町は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、医師会及び他の市町又は県に応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町等と連携して、迅速に必要な措置を行う。また、防疫対策を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援要請を行う。

2 保健衛生対策

(1) 健康相談等

- ① 町は、医師会及び県と連携し、定期的に指定避難所等を巡回して、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら必要に応じて生活指導、保健指導及び健康相談を行うとともに、福祉施設等への入所、介護職員の派遣、車いす等の手配、被災生活の長期化に伴い生じる健康、保健衛生面の問題に対するケア等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。
- ② 町は、医師会及び県と連携し、指定避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。

(2) 精神保健相談等

町は、県、医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の人に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物療法等）等を行う。

- ① 精神障がいあるいは精神疾患で治療を受けている者
- ② 子ども、妊娠婦、障がい者、外国人等の要配慮者でストレスにさらされやすい者
- ③ 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者
- ④ ボランティアなど救護活動に従事している者
- ⑤ その他精神保健に関する相談等が必要とされる者

【町内の精神科医療機関】

病院名	所在地	電話番号
香川大学医学部附属病院	〒761-0793 三木町池戸 1750-1	087-898-5111
森岡メンタルクリニック	〒761-0612 三木町氷上 403-5	087-891-9877

(3) 栄養相談等

町は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。

- ① 乳幼児、妊娠婦、障がい者、高齢者などの要配慮者に対する栄養指導
- ② 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導
- ③ 感染症や便秘などを予防するための栄養指導
- ④ 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
- ⑤ その他必要な栄養相談・指導

3 食品衛生対策

- (1) 指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の事項につき広報を行う。
 - ① 救援食品の衛生的取扱い
 - ② 食品の保存方法、消費期限等の遵守
 - ③ 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに廃棄）
 - ④ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行
- (2) 食中毒が発生したときには、町は、県が編成する調査班の活動に協力する。

【資料3-17-1 栄養相談・指導活動体系図】

【資料3-17-2 精神保健活動体系図】

第18節 廃棄物処理計画

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図る。以下の内容のほか、三木町災害廃棄物処理計画に基づき実施する。

主な実施機関	町（作業班）、県（廃棄物対策課）
--------	------------------

1 処理体制

- (1) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。
- (2) 町は、資機材や処理施設が不足するときや処理の実施が困難なときは、県又は他の市町に対して、資機材等の提供・貸借や応援等を要請する。
- (3) 住民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。

2 処理方法

(1) ごみ処理

- ① ごみの収集は、被災地の状況を考慮して、住民生活に支障がないよう適切に行う。
- ② 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、ごみ保管場所等の衛生状態を確保する。
- ③ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- ④ 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
- ⑤ 家電リサイクル法で指定されているごみ処理については、取扱いに注意し、適正処理を行う。エアコン、冷蔵庫の回収・保管・処理に際しては、フロン回収の観点から、冷媒の漏えいに留意する。
- ⑥ ごみの収集日時、分別方法等について、住民に対し広報を行い、周知徹底を図る。

(2) し尿処理

- ① 下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、住民生活に支障がないよう速やかに仮設トイレを設置する。このため、あらかじめ、仮設トイレや消毒剤などの備蓄に努めるとともに、その調達ルートを確保しておく。
- ② 仮設トイレの衛生状態を保つため、消毒剤、散布機器等を確保するとともに、日常の清掃等の管理については、設置場所の管理者や自主防災組織等に要請する。
- ③ し尿の収集は、仮設トイレ、指定避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。
- ④ 水洗トイレの使用中止、仮設トイレの使用等について、住民に対し広報を行い、周知徹底を図る。
- ⑤ 収集したし尿は、し尿処理施設又は終末処理場のある下水道に搬入し処理する。

(3) 災害廃棄物処理

- ① 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分まで処理ルートの確保を図る。
- 仮置きが可能な場所については、あらかじめ、災害廃棄物の発生量を推計したうえで、収集車両の出入、重機による対応、分別等の作業を考慮し、仮置きに必要な面積をできるだけ分散して確保できるよう検討する。
- ② 災害廃棄物処理は、総務班と協議しながら、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬する。
- ③ 災害廃棄物の適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。
- ④ アスベスト等の有害な廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、安全を確保したうえでの適切な処理を行う。

3 三木町災害廃棄物処理計画に基づく処理の実施

- (1) 町は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、平成30年3月に三木町災害廃棄物処理計画を策定している。
- 町は、町災害廃棄物処理計画に基づき、県及び周辺市町との連携・協力のもと、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理を行う。
- (2) 町及び県は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行するため作成した行動マニュアルについて、訓練等を通じてより実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

4 住民への周知

町及び県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

5 損壊家屋の解体

- (1) 町及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。
- (2) 町及び県は、石綿の飛散防止及びフロン類の適正処理のため、解体前に石綿及びフロン類の残量について確認を行うよう解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等に対して周知を図る。

【資料3-18-1 廃棄物処理施設、し尿処理施設】

【資料3-18-2 がれきの発生量及び仮置場の必要面積】

【資料3-18-3 地震に伴うごみ及び災害廃棄物の応急処理計画作成指針】

【資料3-18-4 災害ごみ等仮置場予定地】

第19節 遺体の搜索、処置及び埋葬計画

災害時において、死者（行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推測される者を含む。）が発生した場合は、搜索、処置及び埋葬を速やかに実施する。

主な実施機関	町（住民班、消防班）、県（生活衛生課）、警察（一社）木田地区医師会、木田郡歯科医師会
--------	--

1 遺体の搜索

- (1) 遺体の搜索については、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- (2) 町は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。
- (3) 遺体の搜索にあたっては、警察等の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

2 遺体の処置

- (1) 遺体の処理については、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- (2) 町は、遺体について、協定に基づき医師会が組織する医療救護班等に対し、死因その他の医学的検査の協力を要請する。
- (3) 警察本部は、収容した遺体について医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認を行う。
- (4) 町は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (5) 町は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋葬ができない場合等においては、適当な場所（寺院、公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

3 遺体の埋葬又は火葬

- (1) 遺体の埋葬については、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- (2) 町は、災害による社会混乱のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。
- (3) 町は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。
- (4) 町は、火葬場の被災や火葬する遺体が多数にのぼるなど実施が困難な場合には、火葬場の斡旋等について県に要請する。

【火葬場（公営）】

火葬場					所管	
名称	所在地	電話	炉数	動物	名称	電話
しづかの里	三木町井戸 993	087-899-1161	5	動物1 汚物1	三木・長尾葬 斎組合	087-891-3303

【資料 3-19-1 遺体収容場所】

第20節 住宅応急確保計画

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を建設し、また、住宅に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。また、被災者に公営住宅の空室を仮住宅として提供し、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者には、県が借上げ、被災者に提供する民間賃貸住宅の情報提供等や、宅地建物取引業者の媒介により、入居に際しての利便を図る。

主な実施機関	町（作業班）、県（住宅課）
--------	---------------

1 応急仮設住宅の建設

県は、災害救助法が適用された場合、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住家を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。

（1）建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集団的に建設可能な場所とし、町と協議して、公共用地から優先して選定する。

（2）建設方法

応急仮設住宅の建設は、建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、県からの通知のある場合は、町が実施する。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。

（3）建設戸数

建設戸数は、町内の全壊、全焼及び流失世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、県が市町相互間において設置戸数の融通を行う。

（4）構造及び規模

応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式等による5連戸以下の連続建て又は共同建てとする。

（5）応急仮設住宅の管理

入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理については、県からの委託により、町が実施する。なお、入居者の選定等にあたっては、高齢者、障がい者など要配慮者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

2 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住家が半焼又は半壊し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対して、次により必要最小限の応急修理を行う。

(1) 対象の選定

町は、県が実施する応急修理対象住宅の選定に協力する。ただし、県からの通知のある場合は、町が実施する。

(2) 修理方法

応急修理は、建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、県からの通知のある場合は、町が実施する。

(3) 修理範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

(4) 修理戸数

修理戸数は、町内の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、県が市町相互間において修理戸数の融通を行う。

3 障害物の除去

- (1) 町は、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では除去できない者に対して、障害物の除去を行う。
- (2) 町は、資機材、要員の不足、除去の対象が多数にのぼるなど実施が困難な場合には、障害物の除去に関する応援を県に要請する。

4 公営住宅の特例使用

町及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。(行政財産の目的外使用許可手続による。)

5 民間賃貸住宅の借上げ

町及び不動産関係団体は、県に協力し、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を図るものとする。

6 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

(公社)香川県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会香川県本部は、県の協力要請により、会員業者を県に報告し、町は県から会員業者の情報提供を受ける。

また、町は民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

第21節 社会秩序維持計画

災害時において、社会的な混乱や心理的な動搖等により不測の事態の発生が予想されることから、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

主な実施機関	町（消防班）、自主防災組織、警察
--------	------------------

1 住民への呼びかけ

町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2 防犯

災害時には、警察署の定める計画により、警察署に災害警備本部を設置する。

3 警察の活動

警察は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び指定避難所等において、パトロールを強化し犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

4 消防団、自主防災組織の活動

消防団、自主防災組織は、互いに連携し、被災地及び指定避難所等において、次の事項に留意して、パトロールを実施する。

- ① 居住者のいない被災住宅の防犯
- ② 被災住宅における出火の防止
- ③ 在宅の高齢者、障がい者等の支援
- ④ 地域の安全確保

第22節 文教対策計画

災害により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護措置を行う。

主な実施機関	町（文教班）、県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）
--------	-----------------------------

1 児童生徒等の安全確保

- (1) 町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

① 在校時の場合

災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに状況に応じて所管する教育委員会等に報告する。

② 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、教育委員会等と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講じる。夜間、休日等に臨時休校措置を決定した場合は、直ちに保護者等と連絡をとり、周知する。

2 学校施設等の応急措置

- (1) 校長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。
- (2) 報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。
- (3) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行うものとする。また、高等学校においては、教職員の指導のもとで、希望する生徒を応急復旧作業に参加させることができる。
- (4) 避難所に指定されている施設においては、避難所を開設する旨の連絡があった場合には、避難所の開設準備に協力するとともに、学校側の担当職員を定め、避難所運営に協力する。

3 応急教育の実施

- (1) 町及び県は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。

- (2) 校長等は、児童生徒等、教職員等の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。
- ① 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。
 - ② 教育活動の再開にあたっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導にあたっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようとする。
 - ③ 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
 - ④ 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
 - ⑤ 避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
 - ⑥ 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして応急教育を行う。
 - ⑦ 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

4 就学援助等

(1) 授業料の減免等

町及び県は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品の給与

災害救助法が適用された場合、知事から救助の事務の内容及び期間について通知を受けた町は、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行うものとする。

(3) 学校給食の実施

町は、委託業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

- ① 被害甚大な場合は、近郊の学校又は公共施設を利用して設営に努め、早急に学校給食が実施できるよう努めるものとする。
- ② 一部被災の場合は、残存施設を利用して、学校給食を引き続き実施するよう努める。
- ③ 一般被災者についても、可能な限り給食施設を利用して、炊き出し等を行う。この際、学校給食との調整に留意するものとする。
- ④ 物資確保については、県及び共同調理場運営委員会と緊密な連携をとり、学校給食の継続に努めるものとする。

5 学校以外の教育機関等の応急措置

(1) 学校以外の教育機関等の長は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、

来所者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。

- (2) 学校以外の教育機関等の長は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
- (3) 学校以外の教育機関等の長は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

6 文化財の保護

(1) 被災時の応急措置

指定文化財の所有者又は管理者は、災害により被害が発生したときは、速やかに町教育委員会を通じて県教育委員会に連絡するとともに、県教育委員会、関係機関等との協力により、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、町教育委員会が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が専門の職員等を現地に派遣して行う。

(3) 復旧対策

県教育委員会は、町教育委員会を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

(4) 埋蔵文化財対策

町教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地における施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。

【資料 2—2 1—1 町内の文化財】

第23節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるので、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

主な実施機関	町（総務班、住民班、作業班）、県、四国地方整備局、西日本高速道路(株)、高松琴平電気鉄道(株)
--------	---

1 道路施設

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性がある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

2 河川管理施設

河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急性度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

3 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

県は、土砂災害防止施設について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や地域住民に周知するとともに、応急工事を行う。

4 治山、林道施設

町及び県は、治山施設、林道施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

5 ため池施設

ため池管理者は、その管理するため池について、早急に被害状況を把握し、町及び県に被害状況を報告する。なお、ため池施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急性度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

6 鉄道施設

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図るものとする。

7 病院、社会福祉施設等公共施設

町及び県は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対し

て、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

8 廃棄物処理施設

(1) 町は、災害による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行う。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

(2) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるものなどについては、速やかに応急復旧を行う。

(3) 産業廃棄物処理施設についての調査、指導等は、県が実施する。

9 放送施設

放送事業者は、放送施設、設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。

また、町、県等から放送要請があったときは、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し、特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

【資料3－23－1 公共土木施設等に関する防災協定書】

10 公園施設

公園管理者は、公園施設について、災害発生後、速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

第24節 ライフライン等応急復旧計画

電気、電話、通信サービス、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるので、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

主な実施機関	町（総務班、作業班）、県（下水道課）、香川県広域水道企業団、四国電力株、四国電力送配電株、NTT西日本株香川支店、NTTドコモ四国支社、（独）水資源機構
--------	--

1 電気施設

- (1) 電気事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) 電気事業者は、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。
- ① 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
 - ② 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
 - ③ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- (3) 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、強風、浸水等により危険と認められるとき、又は二次災害の危険が予想され警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

2 電気通信施設

- (1) 電気通信事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- (2) 電気通信事業者は、災害時において、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。
- ① 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
 - ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
 - ③ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
 - ④ 災害救助法が適用されたときなどには、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- (3) 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、広範囲に渡って広

報活動を行う。

- (4) 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国（総務省）を通じて国の非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

3 水道施設

- (1) 水道事業者は、災害が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道の各施設ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関等に状況を報告する。

- ① 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
- ② 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
- ③ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。

- (2) 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。

- ① 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
- ② 凈水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
- ③ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
- ④ 給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて住民生活への影響を考えて、緊急度の高い指定避難所や医療機関は優先して行う。
- ⑤ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。

- (3) 水道事業者は、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定期の目安を明示するものとする。

- (4) 町は、水道事業者の復旧活動に必要に応じて協力する。

- (5) (独) 水資源機構は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、県等関係機関に状況を連絡するとともに、必要に応じて応急復旧を行う。

4 下水道施設

町は、災害が発生したとき、下水道等の構造を勘案して、速やかに、下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる等、その管理する施設について、早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧

を行う。

- (1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性などを考慮し、緊急度の高いものを優先する。
- (2) 管渠施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管渠の閉塞、漏水などに対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。
- (3) ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。また、施設からの漏水や薬品、消化ガスなどの漏えいは、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。
- (4) 町及び県は、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

【資料3－23－1 公共土木施設等に関する防災協定書】

第25節 農林産関係応急対策計画

災害による農林関係被害を最小限にとどめるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行う。

主な実施機関	町（作業班）、県（みどり整備課、農政課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、土地改良課、農村整備課）
--------	--

1 農業用施設等に対する応急措置

- (1) 町及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水したときは、ポンプ排水等による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないよう努める。
- (2) 町及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積み等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災して機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。
- (3) 町、土地改良区及び県は、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがあるときは、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水施設を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位低下に努める。
- (4) 町及び土地改良区は、取水権門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努めるとともに、頭首工の保全についても必要な措置を講じる。
- (5) 各施設管理者は、地震発生後速やかに各管理施設の緊急点検を行い、被害状況を把握し、必要に応じて、速やかに応急復旧を実施し、農業用施設等の機能回復に努める。

2 農作物に対する応急措置

- (1) 町及び農業協同組合等農業団体は、県が被害の実態に応じて実施する災害対策に必要な技術指導等に協力する。
- (2) 病害虫の異常発生又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、町は、県、農業団体等との緊密な連携により適切な防除指導を行う。

3 畜産に対する応急措置

- (1) 町及び畜産関係団体は、県が実施する家畜及び畜舎の被害状況の把握、災害時の家畜管理の指導等に協力する。
- (2) 家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、町は、県が必要に応じて実施する家畜等の消毒、予防注射等に協力する。

4 林産物に対する応急措置

- (1) 町及び森林組合等は、県が種苗生産者、森林所有者に対して実施する被災苗木、森林に対する措置等の技術指導に協力する。
- (2) 町及び森林組合等は、県が森林所有者に対して実施する風倒木の円滑な搬出、森林病害虫の防除等の技術指導に協力する。

【資料2-4-1 ため池重要水防区域】

第26節 ボランティア受入計画

災害においてボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、町は、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、町社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部等が主体として実施するボランティアの受付、調整等への必要な支援活動を行う。

主な実施機関	町（住民班）、社会福祉協議会、県（男女参画・県民活動課、危機管理課、健康福祉総務課）、日本赤十字社香川県支部
--------	--

1 受入体制の整備

- (1) 災害が発生したとき、町は県を通じて、速やかに香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部にボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況等の情報を提供する。
- (2) 香川県社会福祉協議会並びに日本赤十字社香川県支部は、被災状況に応じて香川県災害ボランティア支援センターを設置し、被災地での状況調査等の情報を収集するとともに関係団体、機関の連携協力のもと被災地に設置される災害ボランティアセンターの活動を支援する。
- (3) 町及び県は、県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会等が設置するボランティア活動に関する情報提供の窓口や、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力する。
- (4) 町は、町社会福祉協議会及び日本赤十字社等が行うボランティアの受付業務、活動調整等について協力するとともに、町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているN P O・ボランティア等との連携体制構築への支援を行い、情報を共有する場を提供するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、また、ボランティアの生活環境について配慮するよう努める。
- (5) 町は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うように努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。

2 ボランティアの受入方法

- (1) 災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入態勢が整い次第、町内を対象に災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センターは、災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。
- (3) 災害ボランティアセンターは、被災者のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体に対する受け付け、被災地派遣など、被災地の支援活動を行う。

3 ボランティアの活動分野

(1) 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割

- ・災害ボランティア情報の収集、発信
- ・ボランティアと県等との連絡、調整
- ・活動資材の調整
- ・災害ボランティアセンターへの支援
- ・その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

(2) 災害ボランティアセンターの主な役割

- ・被災地のボランティニアーズの把握
- ・被災地へのボランティアの派遣
- ・災害ボランティア情報の収集、発信
- ・ボランティアと町等との連絡、調整
- ・災害ボランティアへの対応
- ・その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

4 その他ボランティアへの対応

- (1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に關係する団体等が中心となって、受入、派遣等に係る調整を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

第27節 要配慮者応急対策計画

災害において、高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、町、県及び防災関係機関は、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、年齢、性別、障がいの有無といった要配慮者の事情から生じる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行う。

主な実施機関	町（総務班、住民班、文教班）、県（知事公室国際課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課、危機管理課）、社会福祉協議会
--------	--

1 高齢者、障がい者、難病患者等対策

- (1) 町は、災害が発生したとき、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿を効果的に利用するなどして、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の把握に努める。
- (2) 町は、援護が必要な者を発見したときは、避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を行う。また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (3) 町は、県及び関係団体等の協力を得ながら、居宅、避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障がい者、難病者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障がい者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- (4) 町及び県は、災害に関する情報、生活関連情報等が高齢者、障がい者、難病患者等に的確に伝わるよう、掲示板、FAX等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。手話奉仕員、点字奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。
- (5) 町は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- (6) 福祉避難所の指定にあたっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、社会福祉施設や収容する避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮する。また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けする等により、避難所を福祉避難所として指定する。

2 児童対策

- (1) 町は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、被災により保護を必要とする児童を発見したときの保護及び子ども女性相談センター等への通報についての協力を呼びかける。

- (2) 町は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入の可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入や里親への委託等の保護を行う。
- (3) 町及び県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

3 外国人対策

- (1) 町は、必要と認められるときは、外国語のボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 町は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。情報等の提供にあたっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- (3) 町は、指定避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握する。
- (4) 町は、外国語のボランティア等が必要な場合には、県を通じて関係団体等に派遣を要請する。

4 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難所としての機能を求められるため、町、県等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障がい者、難病患者等の緊急一時受入を行う。
- (2) 町は、ライフラインの優先的復旧、水、食料、生活必需品等の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

5 配慮すべき事項

- 町は、要配慮者対策を行うにあたって、次の事項について特に配慮する。
- (1) 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
 - (2) 自主防災組織、民生委員・児童委員等住民の協力による避難誘導
 - (3) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
 - (4) おむつや、車椅子・杖・補聴器等の補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
 - (5) 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
 - (6) 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
 - (7) 医療福祉等総合相談窓口の設置

第28節 被災動物の救護活動計画

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

町は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。

主な実施機関	町（作業班）、県（生活衛生課、東讃保健福祉事務所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等
--------	---

1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割）

災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、各指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保したうえで、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

町は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。

4 被災動物救護活動対策

町は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

第29節 水防等活動計画

洪水等による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防ぎよし、また、これによる被害を軽減するため、水防活動等を行う。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

主な実施機関	町（総務班、消防班）、県（みどり整備課、土地改良課、河川砂防課）、四国地方整備局
--------	--

1 従事者の安全確保及び、水防と河川管理者等の連携強化

町及び県は、水防計画の策定にあたっては、洪水・雨水出水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得たうえで、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理者との連携強化に努めるものとする。

2 水防活動

- (1) 町は、水防上危険が予想されるときは、水防計画の定めるところにより水防団の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。
- (2) 町及び県は、水防上危険が予想されるときは、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに関係機関等に連絡するとともに、危険な箇所には応急措置を行う。
- (3) 河川管理者、ため池管理者等は、洪水等の発生が予想されるときは、水位等の変動を監視し、必要に応じてせき、水門等の適切な操作を行う。その際、下流地区に対して迅速な連絡を実施する等危険を防止するため必要な措置を行う。
- (4) 町は、河川、ため池等が漏水、がけ崩れ、水があふれる等の状態にあり、放置しておくと危険となったときは、応急措置として、現場の状況、堤防の構造及び使用材料等を考慮し最も有効で使用材料が調達しやすい水防工法を行う。
- (5) 町は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに県及び氾濫する方向の近隣市に通報しなければならない。また、決壊箇所については、町、県、関係機関等が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

3 土砂災害防止活動

- (1) 町は、土砂災害警戒区域等がある地域については、降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象や発生した災害の状況の把握に努める。
- (2) 町は、土砂災害が予想されるときは、地域住民、要配慮者利用施設管理者等に対して、早急に注意を喚起し、警戒避難等の指示を行う。特に、具体的に危険が予想される箇所周辺の住民等に対しては、極力戸別伝達に努める。

(3) 町及び県は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、町は、必要に応じて、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

4 風倒木対策

町及び県は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等必要な応急対策を講じる。

【資料2－1－1 山腹崩壊危険地区】

【資料2－1－2 崩壊土砂流出危険地区】

【資料2－2－1 急傾斜地崩壊危険箇所】

【資料2－2－2 土石流危険渓流】

【資料2－2－3 地すべり危険箇所】

【資料2－2－4】

【資料2－2－5 警戒避難体制の整備事項】

【資料2－2－6 土砂災害の避難に関する町と関係住民の段階別対応】

【資料2－3－1 河川重要水防区域】

【資料2－3－2 高堰堤】

【資料2－3－3 主要水門】

【資料2－15－3 水防倉庫等一覧】

【資料2－15－4 消防団現勢】

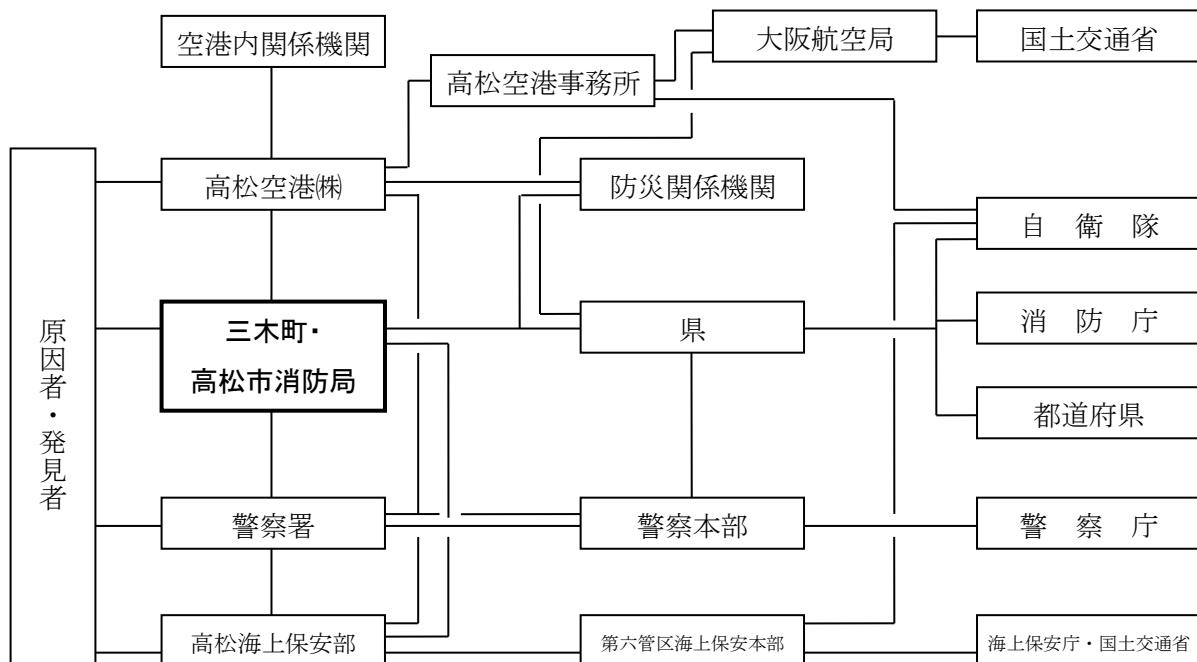
第30節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上等の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	町（総務班、消防班）、高松市消防局、県（交通政策課、危機管理課）、警察、高松空港事務所、高松空港㈱、（一社）木田地区医師会
--------	---

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 町の応急対策

- (1) 町及び高松市消防局は、航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 町及び高松市消防局は、事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救出活動を行う。
- (3) 町は、多数の負傷者が発生したときは、協定に基づき医師会の指揮のもと町内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、トリアージを施した後、高松市消防局は、適切な医療機関に搬送する。また、町は、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 町は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 災害の規模が大きく、町及び高松市消防局のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、町は、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

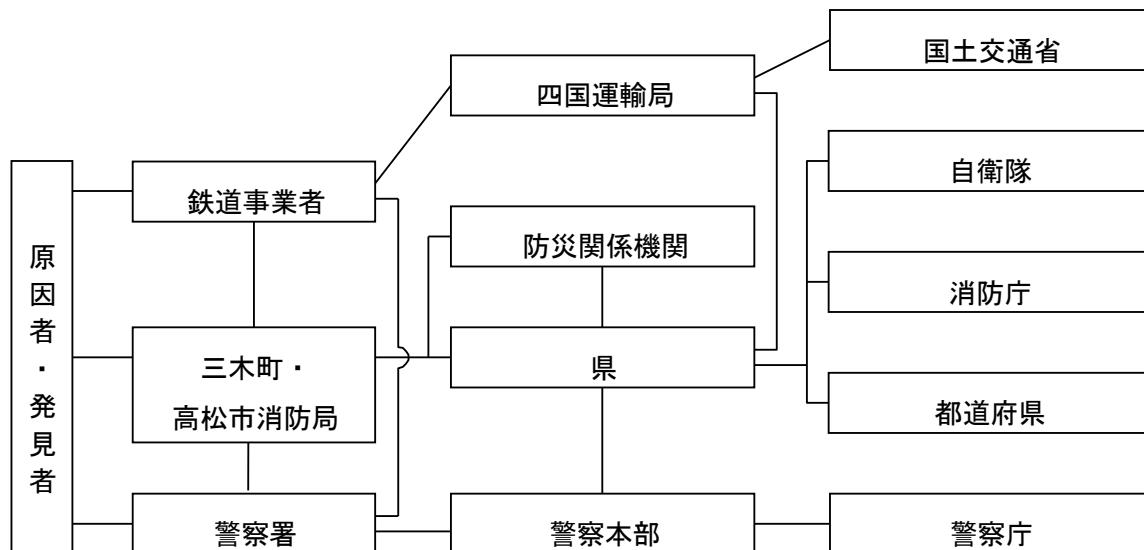
第31節 鉄道災害対策計画

列車の衝突事故の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	町（総務班、消防班）、高松市消防局、県（交通政策課、危機管理課）、高松琴平電気鉄道㈱、警察本部、（一社）木田地区医師会
--------	---

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 鉄道事業者の応急対策

- (1) 大規模な鉄道事故が発生したときは、鉄道事業者は、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに町、四国運輸局、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な鉄道事故が発生したときは、鉄道事業者は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。
- (3) 鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防機関など応急対策活動を実施する各機関に可能な限り協力する。
- (4) 事故災害が発生したときは、鉄道事業者は、他の路線へ振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。
- (5) 鉄道事業者は、災害の状況、安否情報、交通情報（鉄道の運行状況、代替交通手段等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3 町の応急対策

- (1) 町及び高松市消防局は、鉄道事故の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。

- (2) 町及び高松市消防局は、事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 町は、多数の負傷者が発生したときは、協定に基づき医師会の指揮のもと町内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、トリアージを施した後、高松市消防局は、適切な医療機関に搬送する。また、町は、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 町は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 災害の規模が大きく、町及び高松市消防局のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、町は、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

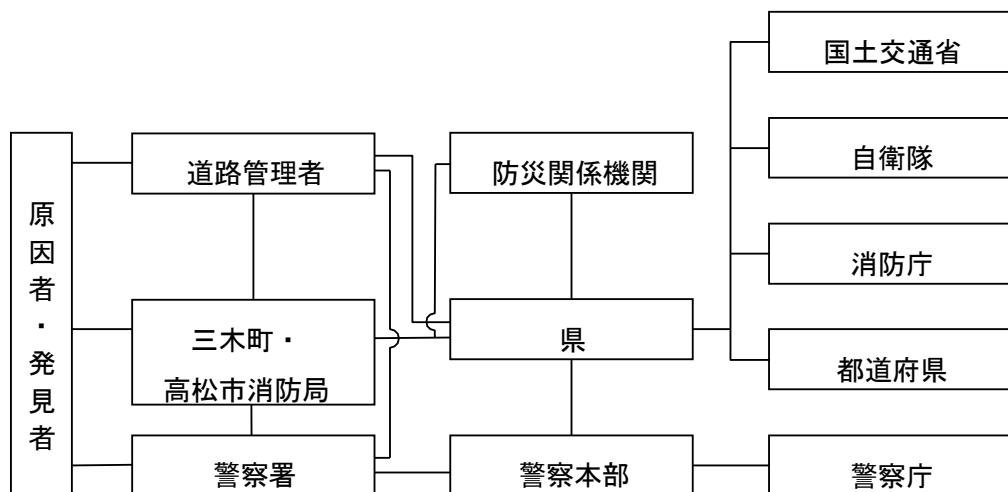
第32節 道路災害対策計画

トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による災害が発生したとき、被災者、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	町（総務班、作業班、消防班）、高松市消防局、県（危機管理課、道路課）、警察、四国地方整備局、西日本高速道路㈱、（一社）木田地区医師会
--------	--

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 道路管理者の応急対策

- (1) 大規模な道路事故が発生したときは、道路管理者は、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに町、県、四国地方整備局、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な道路事故が発生したときは、道路管理者は、災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限又は迂回路の設定、付近住民の避難等必要な措置を講じる。
- (3) 道路管理者は、町、県等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出、消火等の初期活動に協力する。
- (4) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (5) 道路管理者は、災害の状況、安否情報、交通情報（通行の禁止・制限、迂回路等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3 町の応急対策

- (1) 道路災害の発生を知ったときは、町及び高松市消防局は、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。

- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、町及び高松市消防局は、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 町は、多数の負傷者が発生したときは、協定に基づき医師会の指揮のもと町内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、トリアージを施した後、高松市消防局は、適切な医療機関に搬送する。また、町は、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 町は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 町は、危険物が流出したときは、地域住民等に対する避難指示（緊急）、誘導等を行うとともに、高松市消防局は、危険物の防除活動を行う。
- (6) 災害の規模が大きく、町及び高松市消防局のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、町は、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

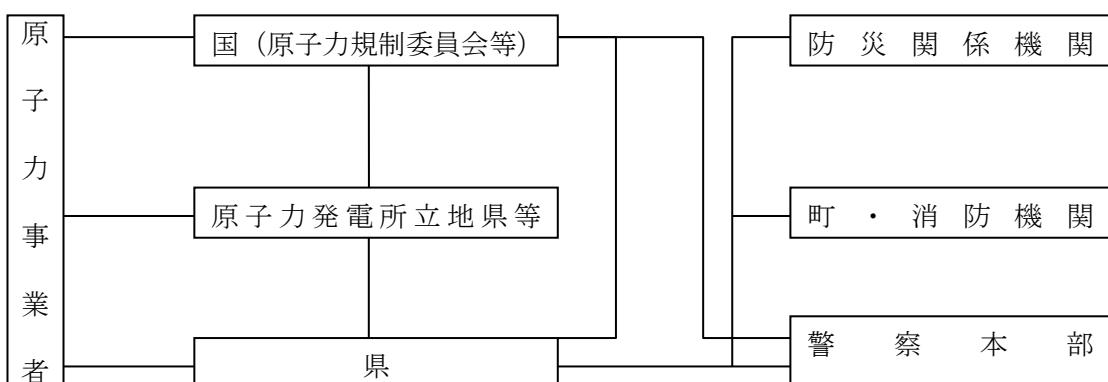
第33節 原子力災害対策計画

原子力発電所の事故等によって放射性物質又は放射線が大量に放出され、被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、住民等の安全を確保するため、情報の収集及び連絡、広報・相談活動の実施、緊急時の環境放射線モニタリングの実施、農作物・飲食物・水道水等の検査体制の強化等の実施、緊急時の保健医療活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	町（総務課）、県、警察、原子力事業者（四国電力㈱、中国電力㈱）、香川県広域水道企業団、防災関係機関
--------	---

1 情報の収集及び連絡

被害情報等の収集及び連絡系統は、次のとおりとする。



2 原子力事業者の応急対策

(1) 原子力災害の発生及び拡大の防止

原子力発電所周辺等において放射性物質又は放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合は、原子力災害の発生及びその拡大を防止する。

(2) 速やかな連絡の実施

原子力災害に至る可能性のある原子力災害対策特別措置法第10条に規定する特定事象(原子炉冷却材の漏えい等)等(以下「特定事象等」という。)を把握した場合は、速やかに県へ連絡する。

(3) 継続的な情報の提供

県に対し、特定事象等に関する情報を適時かつ適切に提供する。

3 警察本部の応急対策

(1) 情報の伝達

町、県と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

(2) 避難等の支援の実施

住民等の避難等が行われることとなった場合は、県等と連携し、町の実施する住民等の避難等の支援を行う。

(3) 緊急輸送活動の実施

国から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して必要な配慮を行う。

4 町の応急対策

(1) 広報相談活動の実施

① 情報の伝達

県、警察本部等と連携し、事故の現状、応急対策、住民のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、自主防災組織との連携等により、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

② 相談活動の実施

県と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

(2) 緊急時の保健医療活動の実施

県、保健医療機関と連携し、住民等からの健康についての相談、問い合わせに対応するため、必要に応じ健康相談窓口を設置する。

(3) 避難等の実施

県内で測定された大気中の放射線量の状況等を踏まえ、独自の判断により、必要と認める場合、若しくは、国又は県から避難等に関する指示等を受けた場合、速やかに住民等の避難等を実施する。なお、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示（緊急）を行うことができる。その際には、国と緊密な連携を行う。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

(4) 県外からの避難者の受入と支援の実施

県又は他県から要請があれば、県と協議のうえ、県外からの避難者に対し、指定避難所の開設や避難者用住宅の提供等を行う。また、県と連携し、避難者の住居や生活、医療、教育、介護など、避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

(5) 放射性物質による汚染の除去等の実施

国が示す放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物等の処理に関する方針等に従い、国、県、原子力事業者等と連携し、除染作業や汚染廃棄物の処理を行う。また、必要に応じて、国、県等に対して支援を要請する。

5 水道事業者の応急対策

(1) 水道水の安全性の確保

① 検査の実施

県等と連携し、水道水中の放射性物質についての検査を実施する。

② 摂取制限等の実施

検査結果が国の定める基準値を超えるおそれがある場合には、国及び県の指導・助言・指示等に基づき、水道水の摂取制限等を行う。

第34節 危険物等災害対策計画

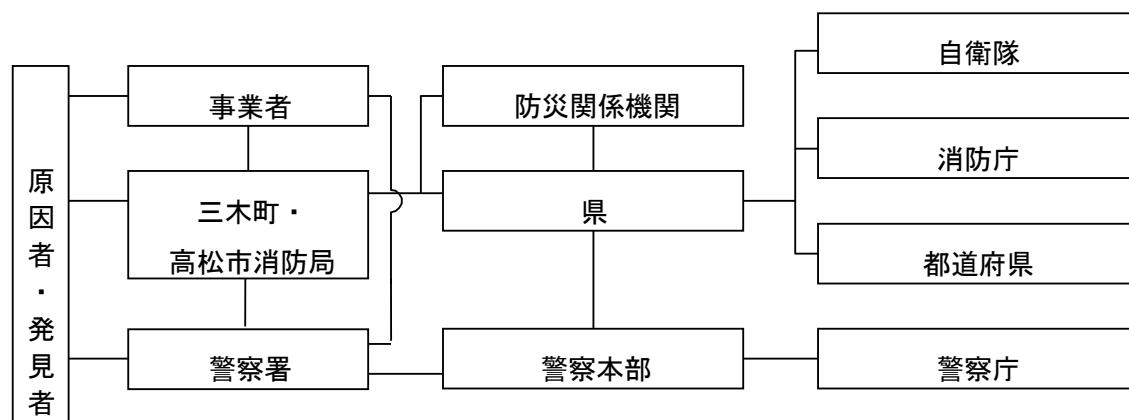
危険物、高圧ガス、毒物・劇物等の危険物施設等に事故が発生したとき、地域住民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	町（総務班、消防班）、高松市消防局、県（危機管理課、環境管理課、薬務感染症対策課）、警察、中国四国産業保安監督部四国支部、（一社）木田地区医師会
--------	--

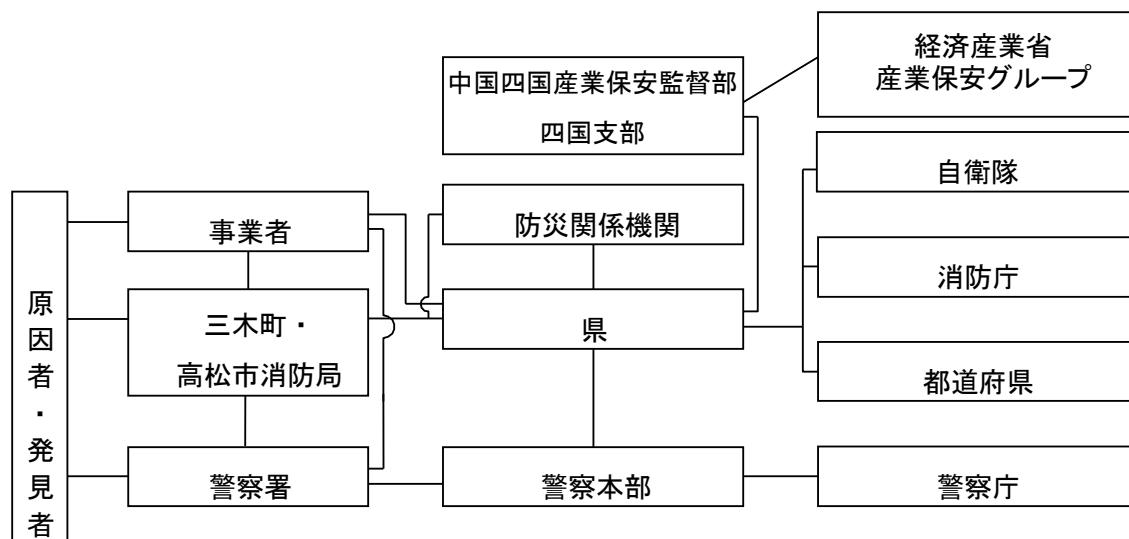
1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。

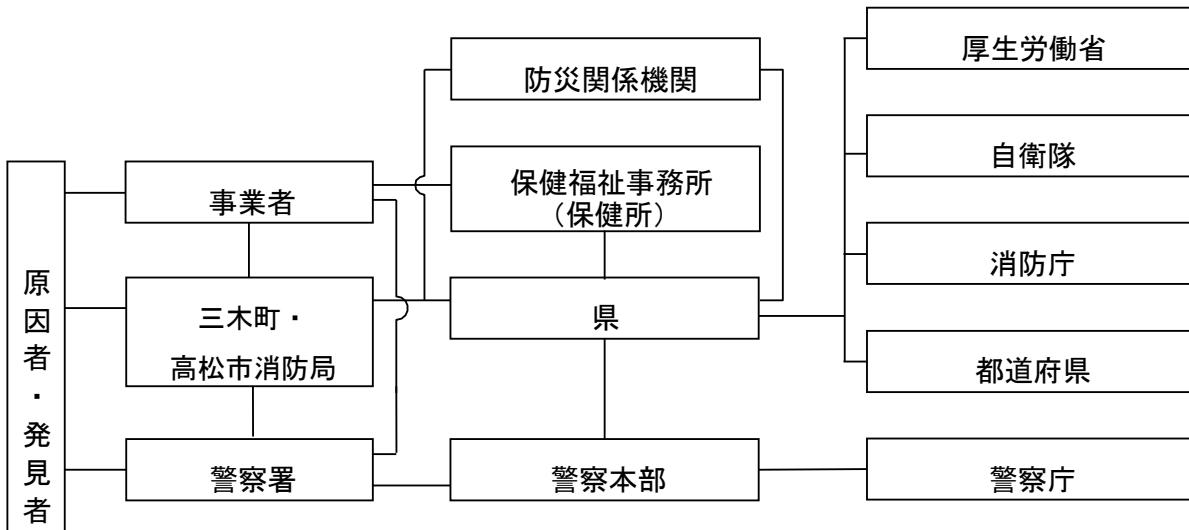
(1) 石油類等危険物



(2) 高圧ガス、火薬類等



(3) 毒物・劇物



2 事業者の応急対策

- (1) 危険物等による事故が発生したときは、事業者は、直ちに、町、警察等に通報するとともに、当該事故の拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、事業者は、災害の拡大防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じるものとする。
- (3) 事故に伴い火災が発生したときは、事業者は、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行う。

3 町の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、町及び高松市消防局は、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、町及び高松市消防局は、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 町は、多数の負傷者が発生したときは、協定に基づき医師会の指揮のもと町内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、トリアージを施した後、高松市消防局は、適切な医療機関に搬送する。また、町は、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 町は、事故発生地及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、避難場所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等関係施設に事故が発生したときは、町及び高松市消防局は、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じる。
- (6) 災害の規模が大きく、町及び高松市消防局のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、町は、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

【資料2-10-1 危険物施設】

【資料2-10-2 高圧ガス関係事業所】

【資料2-10-3 火薬類関係営業所】

【資料2-10-4 毒物劇物営業者】

第35節 大規模火災対策計画

大規模な火災が発生し、又は火災の大規模化が予想されるとき、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消防活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	町（総務班、消防班）、高松市消防局、県（危機管理課）、警察、自衛隊、（一社）木田地区医師会
--------	---

1 町の応急対策

- (1) 大規模な火災が発生したときは、町及び高松市消防局は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 町及び高松市消防局は、直ちに現場に出動し、消防ポンプ車等の消防用資機材を活用して、消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、町及び高松市消防局のみでは対処できないときは、県及び近隣市等に応援を要請する。
- (4) 救助活動等に関し必要があると認めるときは、町は、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (5) 町は、多数の負傷者が発生したときは、協定に基づき医師会の指揮のもと町内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、トリアージを施した後、高松市消防局は、適切な医療機関に搬送する。また、町は、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (6) 町は、必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

【資料2-15-5 消防水利の現況】

【資料2-16-4 応援協定資料】

第36節 林野火災対策計画

林野火災が発生したとき、広範囲な林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消防活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	町（総務班、消防班）、高松市消防局、県（危機管理課、みどり整備課）、警察、自衛隊
--------	--

1 町の応急対策

- (1) 林野火災が発生したときは、町及び高松市消防局は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 町及び高松市消防局は、直ちに現場に出動し、防火水槽、自然水利等を利用して、消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、町及び高松市消防局のみでは対処できないときは、県及び近隣市に応援を要請する。
- (4) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、町又は高松市消防局は、県に対して、防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、防災航空隊と連絡を取り水利の確保を行う。
- (5) 消防活動等に関し必要があると認めるときは、町は、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離着陸場の確保を行い、高松市消防局は、消火資機材等の準備を行う。
- (6) 町は、必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

【資料2-15-5 消防水利の現況】

【資料2-16-1 香川県消防相互応援協定】

【資料2-16-2 香川県防災ヘリコプター応援協定】

【資料2-16-3 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

【資料2-16-4 応援協定資料】

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町が主体的に取組むとともに、国及び県がそれを支援する等適切な役割分担のもと、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度の災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、関係機関と協議を行い、現状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいづれかにするか検討を行い、復旧・復興の基本方針を定める。

主な実施機関	町（各課）、県（全部局）、防災関係機関
--------	---------------------

1 現状復旧

- (1) 町、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行う。

2 計画的復興

- (1) 町は、大規模な災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、県、関係機関と調整しながら計画的に復興を進める。また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害において、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにはかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

- (2) 町及び県は、復興のため市街地の調整改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 町及び県は、災害に強いまちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするものとする。

- (4) 警察は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。
- (5) 町及び県は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進するものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原型復旧に併せて再度災害の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努める。

主な実施機関	町（各課）、県（全部局）、香川県広域水道企業団
--------	-------------------------

1 災害復旧事業の種別

町は、管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ①河川
- ②砂防設備
- ③林地荒廃防止施設
- ④地すべり防止施設
- ⑤急傾斜地崩壊防止施設
- ⑥道路
- ⑦下水道
- ⑧公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 下水道災害復旧事業計画

(6) 公営住宅災害復旧事業計画

(7) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(8) 公立医療施設災害復旧事業計画

(9) 公立学校施設災害復旧事業計画

(10) その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に係る資金の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の協議又は許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

3 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査し、早期に激甚災害の指定を受け、災害復旧が円滑に行われるようするため、町は、県が行う激甚災害に関する調査等について協力する。

第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、租税の徴収猶予及び減免、雇用対策など必要な措置を講じる。

主な実施機関	町（総務課、政策課、税務課、住民健康課、福祉介護課、環境下水道課）、県（知事公室広聴広報課、くらし安全安心課、税務課、みどり整備課、健康福祉総務課、経営支援課、労働政策課、農業経営課、水産課、住宅課）、四国財務局、高松国税局、香川労働局、四国経済産業局、日本銀行高松支店、香川県社会福祉協議会、自衛隊
--------	--

1 生活相談

町は、被災者等からの幅広い相談に応じるため、総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて、県、防災関係機関と連携、共同して相談業務を行う。

2 被災証明・り災証明書の交付

(1) 早期交付のための体制確立

町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。また、災害による住宅等の被害程度の調査やり災証明書の交付体制を確立し、速やかに、住家等の被害の程度を認定し、り災証明書を交付する。

なお、町及び県は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

(2) 県への要請

町は、災害による住家等の被害程度の調査や、り災証明の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県に対し必要な支援を要請する。

(3) 体制確立に向けた平時の取組等

町は、災害時にり災証明の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や、り災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。併せて、効率的なり災証明の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、町は、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努め

る。

3 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

4 一般廃棄物処理手数料の減額又は免除

町は、災害により被害を受けた世帯からの申し出により、一般廃棄物処理手数料（ごみ袋・粗大ゴミ・屎尿）等の減額及び免除を行う。

5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

- (1) 町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。
- (2) 町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

6 生活福祉資金の貸付

民生委員・児童委員及び町社会福祉協議会は、被災した低所得者等の生活再建を支援するために、県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度による災害援護資金等の各種貸付に協力する。

7 被災者生活再建支援金の支給

町及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活の再建を支援し、もって住民の安定と被災地の速やかな復興に資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行う。

8 租税等の期限延長、徴収猶予及び減免

町、県及び国は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税及び地方税の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて講じる。

9 国民健康保険税等の減免等

町は、被災した国民健康保険の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金や保険税等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

10 応急金融対策

(1) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。

(2) 非常金融措置の実施

民間金融機関（保険会社を含む。）は、次のような措置を講じる。

① 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講じること。

② 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

- ・ 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、り災証明書の呈示その他の実情に即する簡易な確認方法をもって、預貯金の払戻の利便を図ること。
- ・ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対して、定期預金、定期積立等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の措置を講じること。

③ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮すること。また、窓口営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで、現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講じること。

④ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払については、できるかぎり迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災状況に応じて、猶予期間の延長を行う等の措置を講じること。

⑤ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じたときは、当該営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段で告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

⑥ 損傷日本銀行券等に関する措置

損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置を講じること。

11 雇用対策等

(1) 公共職業安定所の措置

① 被災者に対する職業斡旋

- ・ 臨時職業相談窓口の設置
- ・ 巡回職業相談の実施
- ・ 職業訓練受講の指示
- ・ 職業転換給付金制度の活用等の措置

② 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(2) 香川労働局の措置

- ① 労働保険料の納付期限の延長等
- ② 延滞金や追徴金の徴収免除

12 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組

町は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

13 被災中小企業者の復興支援

町及び県は、あらかじめ商工会と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第4節 義援金等受入配分計画

町は、県、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関に協力して、義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

主な実施機関	町（総務課、住民健康課）、県（健康福祉総務課）、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会
--------	--

1 義援金等の受付及び保管

- (1) 義援金等の受付は、県、日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会で行う。
- (2) 町は、義援金品の受入体制を確立しておく。

2 義援金等の配分等

- (1) 義援金の町に対する配分は、義援金収集団体等で構成する第三者機関である配分委員会で決定する。日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会も、配分委員会に参画する。
- (2) 義援品の町に対する配分は、県が決定し、町の指定する場所まで輸送し、町に引き渡す。
- (3) 町は、県等から送付された義援金品を関係団体の協力を得て被災者に配分する。

3 義援金の募集

義援金の募集は、日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会が、募集方法、募集期間等を定めて実施する。

地震対策編

第1章 総則

第1節 目的

本節は、一般対策編第1章第1節を準用する。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、一般対策編第1章第2節を準用する。

第3節 三木町の地勢等の概況

1 自然的条件

(1) 位置・地勢

三木町は香川県東部に位置し、高松市の東方 10~20km 圏、岡山市・徳島市とは 50km 圏、大阪市・広島市とは 150km 圏にある。町域は東西 5.8km、南北 18.4km、面積は 75.78km² となっている。

西及び北は高松市、東はさぬき市と接し、また南は徳島県との県境となっている。

南部は、讃岐山脈から連なる中山間地域で、新川水系の源となっている。中央部は平坦地で、東西に幹線道路と並行して高松琴平電気鉄道長尾線が走っており、これらに沿って市街地が広がっている。北部山地では、四国横断自動車道沿いに開発された工業団地をはじめ、民間による工場進出が進んでいる。

また北部には、自動車専用道路である四国横断自動車道が走り、さぬき三木インターチェンジを経由して徳島県・京阪神方面への高速道路の利用が可能となっています。

気候は瀬戸内海式気候区に属し、四季の区分がはっきりとし年間を通じて雨量は少なく温かである。

(2) 面積

面積は 75.78km² で、その土地利用は、約 19% が田畠、約 49% が山林となっており、緑豊かな環境が広がっている。

2 社会的条件

(1) 人口・世帯

人口は 27,695 人（平成 27 年国勢調査）と平成 17 年を境に減少傾向に転じている。一方、世帯数は、10,658 世帯と核家族化に伴い増加傾向にある。世帯当たり人員は 2.6 人となっており、香川県全体の値（2.5 人）を若干上回っている。

(2) 交通

① 道路

東西幹線として、北部地域には国道 11 号、南部中山間地域には国道 193 号、中央部には県道高松長尾大内線がある。南北幹線としては、県道小蓑前田東線などがある。

また、四国横断自動車道が通り、町内にはさぬき三木 IC が設置され、京阪神方面とは 2 時間程度で結ばれている。

② 鉄道

鉄道は、高松琴平電気鉄道長尾線が通り、町内には 7 つの駅が設けられており、高松までは 30~40 分程度である。

3 過去の地震災害

香川県では、100~150 年ごとに、南海トラフで発生する地震によって、大きな地震が発生している。また、1927 年の北丹後地震、1995 年の兵庫県南部地震のように周辺地域の活断層から

発生する地震によっても若干の被害が発生している。

【香川県の主な地震被害】

地震名 発生年月日	規模震度	震 中	被 害 状 況
宝永地震 1707 年 10 月 28 日 (宝永 4 年 10 月 4 日) 未刻	M8.6	北緯 33.2° 東経 135.9° 深さ— 紀伊半島沖	我が国最大級の地震の一つ。全体で死者 5,000 人余、潰家 59,000 軒、家屋の倒壊範囲は東海道・近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。 香川県では、死者 28 人、倒壊家屋 929 軒、丸亀城破損。また、五剣山の 1 峰崩落。余震は、12 月まで続く。5~6 尺 (2m 弱) の津波で相当の被害があった。
安政南海地震 1854 年 12 月 24 日 (嘉永 7 年 (安政 1 年) 11 月 5 日) 申の中刻	M8.4	北緯 33.0° 東経 135.0° 深さ — 紀伊半島沖	被害は、近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。房総より九州東岸にまで大津波が襲来。全体で死者 3,000 人、家屋全壊 10,000 戸、半壊 40,000 戸、焼失 6,000 戸、流失 15,000 戸。 香川県では、死者 5 人、負傷者 19 人、倒壊家屋 2,961 軒、土蔵被害 157 箇所、塩浜石垣崩れ 3,769 間、塩浜堤大破 7,226 間、川堤崩れ 6,456 間、せき崩れ 491 箇所、池大波 264 箇所、橋被害 126 箇所であった。この地震による津波の高さは、香西 (高松市西部) で 1 尺 (30 cm 余) であったが、満潮と重なり、志度浦と津田浦 (共に県東部沿岸) で被害があった。
北丹後地震 1927 年 (昭和 2 年) 3 月 7 日 18 時 27 分	M7.3 震度 多度津 4	北緯 35° 38' 東経 134° 56' 深さ 18 km 京都府北部	被害は、丹後半島の顎部が最も激しく、近畿・中国・四国の一帯にも及ぶ。全体で死者 2,925 人、負傷者 7,806 人、家屋全壊 12,584 戸、半壊 10,886 戸、焼失 9,151 戸。香川県では、小被害があった。
南海地震 1946 年 (昭和 21 年) 12 月 21 日 4 時 19 分	M8.0	北緯 32° 56' 東経 135° 51' 深さ 24 km 紀伊半島沖	極めて大規模な地震で、被害は、中部以西日本各地に及び、津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。全体で死者 1,362 人、行方不明 102 人、負傷者 2,632 人、家屋全壊 11,506 戸、半壊 21,972 戸、焼失 2,602 戸、流失 2,109 戸、浸水 33,093 戸等甚大な被害があった。 香川県では、死者 52 人、負傷者 273 人、家屋全壊 608 戸、半壊 2,409 戸、道路損壊 238 箇所、橋梁破損 78 箇所。また、堤防決壊・亀裂 154 箇所による塩田の浸水被害、地盤沈下による無形の被害も多い。
平成 7 年 (1995 年) 兵庫県南部地震 (阪神淡路大震災) 1995 年 (平成 7 年) 1 月 17 日 5 時 46 分	M7.3 震度 高松 4 多度津 4 坂出 4	北緯 34° 36' 東経 135° 02' 深さ 16 km 淡路島付近	この地震による被害は極めて甚大で、16 府県に及んだ。全体で死者 6,433 人、行方不明 3 人、負傷者 43,792 人、家屋全壊 104,906 棟、半壊 144,274 棟等の被害があった。 香川県では、負傷者 7 人、屋根瓦の破損等建物被害 3 戸、県道がけ崩れ 1 箇所、水道管破裂 2 箇所等の被害があった。
平成 12 年 (2000 年) 鳥取県西部地震 2000 年 (平成 12 年) 10 月 6 日 13 時 30 分	M7.3 震度 土庄 5 強 観音寺 5 弱 高松 4 多度津 4 大内 4 坂出 4	北緯 35° 16' 東経 133° 21' 深さ 9 km 鳥取県西部	この地震による被害は鳥取、島根両県を中心に、1 府 9 県に及んだ。死者はいなかったものの、全体で、負傷者 182 人、家屋全壊 435 棟、半壊 3,101 棟、道路被害 667 箇所、がけ崩れ 367 箇所等の被害があった。 香川県では負傷者 2 人、建物一部破損 5 棟の被害があった。
平成 13 年 (2001 年) 芸予地震 2001 年	M6.7 震度 高松 4 多度津 4	北緯 34° 08' 東経 132° 42' 深さ 46 km 安芸灘	この地震による被害は広島、愛媛両県を中心に、9 県に及んだ。 全体で、死者 2 名、負傷者 288 人、家屋全壊 70 棟、半壊 774 棟、文教施設被害 1,222 箇所等の被害があった。

地震名 発生年月日	規模震度	震 央	被 害 状 況
(平成 13 年) 3月 24 日 15 時 27 分	土庄 4 観音寺 4 坂出 3 大内 3		香川県では、人的被害はなく、建物一部破損 10 棟の被害があった。
平成 25 年 (2013年) 淡路島付近を震源とする地震 2013年 (平成25年) 4月 13 日 5 時 33 分	M6.3 震度 東かがわ、小豆島 5 弱高松 4 さぬき 4 綾川 4	北緯 34° 25.1' 東経 134° 49.7' 深さ 15 km 淡路島付近	この地震による被害は兵庫県淡路市を中心に、1府 4 県に及んだ。 全体で、負傷者 35 人（うち重傷者 11 人）、家屋全壊 8 棟、半壊 101 棟、一部破損 8,305 棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
平成 26 年 (2014年) 伊予灘を震源とする地震 2014年 (平成26年) 3月 14 日 2 時 6 分	M6.2 震度 高松 4 丸亀 4 観音寺 4 さぬき 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4 多度津 4	北緯 33° 41.5' 東経 131° 53.4' 深さ 78km 伊予灘	この地震による被害は広島、大分両県を中心に 6 県に及んだ。 全体で、負傷者 21 人（うち重傷者 2 人）、家屋一部損壊 26 棟の被害があった。香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
鳥取県中部を震源とする地震 2016年 (平成28年) 10月 21 日 14 時 7 分	M6.6 震度 高松 4 観音寺 4 さぬき 4 東かがわ 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 綾川 4	北緯 35° 22.8' 東経 133° 51.3' 深さ 11km 鳥取県中部	この地震による被害は鳥取県を中心に、1府 3 県に及んだ。 全体で、負傷者 30 人（うち重傷者 5 人）、家屋全壊 12 棟、半壊 95 棟、一部破損 12,525 棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。

- (注) 1 高松地方気象台の調査による。（参考文献：「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会）
 2 震度は各市町の震度観測点の最大の値である。ただし、「平成 13 年（2001 年）芸予地震」までは気象庁震度観測点による。
 3 兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、淡路島付近を震源とする地震、伊予灘を震源とする地震及び鳥取県中部を震源とする地震の被害状況は、総務省消防庁による。

第4節 被害想定

1 香川県地震・津波被害想定調査（平成24年度～平成25年度）

（1）調査の概要

県は、南海トラフを震源域とする海溝型地震、中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）及び長尾断層を震源域とする直下型地震について、平成25年3月に「香川県地震・津波被害想定（第一次公表）」として、震度分布や液状化危険度等の推計結果を公表した。平成同年8月に「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」として、発災直後的人的・物的被害等の推計結果を公表した。平成26年2月に「香川県地震・津波被害想定（第三次公表）」として、時間の経過とともに被害がどのように推移するのかを示す「被害シナリオ」を、同年3月に「香川県地震・津波被害想定（第四次公表）」として、第一次公表のうち、南海トラフ地震（発生頻度の高い）については、内閣府と相談し、検討したモデルを用いて、震度分布、津波水位及び浸水域等の推計を見直し、これに基づき、人的・物的被害や被害シナリオを公表した。同時に南海トラフ地震（最大クラス）を対象に、発災から避難行動が取れなくなるとされる浸水深30cmに達するまでの時間を示す「浸水深30cm到達時間予測図」も公表した。

なお、中央構造線及び長尾断層については、「中央構造線断層帯の長期評価（一部改正）について」（平成23年2月18日）及び「長尾断層帯の長期評価」（平成17年1月12日変更）を地震動予測のモデルとしている。

本町に影響を及ぼすと思われる想定地震による、本町の想定震度は以下のとおり。

想定地震	本町の最大震度
①南海トラフ地震（最大クラス）	6強
②南海トラフ地震（発生頻度の高い）	6弱
③直下型地震（中央構造線）	6強
④直下型地震（長尾断層）	6強

※「香川県地震・津波被害想定第一次公表」（平成25年3月31日）及び「香川県地震・津波被害想定第四次公表」（平成26年3月31日）による。

（2）被害想定の対象地震

被害想定の対象地震は、国が大規模地震として検討対象とした南海トラフ巨大地震のほか、文部科学省地震調査研究推進本部において、大きな被害をもたらす可能性の高い活断層帯とし長期評価している110の活断層帯のうち、本県に大きな被害を及ぼす可能性が高いと考えられる中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）と長尾断層帯を対象とした。

【被害想定の対象地震】

タイプ	海溝型地震※1		直下型地震※3	
震源域	南海トラフ※2		中央構造線	長尾断層
	最大クラス（L2）	発生頻度の高いもの（L1）		

地震	○ (Mw9.0)		○ (M8.0)	○ (M7.1)
津波(参考)	○ (Mw9.1)	(宝永 Mw8.9、安政 Mw8.8)	—	—

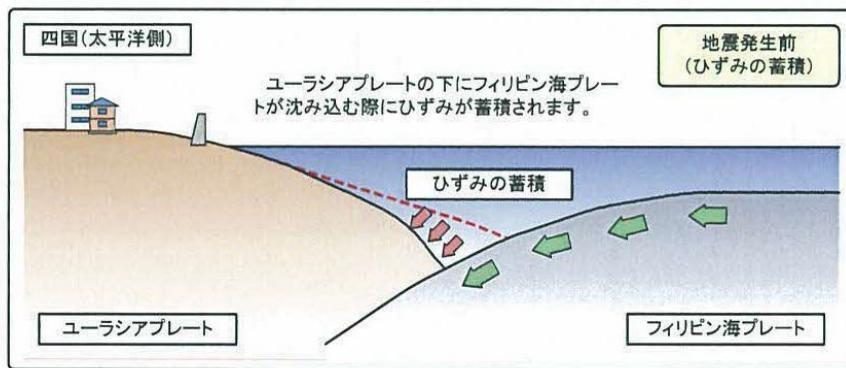
(注) Mw : モーメントマグニチュード M : マグニチュード

(注) 津波については、参考で記載している。

※1 海溝型地震

陸側のプレート（大陸プレート）の下方向へ、海側のプレート（海洋プレート）が沈み込むため、地震が多発する地域といえる。日本は、陸側のプレートであるユーラシアプレートと、太平洋プレート、フィリピン海プレートが押し合っている。それらのタイプのうち、「プレート間及び沈み込むプレート内で発生する地震」を海溝型地震という。

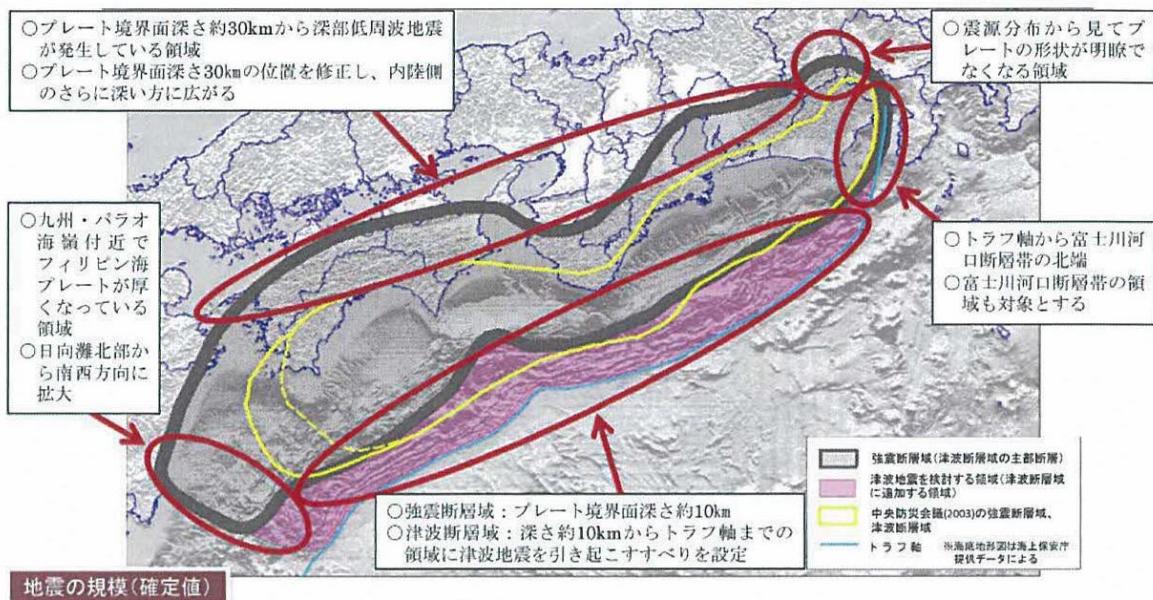
【海溝型地震イメージ】



※2 南海トラフ地震

南海トラフ地震の想定震源域・想定津波波源域は、最新の科学的知見をもとに内閣府が設定している（内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」にて採用）。太い実線のエリアは、最大クラスの地震を示しており、黄線は、発生頻度の高い地震を示すと考えられ内閣府にて検討中のものである。赤線は、津波予測を行う際に考慮すべき津波波源域を示している。

【南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域】



地震の規模(確定値)

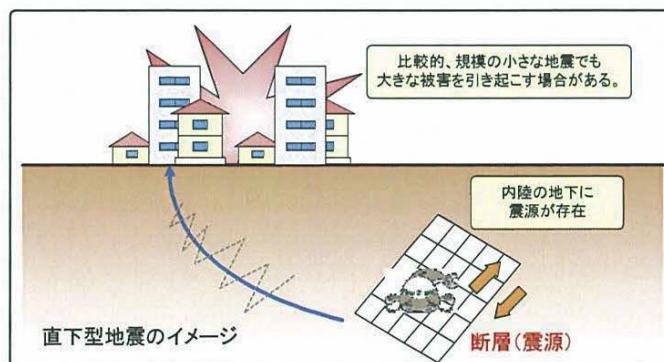
	南海トラフの 巨大地震 (強震断層域)	南海トラフの 巨大地震 (津波断層域)	参考								
面積	約11万km ²	約14万km ²	<table border="1"> <tr> <td>2011年 東北地方太平洋沖地震</td> <td>2004年 スマトラ島沖地震</td> <td>2010年 チリ中部地震</td> <td>中央防災会議(2003) 強震断層域</td> </tr> <tr> <td>約10万km² (約500km × 約200km)</td> <td>約18万km² (約1200km × 約150km)</td> <td>約6万km² (約400km × 約140km)</td> <td>約6.1万km²</td> </tr> </table>	2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域	約10万km ² (約500km × 約200km)	約18万km ² (約1200km × 約150km)	約6万km ² (約400km × 約140km)	約6.1万km ²
2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域								
約10万km ² (約500km × 約200km)	約18万km ² (約1200km × 約150km)	約6万km ² (約400km × 約140km)	約6.1万km ²								
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	<table border="1"> <tr> <td>9.0 (気象庁)</td> <td>9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]</td> <td>8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科年表)]</td> <td>8.7</td> </tr> </table>	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科年表)]	8.7				
9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科年表)]	8.7								

※3 直下型地震

直下型地震は、内陸の地下で発生する地震である。震源が内陸にあるため、比較的小さな地震でも大きな被害を引き起こす場合もある。

被害想定の対象とする内陸部の断層は、中央構造線と長尾断層としたが、現在の知見では見つけられない断層もある。

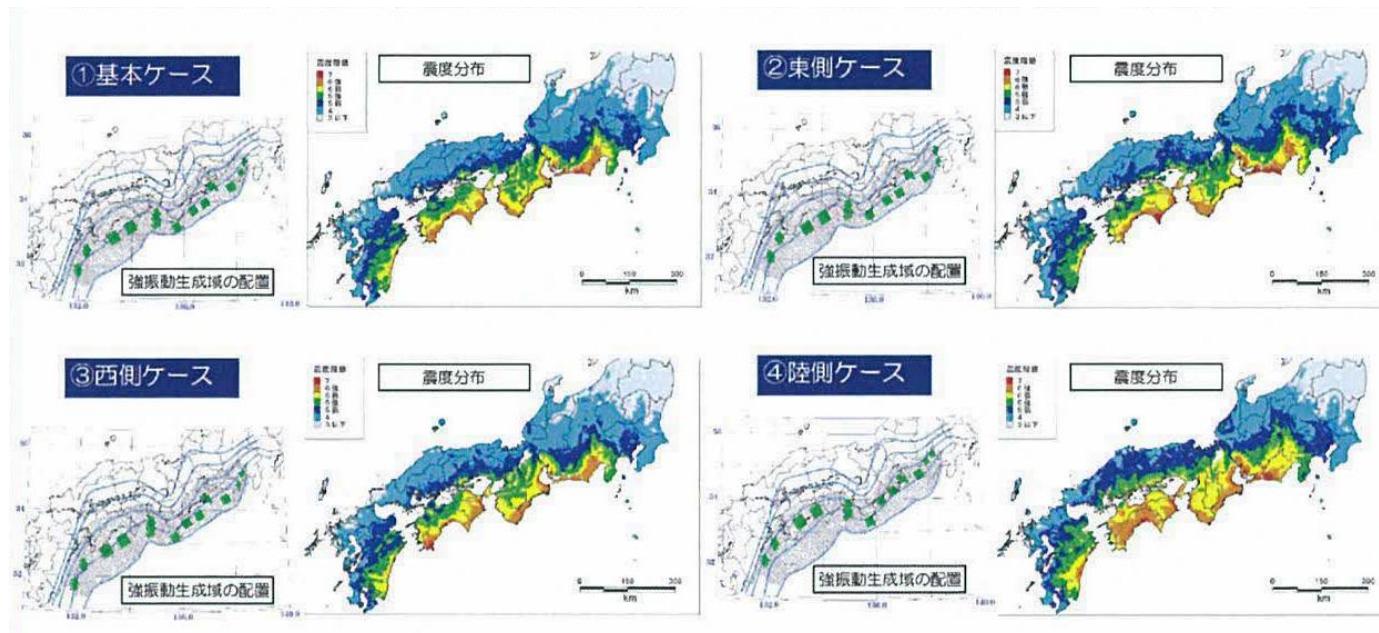
【直下型地震イメージ】



① 最大クラスの地震・津波断層モデル

南海トラフの最大クラスの地震は、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で示された強震断層モデル※1を採用した。発生頻度は、千年に一度あるいはそれより低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震である。地震動の予測を行うモデルとしては、つぎの4ケースのモデルごとに震度の算出し、各地点の最大値を採用した。

【強震断層モデル（南海トラフ（L2））】



※1：強震断層モデル（南海トラフの最大クラスの地震）

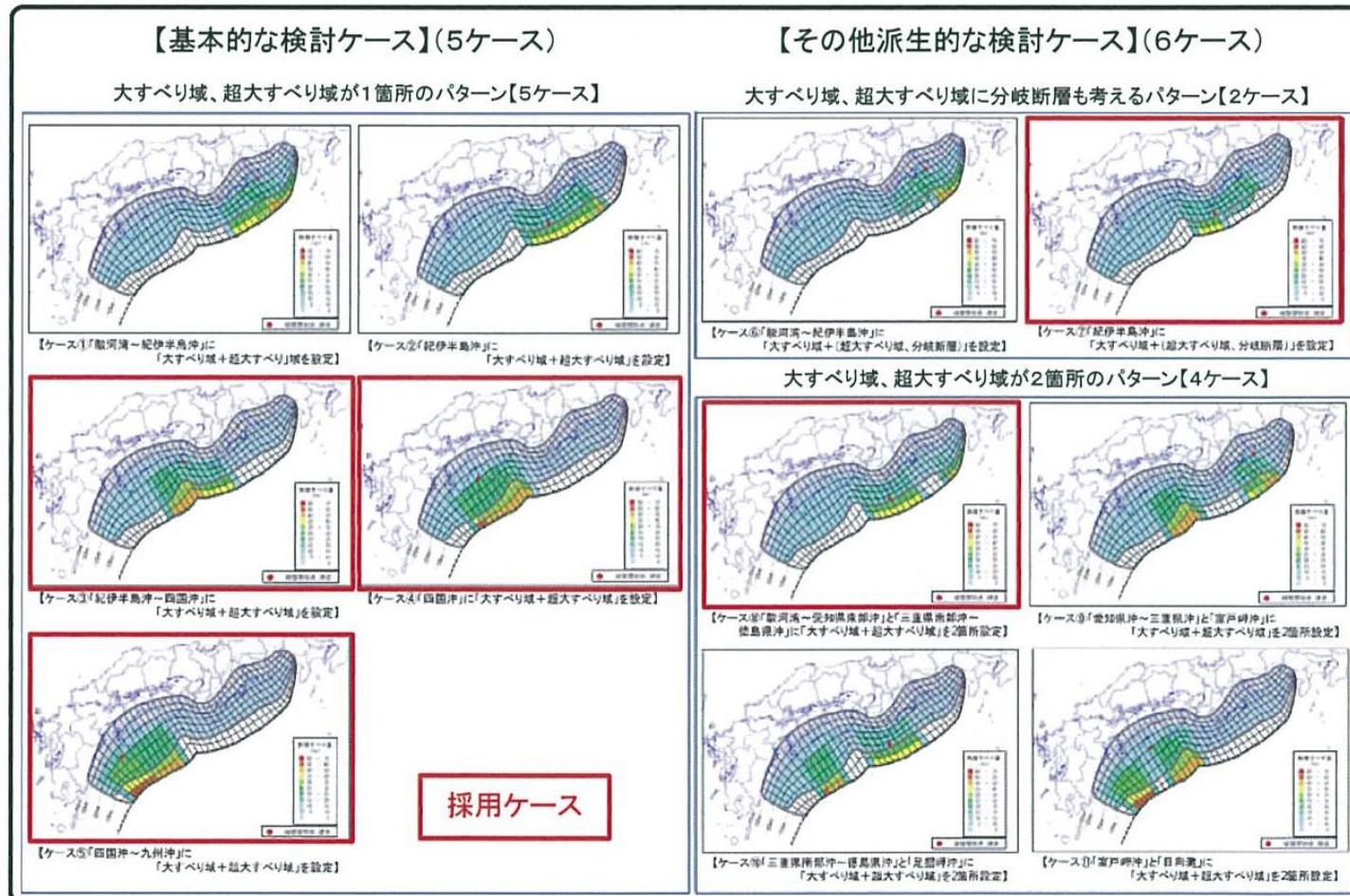
地震の揺れを計算するには、震源断層域（地震時に動く断層域）の中で、強い地震波を発生させる領域（強震動生成域）を決める必要がある。これを強震断層モデルという。

この4ケースは、それぞれ①基本ケース、②東側ケース、③西側ケース、④陸側ケースと呼ばれている。

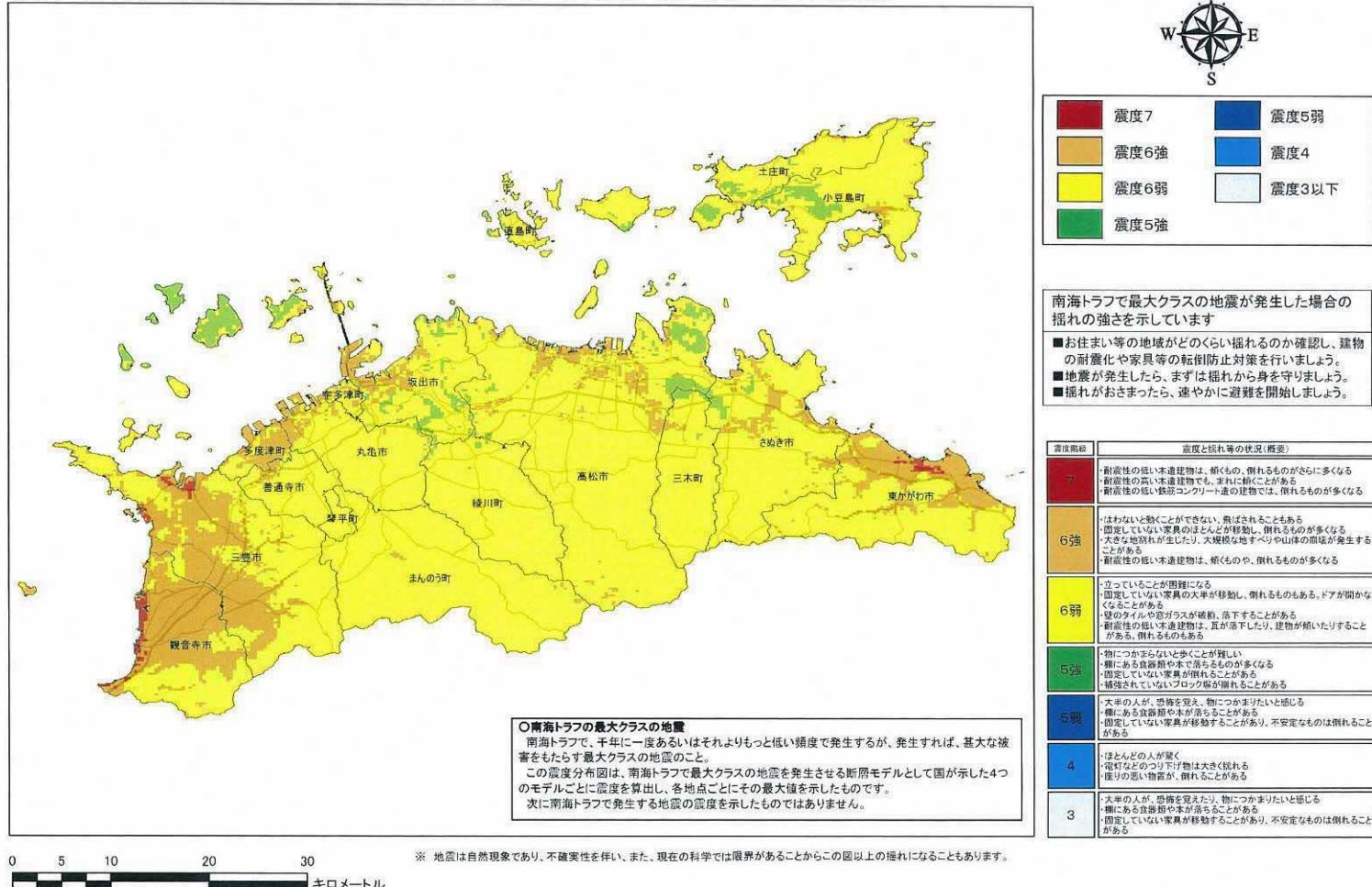
①基本ケース：中央防災会議による東海、東南海・南海地震の検討結果を参考に設定

- ②東側ケース：基本ケースの強震動生成域をやや東側（トラフ軸におおむね平行に右側）の場所に設定
- ③西側ケース：基本ケースの強震動生成域をやや西側（トラフ軸におおむね平行に左側）の場所に設定
- ④陸側ケース：基本ケースの強震動生成域を可能性がある範囲で最も陸側（プレート境界面の深い側）の場所に設定

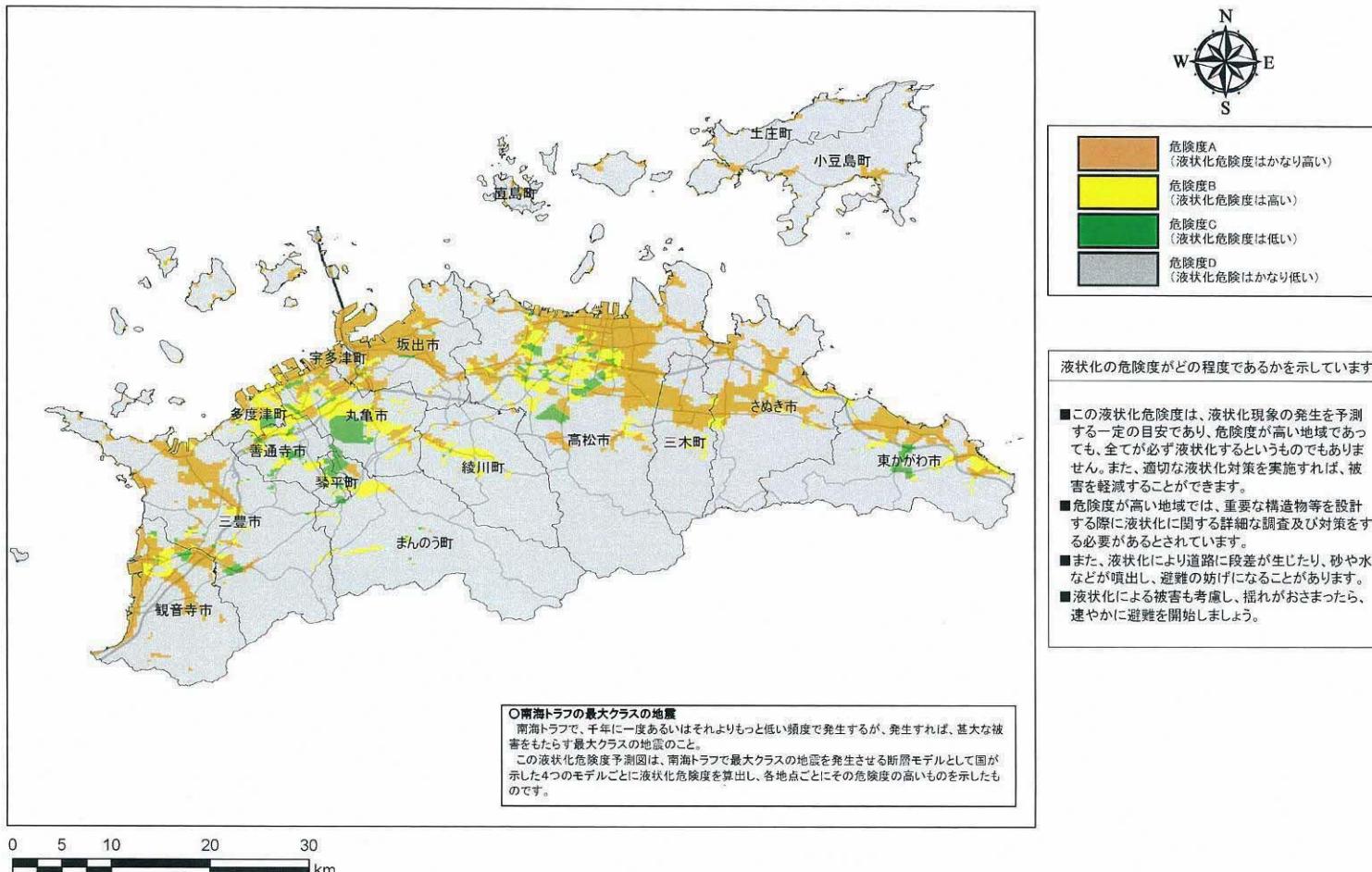
【南海トラフ（L 2）津波断層モデル波源域図】



香川県震度分布図(南海トラフの最大クラスの地震)



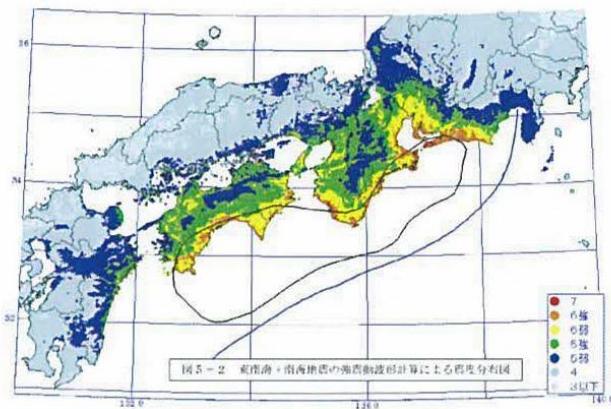
香川県液状化危険度予測図(南海トラフの最大クラスの地震)



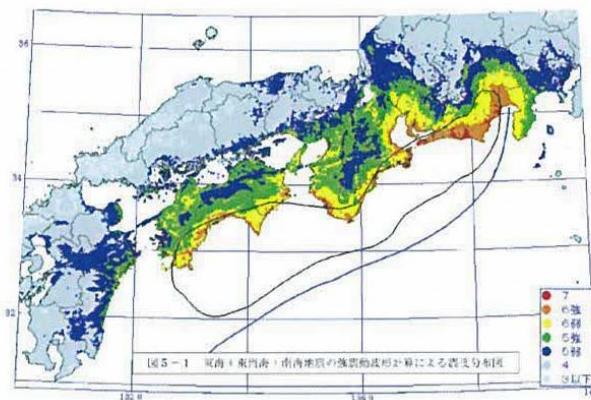
② 発生頻度の高い地震・津波断層モデル

地震の強震断層モデルは、「南海トラフにおける発生頻度の高い津波の基本的な考え方」（平成 24 年 8 月 29 日内閣府公表資料）を踏まえ、下記の 4 地震のモデルを採用している。また、震度分布図は、この 4 つのモデルにおける震度の最大値の分布図としている。

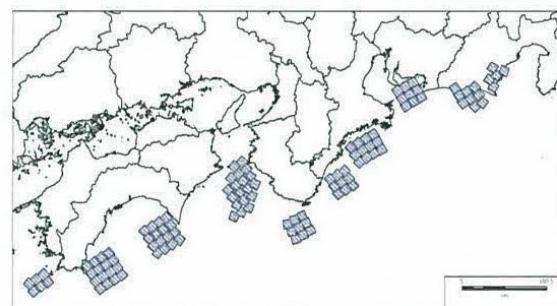
【強震断層モデル（南海トラフ（L1））】



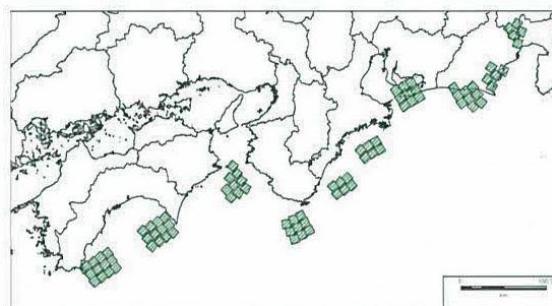
① 東南海・南海地震・2運動モデル (M8.6)



② 東海・東南海・南海地震3運動モデル (M8.7)

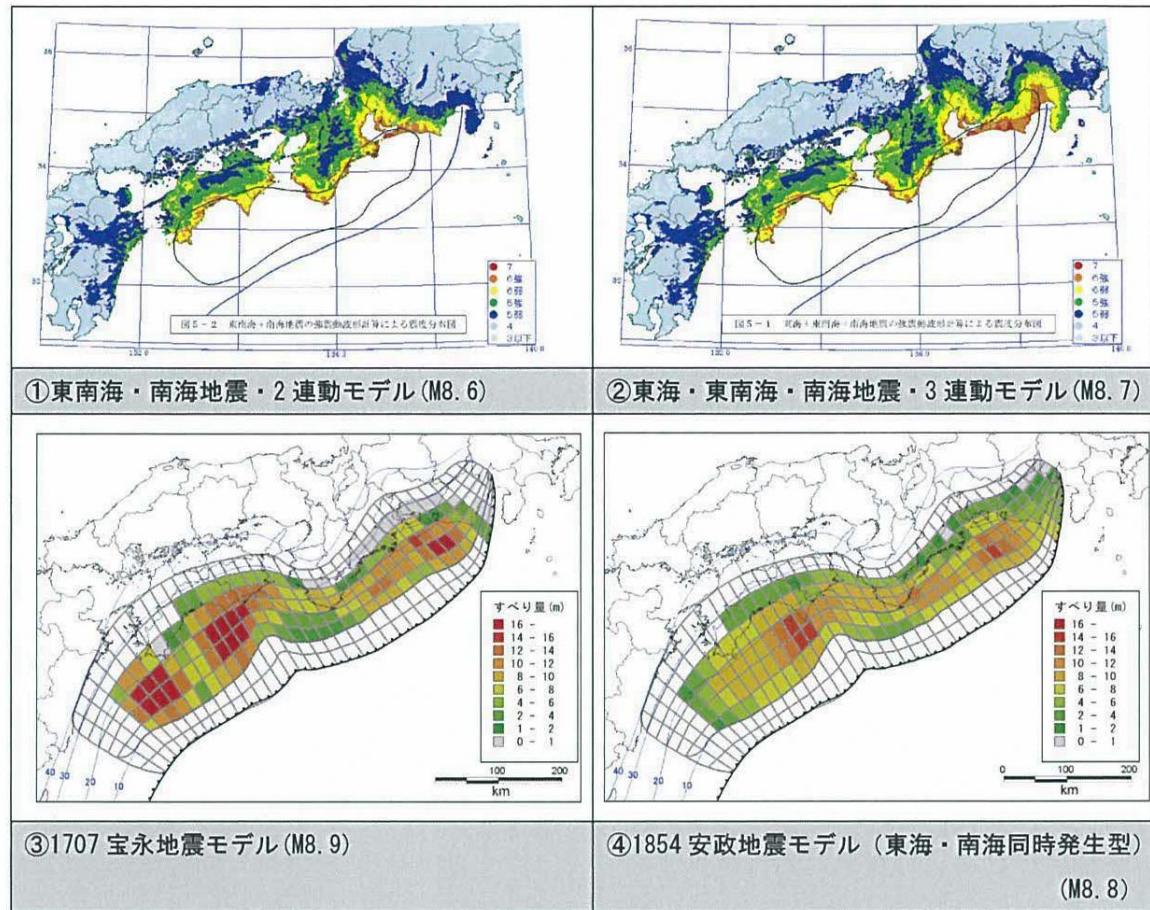


③ 1707 宝永地震モデル (Mw8.9)



④ 1854 安政地震モデル
(東海・南海同時発生型) (Mw8.8)

【南海トラフ（L1）津波断層モデル】



香川県震度分布図(南海トラフの発生頻度の高い地震)



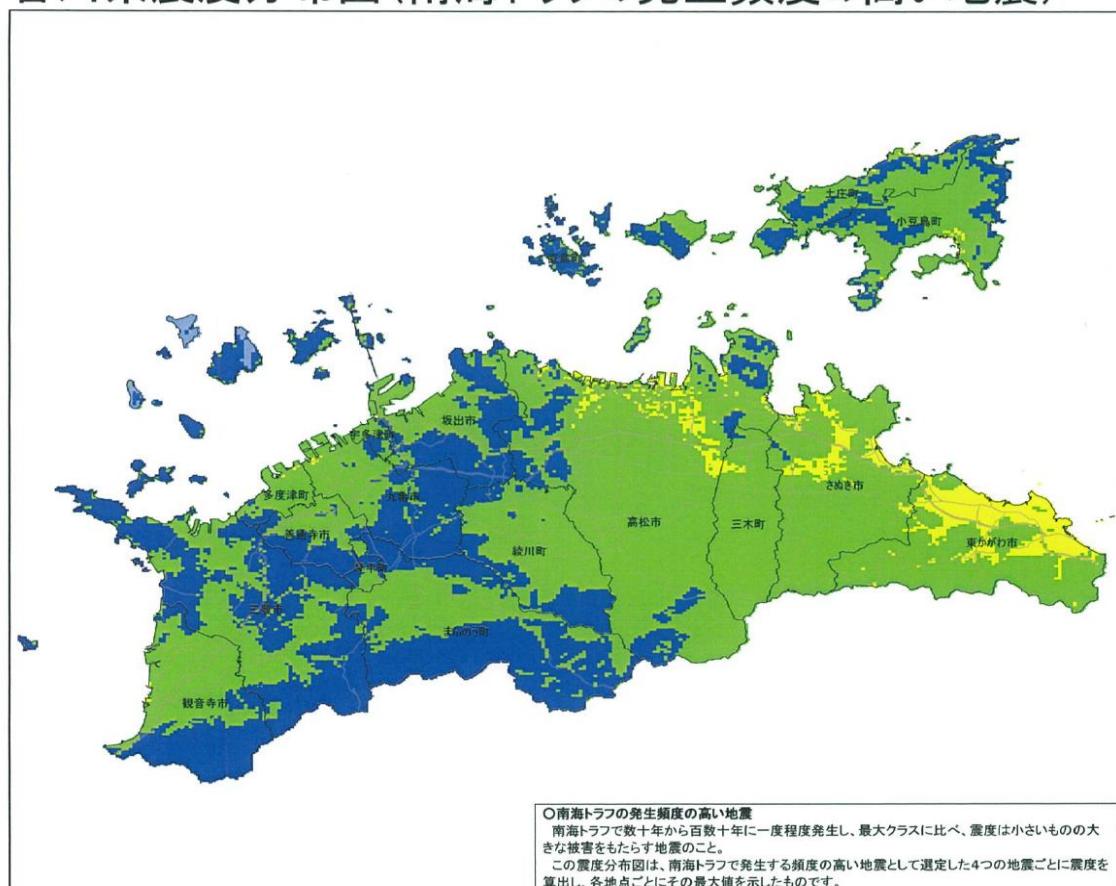
震度7	震度5弱
震度6強	震度4
震度6弱	震度3弱
震度5強	

南海トラフで発生頻度の高い地震が発生した場合の揺れの強さを示しています

- お住まい等の地域がどのくらい揺れるのか確認し、建物の耐震化や家具等の転倒防止対策を行いましょう。
- 地震が発生したら、まずは揺れから身を守りましょう。
- 揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましょう。

震度階級	震度と揺れ等の状況(概要)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性の低い木造建物は、傾くもの、倒れるものがさらに多くなる ・耐震性の低い木造建物でも、まれに傾くことがある ・耐震性の低い鉄筋コンクリートの建物では、倒れるものが多くなる
6強	<ul style="list-style-type: none"> ・はなないで動くことができない、飛ばされることもある ・固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる ・大きな地割れが生じたり、大規模な地震すべりや山体の崩壊が発生することがある
6弱	<ul style="list-style-type: none"> ・立っていることが困難になる ・固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが閉かないことがある ・壁や柱、窓ガラスが破損、落下することがある ・耐震性の低い木造建物は、瓦が落下げたり、建物が傾いたりすることがある ・倒れるものもある
5強	<ul style="list-style-type: none"> ・倒れこぼれないところが多くはない ・倒れこぼれないところでは落ちるものが多くなる ・固定していない家具が倒れることがある ・補完されていないブロック壁が崩れることがある
4	<ul style="list-style-type: none"> ・大半の人々が恐怖を感じ、物にこだましいと感じる ・棚にある食器類や本が落ちることがある ・固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの人が驚く ・竈などのつり下げ物は大きく揺れる ・竈の落し物置が、倒れることがある

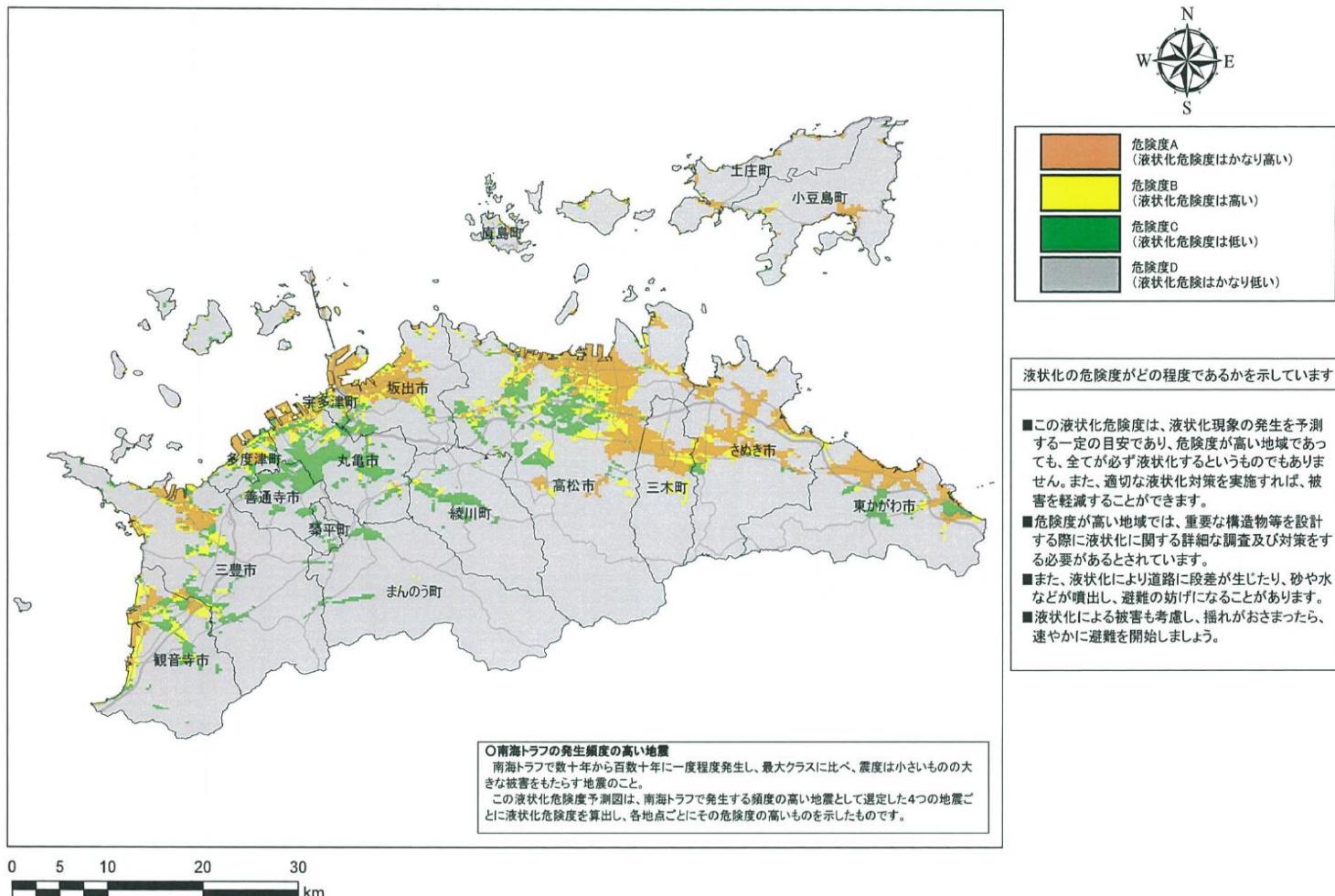
○南海トラフの発生頻度の高い地震
南海トラフで数十年から百数十年に一度程度発生し、最大クラスに比べ、震度は小さいものの大きな被害をもたらす地震のこと。
この震度分布図は、南海トラフで発生する頻度の高い地震として選定した4つの地震ごとに震度を算出し、各地点ごとにその最大値を示したものです。



※ 地震は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では境界があることからこの図以上の揺れになることもあります。

0 5 10 20 30 キロメートル

香川県液状化危険度予測図(南海トラフの発生頻度の高い地震)



③ 中央構造線の地震断層モデル

中央構造線断層帯は、関東から中部・近畿地方、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、九州まで達する長大な断層帯であり、このうち、被害想定の対象とする断層は、讃岐山脈南縁から石槌山脈北縁東部に位置する断層（長さ約130km）である。発生頻度は、1千年～1千6百年に一度となっている。

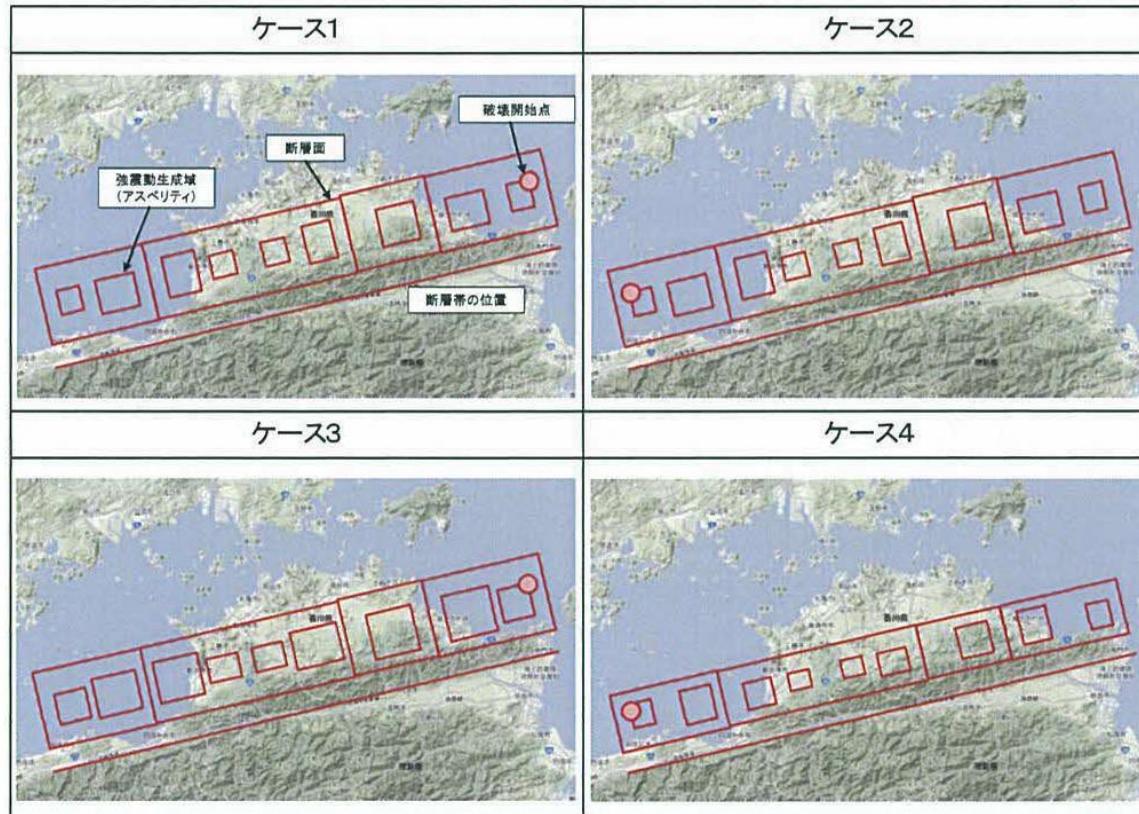
震度分布図は、文部科学省地震調査研究推進本部が設定した下記の断層4ケースにおける震度の最大値の分布図としている。

(参考) 直下型地震の被害想定の対象地震

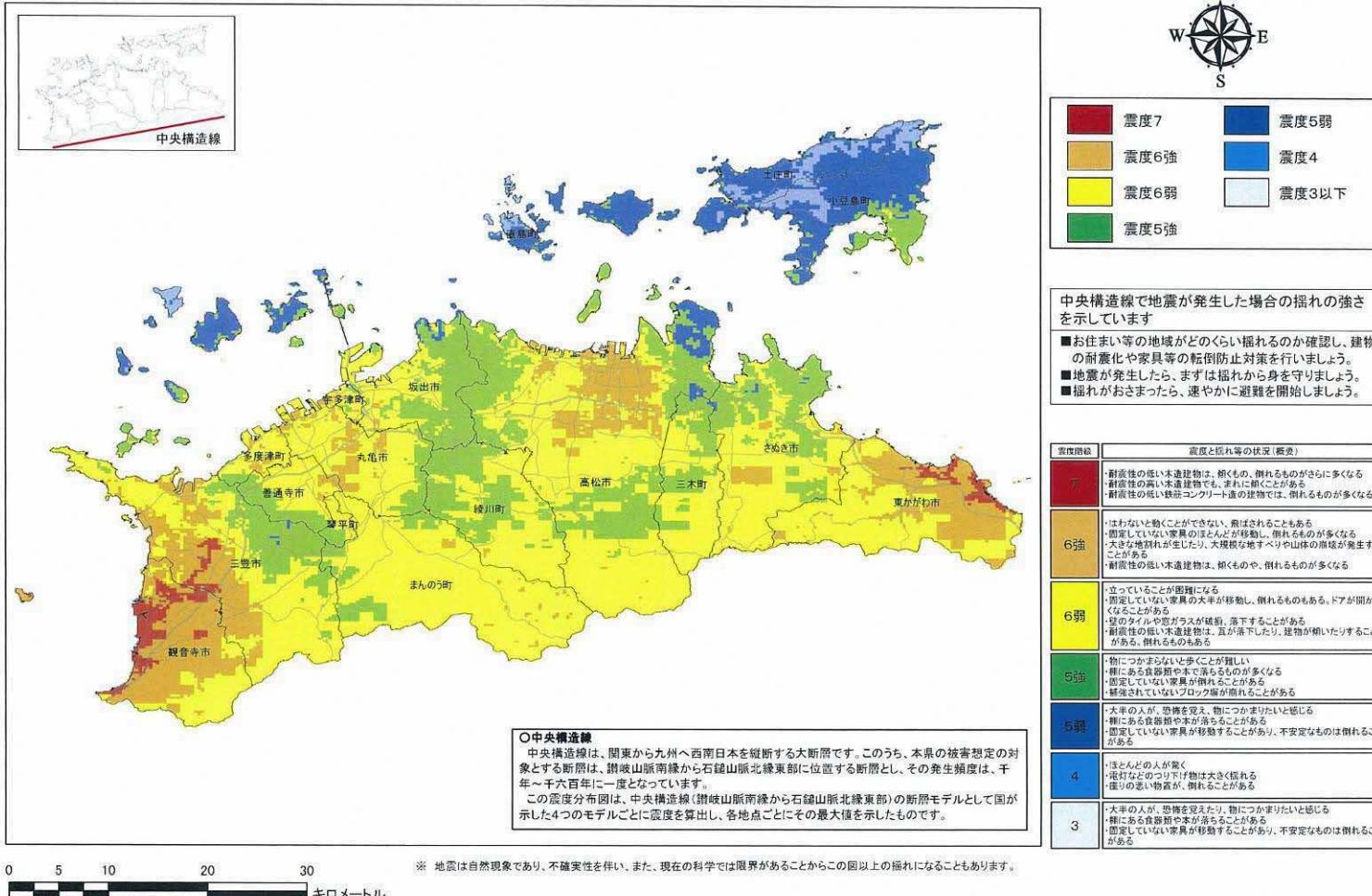
直下型地震については、文部科学省地震調査研究推進本部において長期評価の対象となっている活断層（「中央構造線断層帯」及び「長尾断層帯」）について被害想定を行っている。

「出典：香川県地震・津波被害想定第一次公表報告書（平成25年3月）」／文部科学省地震調査研究推進本部及びJ-SHISのデータを基に作成

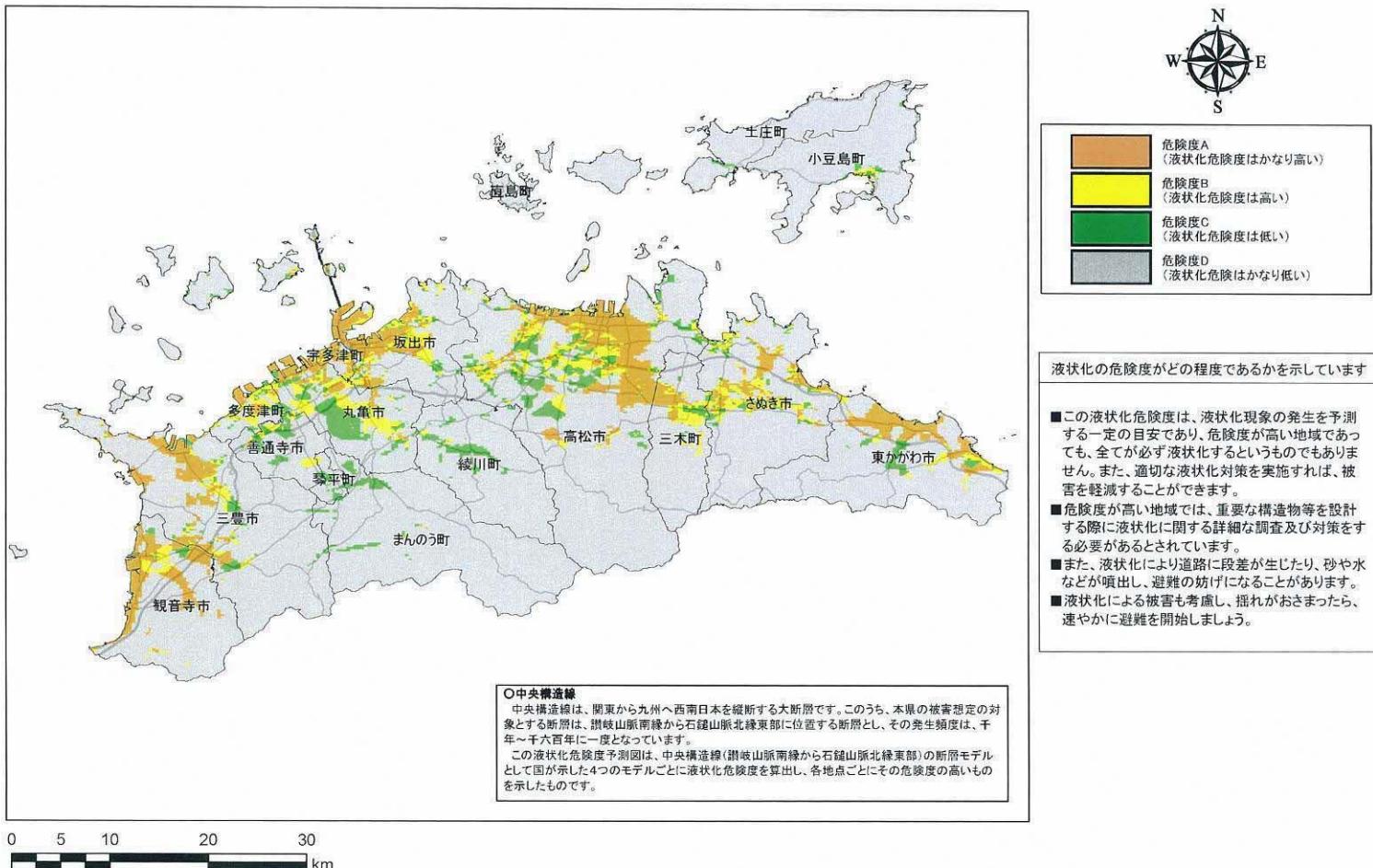
【中央構造線（断層モデル）】



香川県震度分布図(中央構造線)



香川県液状化危険度予測図(中央構造線)

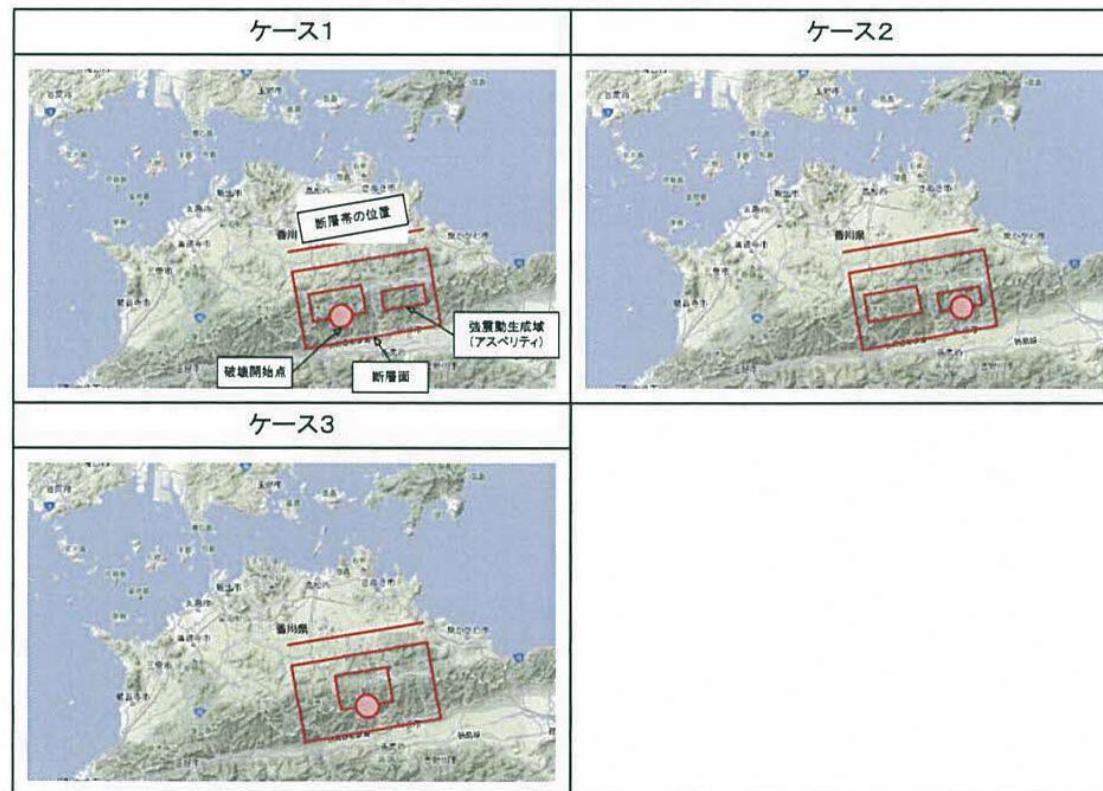


④ 長尾断層の地震断層モデル

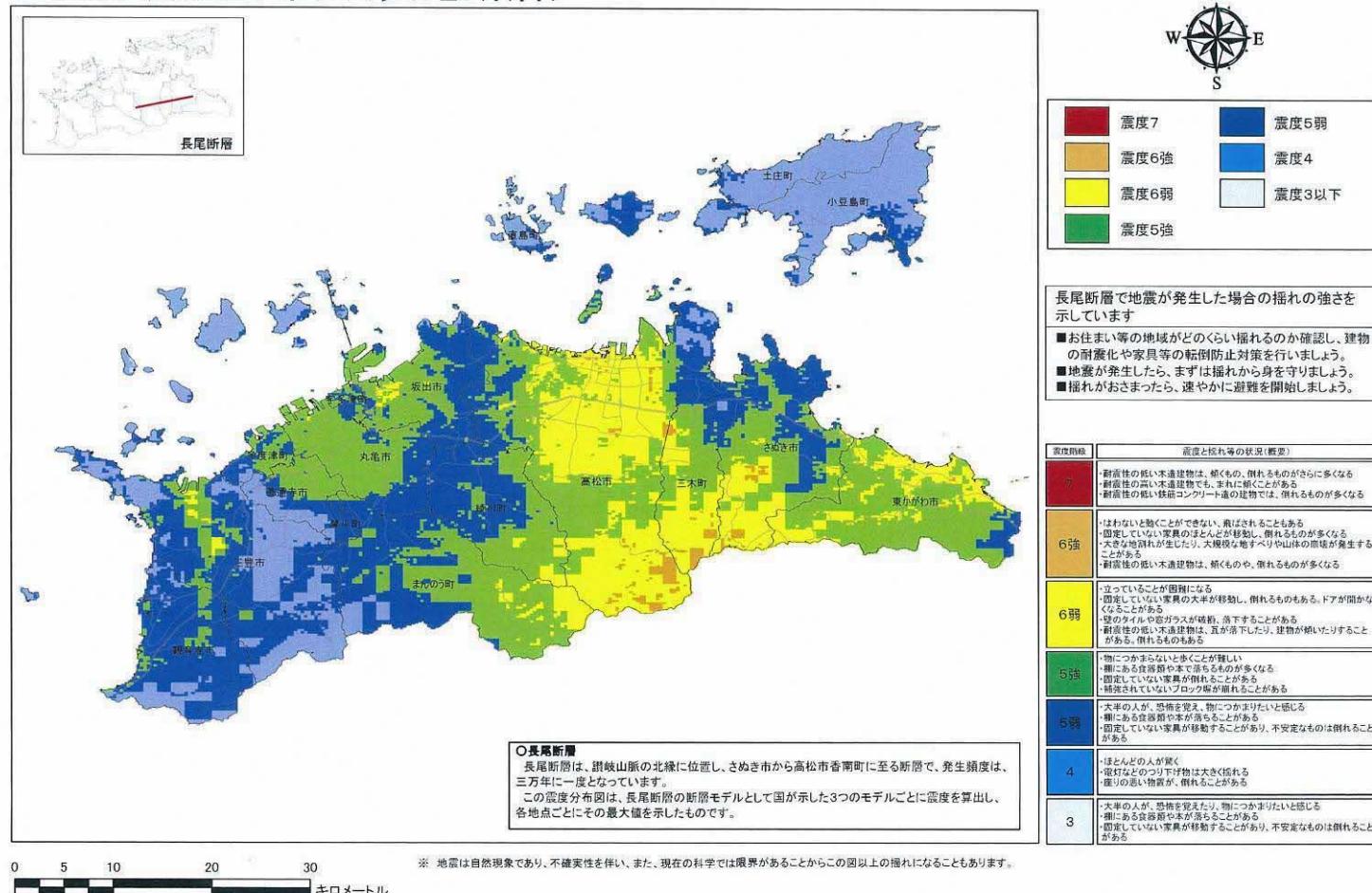
長尾断層帯は、讃岐山脈の北縁に分布する活断層帯で、さぬき市から高松市南部を経て高松市香南町に至り、長さは約 24km、おおむね東西方向に延びており、断層の南側が北側に対して相対的に隆起する逆断層であり、発生頻度は、3 万年に一度となっている。

震度分布図は、文部科学省地震調査研究推進本部が設定した下記の断層 3 ケースにおける震度の最大値の分布図としている。

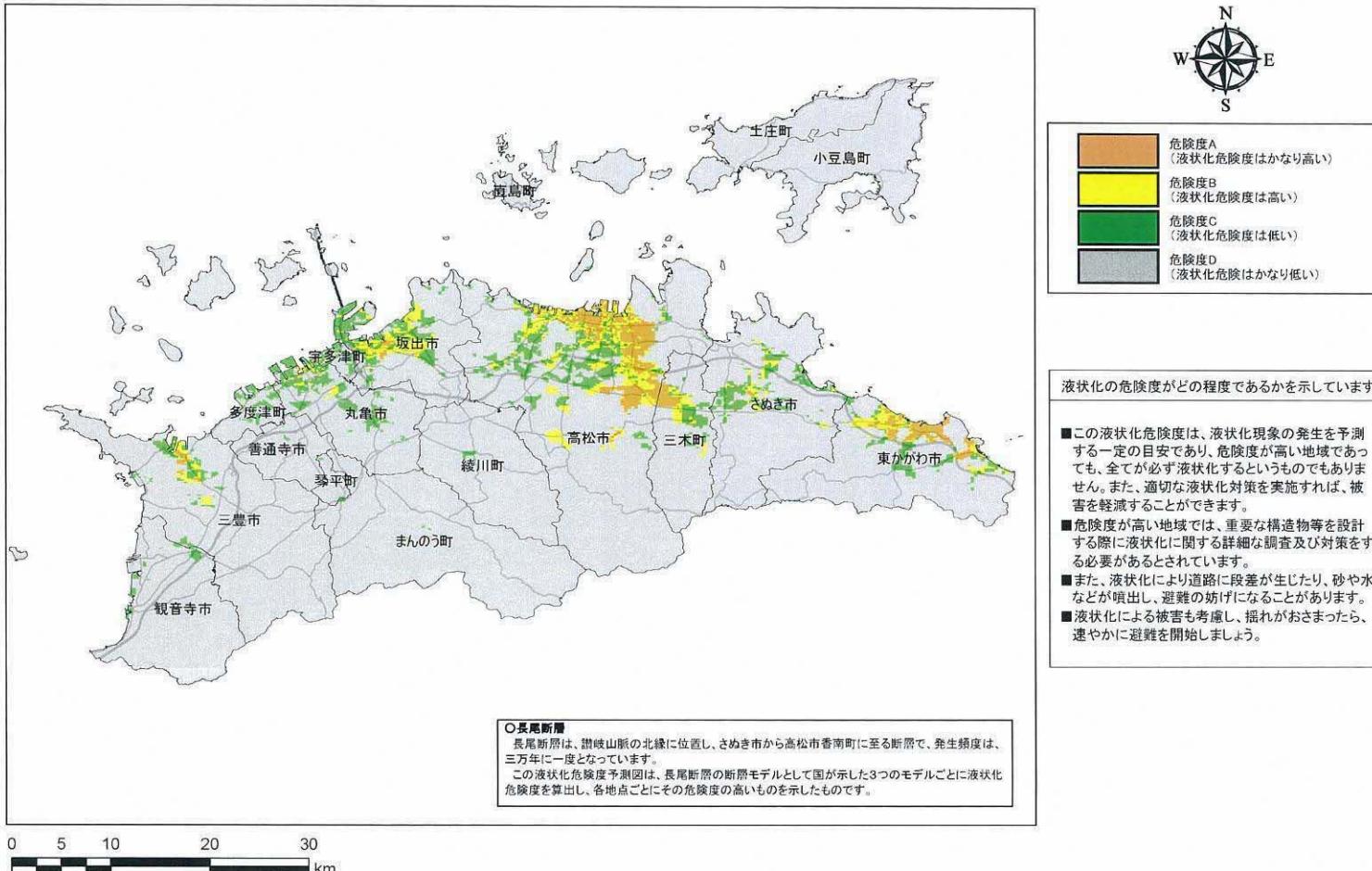
【長尾断層（断層モデル）】



香川県震度分布図(長尾断層)



香川県液状化危険度予測図(長尾断層)



(3) 本町の被害想定

本町における被害想定の結果は、以下のとおりとなっている。

		南海トラフ（発生頻度が高い）の地震・津波による被害	南海トラフ（最大クラス）の地震・津波による被害	中央構造線の地震による被害	長尾断層の地震による被害	
建物被害 (全壊) (冬 18 時)	揺れ（棟数）	*	160	70	90	
	液状化（棟数）	70	70	100	80	
	急傾斜地崩壊（棟数）	*	*	*	*	
	地震火災（棟数）	*	*	*	*	
	合計（棟数）	70	230	170	170	
人的被害 (死者数) (冬深夜) ※4	建物倒壊（人）	*	10	*	10	
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	*	*	*	*	
	急傾斜地崩壊（人）	*	*	*	*	
	火災（人）	*	*	*	*	
	ブロック塀等（人）	*	*	*	*	
	合計（人）	*	10	*	10	
人的被害 (負傷者数) (冬深夜)	建物倒壊（人）	30	240	130	100	
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	*	60	*	*	
	急傾斜地崩壊（人）	*	*	*	*	
	火災（人）	*	*	*	*	
	ブロック塀等（人）	*	*	*	*	
	合計（人）	30	240	130	100	
人的被害 (自力脱出困難者・要救助者)	揺れに伴う自力脱出困難者（人）	*	40	10	20	
ライフ ライン被害	上水道	断水人口（人）	10,000	20,000	15,000	10,000
		断水率（%）	37%	75%	54%	37%
	下水道	支障人口（人）	160	340	230	240
		支障率（%）	3%	7%	5%	5%
	電力	停電軒数（軒）	1,300	15,000	10,000	5,600
		停電率（%）	9%	99%	69%	38%
	通信（固定電話・携帯電話）	不通回線数（回線）	510	5,700	3,900	2,100
		不通回線率（%）	8%	94%	65%	35%
	都市ガス	停波基地局率（%）	13%	100%	81%	50%
		供給停止戸数（戸数）	—	—	—	—
		供給停止率（%）	—	—	—	—
交通施設 被害	道路（緊急輸送）	被害箇所（箇所）	10	20	20	10
	鉄道	被害箇所（箇所）	10	10	10	10
生活への 影響	避難者	避難所（人）	110	350	250	240
		避難所外（人）	70	230	170	160
災害廃棄物	災害廃棄物等	災害廃棄物（トン）	1,500	15,000	3,700	4,000

			南海トラフ（発生頻度が高い）の地震・津波による被害	南海トラフ（最大クラス）の地震・津波による被害	中央構造線の地震による被害	長尾断層の地震による被害
		津波堆積物（トン）		—	—	—
その他の被害（定量的手法）	エレベータの停止	停止数（棟数）	20	20	20	20
	危険物	火災（箇所）	—	*	*	*
		流出（箇所）	*	*	*	*
		破損等（箇所）	*	*	*	*

※1:「*」は少ないが被害がある。

※2:「—」は該当無し

※3:四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

※4:南海トラフ（発生頻度が高い）の地震・津波による被害は、夏12時を想定している。

本町のライフラインの被害数及び避難者数の推移は、以下のとおりとなっている。

① 上水道（断水人口：人）

	供給人口	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1ヶ月後	参考※1
南海トラフ（発生頻度の高い）	27,000	10,000	2,200	1,200	470	0	0
南海トラフ（最大クラス）		20,000	7,500	4,900	3,200	320	※
中央構造線		15,000	5,500	3,500	2,100	190	0
長尾断層		10,000	3,100	1,900	1,000	90	20

※1:ライフラインの被害のうち、今回の対象期間内での仮復旧が困難である、火災、急傾斜地崩壊による被害区域における被害数を示す。

※2:「※」はわずか

② 下水道（機能支障人口：人）

	供給人口	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1ヶ月後	参考※1
南海トラフ（発生頻度の高い）	4,800	160	140	100	50	※	※
南海トラフ（最大クラス）		340	340	270	220	10	10
中央構造線		230	230	160	110	0	0
長尾断層		240	240	160	110	0	0

※1:ライフラインの被害のうち、今回の対象期間内での仮復旧が困難である、火災、急傾斜地崩壊による被害区域における被害数を示す。

※2:「※」はわずか

(3) 電力 (停電軒数 : 軒)

	供給人口	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1ヶ月後	参考※1
南海トラフ (発生頻度の 高い)	15,000	1,300	190	0	0	0	0
南海トラフ (最大クラス)		15,000	3,500	260	※	※	※
中央構造線		10,000	2,500	200	※	※	※
長尾断層		5,600	1,300	130	30	30	30

※1:ライフルайнの被害のうち、今回の対象期間内での仮復旧が困難である、火災、急傾斜地崩壊による被害区域における被害数を示す。

※2:「※」はわずか

※3:「南海トラフ (発生頻度の高い)」「南海トラフ (最大クラス)」「中央構造線」は、冬 18 時を想定。

(4) 固定電話 (不通回線数 : 回線)

	供給人口	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1ヶ月後	参考※1
南海トラフ (発生頻度の 高い)	6,000	510	110	40	40	40	40
南海トラフ (最大クラス)		5,700	1,300	100	※	※	※
中央構造線		3,900	970	80	0	0	0
長尾断層		2,100	520	70	30	30	30

※1:ライフルайнの被害のうち、今回の対象期間内での仮復旧が困難である、火災、急傾斜地崩壊による被害区域における被害数を示す。

※2:「※」はわずか

※3:「南海トラフ (発生頻度の高い)」「南海トラフ (最大クラス)」「中央構造線」は、冬 18 時を想定。

(5) 生活への影響 (避難者数 : 人)

	当日・1日後			1週間後			1ヶ月後		
	避難所 避難者	避難所外 避難者	避難者 総計	避難所 避難者	避難所外 避難者	避難者 総計	避難所 避難者	避難所外 避難者	避難者 総計
南海トラフ (発生頻度の 高い)	110	70	180	150	130	280	50	130	180
南海トラフ (最大クラス)	350	230	580	620	620	1,200	250	580	830
中央構造線	170	110	280	380	380	760	120	270	380
長尾断層	150	100	260	250	250	510	90	220	310

※:冬深夜を想定

(4) 減災効果 (県地域防災計画より抜粋)

- すべての建物の耐震化を実施
- 家具類の転倒・落下防止対策を実施
- 津波避難の迅速化

	避難行動別の避難者比率		
	すぐに避難する (直接避難)	避難するがすぐには 避難しない (用事後避難)	切迫避難*あるいは 避難しない
発災後全員が即避難	100%	0%	0%
早期避難者が少ない	20%	50%	30%

※：南海トラフの巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要（中央防災会議）より抜粋

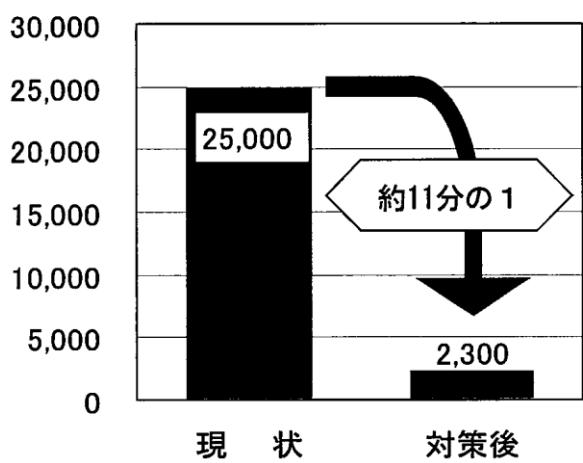
※切迫避難とは・・・津波の到来を自覚してから避難を開始するなどの状態を言う。

① 建物の耐震化

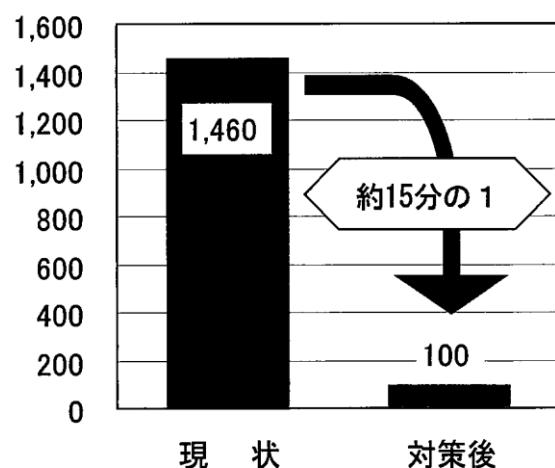
県内の住宅の耐震化率は、約 76%（平成 23 年 10 月現在）となっている。

旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化により、すべての建物の耐震性が強化された場合には、揺れによる全壊棟数は、約 11 分の 1 に、それに伴う死者数は約 15 分の 1 に軽減される。

【揺れによる全壊棟数の軽減（棟）】



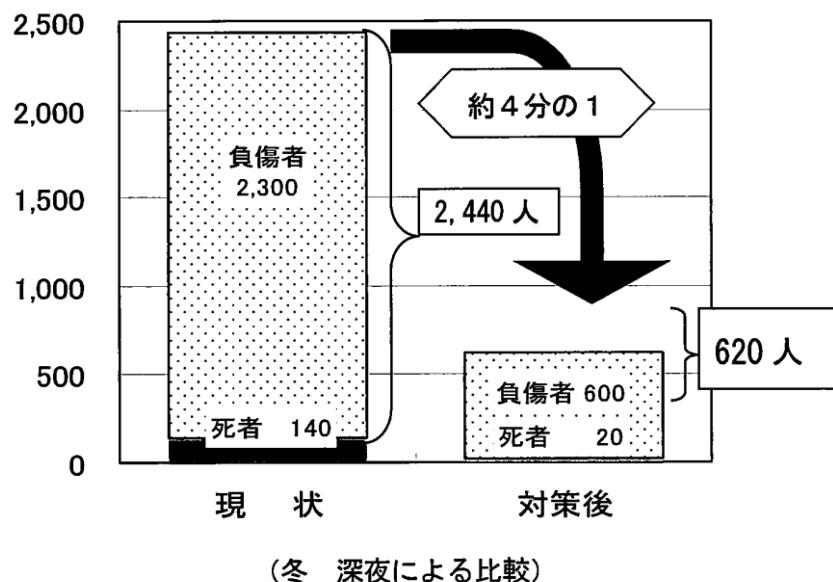
【揺れによる全壊に伴う死者数の軽減（人）】



② 家具類の転倒・落下防止対策

県内の家具類の転倒・落下防止対策実施率は、約 13%（平成 24 年 10 月県政世論調査）となっている。この実施率を 100% にすることで、死傷者数は約 4 分の 1 に軽減される。

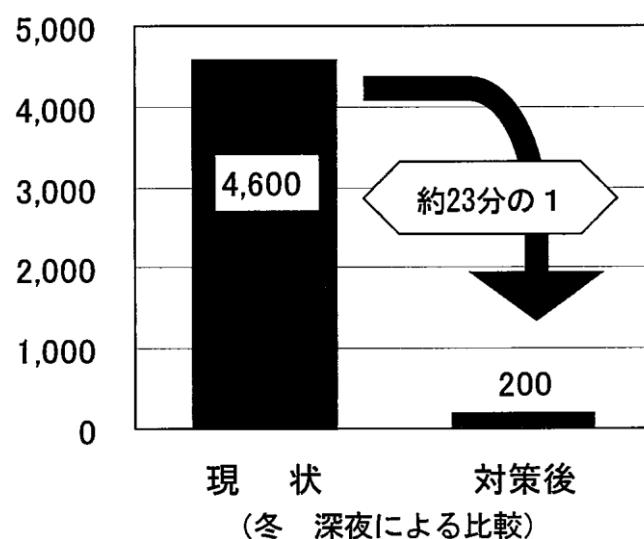
【家具類の転倒・落下防止対策による死者数の軽減（人）】



③ 津波避難の迅速化

地震発生後、すぐに避難する県民が 100% になれば、死者数は、約 23 分の 1 に軽減される。

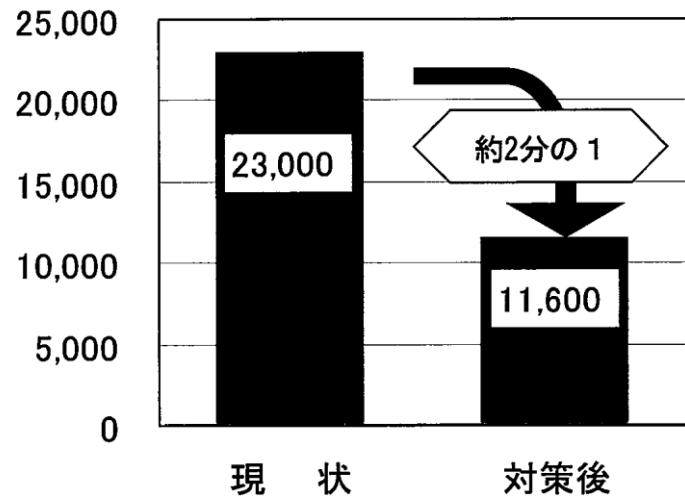
【津波避難意識向上による死者数の軽減（人）】



④ 直接経済被害額の軽減

建物の耐震化率が 100%となれば、直接経済被害額は、約 2 分の 1 に軽減される。

【津波耐震化による建物被害額の軽減（億円）】



(冬 深夜による比較)

第5節 地震防災対策の推進

1 目的

未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災の発生から6年が経過し今もなお、多くの人々が生活再建に向けて懸命の努力が続けられている。

東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命だけは何としても守るとともに、我が国の経済社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成25年11月に東南海・南海法が、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）に改正され、同年12月に施行された。

これにより、法律の対象地震は東南海・南海地震から南海トラフ地震に改正され、科学的に想定し得る最大規模の地震である南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する様々な地震を考慮して地震防災対策を推進することとなった。

また、南海トラフ地震防災対策推進地域は1都2府26県707市町村が指定され、この中に本町を含む香川県全域が含まれている。

南海トラフ地震等の大規模地震の発生を防ぐことはできないが、事前の備えを行うことにより、その被害を最小限にすることは可能である。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効率的かつ効果的な地震防災対策を講じなければならない。

そこで、将来発生する大規模地震による人的・物的被害の軽減を目指し、効率的かつ効率的な地震防災対策を講じるため、住民・町の連携と協働のもと地震防災対策を推進する。

2 背景

（1）大規模地震発生の切迫性

本町及び香川県においては、南海トラフ、中央構造線、長尾断層を震源域とする大規模な地震の発生が予測されており、とりわけ南海トラフでは、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%（平成30年1月1日現在）と極めて高く、限られた時間の中、効果的な対策を講じる必要がある。

このような中、国の中防災会議に設置された「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において、南海トラフ沿いで大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合の防災対応の方針が平成30年12月にとりまとめられた。

香川県においては、国の防災対応方針を踏まえ、「南海トラフ地震臨時情報発表時の香川県内における防災対応方針」として、南海トラフ地震の発生可能性が高まったと評価された場合等に発表される「南海トラフ地震臨時情報」を活用のうえ、県民一人ひとりの命を守り、人的・物的被害の軽減につなげるため、香川県及び県内市町がとるべき防災対応の方針をとりまとめた。

（2）住民・町の協働による防災対策の必要性

上記の大規模地震では、未曾有の被害が想定されており、被害軽減のためには、住民・町

が役割を分担し、協働して防災対策を行う必要がある。町も自らの役割である防災対策を行うものであり、その計画的な推進を図っていく。

また、南海トラフ地震の発生によっては、徳島県、高知県、愛媛県等の太平洋沿岸に位置する自治体の大規模津波被害が想定され、本町においては、被災自治体の避難者の受入等について県と連携のうえ取組んでいく必要がある。

3 想定される被害と対応

香川県の地震・津波被害想定は、南海トラフ、中央構造線、長尾断層の3ケースを震源域とするものであり、その被害想定については、「第4節 1 平成24年度香川県地震・津波被害想定調査（平成24年度～平成25年度）」のとおりである。

（1）強い揺れに対する備え

① 建物の耐震化、家具の固定化等

建物倒壊は死者発生の主要因であり、出火・延焼、避難者発生の要因と想定されている。

また、救助活動の妨げ、がれき発生など被害拡大の要因であり、建物の倒壊防止対策を進める必要がある。併せて、家具の固定化、ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス、壁、屋根、つり天井等（以下「窓ガラス等」という。）の落下防止等の対策を講じる必要がある。

② 火災対策

建物倒壊に伴う出火が想定されており、出火予防、初期消火体制を準備する必要がある。

③ 斜面崩壊対策

新潟県中越地震に見られるような地震に伴う斜面崩壊に備え、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり防止区域等の周知、防止施設の整備等を行う必要がある。

④ 液状化対策

埋立地等で建物倒壊の原因となる液状化が想定されており、必要な液状化対策を講じる必要がある。

⑤ ため池の耐震化対策

貯水量10万m³以上の大規模ため池のうち、耐震性が不足するため池について、耐震化補強工事を行う必要がある。また、貯水量10万m³未満のため池で、防災上重要な中小規模ため池のうち、耐震性が不足するため池についても、同様に耐震補強工事を行う必要がある。

⑥ 老朽ため池対策

ため池のほとんどが築造後200～300年経過しており、老朽化が進行していることから、決壊を未然に防止するため、老朽ため池の対策が必要である。

町は、東日本大震災時にため池の決壊により死者7人という甚大な被害をもたらした災害を教訓として、平成26年6月に、町内の大規模ため池16箇所（貯水量10万トン以上）をため池ハザードマップとして作成した。地震等により、ため池の堤防が決壊してため池から一度に氾濫水が流出した場合を想定し、ハザードマップにはその氾濫水が到達する可能性のある地域の最大範囲と、予想される浸水の深さ、およそその到達時間を図上で表している。

「地震災害時にはため池の決壊もありえる。」という防災意識を住民とともに共有し、地震発生時の、ため池決壊からの避難対策を推進する。

なお、平成30年7月豪雨等を踏まえ、新たな防災重点ため池選定基準が設けられ、本町においては令和元年度において370箇所の防災重点ため池が選定された。

⑦ ライフライン、公共施設の耐震化

住民生活の基礎となっている上・下水道、幹線道路など公共施設の耐震化を確保する必要がある。

(2) 地震に強い地域づくり

① 地震に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発

一人ひとりの防災意識を高めることが地域の防災力を高めることになる。地震に関する正確な知識や日頃の備え（食料や水などの備蓄物資、自宅の耐震補強、家具の固定など）等について、普及啓発する必要がある。また、防災教育を充実し、子どもの頃から防災意識を持つようにしておくことが必要である。

② 自主防災活動の促進・強化

避難誘導、救助、初期消火など地震災害における被害の拡大防止のため、地域住民による自主的な防災活動の果たす役割は大きい。自主防災組織の結成促進・活動強化を進める必要がある。

③ 事業所と地域との連携

事業所は、地震災害時、来客者等の安全を確保するとともに、地域住民の生活を支えるため事業を継続することが必要である。また、地域の構成員としての防災協力活動が期待されている。

④ 避難行動要支援者への対応

高齢者、障がい者等避難の際、支援が必要となる人々、いわゆる避難行動要支援者の避難体制の整備が必要である。

⑤ 複合災害への備え

南海トラフでは、大きな地震が時間差で発生する可能性があり、また地震の前後に台風などによる洪水、土砂災害が発生する場合もある。

⑥ 大規模災害時のエネルギー対策

大規模災害のエネルギー対策については、再生可能エネルギー等の導入や、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが求められていることから、「再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）」制度を活用していくものとする。

4 住民・事業所・団体・町等の役割分担と連携による地震防災の取組

町行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、地域住民に、自主防災組織、企業、地域団体等の様々な主体の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携し地震災害に強いコミュニティづくりが求められている。

「公助」による応急活動だけでは、大地震災害発生時に住民の「いのち」を確実に守ること

は困難であることから、「公助」のみならず、住民、企業、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化していく。

(1) 住民等

① (住民)

○地域の危険度を知り、自助の備えをしておく。

- ・地震の特徴を知り、それに対する備えと、それに遭遇した場合の行動のとり方を学ぶ
- ・住宅等の耐震対策（耐震補強、家具の転倒防止対策等）
- ・初期消火に必要な用具の準備
- ・情報収集手段（ラジオ等）の準備
- ・最低3日分の食料・飲料水や医薬品等の生活物資の備蓄と非常持ち出し品の準備
- ・家族間での情報の共有と確認（指定緊急避難場所・指定避難所、連絡方法等）
- ・自主防災組織の結成
- ・防災訓練への参加

② (自主防災組織等)

○自宅周辺や地域の危険度を知り、「共助」の備えをしておく。

- ・地理的状況を把握したうえで、地震災害の態様に応じた災害危険箇所の確認
- ・地震災害の態様に応じた安全な指定緊急避難場所及び指定避難所・避難路・避難方法等の確認
- ・避難行動要支援者の把握
- ・地域住民の間での情報の共有と確認
- ・防災訓練の実施
- ・町との連携強化

(2) 町

① 地震防災体制の整備・充実

- ・地域防災計画の修正
- ・南海トラフ地震に対する対策の推進
- ・職員研修、防災訓練の実施
- ・災害応急対策に対応する危機管理体制・組織の充実

② 住民の「自助」「共助」を促すための情報提供と啓発

- ・住民の防災意識の啓発・高揚
- ・学校での防災教育の推進
- ・地震災害危険情報の提供
- ・ハザードマップの作成・普及
- ・自主防災組織の結成促進

③ 情報の収集・伝達（主として住民へ）体制の整備

- ・地震災害状況、住民の安否情報の確認方法等の整備
- ・町行政放送告知施設の運用

④ 避難対策の整備

- ・避難行動要支援者（ひとり暮らし、高齢世帯、障がい者等）も含めた住民の確実な避難計画の作成
- ・避難すべき区域や避難勧告等の判断基準の作成
- ・地震災害の態様及び要配慮者の実情に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所・避難経路・誘導方法等の確保・整備と周知徹底
- ・住民の迅速・的確な行動に結びつける確実な情報伝達方法の整備・確保
- ・避難行動要支援者の把握と関係部局間、自主防災組織、福祉関係者等との間での情報の共有

⑤ 救助対策の整備

- ・食料・飲料水・生活物資の備蓄と輸送体制の整備
- ・医療救護体制の整備
- ・救助用資機材等の整備充実
- ・消防力の充実強化
- ・他市町との連携・協定

⑥ 公共施設の点検・整備

- ・計画的な耐震診断・改修の実施
- ・地震対策のための公共施設の計画的な整備

（3）事業所・団体

指定地方公共機関や事業所との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるように努めることが必要になっている。

事業所や産業団体については業務継続計画の策定により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組を促進する必要がある。

また、町の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等の協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により地震災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

第6節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①被害が極めて広域にわたること、②中でも津波被害が甚大なこと、③同時又は近接して二つの巨大地震が発生する可能性が高いことであり、町は、防災関係機関等と連携をとって計画的かつ速やかに、これらの特徴を十分踏まえた防災対策を推進する。

町は、町内のすべての住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努める。特に、自主防災組織の結成、住居（昭和56年以前建築）の耐震診断や必要な耐震改修の実施については、住民による自主的・主体的な取組が促進されるよう留意する。

また、町は、南海トラフ地震等に関する相談を受ける窓口を設置する等具体的に住民等が地震対策を講じるうえで必要となる知識等を与えるための体制の整備に努める。

1 広域な被害への対応

関東地方から四国・九州の太平洋側を中心にして、広範囲において甚大な被害が予想され、これに伴い、連絡の途絶、物資や人的資源の不足、経済活動の低下など大きな影響が想定され、国家的な応援体制が必要となる。

一方、国の被害想定では、香川県の被害は太平洋沿岸各県に比べれば軽いため、ボランティアや自衛隊など県外からの応援が期待できない、物資等が十分に入ってこないなどの事態が考えられる。

このため、今後も、自主防災組織の活動強化や備蓄の推進など地域防災力の強化に向けた取組が重要となるとともに、徳島県、高知県、愛媛県等の太平洋岸に位置する自治体の被災者の受入等についても考慮していく必要がある。

2 時間差発生への対応

南海トラフ地震について、過去の事例によると、同時に発生（1707年宝永地震）したと思われるもののほか、32時間の間隔をおいて発生した事例（1854年安政東海地震・安政南海地震）、約2年間の間隔をおいて発生した事例（1944年東南海地震・1946年南海地震）などがある。

このように、南海トラフで発生する地震には多様性があり、大きな地震が発生した後、時間差を置いて再び大きな地震が発生する可能性があるため、その間にどのような事態が発生するのか、また、町や防災関係機関、住民等は何をなすべきか、何ができるのか、これらを考慮し、防災対策を推進する。

3 「南海トラフ地震臨時情報発表時の香川県内における防災対応方針」を踏まえた防災対応

（1）香川県における防災対応

① 基本的な考え方

香川県では、平成25年から26年にかけて4回にわたり、南海トラフ地震等の震度分

布や浸水域、人的・物的被害の推計などを示した「香川県地震・津波被害想定」を公表しており、南海トラフの最大クラスの地震が発生した場合には、最大で、死者数が6,200人、負傷者数が19,000人、建物の全壊・焼失数が35,000棟などと予測されている。

一方で、建物の耐震化を100%にした場合には、全壊棟数が約11分の1に、家具類の転倒防止対策実施率を100%にした場合は、死傷者数が約4分の1に、地震発生後直ちに避難すれば、津波による死者数が約23分の1に軽減されるなどの減災効果も推計されている。

このため県では、人的・物的被害をゼロに近づけることを目標に、香川県国土強靭化地域計画や香川県南海トラフ地震・津波対策行動計画を策定し、ハード・ソフト両面から総合的かつ計画的に各種施策を推進している。

突発地震に備えた対策を進めることに変わりはないが、南海トラフ地震の発生可能性が高まると評価され、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合には、住民・企業等が後発地震に備えた防災対応を実施することにより、被害のさらなる軽減が図られると考えられるため、国のガイドラインの考え方に基づき、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の住民避難等の防災対応について県内統一的な方針をとりまとめ、今後、本対応方針に沿って、県・県内市町・防災関係機関等が引き続き連携して取組を進めていく。

② 住民の防災対応

香川県防災対策基本条例の基本理念である「防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則」とする考え方のもと、住民一人ひとりが「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を検討・実施することを基本とし、町及び県は、想定される地震（津波）の状況、「南海トラフ地震臨時情報」の内容など住民が防災対応を検討するために必要な情報を提供する。

また、町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合において、地震が発生してからの避難では、住民の身体に危険を及ぼすおそれがある場合など、後発地震による災害リスクが高い地域については、住民の事前避難を検討することを基本とするが、三木町においては、津波浸水想定区域は対象外のため、後発地震に備えた事前避難は考慮していない。

ア 巨大地震注意対応

a 日頃からの地震への備えの再確認等

- ・住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間地震発生に注意し、できるだけ安全な防災行動をとることが重要である。
- ・このため、町及び県は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないよう、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

イ 巨大地震警戒対応（半割れケース）

a 日頃からの地震への備えの再確認等

- ・住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間、後発地震発生に注意し、できるだけ安全な行動をとることが重要である。
- ・このため、町及び県は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないよう、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

日頃からの地震への備えの再確認の例	できるだけ安全な防災行動の例
<ul style="list-style-type: none">・家具の固定の確認・非常用持出品、備蓄の確認・避難場所、避難経路の確認・家族との安否確認手段の確認など	<ul style="list-style-type: none">・高いところに物をおかない・できるだけ安全な部屋で就寝・危険性の高い場所にできるだけ近づかないなど

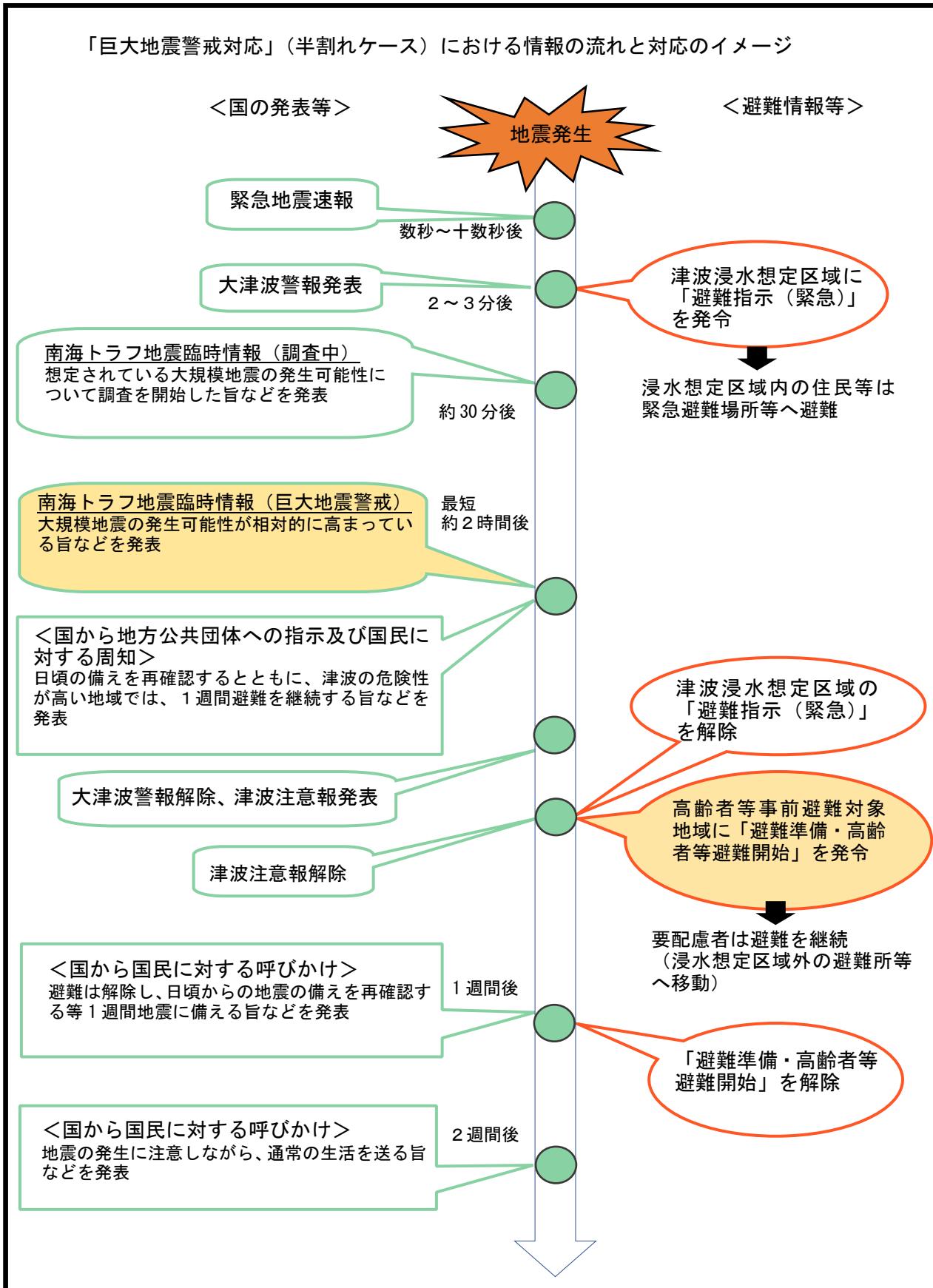
b 土砂災害に対する防災対応

- ・地震に伴う土砂災害は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に定める土砂災害警戒区域外でも発生するケースがあるなど、危険性が高い箇所をあらかじめ特定することが困難である。
- ・一方で、土砂災害が生じた場合には、身体や生命に著しい被害を及ぼすおそれがあることから、不安がある住民に対しては、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応を促すこととする。
- ・なお、「半割れケース」における最初の地震で既に土砂崩れが発生したり、大雨等で地盤が緩み複合災害のおそれがある場合など、町の判断により避難情報の発令もあり得る。

c 住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

- ・耐震性の不足する住宅に居住する住民は、知人宅や親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要がある。
- ・また、住民は、地震火災の発生を防止するため、普段から感震ブレーカーの設置等の事前対策を進めるとともに、最初の地震が発生した際は、後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることが重要である。
- ・このため、日頃から住民に対して、耐震化の推進や地震火災予防を呼びかけることとする。

「巨大地震警戒対応」（半割れケース）における情報の流れと対応のイメージ



※三木町は津波浸水想定区域対象外のため、後発地震に備えた事前避難は考慮していない。

(2) 防災対応の実効性確保のための取組

① 住民等への情報伝達

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、住民が迅かつ適切に防災対応を実施するため、同情報を速やかにかつ確実に住民に伝達する必要がある。

このため、県は、町及び高松市消防局に速やかに同情報を伝達するとともに、防災情報メールや県ホームページ、ＳＮＳの活用など多様な伝達手段により住民に対する情報提供を行うものとする。

また、町は、防災行政無線や県防災情報システムによるメール配信のほか、自治会や自主防災組織等を通じての連絡などを行う。その際、「半割れケース」時等においては、地震や津波、被災状況等多様な情報が輻輳していることが想定され、そのような状況の中において「南海トラフ地震臨時情報」の発表を確実に伝達するためには、特に、報道機関と連携したテレビ、ラジオ等による適時適切な情報提供の実施が重要となる。

② 「南海トラフ地震臨時情報」等に関する住民の理解促進

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際に、直ちに後発地震等が起きるといった誤解により、社会的な混乱が発生しないようにする必要がある。

また、南海トラフ沿いでの大規模地震発生前に、必ずしも先行する異常現象が観測されるとは限らないことや、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表後、後発地震が発生せずに1週間経過した場合でも、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分留意する必要がある。

このため、住民が「南海トラフ地震臨時情報」を正しく理解し、同情報を発表された際にはあわてることなく適切に行動できるよう、町及び県は、防災訓練や自主防災組織の研修等あらゆる機会を捉えて、同情報の内容及びとるべき防災対応について、住民に周知を行うこととする。

③ 関係部局間及び地域内の各主体との連携

町及び県は、防災部局のみならず、福祉・商工・土木部局や教育委員会等の関係部局が緊密に連携して防災対応を実施できるよう、連絡・協力体制をあらかじめ検討しておく必要がある。

また、地方公共団体、指定公共機関、企業等の各主体の防災対応は、相互に関連するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、情報共有を図り、必要に応じて協議等を行うこととする。

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針

南海トラフ地震の直接的被害を軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物、構造物等の耐震化等を図るとともに、避難場所等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。

1 位置づけ

この目標は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項に基づく、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する目標である。

2 整備方針等

(1) 施設等の整備にあたっては、その施設等の必要性及び緊急度に従い年次計画を作成し、その計画に沿って実施する。

特に、町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図る。

(2) 具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

3 整備目標

(1) 施設の整備等についての目標

① 避難場所

町は、香川県地震被害想定における南海トラフ地震（最大クラス）の避難者数に対応する指定緊急避難場所の整備を行う。

② 避難経路

町は、地震発生時における火災等から人命を守るために、必要な避難経路を整備するよう努める。

③ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

町は、消防活動が困難である区域の解消に資する必要な道路を整備するよう努める。

④ 老朽住宅の密集する街区における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物

町は、不良住宅や密集街区の改良促進を行い、住環境の整備等に努める。

⑤ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設又はヘリポート

町は、地震発生後における緊急輸送を確保するために必要な道路を整備するよう努めるとともに、避難困難な地域などにおいて、緊急輸送を確保するために必要なヘリポート等を整備するよう努める。

⑥ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点

町は、三木町防災センターを災害発生時の拠点とする。

⑧ 地震災害時において飲料水、食料、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保す

るため必要な貯水槽、非常用食料の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
水道事業者は、応急給水拠点となる配水池等の浄水貯水施設を整備するとともに、耐
震化を図るよう努める。

町及び県は、南海トラフ地震の発生に備え、既存の町や県が所有している施設を活用
することにより、非常用食料の備蓄スペースを確保するよう努める。

- ⑨ 地震災害時における応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
町及び県は、南海トラフ地震の発生に備え、既存の町や県が所有している施設を活用
することにより、救助用資機材その他の物資の備蓄スペースを確保するよう努める。また、
食料、飲料水、資機材等の備蓄物資について、分散備蓄するよう努める。

- ⑩ 地震災害時において負傷者を一時的に収容し、及び保護するための救護設備その他の
地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

町及び県は、南海トラフ地震の発生に備え、応急的な措置に必要な設備や資機材を計
画的に整備するよう努める。

(2) 地震防災上改築又は補強を要するものについての目標

- ① 社会福祉施設

町及び県は、高齢者等の利用する社会福祉施設について、早期に耐震化を図るよう努
める。

- ② その他不特定多数の者が利用する公的建造物

町は、不特定かつ多数の者が利用する施設について、早期に耐震化を図るよう努める。

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災対策計画

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

主な実施機関	町（土木建設課）、県（都市計画課、建築指導課）
--------	-------------------------

1 町の施設の整備推進

(1) 町の計画公園の整備

公園、緑地等は、災害時の重要な避難場所であり、応急救助活動、物資集積等の基地として活用することができる重要な防災施設であるので、その位置等については、地域の状況に応じ計画的に行う。

町は、公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における一時避難場所としての機能を確保する。

2 町の防災対策の推進

(1) 都市計画における防災対策の位置付け

町及び県は、長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市防災に関する方針に基づき、都市計画を定める。

(2) 防火用水の確保

災害時には、断水が予想されるので、防火水槽を適宜配置し、防火用水として活用できるように努める。

(3) 宅地造成等の規制

県等は、宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域を宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

(4) 住居系用途地域の指定

町は、河川の洪水等による浸水リスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域に住居系用途を指定する。

第2節 建築物等災害予防計画

地震による建築物等の被害を防止し、住民の生命、財産等を保護するため、公共建築物の耐震性を確保するとともに、一般建築物の防災指導等を行い、建築物等の安全確保を図る。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震改修促進計画の策定及び同計画による耐震改修等の推進に努める。

主な実施機関	町（総務課、土木建設課）、県（財産経営課、危機管理課、住宅課、建築指導課、教育委員会）
--------	---

1 公共建築物等の災害予防

町は、震災時において応急対策活動の拠点となる町有施設を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。なお、耐震性の確保にあたっては、数値目標の設定等により、計画的かつ効果的に実施する。

(1) 防災上重要建築物の指定

- ・ 防災拠点施設：町役場、出張所、消防署、町防災センター
- ・ 医療救護施設：町防災センター
- ・ 避難収容施設：学校、公民館、その他主要施設
- ・ 要配慮者施設：社会福祉施設

(2) 耐震診断・耐震補強工事の実施

防災上重要建築物について、耐震性の確保を図る。また、耐震診断基準に基づく診断の結果、耐震性が不十分と判定された施設については、計画的に耐震補強工事を行う。また、耐震診断の結果等については、ホームページなどを通じ、情報提供を行うよう努める。

(3) 建築設備の耐震性確保

防災上重要建築物について、地震発生後も継続してその機能が果たせるよう、重要度に応じて設備の整備に努める。また、県が行う耐震化事業に準じて、自らが管理する公共施設について耐震診断、耐震補強工事等を推進するとともに、非構造部材及びブロック塀等の耐震性の点検と確保に努める。なお、老朽化が認められる場合には、安全確保対策を進めるものとする。

(4) 緑化の推進

災害時の避難場所となる施設周辺の緑化を進めるとともに、外周部についても、耐震、防火効果の高い緑化樹木による生け垣への転換等を図ることにより、避難場所の安全性を確保する。

2 一般建築物等の災害予防

(1) 防災知識の普及

町及び県は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフ

レット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。

不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するよう努める。

(2) 耐震化の促進

町は、民間住宅への耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。

特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物については、災害時における緊急輸送道路の機能維持を図るため、重点的な耐震化の促進に努める。

(3) 特殊建築物の防災指導

県は、旅館、ホテル、物品販売店舗等不特定多数の利用者を収容する特殊建築物について、査察等を通じて、構造、耐力、防火、避難等に関する防災指導を行う。

(4) がけ地近接等の危険住宅の移転の促進

町及び県は、がけ地近接で崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、がけ地近接等危険住宅の移転事業の促進を図る。

(5) 落下物等の防止対策

県は、建築物の屋根ふき材、外装材、看板及び窓ガラス等の飛散、落下防止、給湯設備の転倒防止、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

建築物の所有者等は、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その結果に応じて改修等を行うよう努める。

住民は、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努める。

ブロック塀、広告板その他の工作物、給湯施設又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。

(6) ブロック塀等の倒壊防止

町は、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

① 住民に対し、ブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保について、広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀等の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

② ブロック塀等を設置している住民に対して、日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀等に対しては、改修や防災効果の高い緑地樹木による生け垣等を奨励する。

③ ブロック塀等を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める技術基準によって施工するよう指導する。

(7) 地震保険の普及

町及び県は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、被災者の住宅再建にとって有効な手段である地震保険の普及促進に努める。

3 家具等の転倒防止対策

- (1) 町及び県は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報紙やパンフレットなどにより、住民に対して家具の転倒防止法等の普及啓発に努める。
- (2) 住民、事業所等は、家具を止め金具で固定する等、家具等の転倒防止及び落下防止対策を講ずる。

4 被災建築物等及び被災宅地の危険度判定

町は、地震により被災した建築物等及び宅地の危険度を判定するため、県が実施する被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の育成に対して、建築等関係団体とともに協力する。

第3節 地盤災害等予防計画

地震による地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等の地盤災害を防止するため、県が実施する危険箇所の現況把握、区域の指定、防止施設の整備等に協力するとともに、危険箇所の周知、警戒避難体制の確立など総合的な対策を推進する。

1 土砂災害危険区域の災害予防対策

本節は、一般対策編第2章第1節及び第2節を準用する。

2 液状化災害等の予防対策

町は、埋立地などに重要な公共施設等を建設する場合には、液状化に伴う地盤災害を事前に防止するため、粒度や地下水などの地盤の状況の把握に努めるとともに、必要に応じた対策を講じる。

町は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。

町及び県は、公表した大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップとともに大規模盛土造成地の適切な点検や管理を行うよう、周知・啓発に努める。

第4節 火災予防計画

地震による同時多発的な火災に対応するため、出火防止、初期消火の指導を徹底するとともに、消防力の増強、消防水利の整備等を図る。

主な実施機関	町（総務課）、消防団、高松市消防局、県（危機管理課）
--------	----------------------------

1 出火防止、初期消火

(1) 一般家庭に対する指導等

- ① 町は、大地震時には広域にわたって同時多発火災が発生しやすいことから、講演会の開催、ポスター、パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における広報車、防災ヘリコプター等による広報などにより、出火防止を重点に、火災予防の周知徹底に努める。
- ② 町は、住民が参加できる防火教室等を開催し、地震の二次災害としての火災のおそれしさ、出火防止についての知識、消火器の使用方法等を周知徹底させるとともに、火災予防週間等には、重点的に各家庭の巡回指導を行い、出火防止に関する指導に努める。
- ③ 町は、各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

(2) 事業所に対する指導等

- ① 町及び高松市消防局は、予防查察、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、防火管理者、防災管理者をはじめとする関係者に対して、震災時の応急対応、消防用設備等の点検整備と取扱方法の徹底、避難誘導体制の確立、終業時の火気点検の徹底など防災思想の普及に努める。
- ② 町は、事業所に対して、自衛消防隊の育成、消防用設備、防火用水の整備充実等に努めるよう指導する。
- ③ 町は、発火性薬品を所有している施設・事業所に対して、その薬品の漏えい、混合等により出火のおそれがあるので、転倒、落下防止措置を講じるよう指導する。

2 消防力の強化

- (1) 町は、同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、活動要領等を定めるとともに、消防団員の非常招集方法等を定めておく。
- (2) 町は、消防ポンプ車等の消防施設の計画的な整備充実に努めるとともに、消防団の装備等の整備充実及び消防団の活性化を積極的に進める。
- (3) 町は、消防力の整備指針に沿って、消防力の整備に努める。

3 消防水利の整備

- (1) 町は、震災時には消火栓や水道施設の損壊等により断水又は極度の機能低下が予想されるので、耐震性貯水槽の整備に努める。
- (2) 町は、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、ため池、河川等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

第5節 危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の強化等を図る。

主な実施機関	町（総務課）、高松市消防局、県（危機管理課、薬務感染症対策課）、中国四国産業保安監督部四国支部
--------	---

1 施設の安全性の確保

町、高松市消防局、中国四国産業保安監督部四国支部及び県は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

（1）保安検査等

危険物関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。

（2）自主保安体制の整備促進のための指導

事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るための指導を行う。

（3）講習会等の実施

事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図る。

2 資機材の整備等

町及び高松市消防局は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努める。また、事業所に対して、化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導する。

3 防災訓練の実施

町は、県、高松市消防局及び関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 防災知識の普及

町は県、高松市消防局及び関係機関と協力して、住民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所・指定避難所での行動等防災知識の普及啓発を図る。

【資料2-10-1 危険物施設】

【資料2-10-2 高圧ガス関係事業所】

【資料2-10-3 火薬類関係営業所】

【資料2-10-4 毒物劇物営業者】

第6節 公共施設等災害予防計画

地震による公共施設等の被害は、住民の生活に重大な支障を生じさせるばかりでなく、住民の避難、消防活動、医療活動等の応急対策活動に困難をもたらすため、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事を行うとともに、緊急度の高い箇所から順次耐震対策を行うなど地震に強い施設の確保に努める。

主な実施機関	町（環境下水道課、土木建設課、農林課）、県（みどり整備課、廃棄物対策課、土地改良課、水産課、道路課、河川砂防課）、四国地方整備局、高松空港株、西日本高速道路株、高松琴平電気鉄道株、警察本部
--------	--

1 道路施設

(1) 道路管理者は、道路施設について、耐震診断結果等に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設について、緊急度の高いところから速やかに対策工事を行う。また、新たな道路、橋りょう等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行い、都市防災対策として電線・共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。

さらに、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施や、主要な道路について代替路を確保するための道路整備に努める。

(2) 警察本部は、交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。

2 河川管理施設

河川管理者は、河川施設について、耐震点検結果に基づき、必要な箇所を指定し、その重要度及び緊急度等に応じた補強等の対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を考慮して整備する。また、堰、水門等防災上重要な施設については、震災時に大きな被害がでないように維持管理に努める。

3 ため池等農地防災施設

(1) 町、土地改良区等は、地震に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化したため池の整備を行う。

(2) 町及び県は、防災重点ため池（新基準により令和元年度で 370 箇所の防災重点ため池を選定）のうち防災上重要な中小規模ため池について、計画的に耐震診断を実施のうえ、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行う。

(3) 町は、県の支援を受けて、防災重点ため池について、浸水想定区域図を作成するとともに、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、指定緊急避難場所や指定避難所等を示すハザードマップの作成、普及啓発を図る。

(4) 平成 30 年 7 月豪雨等の近年の大規模豪雨等により、多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生していることを踏まえ、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防

止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が令和元年7月1日に施行された。

農業用ため池の所有者や管理者による、ため池情報の県へ届出が必要になるほか、県は、決壊による水害その他の災害により、周辺の区域に被害を及ぼすおそれのある農業用ため池を上記法律による「特定農業用ため池」として指定し、町は特定農業用ため池ハザードマップの作成・周知等により、災害時の円滑な避難を図るものとする。

4 鉄道施設

鉄道事業者は、地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講じる。

- (1) 鉄道施設について、橋りょう、土構造物等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図る。
- (2) 地震検知装置について、列車運転の安全を確保するため、設備の新設や増設、改良等に努める。
- (3) 各種情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信施設の整備充実を図る。
- (4) 地震発生後の早期の復旧を期するため、復旧要員の動員、復旧用資機材等の配置及び整備、関係機関との応援協力体制の確立など応急復旧体制の整備に努める。

5 廃棄物処理施設

町は、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行う。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

第7節 ライフライン等災害予防計画

地震による電気、電話、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、各施設毎に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

主な実施機関	町（環境下水道課）、県（下水道課）、香川県広域水道企業団、四国電力株、四国電力送配電株、N T T 西日本株香川支店、N T T ドコモ四国株
--------	---

1 電気施設

電気事業者は、震災時においても電力供給を確保するため、各設備毎に安全化対策を十分行うとともに、重要な送・配電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

2 電気通信施設

電気通信事業者は、震災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

3 水道施設

水道事業者は、地形、地盤及び重要度を考慮し耐震構造の施設整備を行い、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全強化、送水ルートのループ化、応急給水・応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

4 下水道施設

町は、下水道施設の耐震診断を実施し、施設の重要度、改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策工事を実施するとともに、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

また、町は、業界団体等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。

第8節 防災拠点施設等利用計画

本町では、地震時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう防災センターや気象等観測、水防、消防、通信などの防災拠点施設・設備等を整備している。

主な実施機関	町（総務課、環境下水道課、土木建設課）、高松市消防局、県（危機管理課、道路課、河川砂防課）、
--------	--

1 三木町防災センター

平成28年4月に、本町の防災拠点として「三木町防災センター」が供用開始した。

1階には環境下水道課、土木建設課、町社会福祉協議会、ボランティアセンター及び緊急時炊き出し用に厨房設備を整備した。

2階には、災害時に災害対策本部室、応急救護室、要配慮者避難所及び応援機関の待機所となる大小5つの研修室、医薬品備蓄倉庫等を整備した。

3階には約200人収容可能な大ホール、防災備蓄倉庫等があり、今後発生が予測される大規模災害等における災害応急活動の拠点として整備した。

平常時には自主防災組織等の住民の防災意識高揚のため、防災に関する研修・訓練の場とし、また、地域住民のボランティア・コミュニティ活動の拠点等にも活用し、災害時には「人」「もの」「情報」を一元化した防災活動の拠点として機能する施設となっている。

(1) 施設の概要

項目	内 容	
1 位置	木田郡三木町大字氷上310番地	
2 構造・規模	鉄筋コンクリート造 3階建て 延床面積1,981.08 m ²	
3 機能	1階 環境下水道課、土木建設課、社会福祉協議会、ボランティアセンター、エントランスホール、食堂・厨房 2階 応急手当訓練室、防災講習用視聴覚室、和室、医薬品備蓄倉庫、要配慮者台帳保管室 3階 多目的ホール、シャワールーム、食料等備蓄倉庫	
4 機械設備		
①電気設備 (発電機)	防災拠点として機能するために、電灯（主に照明・コンセント）負荷の37.5%程度と給水ポンプ等の動力負荷に必要な分の発電機を設置した。また、発電機の燃料を備蓄するために、3日分の燃料として、約2,850リットルの燃料タンク（油庫）を整備した。	
②電気設備（太陽光発電設備）	非常用発電機を補完する設備として太陽光発電設備を設置した。導入する太陽光発電設備は防災対応型とし、蓄電池を備え、停電時でも電力供給が可能なシステムを備えたものとした。	

項目	内 容
③給水設備 (72 時間分の水の確保)	防災拠点・避難施設に利用することを考慮して、災害発生から 72 時間分の水を確保する。備蓄倉庫には想定人数×3.0L/日（1.5～2.0L/日が飲料水）の水を確保する必要があり、想定人数を超えた場合、あるいは炊き出しのための水を確保する必要があることを考慮し、給水方式を高架水槽方式とした。
④井水の利用	敷地内に手押しポンプ式の井戸を設置し、災害時の雑用水として使用することが可能である。
⑤防災便所の設置	敷地内に汲みとり型の防災トイレを設置した。敷地内に埋設し、地上面にはマンホールの蓋だけ出ている状態で、そこに簡易便器、テントを設置して使用する。
⑥空調設備	プロパンガスを動力源とした、ガスヒートポンプ方式の空調設備とした。災害時には、プロパンガスを他の燃料としても転用することができる。

2 消防施設等

- (1) 町及び高松市消防局は、消防ポンプ車等の消防用車両、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。
- (2) 町及び高松市消防局は、救助・救急活動のため、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (3) 町は、デジタル化した消防救急無線を活用し、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の高度化を図る。

3 通信施設等

- (1) 町、県及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。
 - ① 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、町・県防災行政無線や県防災情報システムなどを活用し、地域、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
 - ② 情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
 - ③ 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は 72 時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。

- ④ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信確保に関する対策の推進を図る。
 - ⑤ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、町、県、高松市消防局等を通じた一体的な整備を図る。
 - ⑥ 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。
 - ⑦ 災害時に有効な、携帯電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。
 - ⑧ 地域衛星通信ネットワークと町防災行政無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。
 - ⑨ 衛星携帯電話の整備の推進に努める。
- (2) 町は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても災害情報等を速やかに伝達するため、防災行政無線等の整備を推進する。特に、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備に努める。

4 その他施設等

- (1) 町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図る。
- (2) 町及び県は、災害応急対策に必要な各種資機材について、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄する。
- (3) 道路管理者、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧を行うため、必要な資機材を備蓄する。

【資料2－15－4 消防団現勢】

【資料2－15－5 消防水利の現況】

【資料2－15－6 香川県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）回線構成図】

【資料2－15－7 町防災無線通信施設】

第9節 防災業務体制整備計画

地震災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者等との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

主な実施機関	町（総務課）、県（危機管理課、情報政策課）、防災関係機関
--------	------------------------------

1 職員の体制

町、県及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、迅速な安否確認等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。特に、初動期の体制強化を図るため、初動期の災害応急対策に必要不可欠な職員については、居住地の考慮など参集を容易にするための措置を検討する。また、必要に応じて、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。

町及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等の活用により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておくものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。
- (2) 町及び県は、町長と知事とのホットラインによる緊急連絡体制を構築する。また、町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- (3) 町及び県は、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる体制を整備する。
- (4) 町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団

体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

- (5) 警察本部は、災害警備部隊の実践的な訓練等を通じて、緊急かつ迅速な救助体制の整備を図る。
- (6) 町は、近隣市及び県内市町と消防の応援協定を締結し、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

3 民間事業者との連携

町及び県は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努める。

4 業務体制の構築

町は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

5 防災中枢機能等の確保、充実

町、県及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び浸水対策等の強化と、災害に対する安全性の確保に努める。また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないよう、電気事業者と災害時における電力の優先供給先の調整を行うほか、非常用電源の運転や公用車両等に必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保を図る。

6 基幹情報システムの安全対策

町は、自らが管理する情報システムの耐震化等の安全対策を実施する。

7 広域防災活動体制の整備

町及び県は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要となる活動拠点について、関係機関との調整のうえ、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。

8 複合災害への対応

- (1) 町、県及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- (2) 町、県及び防災関係機関は複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応にあたる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意したうえで、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (3) 町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて、発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

【資料2－16－1 香川県消防相互応援協定】

【資料2－16－2 香川県防災ヘリコプター応援協定】

【資料2－16－3 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

【資料2－16－4 応援協定】

第10節 保健医療救護体制整備計画

地震災害時において迅速な保健医療活動を行い人命の安全を確保するため、救護所の設置、医療救護班の編成、医薬品等の確保など保健医療救護体制の整備を図る。

主な実施機関	町（住民健康課）、県（健康福祉総務課、医務国保課、薬務感染症対策課）、（独）国立病院機構、日本赤十字社香川県支部、（一社）木田地区医師会
--------	--

1 初期医療体制の整備

- (1) 町は、救護所の設置、救護班の編成、出動等に関する体制を整備するとともに、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などの自主救護体制の確立を図る。
- (2) 関係機関は、町の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム（D M A T）や広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに、被災地の医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等を行う災害医療コーディネーターも参加する実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。
- (3) 町は、町域において災害時に上記（1）、（2）が十分効力を発するよう町医療救護計画を別に定めるものとする。

【高松地区のD M A T指定病院】

番号	施設名	病床数	チーム数	所在地	電話番号
1	香川大学医学部附属病院	613	7	三木町池戸 1750-1	087-898-5111
2	県立中央病院	533	6	高松市朝日町1-2-1	087-811-3333
3	高松赤十字病院	576	6	高松市番町 4-1-3	087-831-7101
4	高松市立みんなの病院	305	2	高松市仏生山町甲 847-1	087-813-7171

チームは、医師、看護師、業務調整員で構成

2 後方医療体制等の整備

- (1) 町及び県は、救護所における救護班で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。

【高松地区の広域救護病院】

番号	施設名	病床数	所在地	電話番号
1	高松医療センター	240	高松市新田町乙8	087-841-2146
2	国立療養所大島青松園	100	高松市庵治町 6034-1	087-871-3131
3	香川大学医学部附属病院	613	三木町池戸 1750-1	087-898-5111
4	県立中央病院	533	高松市朝日町1-2-1	087-811-3333
5	かがわ総合リハビリテーション病院	184	高松市田村町 1114	087-867-6008
6	高松市立みんなの病院	305	高松市仏生山町甲 847-1	087-813-7171

番号	施設名	病床数	所在地	電話番号
7	高松市民病院塩江分院	87	高松市塩江町安原上東 99-1	087-893-0031
8	高松赤十字病院	576	高松市番町 4-1-3	087-831-7101
9	香川県済生会病院	198	高松市多肥上町 1331-1	087-868-1551
10	屋島総合病院	279	高松市屋島西町 2015-17	087-841-9141
11	りつりん病院	199	高松市栗林町 3-5-9	087-862-3171
12	高松病院	179	高松市天神前 4-18	087-861-3261

(2) 災害拠点病院に指定された医療機関は、県に協力して病院の施設、設備の充実に努める。

【高松地区の災害拠点病院】

番号	施設名	病床数	所在地	電話番号
1	香川大学医学部附属病院	613	三木町池戸 1750-1	087-898-5111
2	県立中央病院	533	高松市朝日町 1-2-1	087-811-3333
3	高松赤十字病院	576	高松市番町 4-1-3	087-831-7101
4	高松市立みんなの病院	305	高松市仏生山町甲 847-1	087-813-7171

3 医薬品等の確保

(1) 町は、県と協力して、救護班及び後方医療機関の行う医療活動のため必要な医薬品、医療資機材、血液等を確保するため、備蓄、調達、供給等の体制の整備を図る。

(2) 被害の軽微な地区においては住民の献血が促進されるように、町は、広報紙、パンフレット等の配布、町のホームページの活用等により、住民に対して災害時の献血活動について普及啓発を行う。

(3) 住民は、軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品等を準備する。

4 広域的医療体制の整備

町は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、他市町から医療協力を得るため、地域と連携した医療救護班等の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、医療救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について検討する。

5 ライフラインの確保

町及び県は、保健医療救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

【資料2－17－1 大災害時の医療救護体制】

【資料2－17－2 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図】

【資料2－17－3 香川県医療救護計画】

【資料2－17－4 災害時における医療救護活動に関する協定書】

第11節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

主な実施機関	町（総務課、土木建設課）、県（危機管理課、道路課、港湾課）、四国地方整備局、西日本高速道路㈱
--------	--

1 緊急輸送路の指定等

県は、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定し、町及び県は、その周知に努める。また、これらの施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理している。

（1）道路

- ① 第1次輸送確保路線：広域的な輸送に必要な主要幹線道路
- ② 第2次輸送確保路線：町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路
- ③ 第3次輸送確保路線：第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路

県が指定した緊急輸送路のうち町内を通る路線は、次のとおりである。

【町内の輸送確保路線】

区分	種別	路線名	区間
第1次	高速自動車国道	自動車専用道路（高松東道路）	三木町～さぬき市津田町鶴羽
	国道	国道11号	高松市上天神町～三木町
		国道193号	高松市上天神町～三木町
	県道	県道高松長尾大内線	高松市春日町～東かがわ市町田
第2次	県道	三木綾川線	三木町下高岡～綾川町陶（全線）
		三木牟礼線	三木町氷上～高松市牟礼町
		小蓑前田東線	三木町池戸
	町道	高松東ファクトリーパーク1号線	三木町井上
		中谷線	三木町井上
		北地中谷線	三木町井上
		池戸井戸線	三木町平木
第3次	国道	国道377号	東かがわ市西山～三木町奥山

2 物資輸送体制の整備

町は、二次（地域）物資拠点から各避難所までの物資の輸送体制を整備する。

3 道路交通管理体制の整備

（1）道路管理者及び警察本部は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐震性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。

(2) 道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

4 民間事業者との連携

(1) 町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。

(2) 町は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

5 緊急通行車両の事前届出

町は、災害時における確認手続きの効率化を図り、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、町有車両については緊急通行車両の事前届出を行う。

6 臨時ヘリポート予定地

県防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場は、次のとおりである。

【県防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場】

名称	場所	所在地	管理者	連絡先	座標	備考
三木町総合運動公園	西グラウンド	三木町上高岡2544-3	三木町	087-891-3300	N34° 14' 08" E134° 08' 31"	1, 2
香川大学医学部附属病院	香川大学医学部附属病院ヘリポート	三木町池戸1750-1	国立大学法人 香川大学 (医学部)	087-898-5111	N34° 17' 29" E134° 07' 34"	2, 3

*1 高松空港特別管制区内

*2 全国航空消防防災協議会届出の多数機離着陸可能な場外

*3 臓器搬送等に係る場外

【資料2－18－1 緊急輸送路図】

【資料2－18－2 緊急通行車両の標章及び確認証明書】

第12節 避難体制整備計画

地震による家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保並びに避難勧告基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

主な実施機関	町（総務課、政策課、福祉介護課）、県（危機管理課、河川砂防課、教育委員会）
--------	---------------------------------------

1 指定緊急避難場所の指定、整備

町は、公園、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性に配慮し、災害の危険が切迫した緊急時における住民等の安全な避難先を確保するため、地震災害の危険が及ばない場所又は施設を、管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておく。

町は、指定緊急避難場所を指定するにあたり、地震災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所又は指定避難所を近隣市町に設ける。

町及び県は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自治会、町内会等の地域コミュニティで担う等、円滑な避難活動を促進する。

2 指定避難所の指定、整備

(1) 町は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、地震災害に対する安全性を考慮して、あらかじめ公民館、学校等公共的施設等について、その管理者の同意を得たうえで、被災者が避難生活を送るための指定避難所として指定するものとし、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

町は、指定避難所を選定するにあたり、被災者を滞在させるために、必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される地震災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定する。

町は、主として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。指定緊急避難場

所を兼ねる指定避難所については、特定の災害では当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知することに努める。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等と調整を行う。

町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(2) 避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。

- ・ 貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド
- ・ 非常用電源
- ・ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器
- ・ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備

また、避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

【資料2-19-1　避難所一覧】

3　避難路の選定

町は、避難路については、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、複数ルートの避難路を選定する。

4　指定緊急避難場所等の明示

町は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であるかを明示するよう努める。

町及び県は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努めるものとする。

5　避難勧告基準等の策定

災害時に適切な避難が行えるよう、町は、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する基準及び伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等について、策定しておくものとする。また、指定避難所の管理運営方法については、運営マニュアル等を策定しておく。特に、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する基準や伝達内容・方法については、国により示されたガイドラインを参考に、必要に応じて見直し等を行う。

町は、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する際、国又は県に必要な助言を求めるができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底してお

くなど、必要な準備を整えておく。

さらに、町は、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、高齢者等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して、その避難支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、一般住民に対して避難準備を呼びかける、避難準備・高齢者等避難開始の発令基準の設定を図る。

【資料2－19－2 避難勧告等発令関係】

6 避難に関する広報

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、避難方法、避難勧告又は避難指示（緊急）の意味合い、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報紙や防災マップ等の配布、町のホームページの活用、防災訓練の実施等を通じて、住民に周知徹底を図る。

また、避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し、整備に努める。なお、避難勧告又は避難指示（緊急）については、県防災情報システム及び三木町防災メールによるメール配信並びに防災行政無線と連動した戸別受信機による放送を重要な伝達手段と位置づけ、住民に対しては事前にメール配信希望の登録及び戸別受信機の購入を積極的に呼びかける。

さらに、指定避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努める。

また、町外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努める。

7 避難計画の策定

町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成し、当該避難計画には、町が行う避難準備・高齢者等避難開始等の発令等の基準、指定緊急避難場所・指定避難所その他避難のために必要な事項を定める。

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成する。

また、町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を住民に周知する。

8 避難所運営マニュアルの作成

町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合

う自治的な組織が主体的に避難所運営に関与する体制へ早期に移行することを基本とする、全体的な考え方としての避難所運営マニュアルを作成する。

また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、町、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努めるものとする。

なお、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への知識等の普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営することが望ましいことについて啓発に努める。

9 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期する。

10 要配慮者への対応

町は、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

11 帰宅困難者への対応

町は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

12 児童生徒等への対応

町及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

13 孤立地域への対応

町は、孤立のおそれがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

第13節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

主な実施機関	町（総務課）、県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課）、（公社）日本水道協会香川県支部、香川県広域水道企業団
--------	--

1 食料の確保

- (1) 町及び県は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
県は、米穀について、農林水産省の災害救助用米穀の供給制度を活用し、確保する。
- (2) 町及び県は、その他の食料についても、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達体制の整備を図る。
- (3) 町及び県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

2 飲料水の確保

- (1) 水道事業者は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保等を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。
- (2) 町及び県は、災害時に提供可能な飲料水の在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- (3) 町及び県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

3 生活物資の確保

町は、被害を想定し、外部支援の時期等も踏まえて、生活物資の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、

あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。

なお、生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

4 住民による備蓄

(1) 食料等の備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、災害時に備え、食料や飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）等の家庭備蓄を最低でも3日分、できれば1週間程度備蓄するように努める。また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

(2) 住民に対する普及啓発

町は、広報紙、パンフレット等の配布、町のホームページの活用等により、住民に対し、災害に備えた食料等の備蓄について、普及啓発を行う。

5 物資の集積拠点の指定

町は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等（医薬品等を含む。）の受入、一時保管、仕分け及び各避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次（地域）物資拠点としてあらかじめ指定しておく。

第14節 文教災害予防計画

学校等の児童生徒等、教職員等の生命、身体の安全を図り、文教施設及び設備を災害から守るために、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備等の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

主な実施機関	町（教育総務課、生涯学習課）、県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）、学校
--------	--

1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、町又は県の指導により、次の措置を講じる。

(1) 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。

さらに、指定避難所に指定されている学校については、町関係部局と連携し、指定避難所開設時の協力体制の確立に努める。

(2) 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力のもと、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など防災教育の充実に努める。

(3) 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

(4) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡に関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

(5) 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

2 文教施設・設備の点検、整備

町及び県は、文教施設、設備を災害から守るため、定期的に点検を行い、危険箇所又は要補

修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材の整備に努める。

3 文化財の保護

町及び県は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、火災報知器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備や耐震対策を促進する。

【資料 2—2 1—1 町内の文化財】

第15節 ボランティア活動環境整備計画

地震災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

町は、災害時ボランティア活動の主体となる町社会福祉協議会及び日本赤十字社等が平常時に行う環境整備を支援する。

主な実施機関	町（福祉介護課）、社会福祉協議会、県（男女参画・県民活動課、危機管理課、健康福祉総務課）、日本赤十字社香川県支部
--------	--

1 協力体制の確立

町は、香川県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、県、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の確立に努める。

2 ボランティア活動の啓発等

- (1) 町は、県及び関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。
- (2) 町は、香川県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等との連携により、災害時のボランティア活動の受入や調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

3 防災ボランティアの登録等

町は、日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協議する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

第16節 要配慮者対策計画

高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、外国人等の要配慮者に対して、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

主な実施機関	町（総務課、住民健康課、こども課、福祉介護課、地域包括支援センター、人権推進課）、県（知事公室国際課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課、観光振興課、東讃保健福祉事務所、精神保健福祉センター）、社会福祉施設等の管理者
--------	---

1 社会福祉施設等入所者の対策

町は、県と連携のもと、被災者の救出や受入の調整が迅速に行えるよう、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用した体制の整備に努める。

社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。また、次の措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
- (2) 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び指定緊急避難場所・指定避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。
- (3) 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
- (4) 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による利用者の他施設への移送、収容などについての施設相互間の応援協力体制や、県、町、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。
- (5) 要配慮者からの情報提供
高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となる者は、町、自主防災組織等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

2 在宅の避難行動要支援者の対策

- (1) 町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する

ものを「避難行動要支援者」として把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、町は、県の助言を受け、地域の実情に応じた要配慮者支援対策を推進するため、避難行動要支援者の避難支援計画を整備・活用する。また、避難行動要支援者の避難支援計画及び避難行動要支援者名簿を整備、更新するとともに、災害時に効果的に利用することで適切な援護を行う。特に、避難行動要支援者名簿については、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。具体的な手順については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ実施する。また、避難支援に係る細目的な事項については、全体計画に定める。さらに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

① 避難行動要支援者の範囲

- ア 65歳以上の世帯に属する者のうち、自力避難ができない者
- イ 65歳以上の一人暮らしの者で、自力避難ができない者
- ウ 身体障がい者手帳1・2級を所持する者
- エ 療育手帳○A、Aを所持する知的障がい者
- オ 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する者
- カ 要介護認定3以上の者
- キ 難病患者のうち自力避難ができない者
- ク その他、特に町長が避難行動に支援が必要と認めた者

② 避難支援等関係者

- ア 自治会
- イ 自主防災組織
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 消防団
- オ 社会福祉協議会などの関係機関団体
- カ 高松東警察署
- キ 高松市消防局

③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- ア 住民基本台帳
- イ 住民健康課より提供
- ウ 福祉介護課より提供
- エ 県福祉部局に提供依頼
- オ 社会福祉協議会に提供依頼
- カ 手上げ方式（要支援者の範囲外の者）

④ 名簿の更新に関する事項

- ア 住民基本台帳（必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないことに留意する。）

イ 避難支援等関係者による名簿の確認（転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する）

ウ 関係機関からの情報提供（例としては、社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたこととを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。）

※ なお、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

⑤ 名簿の情報の提供に際し、情報の漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講じる措置

ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ提供する。

なお、発災時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うことに留意する。

イ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。

ウ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。

オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

キ 名簿情報の取扱状況を報告させる。

ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

⑥ 避難行動要支援者が、円滑に避難行動ができるための通知又は警告の配慮

ア 町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を参考に、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令等の判断基準に基づき、適時適切に発令する。

イ 避難支援等関係者が、避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。

- ・ 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。
- ・ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なる。
- ・ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

ウ 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

⑦ 避難支援等関係者の安全確保

町は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておく。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画をつくり、周知することが適切である。そのうえで、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらう。

(2) 町は、あらかじめ自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の活動を通じて、避難行動要支援者の状況を把握するとともに、避難行動要支援者台帳を作成し、地域住民と協力して、支援者の選定など支援計画の策定を進め、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。また、町は、地域と連携して、個々の避難行動要支援者毎に、支援主体や支援方法等について、個別計画の作成に努め、災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行う。県は、必要に応じて、町に対し助言、情報提供等を行う。なお、発災時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅な安否確認等を行うことに留意する。

(3) 町は、防災担当課と福祉担当課の連携のもと、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平常時から地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携を図る。

(4) 町は、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定及び福祉避難所の設置・運営マニュアルの作成に努める。

(5) 町は、平坦で幅員の広い道路、車いすも利用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識版等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

(6) 町は、難病患者への対応のため、東讃保健福祉事務所との連携を図る。

3 外国人の対策

- (1) 町は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、指定避難所等の標示板等に外国語を併記するよう努める。
- (2) 町は、県と協力して、外国語による防災に関するパンフレット等の作成・配布や防災訓練の実施等により、防災知識の普及啓発に努める。
- (3) 町は、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションが図れるよう、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保に関する県、関係機関の連絡先を把握しておく。

4 旅行者等の対策

町は、旅行者等土地に不慣れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、宿泊施設や観光事業者等と連携し、体制の整備に努める。

5 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となるものは、町、自主防災組織等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

第17節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、住民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

主な実施機関	町（総務課）、消防団、自主防災組織、県（危機管理課、河川砂防課）、防災関係機関、医療機関
--------	--

1 防災訓練の実施

町、県、防災関係機関、及び医療機関は、南海トラフ地震を想定して防災訓練を、少なくとも年1回以上実施するものとする。

訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的なものとなるよう工夫することとし、毎年その訓練内容を充実するよう努めるものとする。

2 総合訓練

町は、大規模な災害を想定して、県、防災関係機関、医療機関、ライフライン事業者、住民、自主防災組織その他関係団体等の協力を得てその緊密な連携のもとに、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- ・ 情報の収集・伝達、災害広報、偵察、警戒区域の設定
- ・ 水防、消防、救出・救助
- ・ 避難誘導、指定避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- ・ ライフライン応急復旧、道路啓開
- ・ 偵察、警戒区域の設定、交通規制
- ・ 救援物資及び緊急物資輸送

3 災害対策本部設置運営訓練

町は、災害時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。また、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

4 図上訓練

町及び県は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

5 消防訓練

町は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消火、救助活動等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定し訓練を行う。

6 避難救助訓練

訓練実施にあたっては、要配慮者への支援体制を考慮するものとする。

- (1) 町は、災害時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、指定避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (2) 学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行う。

7 非常通信連絡訓練

町、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

8 非常招集訓練

町、県及び防災関係機関は、災害時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

9 自主防災組織等における訓練

住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、自主防災組織等は、町、消防団及び消防機関の指導のもとに、地域の事業所とも協調して、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導、指定避難所運営等の訓練を行う。

第18節 防災知識等普及計画

地震災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るために、職員に対して計画的かつ継続的な防災研修を行うとともに、住民に対しても防災知識等の普及に努める。また、住民に対する防災知識等の普及にあたっては、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

主な実施機関	町（総務課、政策課、教育総務課）、県（総務学事課、危機管理課、経営支援課、河川砂防課、教育委員会）、防災関係機関
--------	--

1 防災思想の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助けること、指定緊急避難場所・指定避難所で自ら活動すること、あるいは町、県等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、町は、住民に対して、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 職員に対する防災研修

町は、災害時における適正な判断力等を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、次に掲げる事項について防災研修を行う。

- ・ 災害に関する基礎知識、町域における災害発生状況
- ・ 地域防災計画等の概要
- ・ 災害が予想される、又は発生したときに、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- ・ その他災害対策上必要な事項

3 住民に対する普及啓発

(1) 町及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

(2) 町及び県は、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するとともに、防災週間や火災予防週間をはじめとした防災関連行事等を通じ、広報紙、パンフレット等の配布、町のホームページの活用、ラ

ジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、平常時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。なお、普及啓発にあたっては、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、火災予防週間、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行う。

- ・ 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- ・ 地震情報等の発表時にとるべき行動
- ・ 浸水、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- ・ 土砂災害に係わる前兆現象に関する知識
- ・ 正確な情報入手の方法
- ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・ 避難勧告等の意味や内容、発令時にとるべき行動
- ・ 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、指定避難所での行動など避難に関する知識
- ・ 最低でも3日分、できれば1週間分程度の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・ 地震に対する家屋の保全対策
- ・ 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- ・ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼育についての準備
- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- ・ 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言サービス等）の活用
- ・ 被災体験の伝承
 - 被災体験を被災者だけにとどめず、住民の記憶として広く共有化することや、世代を超えて被災体験を伝えていく。
- ・ 緊急地震速報を受けた際の適切な対応行動

4 学校における防災教育

（1）児童生徒等に対する防災教育

各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組を推進する。

特に、避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

(2) 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引き等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

5 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

町は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

6 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

中小企業・小規模事業者は、上記の取組が困難な場合、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。

町及び県、各業界の民間団体は、広報紙、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全の確保、業務を継続するための取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

町及び商工会は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努めるものとする。

また、町及び県は、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討するものとする。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

7 災害情報の提供等

町及び県は、災害状況を記録し、及び公表する。

町は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知する。

県は、町の上記施策の実施を支援する。

8 災害教訓の伝承

住民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

町及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第19節 自主防災組織育成計画

本町の自主防災組織は290組織、加入世帯は11,568世帯（平成31年4月1日現在）となっており、自主防災組織の活動カバー率は97.15%となっている。

地震災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るために、住民の防災活動が極めて重要なため、住民、事業所等による自主防災組織の育成、指導に努めるとともに、消防団の活性化を図る。事業所においては、自衛消防組織の充実強化等に取組む。また、一定の地区内の住民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成するなどにより、地区の防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。

主な実施機関	町（総務課）、消防団、自主防災組織、県（危機管理課）
--------	----------------------------

1 住民の自主防災組織

(1) 災害時においては行政や防災関係機関のみならず、住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

- ・ 住民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- ・ 町は、住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、県の協力により、自主防災組織のリーダーの研修に努める。
- ・ 町は、自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に必要な助成を行う。県は、町が行う助成について、支援する。

(2) 自主防災組織の編成は、次により行う。

- ・ 地理的状況、生活環境からみて、住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の町内会、自治会や小学校区などを活用して編成する。
- ・ 防災に関する多様な視点からの意見取り入れ等のため、女性の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。
- ・ 土砂災害警戒区域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

(3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。

自主防災組織は、防災対策に取組むにあたっては、町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努める。

1) 平常時の活動

- ・ 平常時の備え及び災害時の的確な行動に関する防災知識の普及
 - ①災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
 - ②災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所・指定避難所、避難の経路及び方法等の確認
 - ③避難勧告等の発令等の基準、災害対応における町との役割分担等についての町との協議
 - ④災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の住民への周知

- ⑤地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備
 - ⑥災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、指定緊急避難場所・指定避難所等における行動基準の作成及び周知
 - ⑦地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施
 - ・初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
 - ・初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
 - ・食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
 - ・地域における避難行動要支援者の把握
- 2) 災害時の活動
- ・出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
 - ・集団避難の実施、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
 - ・救出・救護、炊き出し等の実施、救援物資の分配、指定避難所の運営に対する協力等

2 事業所等の自衛消防組織等

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

事業所等は、町及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難所等として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。

災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとする。

3 消防団の活性化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、町は、装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図る。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に

提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

第20節 被災動物の救護体制整備計画

災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での適切な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。

主な実施機関	町（総務課、環境下水道課）、県（生活衛生課、東讃保健福祉事務所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体
--------	---

1 被災動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるようにワクチンの接種及び動物用避難用品（えさ・リード・ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要的繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。

また、災害時の逸走した動物を所有者のもとに返すことができるようするため、飼養動物へ名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

町は、指定避難所での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受入れられる施設を選定し、住民への周知、避難所設置主体と選定した避難所での受入や飼養管理方法等の体制整備に努める。また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。

4 被災動物救護活動対策

県は、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等が行う被災動物の保護、救援に協力する。

また、町は、県、香川県獣医師会、動物愛護団体等と協力して、飼い主の分からない負傷動物や逸走した動物等に対する保護実施体制を整備する。

第21節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模地震発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

主な実施機関	町（総務課）、県（危機管理課、観光振興課）
--------	-----------------------

1 住民への啓発

町及び県は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒步帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒步帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

2 事業所等への啓発

町及び県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るものとする。

3 指定避難所等の提供

町は、指定避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、指定避難所の運営体制の整備に努める。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。

なお、滞在できる施設の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮する。

4 情報提供体制の整備

町及び県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、指定避難所・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

5 安否確認の支援

町及び県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及啓発を図るものとする。

6 災害時の徒步帰宅者に対する支援

町及び県は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒步帰宅者への

水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒步帰宅者を支援する体制を整備する。

7 帰宅困難となる観光客等への対策

- (1) 町及び県は、現地の地理に不案内な観光客等（訪日外国人旅行者を含む。）に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、指定避難所等についての広報を行うよう努めるものとする。
- (2) 町は、県の支援のもと、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図る。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。
- (3) 町及び県は、宿泊施設等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取組を促進する。

第22節 業務継続計画（B C P）策定計画

大規模地震発生時等においても、必要な業務を継続して実施できるよう、業務継続計画（B C P）の策定等の推進を図る。特に、町においては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

主な実施機関	町（各班）、県（危機管理課、経営支援課、病院局県立病院課）
--------	-------------------------------

1 町業務継続計画

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画の持続的見直しを行い、業務継続性の確保に努める。また、計画の実行性を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、適宜評価を行うものとする。。

2 事業者の事業継続計画

災害等による企業の事業中断は、企業の存立や地域経済に大きな影響を及ぼすものとして、企業の事業継続計画策定の必要性が指摘されている。

こうしたことから、町及び県は、事業継続計画作成のための情報提供を行うなど、事業者や事業者団体に対し、計画の策定及び実効性の確保を推進するよう働きかけるものとする。

3 地域継続計画の推奨

町は、国、県、香川大学、民間企業及びその他団体等が連携し推進する、地域機能を継続するための地域継続計画（D C P）の策定・検討及びその普及について、積極的に協力する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるよう、活動体制を整備する。なお、災害応急対策を実施するにあたり、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

主な実施機関	町（各班）、県（全部局）、防災関係機関、医療機関
--------	--------------------------

1 町の活動組織

(1) 防災会議

町の地域に係る防災に関し、町の業務を中心に、町内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき町の附属機関として設置されており、地域防災計画の作成及び推進、三木町水防計画に関する調査審議、各機関の実施する災害応急対策の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及び実施の推進を図る。

(2) 災害対策本部

① 災害対策本部の設置

町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めた場合は、災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。

【設置基準】

- 1 県東部で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- 2 県東部で震度5弱以上の地震が発生し、町内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- 4 南海トラフを震源とする地震が発生したとき。

② 災害対策本部室の設置場所

災害対策本部室は、三木町防災センター1階第1会議室に設置する。

③ 災害対策本部の組織

ア 本部長

町長を本部長とし、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

なお、本部長に事故あるときの代行順位は、次のとおりとする。

- ・ 第1順位 副町長
- ・ 第2順位 総務課長

イ 副本部長

副町長、教育長及び消防団長を副本部長とし、本部長を補佐する。

※所管する課・局・室を持たない参事がいるときは、その者は副本部長の職務にあたるものとし、本部長に事故あるときの代行順位は第2順位とする。

ウ 本部員

- a 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
- b 本部員は、会計管理者、各課長、出納室長及び議会事務局長をもって充てる。

エ 本部会議

- a 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。
- b 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- c 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。
- d 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。
 - ・ 本部の動員配備体制に関すること。
 - ・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
 - ・ 災害救助法の適用に関すること。
 - ・ 県、他市町及び防災関係機関への応援要請に関すること。
 - ・ その他重要な災害対策に関すること。

オ 本部事務局

- a 災害対策本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局は総務班とする。
- b 事務局長は総務課長とし、本部長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

カ 班

- a 災害応急対策の全序的な推進を図るため、災害対策本部に班（総務班・住民班・作業班・文教班・消防班）を置く。総務課長を除く各課・局・室長は自らの所管する課・局・室の属する班の班長となり、会計管理者は総務班の班長となる。また、消防班の班長は消防団副団長とする。
- b 各班の組織及び分掌事務は別表1のとおりとする。

キ 出張所

各出張所は、管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その状況及び災害応急対策に必要な事項を、速やかに、本部に報告するとともに、総務課長の指示に従い、災害応急対策に従事する。

ク 現地災害対策本部

本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

④ 災害対策本部の設置の通知等

災害対策本部を設置あるいは解散したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、県、防災関係機関等にその旨を通知するものとする。

⑤ 県との連携

県の現地災害対策本部が設置された場合、災害対策を円滑かつ的確に推進するため、災害対策本部は、県の現地災害対策本部と緊密な連絡調整を図る。

⑥ 医療機関との連携

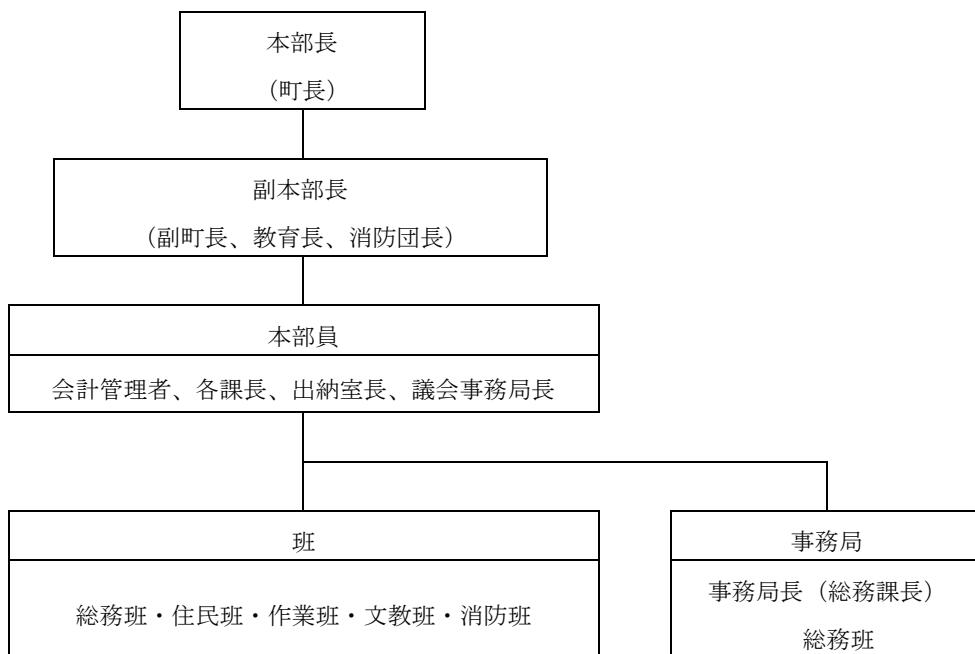
町は、大規模災害等が発生し、町単独で十分な医療救護体制の確立が困難である場合は、香川県医療救護計画に基づき、香川県災害対策本部に対し、医療救護についての応援要請を行う。

県は、町からの要請があった場合、又は、必要があると認める場合には、(一社)香川県医師会等に対し、応急救護所への医療救護班、災害支援班の派遣を要請するものとする。

⑦ 災害対策本部の解散

町長は、町の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

【三木町災害対策本部組織図】



【別表1 三木町災害対策本部各部各班の分掌事務】

班	担当課	分掌事務
各班共通事項		<p>①所管する施設及び分野の災害対策に関する事。</p> <p>②所管する施設及び分野の応急対策に関する事。</p> <p>③所管する施設及び分野の被害情報の収集、とりまとめに 関すること。</p> <p>④被災情報一元化とりまとめへの協力に関する事。</p> <p>⑤指定避難所・指定緊急避難場所が開設された場合の運 営・管理への協力に関する事。</p>

班	担当課	分掌事務
		<p>⑥被害認定調査、り災証明書発行、被災者台帳作成への協力に関すること。</p> <p>⑦物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること。</p> <p>⑧関係機関、団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>⑨本部長の指示による事務及び他班の応援に関すること。</p>
総務班 (事務局)	総務課 政策課 契約監理課 議会事務局 出納室	<p>①本部の庶務に関すること。</p> <p>②本部会議、その他関係機関との連絡に関すること。</p> <p>③気象警報、特別警報、土砂災害警戒情報、南海トラフ地震臨時情報等の伝達及び災害広報に関すること。</p> <p>④災害情報及び被害情報の収集、集計、報告に関すること。</p> <p>⑤避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の決定及び伝達に関すること。</p> <p>⑥防災情報システムの管理に関すること。</p> <p>⑦指定避難所、指定緊急避難場所の開設に関すること。</p> <p>⑧職員の動員に関すること。</p> <p>⑨関係機関及び自主防災組織に対する協力及び応援要請に関すること。</p> <p>⑩自衛隊の派遣要請に関すること。</p> <p>⑪受援体制の確保に関すること。</p> <p>⑫食料、物資、医薬品、燃料等の調達に関すること。</p> <p>⑬香川県広域水道企業団との連絡調整に関すること。</p> <p>⑭災害救助法の適用に関すること。</p> <p>⑮災害時における出納事務に関すること。</p> <p>⑯その他他班に属さない事項</p>
住民班	地域活性課 税務課 住民健康課 人権推進課 こども課 福祉介護課 地域包括支援センター	<p>①社会福祉施設・児童福祉施設の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。</p> <p>②商工に関する応急対策及び復旧対策等に関すること。</p> <p>③被害者の応援援助に関すること。</p> <p>④医療、助産に関すること。</p> <p>⑤指定避難所、指定緊急避難場所の管理運営及び連絡調整に関すること。【文教班と連携】</p> <p>⑥要配慮者、避難行動要支援者の支援に関すること。</p> <p>⑦福祉避難所に関すること。</p> <p>⑧医療機関との調整及び救護所の設置に関すること。</p> <p>⑨避難行動要支援者名簿の作成・運用に関すること。</p> <p>⑩防疫その他保健衛生に関すること。</p> <p>⑪被災納税者の調査、減免等に関すること。</p> <p>⑫り災証明に関すること。</p> <p>⑬被災者台帳の作成に関すること。</p> <p>⑭遺体の処理、火葬、埋葬に関すること。</p> <p>⑮災害ボランティアの受入における県・町社会福祉協議会との連絡調整に関すること。</p>

班	担当課	分掌事務
		⑯義援金の受入に関すること。 ⑰その他民生、厚生に関すること。
作業班	環境下水道課 土木建設課 農林課 クリーンセンター 農業委員会 事務局	①公共土木施設、農業用施設の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。 ②建築物の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。 ③被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ④農地、農作物、家畜等の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。 ⑤下水道施設の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。 ⑥指定避難所開設時の物資等の搬送に関すること。 ⑦清掃その他環境保全に関すること。 ⑧仮設トイレの確保及び設置に関すること。 ⑨災害廃棄物の処理に関すること。 ⑩迷ペットの対応及びペットの処理に関すること。 ⑪応急仮設住宅の建設等に関すること。
文教班	教育総務課 生涯学習課	①教育施設の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。 ②指定避難所、指定緊急避難場所の管理運営及び連絡調整に関すること。【住民班と連携】 ③物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関すること。 ④児童生徒等の避難に関すること。 ⑤災害時の応急教育及び給食に関すること。 ⑥社会教育施設の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。 ⑦災害活動に協力する団体等との連絡調整に関すること。 ⑧文化財の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。
消防班	消防団 (水防団)	①消防、水防その他の防災活動に関すること。 ②人命の保護及び救助に関すること。

※本表に記載のない事項については、その都度、本部長が定める。

2 動員配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、町長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1) 配備基準

職員の配備基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

【地震の場合】

区分	配備基準	配備内容
----	------	------

区分	配備基準	配備内容
第1次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で震度4の地震を観測したとき。 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 ・その他町長が必要により指示したとき。 	<p>情報連絡活動を主とし、状況により第2次配備に移行可能な体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務課長 ・総務課危機管理係
第2次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で震度5弱又は5強の地震を観測したとき。 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 ・南海トラフを震源とする地震発生を受けて、県災害対策本部が設置されたとき。 ・その他町長が必要により指示したとき。 	<p>事態の推移に伴い速やかに第3次配備に切り替え可能な体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各所属の長 ・総務課の全職員 ・下記各所属の男子職員 土木建設課、農林課、環境下水道課 ・その他の所属の指定職員
第3次配備 災害対策本部設置	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で震度6弱以上の地震を観測したとき。 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 ・町の全域でなくともその被害が特に甚大であると予想されるときで町長（本部長）が指令したとき。 	全職員

(2) 動員体制の確立

- ① 各所属長は、各所属の動員計画を事前に作成し、職員に周知しておく。
- ② 各所属長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定する。
- ③ 各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

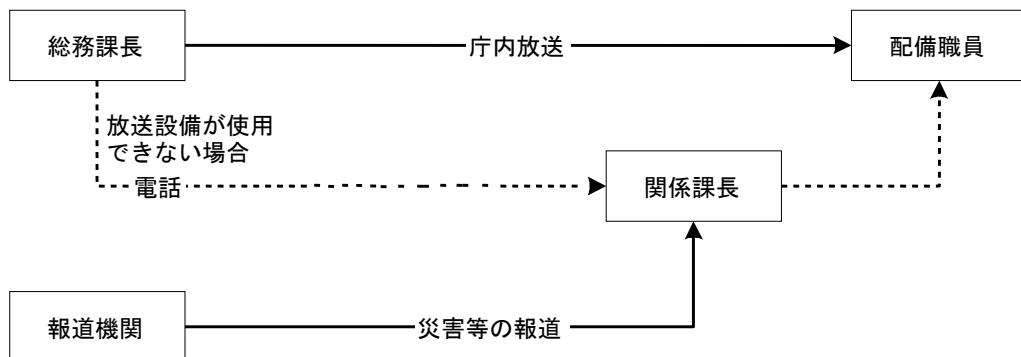
(3) 勤務の方法

- ① 勤務時間内における動員

総務課長は、地震が発生したとき又は津波注意報・警報が発表されたとき、府内放送等により、当該情報の内容を伝達する。放送設備が使用できない場合は、電話により伝達する。

関係所属長は、総務課からの情報又は報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害応急対策に従事させる。

【勤務時間内における動員伝達】



② 勤務時間外における動員

ア 職員は、テレビ、ラジオ等報道機関等からの情報により県内の震度に関する情報を確認し、配備基準に従い、自主的に参集する。

イ 参集する場所は、原則として各自の勤務場所とする。

被害の状況等により勤務場所に参集できない職員は、最寄りの出先機関に参集する。

この場合、職員は各自の所属に参集場所を連絡し、当該場所の所属長等の指示に従い災害応急対策に従事する。

③ 参集状況報告

動員を行った場合、各所属長は、毎日、職員の参集状況（所管の出先機関の参集状況を含む。）を速やかに把握し、事務局長（総務課長）に登庁人員及び動員可能人員を報告する。

④ 各班の動員要請

ア 災害の状況や応急対策の推移によって、各班の忙閑のアンバランスを生じることが多いため、必要に応じて各班に所属する職員を他班に応援させる。

イ 各所属長は、応援を要する場合には、事務局長（総務課長）を通じて、本部長（町長）に応援を要請する。

ウ 応援要請を受けた本部長（町長）は、動員可能人員の状況により動員数を調整し、応援側班及び受援側班に伝達する。

3 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を実施する。

【資料 3-1-1 三木町防災会議条例】

【資料 3-1-2 三木町災害対策本部条例】

第2節 広域的応援計画

地震災害時において、町だけでの災害応急活動の実施が困難な場合は、県外も含めた防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

主な実施機関	町（総務班）、県（危機管理課）、防災関係機関
--------	------------------------

1 町の応援要請等

本部長（町長）は、県その他市町等に応援を要請する必要があるときは、直ちに本部会議を招集、協議のうえ、本部長が要請の決定をする。ただし、会議を招集するいとまがない場合は、本部長が単独で決定することができる。

（1）他市町に対する応援要請

町は、町内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。

（2）県に対する応援要請等

① 町は、町内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県に対して応援（職員派遣を含む。）を要請、又は応急措置の実施を要請する。

② 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

（3）指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

（4）民間団体等に対する要請

町は、町内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

2 消防機関の応援要請

町は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請する。

3 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条に基づき行う。

（1）県に対する応援要請

町は、災害規模及び災害を考慮して、町を管轄する消防本部（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、県に対して応援要請を行う。

なお、県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請し、事後、速やか

にその旨を県に対して報告する。

(2) 被害状況等の報告

町は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、県に対して報告し、報告を受けた県は、速やかにその旨を消防庁に対して報告する。

ア 被害状況

イ 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域

ウ 緊急消防援助隊の任務

エ その他必要な情報

【消防庁連絡先】

広域応援室		宿直室（夜間休日）	
TEL03-5253-7527	FAX03-5253-7537	TEL03-5253-7777	FAX03-5253-7553

4 応援受入体制の確保

応援等を要請した場合は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備する。特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受入マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。

応援者、ボランティア等の受入施設としては、屋内宿泊施設を使用し、必要に応じ、屋外宿泊施設も設置する。

5 他市町、他都道府県等への応援

(1) 相互応援協定に基づく応援

町は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備する。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

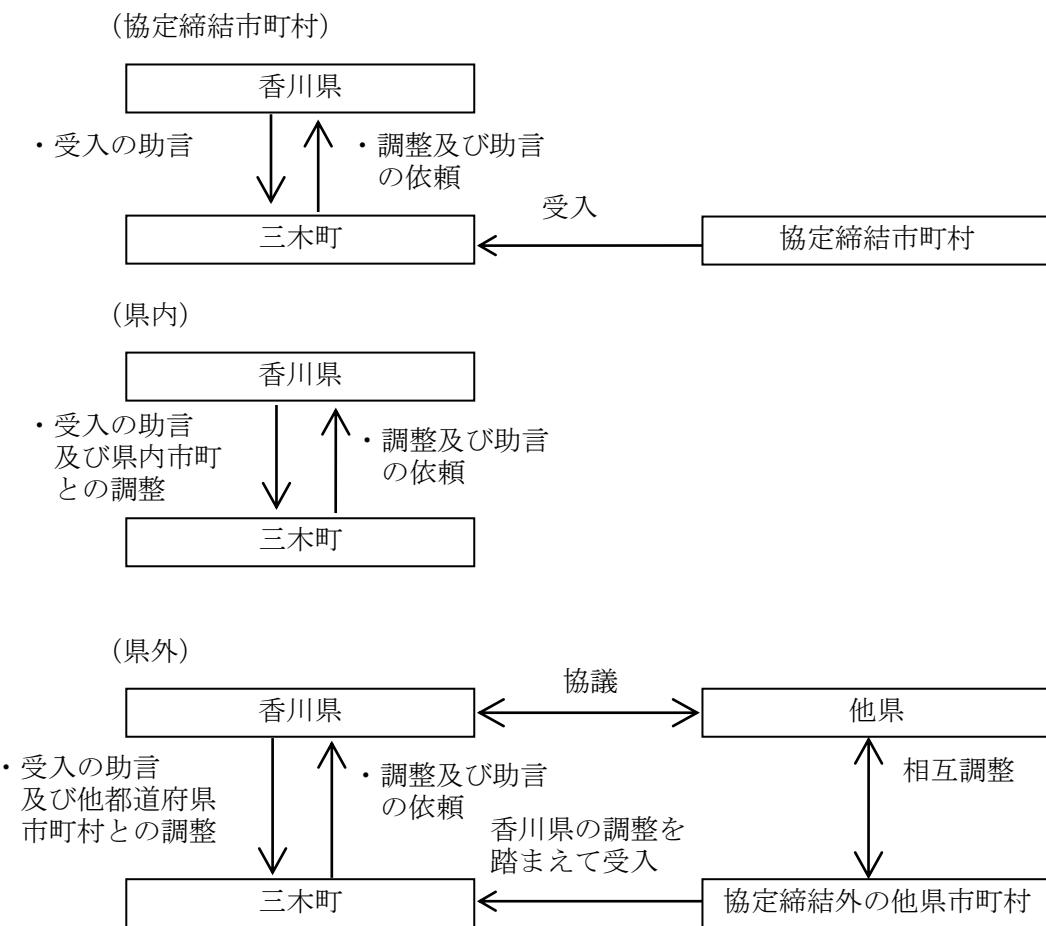
(2) 「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく応援

県は、被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱（平成30年3月23日総務省策定）に基づき、国（総務省）から要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。

(3) 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣

県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援派遣を行うものとする。

(4) 広域避難受入計画フロー



(5) 協定締結市町村の受入

町は、協定を締結している市町村が被災し、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、当該市町村と被災者の受入について直接協議する。

(6) 受入に係る協議

① 町は、被災市町村の災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、必要に応じて県の助言を受け、当該被災市町村と直接協議する。

また、香川県以外の都道府県の市町村の受入については、県に対しても当該他都道府県との協議を求める。

② 町は、必要に応じて、町における他市町村被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在についてその調整を県に求める。

(7) 町の備え

町は、他の市町村からの被災者を受入れることについて、あらかじめ民間アパートの借上

げ等を想定しておく。

(8) 広域被災者への配慮

- ① 町は、県と協力して、町に避難する他市町村の被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元自治体（被災他市町村）と避難先（町・県）が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- ② 町は、県及び防災関係機関と協力して、他市町村被災者のニーズを十分把握し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

(9) 受入に係る組織体制

他市町村被災者の受入のための組織体制については、県の助言を受けるとともに、以下の対応を行う。

- ① 避難者名簿の作成、管理
- ② 県及び避難元自治体との連携
- ③ 避難所、住宅の提供斡旋
- ④ 生活相談、健康相談、就労相談支援、被災者支援制度の周知
- ⑤ 情報（二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等）の伝達
- ⑥ その他避難者支援に必要な事項

6 緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等の要請

大規模地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町は四国地方整備局河川国道事務所等が派遣するリエゾンや各事務所長・首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 上記（1）～（3）に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務。

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

地震災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

主な実施機関	町（総務班）、県（危機管理課）、自衛隊
--------	---------------------

1 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」に基づき実施される。

- (1) 災害派遣要請の必要が生じる可能性があると判断される場合は、町は、県に対して、県は第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて、第14旅団に連絡員の派遣を求める。
- (2) 町は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。
 - ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第14旅団に通知する。この場合、町は速やかにその旨を県に通知する。

【陸上自衛隊第14旅団連絡先】

第3部	N T T	TEL0877-62-2311	FAX0877-62-2311(内線切替)
	防災行政無線	TEL466-502	FAX466-581

2 自衛隊の自主派遣

- (1) 災害の発生が突然的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待つことのないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。
 - ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - ② 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、町、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ③ 海難事故、航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合
 - ④ その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待ついと

まがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- (2) 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

3 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、町、県及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

【自衛隊の派遣部隊の業務】

業 務	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示（緊急）等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる（ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合）。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。
炊飯及び給水	被災者に対して、炊飯及び給水を行う。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

4 派遣部隊の受入

(1) 町は、派遣部隊を受入れる場合、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努める。

- ① 派遣部隊との連絡員を指名する。
- ② 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。
- ③ 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- ④ 集結地（宿泊施設、駐車場等を含む。）、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

5 撤収要請

町は、県、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、県に対して、派遣部隊の撤収を要請する。

6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担し、その内容はおおむね次のとおりである。なお、疑義が生じたとき又はその他必要経費が生じたときは、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- (5) 県等が管理する有料道路の通行料

第4節 地震情報等伝達計画

地震に関する情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

主な実施機関	町（総務班）、県（危機管理課）、高松地方気象台
--------	-------------------------

1 緊急地震速報

緊急地震速報（警報）は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上の地震が予想される地域に対し、気象庁が発表する警報であり、高松地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。また、緊急地震速報は平成25年8月より、予想される地震動の大きさが震度6弱以上の場合は、府県予報区域及び細分区域を地区単位とし「特別警報」として位置づけられた。

町は、住民への緊急地震速報等の伝達にあたっては、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまでは、わずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まず自分の身を守る行動をとる必要がある。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来るなどを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

2 地震に関する情報等

（1）地震に関する情報

高松地方気象台は、気象庁本庁及び大阪管区気象台が発表する地震に関する情報を関係機関に通知する。また、公衆の利便をさらに増進させるため必要があると認めた場合は、自官署で収集した資料及び状況を付加して発表する。

① 発表基準

- ・ 県内で震度1以上を観測したとき。
- ・ その他地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき。

② 地震情報の種類と内容

【地震情報の種類と内容】

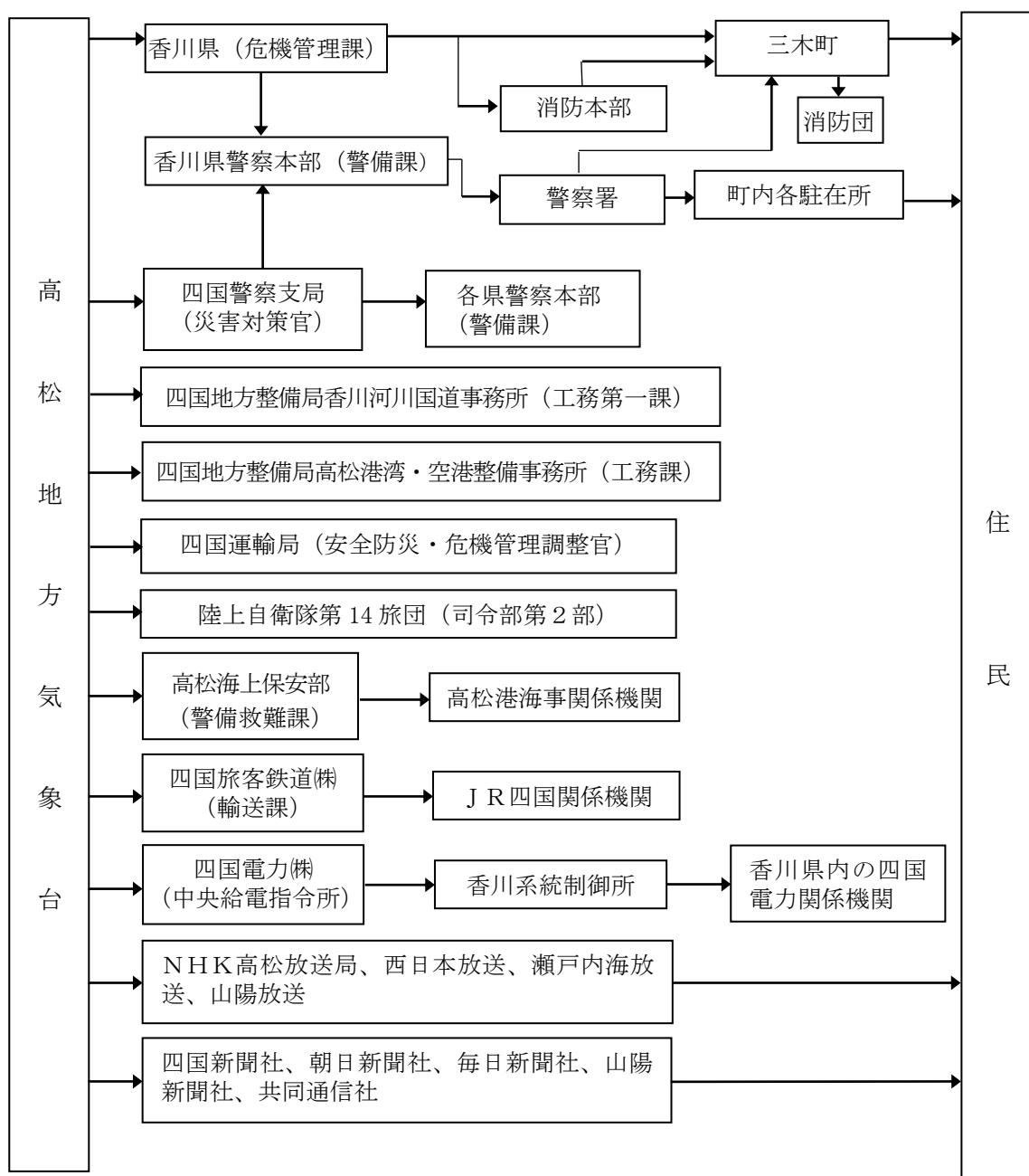
情報の種類	情報の内容	
地震	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188に区分）と地震の揺れの検知時刻を発表する。

情報の種類		情報の内容
情報 報	震源に関する情報	震度3以上を観測し、津波による災害のおそれがないと予想される場合、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし（津波予報）」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表する。
	震源・震度に関する情報	震度3以上を観測した場合、或いは震度2以下でも大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合は、地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表する。津波予報（津波の心配がない場合）を含めて発表する。
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」に含めて発表する。
	長周期地震動に関する観測情報	震度3以上を観測した場合、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表する（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上あるいは都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等、顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

【地震情報で用いる香川県の地域名】

地域名	対象市郡名
香川県東部(カガワケントウブ)	高松市、さぬき市、東かがわ市、小豆郡、木田郡、香川郡
香川県西部(カガワケンセイブ)	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡、仲多度郡

【地震に関する情報の伝達系統図】



【地震情報で用いる町内の震度観測点】

地域名称	震度観測点名称	震度観測点所在地
香川県東部	三木町氷上	三木町大字氷上 310 三木町役場敷地内

(2) 地震解説資料

高松地方気象台は、県内で震度4以上が観測されたとき、社会的に影響の大きい地震が発生したとき又は関係者の依頼があり特に必要と認められるときは、地震解説資料を作成し防災関係機関に提供する。

3 県の情報収集伝達体制等

- (1) 県は震度情報ネットワークシステムにより、県内全市町の震度情報を迅速に把握し、消防庁に報告するとともに、高松地方気象台へも送信する。
- (2) 県は、高松地方気象台から送られてきた津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報等を、緊急防災情報ネットワーク専用受信端末で受信し、香川県防災情報システムで登録者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、直ちに県防災行政無線により各市町、各消防本部へ一斉同報する。

4 関係機関の伝達

警察本部は、地震に関する情報の通報を受けたときは、直ちに所管の通信網により警察署を通じて、関係市町等に連絡する。

【資料 3—4—1 防災行政無線による気象情報等伝達系統】

第5節 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施するうえで不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達する。

主な実施機関	町（各班）、県（危機管理課）、防災関係機関
--------	-----------------------

1 情報の収集伝達

（1）被害規模の早期把握のための活動

- ① 町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- ② 町は、消防団等の巡回活動を通じ被害状況を把握するとともに、高松市消防局から 119 番通報の殺到状況等の情報を収集する。
- ③ 町は、出張所等を通じて所管する施設、事項等に関して被害情報を把握する。

（2）災害発生直後の被害の第1次情報の収集伝達

- ① 町は、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況、ため池の被害状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。
 - ・ 県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録等の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
 - ・ 震度 4 以上を記録した場合は、被害の有無を問わず、県に報告する。
 - ・ 高松市消防局は、119 番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- ② 被害等の第一報は、原則として、災害等を覚知してから 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

（3）一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

町、県及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

- ① 町は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。また、県の実施する応急対策活動状況等の連絡を受ける。
- ② 町は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて県及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

（4）被害状況等情報収集の分担

町内の被害状況等の調査にあたっては、各班が実施すべき情報収集の担当表を定め、県、関係団体等の協力を得て、実施する。

【各班の情報収集担当表】

班	担当課	収集する情報	主な協力団体
総務班	総務課 政策課 契約監理課 議会事務局 出納室	①気象情報、地震情報等 ②消防・水防活動の状況 ③人員、資機材の状況 ④県等への応援要請 ⑤各種システムの被害状況 ⑥上水道施設の被害状況 ⑦被害状況調査のとりまとめ ⑧コールセンター ⑨他課の応援	高松市消防局 高松東警察署 四国電力 土木事務所 施設維持管理受託業者 香川県広域水道企業団 N T T 西日本 L P ガス取扱機関
住民班	地域活性課 住民健康課 人権推進課 こども課	①避難状況 ②災害救助法の適用 ③住民からの問合せ等の窓口対応 ④防疫・保健衛生の状況 ⑤医薬品・血液の需要状況 ⑥医療施設の被害状況 ⑦保育所の被害状況	民生委員・児童委員 医師会 医療機関 商工会 保育所
	税務課	①被災世帯の調査	
	福祉介護課 地域包括支援センター	①社会福祉施設等の被害状況 ②ボランティアの活動状況	社会福祉施設管理者 社会福祉協議会
作業班	環境下水道課	①廃棄物処理の状況 ②廃棄物処理施設の被害状況 ③下水道施設の被害状況	施設維持管理受託業者
	土木建設課	①道路、河川等公共土木施設の被害状況 ②交通規制等の状況 ③町営住宅の被害状況 ④被災建築物・被災住宅の危険度判定、応急修理 ⑤応急仮設住宅の確保	土木事務所
	農林課	①農地・農業用施設の被害状況 ②農作物、家畜、山林関係の被害状況	森林組合 農業協同組合 土地改良区 農業改良普及センター
文教班	教育委員会 教育総務課 生涯学習課	①児童生徒等の被災状況 ②学校施設等の被害状況 ③文化財の被害状況	教育施設等管理者
消防班	消防団	①一般の被害状況	

(5) 災害記録の作成

町は、被害状況が確定した段階で、各班が調査した被害情報や記録写真等を災害記録としてとりまとめておく。

2 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、町は県に行うことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害

等のうち一定基準（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第一報を県だけでなく直接消防庁にも、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(1) 火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ① 航空機火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災
- ② 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- ③ 危険物等に係る事故
- ④ 原子力災害 等

(2) 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの

死者及び負傷者が 15 人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 等

(3) 武力攻撃災害即報に該当するもの

(4) 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ① 地震が発生し、町内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- ② 風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの 等

【消防庁連絡先】

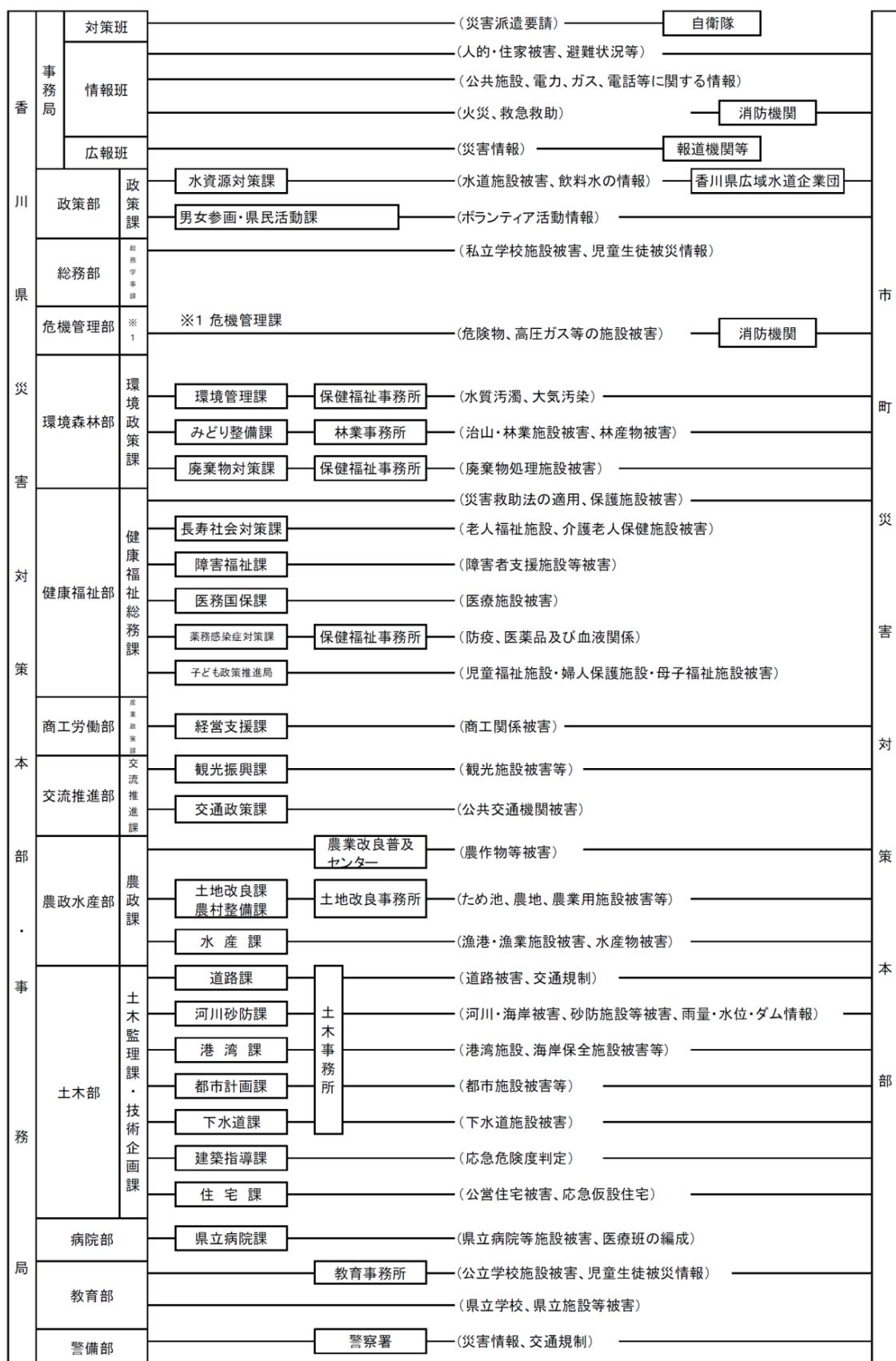
区分 回線別	応急対策室（平日 9:30～18:30）		宿直室（左記以外）	
	電話	FAX	電話	FAX
N T T 回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
地域衛星 通信ネットワーク ※	200-048-500 -90-49103	200-048-500 -90-49033	200-048-500 -90-49101	200-048-500 -90-49036

※：県防災行政無線電話よりかけられる。

3 被害の認定

町は、り災証明発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府通知）で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等に基づき、迅速かつ適切に実施するものとする。

【被害状況等情報収集伝達系統図】



* 小豆総合事務所については、それぞれの事務を主管する部局の課あて報告する。

第6節 通信運用計画

地震災害時における通信連絡は迅速かつ円滑に行う必要があるため、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

主な実施機関	町（総務班）、県（危機管理課）、防災関係機関
--------	------------------------

1 地震災害時の通信連絡

町、県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、町・県防災行政無線等を利用して行う。

(1) 町・県防災行政無線の運用

町は、町防災行政無線の運用により災害時の状況を的確に判断するとともに、県防災行政無線を用いて防災機関との情報交換にあたる場合、他の通信手段と比較して有意義となる交信を優先するよう努める。

(2) 県防災情報システムの運用

町は、このシステムを利用することにより、気象情報、水防情報、避難情報などの災害関連情報の共有化を図る。

(3) 災害時優先電話の利用

地震災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめNTT西日本に申請を行い承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

(4) 他の機関の専用電話の利用

地震災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図る。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、鉄道電話電気事業電話がある。

(5) 非常通信の利用

有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設の利用を要請し、通信の確保を図る。

なお、本町と県との通信が途絶したときは、「香川県地方通信ルート」により、通信手段を確保する。

(6) 災害対策用移動通信機器の利用

町、県及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省（四国総合通信局を含む。）の災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話、MCA、簡易無線）の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。

(7) 災害対策用移動電源車の利用

町、県及び復旧関係者は、災害時において、通信機器等に必要な電源が確保できないとき又は困難なときは、総務省の災害対策用移動電源車の無償貸与制度を活用し、通信機器等の電源の確保を図るものとする。

(8) アマチュア無線の活用

町は、被災地、指定避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に

協力を要請する。

(9) 放送の要請

町は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、住民等へ必要な情報を提供する。

(10) 町防災行政無線

町は、戸別受信機を含む防災行政無線（同報系）等を活用した住民等への情報提供を行う。

また、必要に応じ、緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

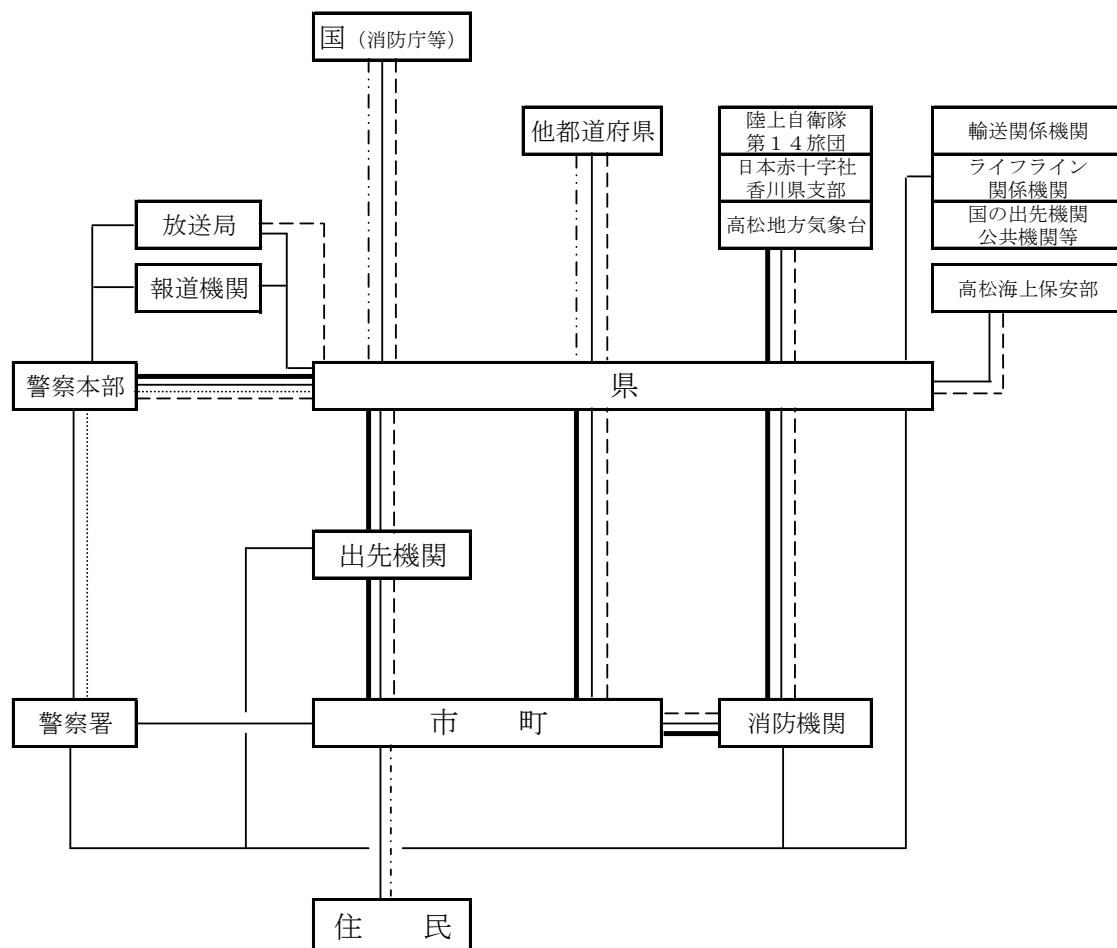
(11) その他の通信手段の確保

町は、被害状況を総合的に判断し、HPなどのインターネット回線や、臨時FM放送局の開設など有効な情報伝達手段を検討、利用するように努める。

2 最新の情報通信関連技術の導入

町及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

【災害時通信連絡系統図】



【凡例】

- | | |
|-----------|---|
| — | 電話・FAX (一般のNTT回線) |
| - - - - - | 県防災行政無線 (NTT専用回線と衛星回線を使った県と関係機関との専用回線) |
| — | 防災情報システム (パソコンにより文字、映像、地図等の災害情報等を共有する) |
| - - - - - | 消防防災無線 (消防庁等と都道府県を結ぶ回線) |
| | 警察電話 (警察の専用回線・無線回線) |
| - - - - - | 市町防災行政無線 (住民に情報を伝達する同報無線で屋外方式と戸別方式がある。) |

【資料3－6－1 香川県地方通信ルート】

第7節 広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるために、町、県、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

住民及び自主防災組織、事業者は、県、町、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行う。

主な実施機関	町（総務班、住民班）、県（知事公室広聴広報課、危機管理課）、防災関係機関
--------	--------------------------------------

1 被災者等への広報活動

(1) 町の広報活動

① 広報事項

災害の規模、態様に応じて、住民に関係のある次の事項について広報を行う。

- ・ 災害対策本部の設置状況
- ・ 応急対策の実施状況
- ・ 被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）
- ・ 避難勧告、避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の指示、指定避難所開設状況等
- ・ 応急救護所開設状況
- ・ 給食、給水等実施状況
- ・ 二次災害の危険性に関する情報
- ・ 安否情報
- ・ 道路交通、交通機関に関する事項
- ・ 電気、ガス、水道等の供給状況
- ・ 被災者生活支援に関する情報
- ・ 一般的な住民生活に関する情報
- ・ 民心の安定に関する事項
- ・ 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- ・ その他必要な事項

② 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障がい者、在日外国人、訪日外国人等の要配慮者について十分配慮する。

- ・町防災行政無線（屋外子局、戸別受信機）
 - ・報道機関による広報
- ラジオ、テレビ、新聞等報道機関に情報及び資料を提供し、協力を要請する。

- ・ 広報車等による広報
- ・ 広報紙、ポスター等の配布及び掲示
- ・ 指定避難所への広報担当者の派遣
- ・ 自治会、自主防災組織等を通じての連絡
- ・ 緊急速報メール、三木町防災行政メール、香川県防災情報システムによるメール配信
- ・ レアラート（災害情報共有システム）による情報配信
- ・ その他

日本道路交通情報センター等に対して、住民等への情報提供を依頼する。

(2) 防災関係機関の広報活動

① 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など住民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

② 広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

2 広聴活動

町、県及び防災関係機関は、災害発生後速やかに、被災地住民の要望事項を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため、災害の規模に応じて、町庁舎、出張所等のうち、被災地に近い施設に窓口を開設する。

なお、町及び県は、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

第8節 災害救助法適用計画

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

主な実施機関	町（住民班）、県（健康福祉総務課）
--------	-------------------

1 適用基準

三木町における災害救助法による救助の適用基準は、町の被害が次の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

なお、町の人口は27,695人（平成27年国勢調査）を基準に算定する。

- (1) 住家の滅失した世帯が50世帯以上であること。

なお、全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあっては滅失世帯の1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあっては滅失世帯の1/3世帯とみなして換算する。以下同じ。

- (2) 県下の滅失世帯が1,000世帯以上であって、住家の滅失した世帯の数が25世帯以上であること。

- (3) 県下の滅失世帯数が5,000世帯以上であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

2 適用手続

- (1) 町は、町の被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに次の事項を県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因
- ③ 災害発生時の被害状況
- ④ 既にとった措置及び今後の措置等

- (2) 町の報告又は要請に基づき、災害救助法による救助を実施する必要があると認めたときは、県は直ちに救助を実施する。県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を町が行うこととすることができる。この場合、町が行うこととする事務の内容及び当該事務を行う期間を町に通知する。

- (3) 町は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の時間的経過に伴い、発生報告、中

間報告、決定報告の3種類の報告)を県へ行う。

3 救助の種類等

(1) 救助の種類

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を町長に通知することにより、町長が救助を実施する。この場合において、町長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救助の程度、方法及び期間

① 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、県の『災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度』による。

② 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、町は、災害等の実情に即した救助の実施を、県に要請する。県は、町の要請に基づき、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定める。

【資料3－8－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間】

第9節 救急救助計画

地震災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

主な実施機関	町（住民班、消防班）、県（危機管理課）、警察、自主防災組織、自衛隊、医療機関
--------	--

1 町の活動

- (1) 災害時の救出活動は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- (2) 町は、救急救助を必要とする状況を把握し、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施する。
- (3) 町は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他市町などに救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。

2 警察の活動

- (1) 災害現場を管轄する警察署は、救出救助を要する者を発見したとき、同様な通報等を受けたときは、救助関係機関等と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を行う。
- (2) 警察本部は、被害状況に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する警察署に出動させ、救出救助活動等にあたらせる。

3 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手段、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で急性期に活動する災害派遣医療チーム（D M A T）や、主に災害急性期以降に医療活動を行う日本医師会災害医療チーム（J M A T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

4 住民及び自主防災組織、事業者の活動

- (1) 被災地の地域住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動にあたるものとする。
- (2) 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

5 惨事ストレス対策

(1) 救急救助活動等を実施する各機関は、職員等の慘事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第10節 医療救護計画

地震により医療機関が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、関係機関と連携して必要な医療救護活動を行う。

主な実施機関	町（住民班）、県（医務国保課、薬務感染症対策課、病院局県立病院課）、日本赤十字社香川県支部、（一社）木田地区医師会、医療機関、自衛隊
--------	--

1 現地医療体制

（1）医療救護班の派遣

- ① 町は、医療救護が必要と認めたときは、協定に基づき木田地区医師会に医療救護活動の協力を要請し、要請を受けた木田地区医師会は医療救護班を編成し派遣するものとする。
- ② 町は、単独では十分に医療救護活動ができない場合は、県、他市町などに災害派遣医療チーム（D M A T）や広域医療救護班の派遣等について応援を要請する。
- ③ 応援等の要請を受けた各機関は、積極的に協力するものとする。

（2）応急救護所の設置

- ① 町は、医療救護を行うため、適当な場所に応急救護所を設置する。
- ② 医療救護班は、医師会の指揮のもと、応急救護所において次の活動を行う。
 - ア トリアージ（傷病者の重症度の判定）
 - イ 重症患者及び中等症患者に対する応急措置と軽症者の処置
 - ウ 救護病院等への患者搬送の支援
 - エ 助産活動
 - オ 死亡の確認及び遺体の検案
 - カ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告

2 後方医療体制

（1）救護病院の医療救護

- ① 町は、あらかじめ定めた救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。
- ② 救護病院は、次の活動を行う。
 - ア トリアージ（傷病者の重症度の判定）
 - イ 重症患者の応急処置
 - ウ 中等症患者の受入及び処置、軽症者の措置
 - エ 広域救護病院等への患者搬送
 - オ 助産活動
 - カ 死体の検案
 - キ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告

（2）広域救護病院の医療救護

広域救護病院は、次の活動を行う。

- ア トリアージ（傷病者の重症度の判定）
- イ 重症患者の受入及び処置
- ウ 救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入及び処置
- エ 広域医療救護班の派遣
- オ 県内広域医療搬送の支援
- カ 死体の検案
- キ 医療救護活動の記録並びに市町災害対策本部及び県災害対策本部への措置状況等の報告

3 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

医療救護施設は、町長が指定する応急救護所及び救護病院、並びに知事が指定する広域救護病院（災害拠点病院を含む）の3種類とする。（香川県医療救護計画より参照。）

町長は、医療救護施設として指定しない医療機関についても状況に応じて、医師会の指揮のもと、医療救護活動に参加できるようあらかじめ病院、診療所の管理者等と十分に連携を図る。

4 傷病者の搬送

重症患者の後方医療機関（必要に応じ、県外の医療機関）への搬送は、原則として消防機関が救急車で行うものとするが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

- (1) 町又は医療救護班が確保した車両により搬送する。
- (2) 県に対して、防災ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (3) 自衛隊に対して、ヘリコプター等による搬送を県を通じて要請する。

5 医薬品及び救護資機材の確保

- (1) 町は、救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、災害時用備蓄医薬品等を活用するとともに、あらかじめ定めている計画に基づき調達する。
- (2) 医薬品等の不足が生じたときは、町は、県に調達又は斡旋を要請するものとする。

6 血液の確保

- (1) 香川県赤十字血液センターは、医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、備蓄血液等を供給する。また、災害時に必要な血液を確保するため、被害の軽微な地域等に採血車を出動させるとともに、それでも必要な血液が確保できない場合は、基幹血液センターに応援を要請するものとする。
- (2) 採血車が出動した場合には、住民の献血が促進されるように、町は、住民に対して献血活動の広報を行う。

7 非常用通信手段の確保

町及び医療救護本部機関は、非常用通信手段の確保に努めるものとする。具体的な連絡手段の優先順位については、協議のうえ定める。

8 その他

- (1) 町は、遺体の検案について、あらかじめ遺体安置所を定めておく等、応急救護所・救護病院における医療救護活動に支障がないようする。
- (2) 町及び医療救護本部は、災害時に応急救護所・救護病院が必要とする特定かつ必要最小限の医薬品について、当該医療機関等の在庫量の中で少なくとも1日分の調節を図る等の方法により確保する。また、当該方法により難い場合には、地域の実情に応じて対応する。

【資料2－17－1 大災害時の医療救護体制】

【資料2－17－2 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図】

【資料2－17－3 香川県医療救護計画】

【資料2－17－4 災害時における医療救護活動に関する協定書】

【資料2－16－2 香川県防災ヘリコプター応援協定】

【資料2－16－3 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

第11節 消防活動計画

地震発生時において、同時多発的に発生する火災から、住民の生命、身体及び財産を守るために、出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に行う。

主な実施機関	町（総務班、消防班）、高松市消防局、県（危機管理課）
--------	----------------------------

1 町の活動

- (1) 町は、延焼火災の状況、消防ポンプ車等通行可能道路の状況、消防水利に関する情報等を収集するとともに、防災関係機関と密接な連絡をとりながら次の事項に留意し、消防活動を行う。
- ① 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難場所及び避難路の確保をする消防活動を優先する。
 - ② 重要かつ危険度の高い地域を優先して、消防活動を行う。
 - ③ 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
 - ④ 危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地への延焼を防止する消防活動を行う。
 - ⑤ 消防活動に際しては、消防職団員の安全確保に十分配慮する。
- (2) 町は、自らの消防力では対処できない場合は、香川県消防相互応援協定に基づき、他の市町に応援を要請する。さらに、これらの消防力をもってしても対処できない場合は、県に応援を要請する。

2 住民等の活動

- (1) 住民、事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、使用中のガス器具、石油ストーブ等の火気を直ちに遮断するなど出火防止に努める。
- (2) 住民、自主防災組織、自衛消防組織等は、出火したときは協力して初期消火を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。
- (3) 町は、災害時の出火防止、初期消火等に努めるよう、平常時から広報等を行い、住民等へ周知する。

3 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

【資料2-15-4 消防団現勢】

【資料2-15-5 消防水利の現況】

【資料2-15-7 町防災無線通信施設】

【資料2-10-1 危険物施設】

【資料2-10-2 高圧ガス関係事業所】

【資料2-10-3 火薬類関係事業所】

【資料2-10-4 毒物劇物営業者】

【資料2-16-1 香川県消防相互応援協定】

第12節 緊急輸送計画

地震災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うために、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

なお、国又は県が町に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等に係る供給については、町からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、発災直後は、町の被災状況によっては、町からの要請を待たずに、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行うものとする。

主な実施機関	町（総務班、作業班）、県（危機管理課、道路課、港湾課）、警察、自衛隊、四国地方整備局、西日本高速道路㈱
--------	---

1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

(1) 第1段階

- ① 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ③ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- ④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(2) 第2段階

- ① 上記（1）の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

(3) 第3段階

- ① 上記（2）の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活必需品

2 輸送車両等の確保

- (1) 町は、自ら保有し、又は直接調達できる車両等を利用し緊急輸送を実施する。
- (2) 町は、自ら利用する車両等が不足する等で緊急輸送に支障が生じる場合は、県に応援を要請する。

3 緊急輸送路の確保

- (1) 町は、県及び防災関係機関と協力して、主要な道路等の被害状況、復旧見込みなど必要な

情報を把握する。

- (2) 緊急輸送路は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線のうちから、県、警察及び道路管理者と協議して選定される。
- (3) 道路管理者は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、(一社)香川県建設業協会などの協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
- (4) 住民は、災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努める。

4 緊急輸送拠点等の確保

町は、緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、二次（地域）物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、臨時ヘリポートを確保する。

※第2章第11節 緊急輸送体制整備計画「県防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場」参照

【資料2－18－1 緊急輸送路図】

第13節 交通確保計画

地震災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、航空交通についても必要な措置を行う。

主な実施機関	町（総務班、作業班）、県（交通政策課、危機管理課、道路課）、警察、自衛隊、四国地方整備局、西日本高速道路㈱
--------	---

1 陸上交通の確保

(1) 情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 道路交通規制等

警察は、災害が発生した場合、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

(3) 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省又は農林水産省等に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努める。

- ① 路上の障害物の除去（雪害における除雪を含む。）について、道路管理者等、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。
- ② 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- ③ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(4) 車両の運転者のとるべき措置

- ① 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。
- ② 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。
- ③ 通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

(5) 緊急通行車両の確認

- ① 災害対策基本法第76条の規定に基づき、県公安委員会が一定の区域又は道路区間を緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、町は、災害応急対策用に使用する車両について、県又は県公安委員会に申し出、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。
- ② 緊急通行車両の事前届出制度により、事前届出済証の交付を受けた車両は、交通規制実施時に確認申請があった場合、他に優先し、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付される。このため、町は、町有車両等については、事前に緊急通行車両としての届出を行い、事前届出済証の交付を受けておく。
- ③ 町有車両等では不足するために、町が調達した車両についても、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。

2 航空輸送の確保

- ① 町は、ヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを確保する。臨時ヘリポートは、第12節による。
- ② 町は、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要とする場合に、「香川県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県に応援要請を行う。
 - ア 救急活動
 - イ 救助活動
 - ウ 災害応急対策活動
 - エ 火災防ぎよ活動

【資料2-9-1 異常気象時における道路通行規制基準】

【資料2-16-2 香川県防災ヘリコプター応援協定】

【資料2-18-2 緊急通行車両の標章及び確認証明書】

第14節 避難計画

地震災害時において、住民等を速やかに避難させるため、適切に避難指示（緊急）又は避難勧告を行うとともに、指定避難所を開設し管理運営を行う。

主な実施機関	町（総務班、住民班）、県（危機管理課）、高松市消防局、警察、自衛隊
--------	-----------------------------------

1 避難勧告又は避難指示（緊急）の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難勧告又は避難指示（緊急）を行う。

また、町は、必要な場合には、県に対して、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期等について、時期を失すことなく避難勧告等が発令できるよう、積極的に助言を求める。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
避難勧告	町長	災害対策基本法 第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護のため特に必要があると認めるとき。	避難のための立退きの勧告、必要があると認めるときは立退き先を指示 (町は県に報告)
	知事			町長が上記の事務を行うことができないとき。	
避難指示（緊急）	町長	災害対策基本法 第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (町は県に報告)
	知事			町長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警察官	災害対策基本法 第61条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認める場合で、町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (町に通知)
	知事、その命を受けた	水防法 第29条	洪水、高潮について	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認めら	避難のための立退きの指示(水防管理者のときは、

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
避難指示(緊急)	職員又は水防管理者		て	れるとき。	当該区域を管轄する警察署に報告)
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(当該地区を管轄する警察署に報告)
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(公安委員会に報告)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にいないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(防衛大臣の指定する者に報告)

2 避難勧告又は避難指示(緊急)の内容及び周知

(1) 町は、避難勧告又は避難指示(緊急)を行う際は、広報車、香川県防災情報システム及び三木町防災行政メールのメール配信、緊急速報メール並びに防災行政無線と連動した戸別受信機による放送により、次の事項を明らかにして、住民等に避難勧告又は避難指示(緊急)の周知を行う。また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、周知徹底を図る。

- ① 避難を必要とする理由
- ② 避難の対象となる地域
- ③ 避難先(指定緊急避難場所、指定避難所)
- ④ 避難経路
- ⑤ その他必要な事項(避難に際しての注意事項、携行品など)

(2) 町が避難勧告又は避難指示(緊急)を行う際は、防災行政無線、広報車、携帯電話の緊急速報メール、戸別受信機、三木町防災行政メール、携帯電話の避難情報伝達システムのメール配信、ニアラート(災害情報共有システム)への配信等、あらゆる手段を活用し、また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、住民等に確実に伝わるよう周知徹底を図る。

なお、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行う。

(3) 町は、必要に応じて避難に関するテレビ、ラジオによる放送を県に要請する。なお、事態が急迫している場合又は県への連絡が困難な場合においては、町は直接報道機関に放送要請を行う。

(4) 災害発生により、町が事務を行うことができなくなった場合は、町に代わって県が、一斉

同報機能を活用した緊急速報メール等を活用し、避難勧告又は避難指示（緊急）の情報を配信するものとする。

- (5) 町は、避難勧告等の発令中は、継続的な周知を図る。
- (6) 住民は、町が避難勧告等を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努めるものとする。

3 避難誘導

町は、警察、消防機関、自衛隊等防災関係機関や自主防災組織等の協力を得て、次の事項に留意して住民の避難誘導を実施する。

- (1) できるだけ自治会、職場、学校等を単位とした集団避難を行う。
- (2) 高齢者、障がい者、幼児など要配慮者を優先して避難させる。
- (3) 外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施する
- (4) 避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。

4 避難方法

住民は、次の事項に留意して避難を行うものとする。

- (1) 地震の二次災害等で火災が発生したときは、風向、風速、木造住宅の密集状況等から判断して、より安全な避難路、避難場所へ避難する。
- (2) 高齢者、障がい者、幼児など要配慮者の安否確認、移動補助等を行いながら、できるだけ自治会等を単位とした集団で避難するものとする。
- (3) 避難は、原則として徒歩で行うものとする。自動車は、道路混雑の原因ともなるので利用しない。また、自転車等も道路の損壊等により危険があるので、できるだけ利用しない。

5 指定避難所の開設

- (1) 町は、地震が発生した場合は、必要に応じて、指定避難所に指定されている施設の緊急点検・巡回等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。
- (2) 収容施設の供与は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- (3) 町は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあるもので、避難しなければならない者を一時的に収容するため、安全かつ適切な指定避難所を選定し、指定避難所を開設する。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設する。なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努める。
- (4) 指定避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。ただし、これら適当な施設が確保できない場合には、仮設物等を設置する。

なお、学校を避難所として使用する場合には、避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、

児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。

(5) さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。

(6) 町は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

町は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。なお、指定避難所のライフラインの回復に時間をおこすと見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を県に報告する。

6 指定避難所の運営

(1) 町は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障がい者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握に努める。

(2) 指定避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保する。

(3) 指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て実施する。

(4) 指定避難所の運営にあたっては、良好な生活環境を確保するため、照明、換気等の整備に務め、また、各種情報の伝達に留意するとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。

特に、高齢者、障がい者等の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図る。

また、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

(5) 指定避難所には、必要に応じて、その運営を行うために町の職員を配置する。また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施する。さらに、町は、指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、高松東警察署に警察官の派遣を依頼する。

(6) 町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア、住民及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所を運営する。その際には、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、

その立ち上げを支援する。

(7) 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

7 指定避難所外避難者等への配慮

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

8 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入については当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

【資料2－1 9－1 避難所一覧】

第15節 食料供給計画

地震災害時において、被災者等の食生活を確保するため、被災地のニーズに応じて、応急的に炊き出し等による食料の供給を行う。

主な実施機関	町（総務班、住民班）、県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課）、自衛隊
--------	---

1 食料の調達

- (1) 炊き出しその他による食品の供与は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- (2) 町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、県に対して調達又は斡旋を要請する。
- (3) 町は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保する。

2 炊き出しその他による食料の供給

(1) 対象者

- ① 災害救助法が適用された場合に、炊き出しその他による食品の給与を受ける者
 - ア 避難所に避難している者
 - イ 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできない者
 - ウ 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等
- ② 災害救助法が適用されない場合の被災者
- ③ 災害応急対策に従事する者

(2) 供給する食品

- ① 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。
- ② 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。
- ③ 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。

(3) 炊き出しの実施

- ① 町は、指定避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊き出し及び食料の配分を行う。
- ② 町は、炊き出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請するものとする。
県は、町から要請があれば、次の措置を行う。
 - ア 日本赤十字社香川県支部に応援を要請する。
 - イ 集団給食施設、給食業者に炊飯委託の斡旋を行う。
 - ウ 調理不要な乾パン、乾燥米飯、生パン等を供給する。

エ プロパンガス等燃料の調達については、関係業界に対し協力を要請する。

オ 自衛隊に対して派遣要請を行う。

- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、避難所外避難者、応急仮設住宅として供与された賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

第16節 給水計画

地震災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定を図るため、飲料水及び生活用水の供給を行う。

主な実施機関	町（総務班、作業班）、県（水資源対策課、環境管理課）、香川県広域水道企業団、（公社）日本水道協会香川県支部、自衛隊
--------	---

1 給水の確保等

- (1) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に配水池等から給水車又は容器により運搬して確保する。
- (2) 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、衛生の確保に努める。

2 給水量の基準

- (1) 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- (2) 生活用水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して給水量を定める。

3 給水の実施

- (1) 水道事業者は、次の給水活動を行う。
 - ① 水道施設に被害がない場合は、町の被害状況を調査して、水道水の供給を継続する。
 - ② 净水施設や送水施設が被災した場合は、浄水場内の浄水池や配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。
 - ③ 飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
 - ④ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。また、自ら飲料水を確保する住民に対して、衛生上の注意を広報する。
 - ⑤ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、県又は（公社）日本水道協会香川県支部に対して、応援等を要請する。
- (2) 県は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。
 - ① 町の被害状況、応急給水実施状況等を把握し、水道事業者に飲料水の確保に係る衛生面や安全給水に関する情報提供や指導を行う。
 - ② 水道事業者から給水活動の応援要請があったときは、必要に応じて、他の県や自衛隊に応援給水を要請する。
- (3) 町は、水道事業者の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

第17節 生活必需品等供給計画

地震災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被服、寝具、日用品等生活必需品の供給を行う。

主な実施機関	町（総務班、住民班）、県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課）
--------	-----------------------------------

1 生活必需品等の調達

町は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達とともに、必要に応じて、県等に対して調達又は斡旋を要請する。また、町は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保する。

2 生活必需品等の配分

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。

(2) 対象者は、次のとおりとする。

- ① 災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- ② 災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない者

(3) 供給する品目は、原則として、次の8種類とする。

【供給する生活必需品】

種類	品目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外衣	洋服、作業着、子ども服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、おむつ、生理用品等
光熱材料	マッチ、プロパンガス等

(4) 町は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や防災ボランティア等の協力を得て、被災者等に対して生活必需品等の供給を行う。

(5) 町は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。

(6) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

【資料3－16－1 生活必需物資等の調達方法】

第18節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。また、家庭動物の保護及び収容対策については、災害で放置された犬、猫等の家庭動物を保護、収容することにより、感染症の予防、公衆衛生の保持に努める。

主な実施機関	町（住民班、作業班）、県（健康福祉総務課、障害福祉課、薬務感染症対策課、生活衛生課、東讃保健福祉事務所）、（一社）木田地区医師会、木田郡歯科医師会、（一社）高松市薬剤師会
--------	---

1 防疫対策

- (1) 町は、県が感染症予防上必要と認めたときは、県の指示に基づき、医師会等の協力のもと臨時の予防接種を実施する。
- (2) 町は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- (3) 町は、感染症予防のため、防疫活動を実施する。また、特に指定避難所は感染症発生のリスクが高いことから、十分な対策に努める。
- (4) 町は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、医師会及び他の市町又は県に応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町等と連携して、迅速に必要な措置を行う。また、防疫対策を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援要請を行う。

2 保健衛生対策

(1) 健康相談等

- ① 町は、医師会及び県と連携し、定期的に指定避難所等を巡回して、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら必要に応じて生活指導、保健指導及び健康相談を行うとともに、福祉施設等への入所、介護職員の派遣、車いす等の手配、被災生活の長期化に伴い生じる健康、保健衛生面の問題に対するケア等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。
- ② 町は、医師会及び県と連携し、指定避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。

(2) 精神保健相談等

町は、県、医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療

法、薬物療法等）等を行う。

- ① 精神障がいあるいは精神疾患で治療を受けている者
- ② 子ども、妊産婦、障がい者、外国人等の要配慮者でストレスにさらされやすい者
- ③ 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者
- ④ ボランティアなど救護活動に従事している者
- ⑤ その他精神保健に関する相談等が必要とされる者

【町内の精神科医療機関】

病院名	所在地	電話番号
香川大学医学部附属病院	〒761-0793 三木町池戸 1750-1	087-898-5111
森岡メンタルクリニック	〒761-0612 三木町水上 403-5	087-891-9877

(3) 栄養相談等

町は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。

- ① 乳幼児、妊産婦、障がい者、高齢者などの要配慮者に対する栄養指導
- ② 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導
- ③ 感染症や便秘などを予防するための栄養指導
- ④ 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
- ⑤ その他必要な栄養相談・指導

3 食品衛生対策

(1) 指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の事項につき広報を行う。

- ① 救援食品の衛生的取扱い
- ② 食品の保存方法、消費期限等の遵守
- ③ 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに廃棄）
- ④ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行

(2) 食中毒が発生したときには、町は、県が編成する調査班の活動に協力する。

【資料3－17－1 栄養相談・指導活動体系図】

【資料3－17－2 精神保健活動体系図】

第19節 廃棄物処理計画

地震災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図る。

主な実施機関	町（作業班）、県（廃棄物対策課）
--------	------------------

1 処理体制

- (1) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。
- (2) 町は、資機材や処理施設が不足するときや処理の実施が困難なときは、県又は他の市町に対して、資機材等の提供・貸借や応援等を要請する。
- (3) 住民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。

2 処理方法

(1) ごみ処理

- ① ごみの収集は、被災地の状況を考慮して、住民生活に支障がないよう適切に行う。
- ② 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、ごみ保管場所等の衛生状態を確保する。
- ③ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- ④ 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
- ⑤ 家電リサイクル法で指定されているごみ処理については、取扱いに注意し、適正処理を行う。エアコン、冷蔵庫の回収・保管・処理に際しては、フロン回収の観点から、冷媒の漏えいに留意する。
- ⑥ ごみの収集日時、分別方法等について、住民に対し広報を行い、周知徹底を図る。

(2) し尿処理

- ① 下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、住民生活に支障がないよう速やかに仮設トイレを設置する。このため、あらかじめ、仮設トイレや消毒剤などの備蓄に努めるとともに、その調達ルートを確保しておく。
- ② 仮設トイレの衛生状態を保つため、消毒剤、散布機器等を確保するとともに、日常の清掃等の管理については、設置場所の管理者や自主防災組織等に要請する。
- ③ し尿の収集は、仮設トイレ、指定避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。
- ④ 水洗トイレの使用中止、仮設トイレの使用等について、住民に対し広報を行い、周知徹底を図る。
- ⑤ 収集したし尿は、し尿処理施設又は終末処理場のある下水道に搬入し処理する。

(3) 災害廃棄物処理

- ① 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分まで処理ルートの確保を図る。
仮置きが可能な場所については、あらかじめ、災害廃棄物の発生量を推計したうえで、収集車両の出入、重機による対応、分別等の作業を考慮し、仮置きに必要な面積ができるだけ分散して確保できるよう検討する。
- ② 災害廃棄物処理は、総務班と協議しながら、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬する。
- ③ 災害廃棄物の適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。
- ④ アスベスト等の有害な廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、安全を確保したうえでの適切な処理を行う。

3 三木町災害廃棄物処理計画に基づく処理の実施

- (1) 町は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、平成30年3月に三木町災害廃棄物処理計画を策定している。
町は、町災害廃棄物処理計画に基づき、県及び周辺市町との連携・協力のもと、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理を行う。
- (2) 町及び県は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行するため作成した行動マニュアルについて、訓練等を通じてより実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

4 住民への周知

町及び県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

5 損壊家屋の解体

- (1) 町及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。
- (2) 町及び県は、石綿の飛散防止及びフロン類の適正処理のため、解体前に石綿及びフロン類の残量について確認を行うよう解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等に対して周知を図る。

【資料3-18-1 廃棄物処理施設、し尿処理施設】

【資料3-18-2 がれきの発生量及び仮置場の必要面積】

【資料3－18－3 地震に伴うごみ及び災害廃棄物の応急処理計画作成指針】

【資料3－18－4 災害ごみ等仮置場予定地】

第20節 遺体の搜索、処置及び埋葬計画

地震災害時において、死者（行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推測される者を含む。）が発生した場合は、搜索、処置及び埋葬を速やかに実施する。

主な実施機関	町（住民班、消防班）、県（生活衛生課）、警察、（一社）木田地区医師会、木田郡歯科医師会
--------	---

1 遺体の搜索

- (1) 遺体の搜索については、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- (2) 町は、地震災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。
- (3) 遺体の搜索にあたっては、警察等の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

2 遺体の処置

- (1) 遺体の処理については、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- (2) 町は、遺体について、協定に基づき医師会が組織する医療救護班等に対し、死因その他の医学的検査の協力を要請する。
- (3) 警察本部は、収容した遺体について医師会等の協力を得て、遺体の検視、身元確認を行う。
- (4) 町は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (5) 町は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋葬ができない場合等においては、適当な場所（寺院、公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

3 遺体の埋葬又は火葬

- (1) 遺体の埋葬については、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- (2) 町は、災害による社会混乱のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。
- (3) 町は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。
- (4) 町は、火葬場の被災や火葬する遺体が多数にのぼるなど実施が困難な場合には、火葬場の斡旋等について県に要請する。

【火葬場（公営）】

火葬場					所管	
名称	所在地	電話	炉数	動物	名称	電話
しづかの里	三木町井戸 993	087-899-1161	5	動物1 汚物1	三木・長尾葬 斎組合	087-891-3303

【資料 3-19-1 遺体収容場所】

第21節 住宅応急確保計画

地震災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を建設し、また、住宅に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。また、被災者に公営住宅の空室を仮住宅として提供し、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者には、県が借上げ、被災者に提供する民間賃貸住宅の情報提供等や、宅地建物取引業者の媒介により、入居に際しての利便を図る。

主な実施機関	町（作業班）、県（住宅課）
--------	---------------

1 応急仮設住宅の建設

県は、災害救助法が適用された場合、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住家を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。

（1）建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集団的に建設可能な場所とし、町と協議して、公共用地から優先して選定する。

（2）建設方法

応急仮設住宅の建設は、建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、県からの通知のある場合は、町が実施する。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。

（3）建設戸数

建設戸数は、町内の全壊、全焼及び流失世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、県が市町相互間において設置戸数の融通を行う。

（4）構造及び規模

応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式等による5連戸以下の連続建て又は共同建てとする。

（5）応急仮設住宅の管理

入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理については、県からの委託により、町が実施する。なお、入居者の選定等にあたっては、高齢者、障がい者など要配慮者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

2 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住家が半焼又は半壊し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができ

ない者に対して、次により必要最小限の応急修理を行う。

(1) 対象の選定

町は、県が実施する応急修理対象住宅の選定に協力する。ただし、県からの通知のある場合は、町が実施する。

(2) 修理方法

応急修理は、建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、県からの通知のある場合は、町が実施する。

(3) 修理範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

(4) 修理戸数

修理戸数は、町内の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、県が市町相互間において修理戸数の融通を行う。

3 障害物の除去

(1) 町は、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では除去できない者に対して、障害物の除去を行う。

(2) 町は、資機材、要員の不足、除去の対象が多数にのぼるなど実施が困難な場合には、障害物の除去に関する応援を県に要請する。

4 公営住宅の特例使用

町及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。(行政財産の目的外使用許可手続による。)

5 民間賃貸住宅の借上げ

町及び不動産関係団体は、県に協力し、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を図るものとする。

6 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

(公社)香川県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会香川県本部は、県の協力要請により、会員業者を県に報告し、町は県から会員業者の情報提供を受ける。

また、町は民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

第22節 社会秩序維持計画

地震災害時において、社会的な混乱や心理的な動搖等により不測の事態の発生が予想されることから、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

主な実施機関	町（消防班）、自主防災組織、警察
--------	------------------

1 住民への呼びかけ

町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2 防犯

災害時には、警察署の定める計画により、警察署に災害警備本部を設置する。

3 警察の活動

警察は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び指定避難所等において、パトロールを強化し犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

4 消防団、自主防災組織の活動

消防団、自主防災組織は、互いに連携し、被災地及び指定避難所等において、次の事項に留意して、パトロールを実施する。

- ① 居住者のいない被災住宅の防犯
- ② 被災住宅における出火の防止
- ③ 在宅の高齢者、障がい者等の支援
- ④ 地域の安全確保

第23節 文教対策計画

地震災害により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護措置を行う。

主な実施機関 町（文教班）、県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）

1 児童生徒等の安全確保

- (1) 町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

① 在校時の場合

地震災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに状況に応じて所管する教育委員会等に報告する。

② 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、教育委員会等と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講じる。夜間、休日等に臨時休校措置を決定した場合は、直ちに保護者等と連絡をとり、周知する。

2 学校施設等の応急措置

- (1) 校長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。
- (2) 報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。
- (3) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行うものとする。また、高等学校においては、教職員の指導のもとで、希望する生徒を応急復旧作業に参加させることができる。
- (4) 避難所に指定されている施設においては、避難所を開設する旨の連絡があった場合には、避難所の開設準備に協力するとともに、学校側の担当職員を定め、避難所運営に協力する。

3 応急教育の実施

- (1) 町及び県は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導

及び支援を行う。

(2) 校長等は、児童生徒等、教職員等の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。

- ① 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。
- ② 教育活動の再開にあたっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導にあたっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようとする。
- ③ 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
- ④ 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- ⑤ 避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- ⑥ 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして応急教育を行う。
- ⑦ 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

4 就学援助等

(1) 授業料の減免等

町及び県は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品の給与

災害救助法が適用された場合、知事から救助の事務の内容及び期間について通知を受けた町は、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行うものとする。

(3) 学校給食の実施

町は、委託業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

- ① 被害甚大な場合は、近郊の学校又は公共施設を利用して設営に努め、早急に学校給食が実施できるよう努める。
- ② 一部被災の場合は、残存施設を利用して、学校給食を引き続き実施するよう努める。
- ③ 一般被災者についても、可能な限り給食施設を利用して、炊き出し等を行う。この際、学校給食との調整に留意するものとする。
- ④ 物資確保については、県及び共同調理場運営委員会と緊密な連携をとり、学校給食の継続に努める。

5 学校以外の教育機関等の応急措置

- (1) 学校以外の教育機関等の長は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来所者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- (2) 学校以外の教育機関等の長は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
- (3) 学校以外の教育機関等の長は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

6 文化財の保護

(1) 被災時の応急措置

指定文化財の所有者又は管理者は、災害により被害が発生したときは、速やかに町教育委員会を通じて県教育委員会に連絡するとともに、県教育委員会、関係機関等との協力により、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、町教育委員会が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が専門の職員等を現地に派遣して行う。

(3) 復旧対策

県教育委員会は、町教育委員会を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

(4) 埋蔵文化財対策

町教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地における施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。

【資料 2—2 1—1 町内の文化財】

第24節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるので、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

主な実施機関	町（総務班、住民班、作業班）、県、四国地方整備局、西日本高速道路株、高松琴平電気鉄道株
--------	---

1 道路施設

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性がある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

2 河川管理施設

河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急性度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

3 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

県は、土砂災害防止施設について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や地域住民に周知するとともに、応急工事を行う。

4 治山、林道施設

町及び県は、治山施設、林道施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

5 ため池施設

ため池管理者は、その管理するため池について、早急に被害状況を把握し、町及び県に被害状況を報告する。なお、ため池施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急性度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

6 鉄道施設

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図るものとする。

7 病院、社会福祉施設等公共施設

町及び県は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

8 廃棄物処理施設

(1) 町は、地震災害による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行う。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

(2) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるものなどについては、速やかに応急復旧を行う。

(3) 産業廃棄物処理施設についての調査、指導等は、県が実施する。

9 放送施設

放送事業者は、放送施設、設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。

また、町、県等から放送要請があったときは、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し、特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

【資料3－23－1 公共土木施設等に関する防災協定書】

第25節 ライフライン等応急復旧計画

電気、電話、通信サービス、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるので、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

主な実施機関	町（総務班、作業班）、県（下水道課）、香川県広域水道企業団、四国電力㈱、四国電力送配電㈱、NTT西日本㈱香川支店、NTTドコモ四国支社、（独）水資源機構
--------	--

1 電気施設

- (1) 電気事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) 電気事業者は、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。
- ① 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
 - ② 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
 - ③ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- (3) 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

2 電気通信施設

- (1) 電気通信事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- (2) 電気通信事業者は、地震災害時において、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るために、必要に応じて次の措置を講じる。
- ① 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
 - ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
 - ③ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
 - ④ 災害救助法が適用されたときなどには、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- (3) 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、広範囲に渡って広

報活動を行う。

- (4) 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国（総務省）を通じて国の非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

3 水道施設

- (1) 水道事業者は、地震が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道の各施設ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関等に状況を報告する。

- ① 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
- ② 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
- ③ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。

- (2) 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。

- ① 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
- ② 净水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
- ③ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
- ④ 給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて住民生活への影響を考えて、緊急度の高い指定避難所や医療機関は優先して行う。
- ⑤ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。

- (3) 水道事業者は、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

- (4) 町は、水道事業者の復旧活動に必要に応じて協力する。

- (5) (独) 水資源機構は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、県等関係機関に状況を連絡するとともに、必要に応じて応急復旧を行う。

4 下水道施設

町は、地震が発生したとき、下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道等の巡回を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必

要な応急措置を講ずる等、その管理する施設について、早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

- (1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性などを考慮し、緊急度の高いものを優先する。
- (2) 管渠施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管渠の閉塞、漏水などに対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。
- (3) ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。また、施設からの漏水や薬品、消化ガスなどの漏えいは、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。
- (4) 町及び県は、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定期の目安を明示するものとする。

【資料 3－2 3－1 公共土木施設等に関する防災協定書】

第26節 農林産関係応急対策計画

地震災害による農林関係被害を最小限にとどめるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行う。

主な実施機関	町（作業班）、県（みどり整備課、農政課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、土地改良課、農村整備課）
--------	--

1 農業用施設等に対する応急措置

各施設管理者は、地震発生後速やかに各管理施設の緊急点検を行い、被害状況を把握し、必要に応じて、速やかに応急復旧を実施し、農業用施設等の機能回復に努める。

2 農作物に対する応急措置

- (1) 町及び農業協同組合等農業団体は、県が被害の実態に応じて実施する災害対策に必要な技術指導等に協力する。
- (2) 病害虫の異常発生又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、町は、県、農業団体等との緊密な連携により適切な防除指導を行う。

3 畜産に対する応急措置

- (1) 町及び畜産関係団体は、県が実施する家畜及び畜舎の被害状況の把握、災害時の家畜管理の指導等に協力する。
- (2) 家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、町は、県が必要に応じて実施する家畜等の消毒、予防注射等に協力する。

4 林産物に対する応急措置

- (1) 町及び森林組合等は、県が種苗生産者、森林所有者に対して実施する被災苗木、森林に対する措置等の技術指導に協力する。
- (2) 町及び森林組合等は、県が森林所有者に対して実施する風倒木の円滑な搬出、森林病害虫の防除等の技術指導に協力する。

【資料2-4-1 ため池重要水防区域】

第27節 二次災害防止対策計画

地震発生時の被害を最小限にとどめるため、余震又は降雨等による水害・土砂災害や余震による建築物、構造物の倒壊等に備え二次災害防止施策を講じる。

主な実施機関	町（総務班、住民班、作業班）、県（環境管理課、みどり整備課、土地改良課、河川砂防課、建築指導課）
--------	--

1 土砂災害対策

- (1) 町及び県は、余震又は降雨等による二次災害を防止するため、砂防ボランティア等により急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等の応急危険度判定を行う。その結果、危険度が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図るとともに、必要な応急対策を行う。
- (2) 町は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

2 被災建築物等への対応

- (1) 町は、被災した建築物・宅地について、余震による倒壊や物の落下等の二次災害を防止するため、応急危険度判定士等により応急危険度判定を行い、県は、各判定士の派遣等により、積極的に町の活動を支援する。その結果、危険度が高いと判断された場合は、建築物への立ち入り制限をする等の適切な二次災害防止対策を行う。
- (2) 住民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかない。また、その場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努める。

3 環境汚染への対策

県が実施する大気汚染の調査や公共用水域における水質汚濁の調査等につき、県から住民に対する情報提供等の要請があったときは、町は、周辺地域の住民に対して、大気汚染、水質汚濁に関する情報の提供を行う。

町は、県から事業所等の有害物質の漏えいによる大気汚染、水質汚濁についての情報が提供された場合は、周辺地域の住民に対して広報する。

また、町は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

【資料2-1-1 山腹崩壊危険地区】

【資料2-1-2 崩壊土砂流出危険地区】

【資料2-2-1 急傾斜地崩壊危険箇所】

【資料2-2-2 土石流危険渓流】

【資料2-2-3 地すべり危険箇所】

【資料2-2-4 土砂災害警戒区域】

【資料2-3-1 河川重要水防区域】
【資料2-3-3 主要水門】

【資料2-3-2 高堰堤】
【資料2-4-1 ため池重要水防区域】

第28節 危険物等災害対策計画

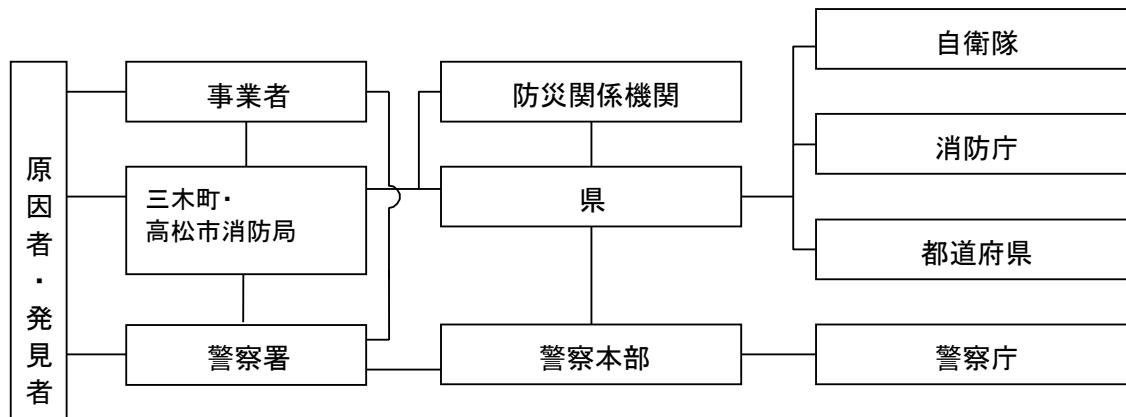
地震により、危険物、高圧ガス、毒物・劇物等の危険物施設等に事故が発生したとき、地域住民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	町（総務班、消防班）、高松市消防局、県（危機管理課、環境管理課、薬務感染症対策課）、警察、中国四国産業保安監督部四国支部
--------	--

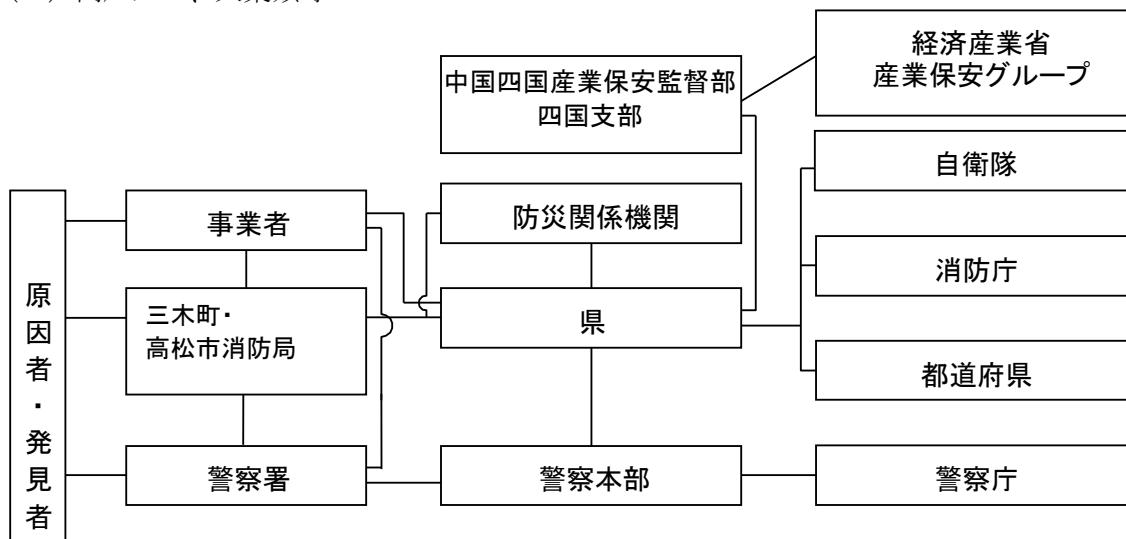
1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。

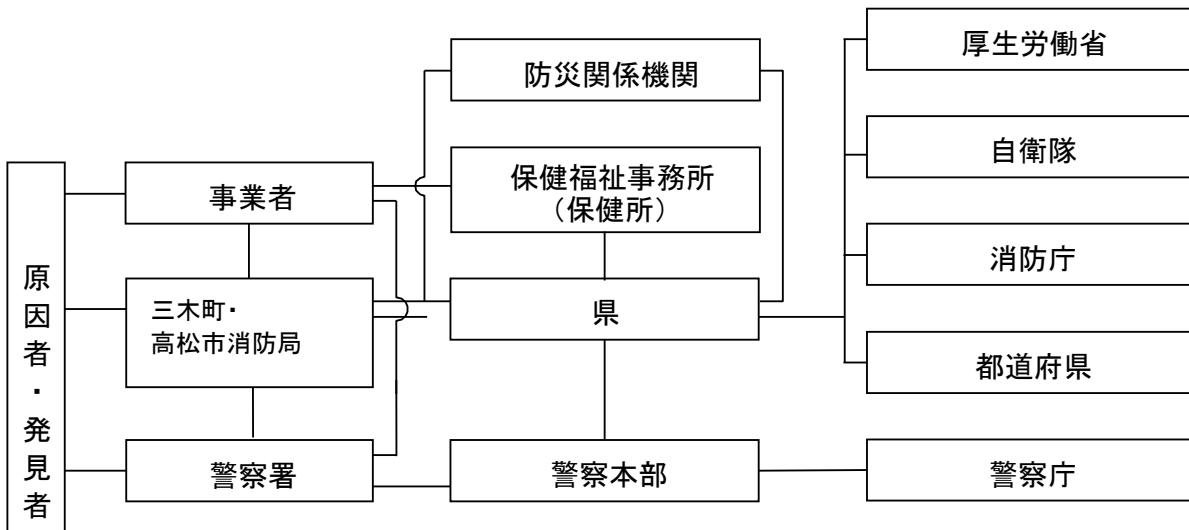
(1) 石油類等危険物



(2) 高圧ガス、火薬類等



(3) 毒物・劇物



2 事業者の応急対策

- (1) 事業者は、地震発生時には速やかに関係施設の緊急点検を実施し、危険物等による事故が発生するおそれがあるときは、直ちに、町、警察等に通報するとともに、事故の発生又は拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じるものとする。
- (3) 事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行うものとする。

3 町の応急対策

- (1) 地震により危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、町は、町内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、高松市消防局は、適切な医療機関に搬送する。また、町は、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 事故発生地及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、指定避難所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急処置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じるものとする。
- (6) 災害の規模が大きく、町及び高松市消防局のみでは対処できないときは、県又は他の市町

に応援を要請する。また、必要に応じて、町は、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

【資料2－10－1 危険物施設】

【資料2－10－2 高圧ガス関係事業所】

【資料2－10－3 火薬類関係営業所】

【資料2－10－4 毒物劇物営業者】

第29節 ボランティア受入計画

地震災害においてボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、町は、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、町社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部等が主体として実施するボランティアの受付、調整等への必要な支援活動を行う。

主な実施機関	町（住民班）、社会福祉協議会、県（男女参画・県民活動課、危機管理課、健康福祉総務課）、日本赤十字社香川県支部
--------	--

1 受入体制の整備

- (1) 災害が発生したとき、町は県を通じて、速やかに香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部にボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況等の情報を提供する。
- (2) 香川県社会福祉協議会並びに日本赤十字社香川県支部は、被災状況に応じて香川県災害ボランティア支援センターを設置し、被災地での状況調査等の情報を収集するとともに関係団体、機関の連携協力のもと被災地に設置される災害ボランティアセンターの活動を支援する。
- (3) 町及び県は、県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会等が設置するボランティア活動に関する情報提供の窓口や、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力する。
- (4) 町は、町社会福祉協議会及び日本赤十字社等が行うボランティアの受付業務、活動調整等について協力するとともに、町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているN P O・ボランティア等との連携体制構築への支援を行い、情報を共有する場を提供するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、また、ボランティアの生活環境について配慮するよう努める。
- (5) 町は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。

2 ボランティアの受入方法

- (1) 災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入態勢が整い次第、町内を対象に災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センターは、災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。
- (3) 災害ボランティアセンターは、被災者のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体に対する受け付け、被災地派遣など、被災地の支援活動を行う。

3 ボランティアの活動分野

(1) 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割

- ・災害ボランティア情報の収集、発信
- ・ボランティアと県等との連絡、調整
- ・活動資材の調整
- ・災害ボランティアセンターへの支援
- ・その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

(2) 災害ボランティアセンターの主な役割

- ・被災地のボランティニアーズの把握
- ・被災地へのボランティアの派遣
- ・災害ボランティア情報の収集、発信
- ・ボランティアと町等との連絡、調整
- ・災害ボランティアへの対応
- ・その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

4 その他ボランティアへの対応

(1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心となって、受入、派遣等に係る調整を行う。

(2) 香川県災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

第30節 要配慮者応急対策計画

地震災害において、高齢者、障がい者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、町、県及び防災関係機関は、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、年齢、性別、障がいの有無といった要配慮者の事情から生じる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行う。

主な実施機関	町（総務班、住民班、文教班）、県（知事公室国際課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課、危機管理課）、社会福祉協議会
--------	--

1 高齢者、障がい者、難病患者等対策

- (1) 町は、災害が発生したとき、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿を効果的に利用するなどして、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の把握に努める。
- (2) 町は、援護が必要な者を発見したときは、避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を行う。また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (3) 町は、県及び関係団体等の協力を得ながら、居宅、避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障がい者、難病者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障がい者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- (4) 町及び県は、災害に関する情報、生活関連情報等が高齢者、障がい者、難病患者等に的確に伝わるよう、掲示板、FAX等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。手話奉仕員、点字奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。
- (5) 町は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- (6) 福祉避難所の指定にあたっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、社会福祉施設や収容する避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮する。また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けする等により、避難所を福祉避難所として指定する。

2 児童対策

- (1) 町は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、被災により保護を必要とする児童を発見したときの保護及び子ども女性相談センター等への通報についての協力を呼びか

ける。

- (2) 町は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入の可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入や里親への委託等の保護を行う。
- (3) 町及び県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

3 外国人対策

- (1) 町は、必要と認められるときは、外国語のボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 町は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。情報等の提供にあたっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- (3) 町は、指定避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握する。
- (4) 町は、外国語のボランティア等が必要な場合には、県を通じて関係団体等に派遣を要請する。

4 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難所としての機能を求められるため、町、県等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障がい者、難病患者等の緊急一時受入を行う。
- (2) 町は、ライフラインの優先的復旧、水、食料、生活必需品等の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

5 配慮すべき事項

町は、要配慮者対策を行うにあたって、次の事項について特に配慮する。

- (1) 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
- (2) 自主防災組織、民生委員・児童委員等住民の協力による避難誘導
- (3) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- (4) おむつや、車椅子・杖・補聴器等の補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- (5) 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- (6) 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施

(7) 医療福祉等総合相談窓口の設置

第31節 被災動物の救護活動計画

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

町は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。

主な実施機関	町（作業班）、県（生活衛生課、東讃保健福祉事務所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等
--------	---

1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割）

災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、各指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保したうえで、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

町は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。

4 被災動物救護活動対策

町は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担のもと、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度の災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、関係機関と協議を行い、現状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいづれかにするか検討を行い、復旧・復興の基本方針を定める。

主な実施機関	町（各課）、県（全部局）、防災関係機関
--------	---------------------

1 現状復旧

- (1) 町、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行う。

2 計画的復興

- (1) 町は、大規模な災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、県、関係機関と調整しながら計画的に復興を進める。また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにはかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

- (2) 町及び県は、復興のため市街地の調整改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

町及び県は、地震に強いまちづくりにあたっては、次の項目を基本的な目標として検討する。

- ・避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

- ・ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等

- ・建築物や公共施設の耐震・不燃化

- ・耐震性貯水槽の設置等

(3) 警察は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

(4) 町及び県は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進するものとする。

(5) 町及び県は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進するものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原型復旧に併せて再度災害の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努める。

主な実施機関 町（各課）、県（全部局）、香川県広域水道企業団

1 災害復旧事業の種別

町は、管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- | | | | |
|-------------|-------|-----------|-----------|
| ①河川 | ②砂防設備 | ③林地荒廃防止施設 | ④地すべり防止施設 |
| ⑤急傾斜地崩壊防止施設 | ⑥道路 | ⑦下水道 | ⑧公園 |

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 下水道災害普及事業計画

(6) 公営住宅災害復旧事業計画

(7) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(8) 公立医療施設災害復旧事業計画

(9) 公立学校施設災害復旧事業計画

(10) その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に係る資金の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の協議又は許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

3 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査し、早期に激甚災害の指定を受け、災害復旧が円滑に行われるようするため、町は、県が行う激甚災害に関する調査等について協力する。

第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、租税の徴収猶予及び減免、雇用対策など必要な措置を講じる。

主な実施機関	町（総務課、政策課、税務課、住民健康課、福祉介護課、環境下水道課）、県（知事公室広聴広報課、くらし安全安心課、税務課、みどり整備課、健康福祉総務課、経営支援課、労働政策課、農業経営課、水産課、住宅課）、四国財務局、高松国税局、香川労働局、四国経済産業局、日本銀行高松支店、香川県社会福祉協議会、自衛隊
--------	--

1 生活相談

町は、被災者等からの幅広い相談に応じるため、総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて、県、防災関係機関と連携、共同して相談業務を行う。

2 被災証明・り災証明書の交付

(1) 早期交付のための体制確立

町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。また、災害による住宅等の被害程度の調査やり災証明書の交付体制を確立し、速やかに、住家等の被害の程度を認定し、り災証明書を交付する。

なお、町及び県は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

(2) 県への要請

町は、災害による住家等の被害程度の調査や、り災証明の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県に対し必要な支援を要請する。

(3) 体制確立に向けた平時の取組等

町は、災害時にり災証明の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や、り災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。併せて、効率的なり災証明の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、町は、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判

定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

3 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

4 一般廃棄物処理手数料の減額又は免除

町は、災害により被害を受けた世帯からの申し出により、一般廃棄物処理手数料（ごみ袋・粗大ゴミ・屎尿）等の減額及び免除を行う。

5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

- (1) 町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。
- (2) 町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

6 生活福祉資金の貸付

民生委員・児童委員及び町社会福祉協議会は、被災した低所得者等の生活再建を支援するために、県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度による災害援護資金等の各種貸付に協力する。

7 被災者生活再建支援金の支給

町及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活の再建を支援し、もって住民の安定と被災地の速やかな復興に資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行う。

8 租税等の期限延長、徴収猶予及び減免

町、県及び国は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税及び地方税の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて講じる。

9 国民健康保険税等の減免等

町は、被災した国民健康保険の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金や保険

税等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

10 応急金融対策

(1) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。

(2) 非常金融措置の実施

民間金融機関（保険会社を含む。）は、次のような措置を講じる。

① 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講じること。

② 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

- ・ 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、り災証明書の呈示その他実情に即する簡易な確認方法をもって、預貯金の払戻の利便を図ること。
- ・ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対して、定期預金、定期積立等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の措置を講じること。

③ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮すること。また、窓口営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで、現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講じること。

④ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払については、できるかぎり迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災状況に応じて、猶予期間の延長を行う等の措置を講じること。

⑤ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じたときは、当該営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段で告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

⑥ 損傷日本銀行券等に関する措置

損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置を講じること。

11 雇用対策等

(1) 公共職業安定所の措置

① 被災者に対する職業斡旋

- ・ 臨時職業相談窓口の設置
- ・ 巡回職業相談の実施
- ・ 職業訓練受講の指示

- ・ 職業転換給付金制度の活用等の措置

② 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(2) 香川労働局の措置

① 労働保険料の納付期限の延長等

② 延滞金や追徴金の徴収免除

12 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組

町は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

13 被災中小企業者の復興支援

町及び県は、あらかじめ商工会と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第4節 義援金等受入配分計画

町は、県、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関に協力して、義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

主な実施機関	町（総務課、住民健康課）、県（健康福祉総務課）、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会
--------	--

1 義援金等の受付及び保管

- (1) 義援金等の受付は、県、日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会で行う。
- (2) 町は、義援金品の受入体制を確立しておく。

2 義援金等の配分等

- (1) 義援金の町に対する配分は、義援金収集団体等で構成する第三者機関である配分委員会で決定する。日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会も、配分委員会に参画する。
- (2) 義援品の町に対する配分は、県が決定し、町の指定する場所まで輸送し、町に引き渡す。
- (3) 町は、県等から送付された義援金品を関係団体の協力を得て被災者に配分する。

3 義援金の募集

義援金の募集は、日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会が、募集方法、募集期間等を定めて実施する。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策及び広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「本編 第1章 第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」による。

3 基本的な考え方

国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いとされているものの、仮に発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるとされている。

本計画は、南海トラフ地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、住民一人ひとりができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取組を推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取組を促進し、町及び県による「公助」との連携・協働を図るため、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

また、県は、「南海トラフ地震臨時情報発表時の香川県内における防災対応方針」として、県内市町がとるべき防災対応の方針をとりまとめており、本町においても県の「南海トラフ地震臨時情報発表時の香川県内における防災対応方針」を踏まえ、住民一人ひとりの命を守り、人的・物的被害の軽減につなげるための取組を推進する。

第2節 南海トラフ地震に関する情報の種類

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に、「南海トラフ地震に関する情報」を発表する。

従前の「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関する情報（定例）」に替わり、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の情報発表を、令和元年5月31日より開始している。

情報名	情報種別	情報発表の条件
ア 南海トラフ地震臨時情報		
	調査中	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
	巨大地震注意	○巨大地震の発生に注意が必要な場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満の地震（一部割れケース）や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合（ゆっくりすべりケース）等
	巨大地震警戒	○巨大地震の発生に警戒が必要な場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合（半割れケース）
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
イ 南海トラフ地震関連解説情報		
		○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）
		※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

第3節 南海トラフ地震に関する情報発表時の対策体制及び活動

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、内閣府が国民に対して今後の備えについて呼びかけを行うこととしている。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して、日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として行われる。

主な実施機関	町（各課）、県（全部局）、防災関係機関
--------	---------------------

1 町の体制

南海トラフ地震に関する情報が発表された場合の町の体制は、以下の体制とするほか、「第3章 第1節 活動体制計画」によるものとする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

町は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合には、第1次配備をとるものとし、発表された情報の共有、情報収集や連絡体制の確認等の所要の準備を始める。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表された場合

町は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合には、第2次配備をとるものとし、応急対策の確認など、地震への備えを徹底するものとする。第2次配備要員は、速やかに自己の所属又はあらかじめ指定された場所に参集する。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、第3次配備（全職員配備）とし、町災害対策本部を設置するものとする。

2 住民への広報

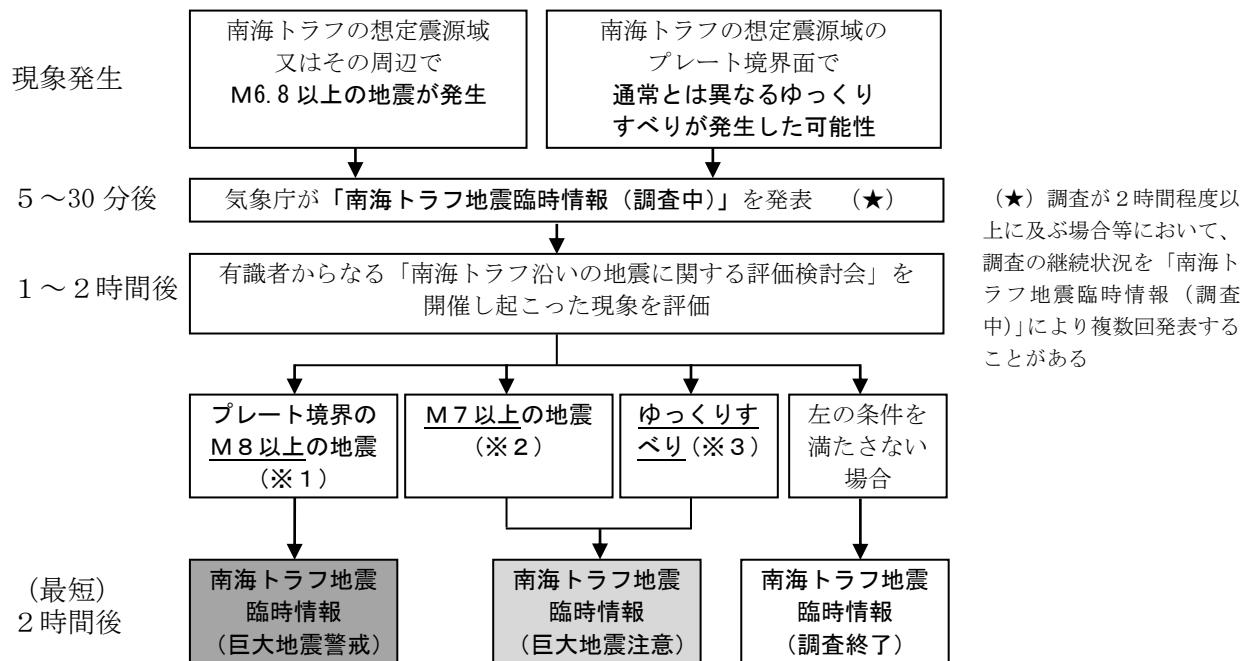
町は県と連携して、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたときは、住民等に対して再確認を目的とした呼びかけ等を行う。

（呼びかける今後の備えの例）

- ・家具の固定・避難場所、避難経路の確認・家族との安否確認手段の決め、家庭における備蓄の確認

第4節 南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ

南海トラフ地震臨時情報の流れは以下のとおり。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第5節 地域防災力の向上に関する計画

南海トラフ地震は、広域的かつ甚大な被害が予想され、被災地域外から県への早期支援が期待できない場合も考えられ、まずは自立した災害対応を行うことが必要であることから、住民一人ひとりによる防災対策の実践に加え、住民、企業、自主防災組織、N P O等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

主な実施機関	町（総務課）、消防団、高松市消防局、自主防災組織、県（危機管理課）
--------	-----------------------------------

1 自主防災組織の災害対応能力の向上

南海トラフ地震のような大規模地震が発生した場合、県においても活断層による内陸型地震と同じく多数の死者・負傷者の発生も想定される。

さらに、内陸型地震とは異なり被害が広域に及び極めて甚大となるため他地域からの県への援助が相当の期間困難となることが想定される。

このような南海トラフ地震の特性を踏まえ、町、県及び高松市消防局は、「第2章 第19節 自主防災組織育成計画」の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

- (1) 南海トラフ地震の特性及びその対策についての知識の普及
(他地域から香川県への援助が相当の期間困難になることの周知など)
- (2) 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援
(特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援)
- (3) 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認
(ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等)
- (4) 自主防災組織同士の連携の促進
(交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等) 等

2 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通の停滞等による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれがあるのと、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持にとって重要な課題になる。

南海トラフ地震による事業所等の被害を最小限にするため、南海トラフ地震防災対策計画の策定（三木町内の施設は対象外）、事業継続計画（B C P）の作成、各種防災関係資機材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅困難化対策等、災害対応能力の向上が一層重要となる。

また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への事業所等としての協力体制の確立も一層重要である。

町においては、これらの活動を推進するため、日頃から、事業所等との情報交換や連携を進

める。さらに、町は、町内に立地する企業・事業所が、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努めるよう促すとともに、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（B C P）の策定等を支援する。

(1) 企業・事業所の役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、町、国及び県が実施する施策に協力して各事業所等において防災活動の推進に努めなければならない。

(2) 町の役割

町は、地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（B C P）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける。

(3) 商工団体等の役割

事業継続計画（B C P）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

第6節 関係者との連携協力の確保

主な実施機関	町（総務課）、県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課）、（公社）日本水道協会香川県支部
--------	---

1 資機材、人員等の配備手配

（1）物資等の調達手配

- ① 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- ② 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。

（2）人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

（3）災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ① 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

2 資機材、人員等の配備手配

（1）町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編のとおり。

（2）町は必要があるときは、（1）に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

3 帰宅困難者への対応

（1）町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒步帰宅の抑制対策を進める。

（2）帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第7節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

主な実施機関	町（総務課、政策課、福祉介護課）、県（危機管理課、河川砂防課、教育委員会）
--------	---------------------------------------

1 避難勧告・避難指示（緊急）の発令基準

地域住民に対する避難勧告又は避難指示（緊急）の発令基準は、原則として次のとおりとする。

また、避難勧告等は以下の基準を参考に、総合的に判断して発令する。

種別	基 準
避難準備・高齢者等避難開始	1 強い地震（震度5弱程度）を体感した又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき。
避難勧告・避難指示（緊急）	1 強い地震（震度5強以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 2 非常に強い地震（震度6弱以上）を体感した又は長い時間ゆっくりとした強い揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。

2 避難勧告・避難指示（緊急）の発令基準

(1) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所等を適切に指定するほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を設定する。町は、地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。

- ① 地域の範囲
- ② 想定される危険の範囲
- ③ 避難場所（屋内、屋外の種別）
- ④ 避難場所に至る経路
- ⑤ 避難勧告又は避難指示（緊急）の伝達方法
- ⑥ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- ⑦ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(2) 町が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておく。

(3) 町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておく。

(4) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難勧告又は避難指示（緊急）があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

(5) 町が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡

体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておく。

- ① 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
- ② 町より避難勧告又は避難指示（緊急）が行われたときは、(1) に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、町は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
- ③ 地震が発生した場合、町は (1) に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

(実施体制の検討にあたって配慮すべき事項)

- ア 消防団、自主防災組織等との連携に努めること
- イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること

(6) 避難所における救護上の留意事項。

- ① 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。
 - ア 収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
- ② 町は①に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。
 - ア 流通在庫の引き渡し等の要請
 - イ 県に対し県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ その他必要な措置

(7) 町は、居住者等が地震発生時に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

3 水道、電気、通信関係

水道、電気、通信等のライフライン施設の事業者・管理者が地震等による被害を軽減又は復旧するための必要な措置については、「本編 第3章 第25節 ライフライン等応急復旧計画」による。

4 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

- ① 各施設に共通する事項
 - ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - ウ 出火防止措置
 - エ 水、食料等の備蓄

才 消防用設備の点検、整備

カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 診療所等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校等にあっては、

a 避難の安全に関する措置

b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

① 町は、(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

② この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は(1)の掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

5 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

(3) 実動部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

(4) 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第8節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

主な実施機関	町（総務課、政策課）、高松市消防局、県（危機管理課、道路課、河川砂防課）
--------	--------------------------------------

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- (2) 避難場所の整備
- (3) 避難経路の整備
- (4) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- (6) 通信施設の整備
 - ① 町防災行政無線
 - ② その他の防災機関等の無線

(整備計画の作成にあたって配慮すべき事項)

計画作成にあたっては、具体的な目標及びその達成期間を定め、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

第9節 防災訓練計画

主な実施機関	町（総務課）、消防団、自主防災組織、県（危機管理課、河川砂防課）、防災関係機関
--------	---

- (1) 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) (1) の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- (3) 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- (4) 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
- ① 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - ② 要配慮者に対する避難誘導訓練
 - ③ 災害の発生の状況、避難勧告・避難指示（緊急）は、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

主な実施機関	町（総務課、政策課、教育総務課）、県（総務学事課、危機管理課、経営支援課、河川砂防課、教育委員会）、防災関係機関
--------	--

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 町職員に対する防災知識の普及

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災知識の普及を図る。防災知識の例は次のとおり。

- (1) 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- (2) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (5) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - ① 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - ② 膨大な数の避難者の発生
 - ③ 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - ④ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - ⑤ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - ⑥ 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
 - ⑦ 復旧・復興の長期化
- (6) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (7) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (8) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (9) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (10) 今後地震対策として取組む必要のある課題

2 地域住民等に対する防災知識の普及

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、

防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する防災知識の普及を図る。

防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位や事業所・職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 地震発生時における地域の災害危険箇所
- (3) 過去の地震災害の事例及びその教訓
- (4) 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難勧告等の発令基準など避難に関する知識
- (5) 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- (6) 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- (7) 緊急地震速報の受信及び対応
- (8) 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む）
- (9) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - ① 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - ② 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - ③ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - ④ 帰宅困難者や孤立集落の発生 等

3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画

町及び学校等においては、阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

- (1) 教育・指導（防災訓練の実施を含む。）の内容
 - ① 南海トラフ巨大地震等に関する知識
 - ② 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般知識
 - ③ 地震発生時の緊急行動
 - ④ 応急処置の方法
 - ⑤ 教職員の業務分担
 - ⑥ 児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
 - ⑦ 学校（園）に残留する児童生徒等の保護方法
 - ⑧ ボランティア活動
 - ⑨ その他
- (2) 教育・指導の方法
 - ① 教育活動全体を通じた児童生徒等への地震防災教育

- ② 研修等を通じた教職員への地震防災教育
 - ③ P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底
- (3) その他
防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

4 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第11節 支援・受援体制の整備

主な実施機関	町（総務班）、県（危機管理課）、防災関係機関
--------	------------------------

1 相互応援体制の整備

常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。また、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

さらに、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。このほか、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、支援計画や受援計画を策定し、それぞれ地域防災計画等に位置付けるよう努める。

- (1) 町は、県や他の市町村への応援要求を迅速に実施できるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、県や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、応援体制を整える。
- (2) 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (3) 町は、相互応援協定の締結にあたって、近隣の市町に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。
- (4) 町は、広域防災体制の確立を図るために、県が行う広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）の検討について、必要な協議を行う。

2 支援体制の整備

(1) 人的支援体制の整備

町は、保健師、土木、下水道関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握するなど、災害時に被災地へ迅速に職員を派遣できる体制を整備する。

(2) 被災者受入体制の整備

町は、大規模災害の発生や原子力発電所事故による大量の被災者を受入れる体制・整備を県と連携して進める。

3 受援体制の整備

町は、町内において災害が発生し、町又は県では応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

(1) 災害時に要請する応援業務

町は県と連携し、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておくようとする。

(2) 受援環境の確保

町は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については、「第2章 第15節 ボランティア活動環境整備計画」に基づくこととする。

第12節 広域避難対策

主な実施機関	町（総務班）、県（危機管理課）、防災関係機関
--------	------------------------

町及び県は、香川県における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣県等からの避難者の受入及び生活支援を行う。

1 広域避難者の受入体制の整備

町は、県と連携し、香川県における被害が軽微な場合、甚大な被害を受けた近隣県等からの避難者の受入及び生活支援を行う。

南海トラフ巨大地震等の発生や原子力発電所事故等による大量の被災者を受入れるための体制整備を県、関係市町と連携して進める。

また、大量の被災者を長期間受入れる場合、賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を進め る。

2 広域避難者への対応

町への避難者に対しては、町は、県、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続きなど生活全般について「とことん親切に対応」する。

また、避難所における避難自治体が被災者の所在地等の情報を共有する仕組みを円滑に運用する。